

文化政策部会「審議経過報告」に対する意見募集の結果

(平成22年6月8日～平成22年7月23日)

通し 番号	枝 番	属性	keyword	意見
1		団体（(社)企業メセナ協議会）	全般	今回の「意見募集」に対して寄せられた意見については、意見の総数や傾向のみを公表するのではなく、内容を丁寧にスクリーニング（整理・分析）し、その結果を広く共有されたい。本件含め、「意見募集」の結果寄せられた各種提案や見解は、当該案件の答申だけに活用するのではなく、担当部局内に確実に蓄積し、折に触れて引き出し、今後の政策立案につなげることを提案したい。
2		団体（秋田雨雀・土方与志記念青年劇場）	全般	①今回「審議経過報告」という形で議論の経過が示された事は、私たち創造団体にとっても意見表明の場が与えられた事も含めて、大きな前進であると評価したいと思えます。また、全体として過去の文化政策上の問題点を洗い直しながら、具体的な問題に踏み込んだ内容を伴っていて、議論の深まりを感じさせてくれるものです。
3		個人（団体職員）	全般	これまで、文化芸術「振興」の領域において、国レベルの理念作りという本格的な議論が行われてきたことは初めてではないかと思えます。文化芸術振興という確立したとは言いがたい分野で仕事をされてきた人々にとっては、市場の形成とともに、その振興策の態様について、認識や関心を得て、検証やありようについて議論されたことは、ここ数十年の文化行政において非常に大きな進歩といえます。「ハコもの行政」と言われた時代が長く続きましたが、ソフト面での芸術文化振興策の支援のあり方について、全くの模索状態から積み上げてきたものを認めつつも、より一層の支援策の改善を目指す動きが出てきているという兆しを見ることは、芸術文化分野での非営利組織の経営手法がやっと、軌道に乗りつつあることを感じますし、文化行政の活動が社会の仕組みにフィットしてきたのではないかと感じます。しかし、日本国中が、文化芸術振興に関して、関心や、広範な知識が浸透しているかと問われれば、果たしてそうでしょうか。そこには、大幅な偏りや、温度差があるのではないのでしょうか。東京という日本の中心地では、インセンティブ、マッチンググラント、アーツカウンシルなどカタカナ語を並べても、共通概念が形成されており、互いの意思疎通が図れるでしょう。しかし、これらの用語を、地方で同じように使用して意味が通じるでしょうか。お互いの理解をもって、会話が成立するでしょうか。その地方ならではの独自の芸術文化振興策が立案できるでしょうか。基本理念について国がその浸透を意図するのであれば、この審議会の場で、噛み砕いた細かな解釈を積み重ねて公表すべきであり、過去往々にして起きてきた、思惑でのボタンの掛け違いや解釈の違いによる理解の齟齬について極力避ける努力が今から必要なのではないでしょうか。理念は国全体で共有すべきで、テクニカルチームを安易に作るのではなく、幅広い理解を得るための表現を追及する努力は必要だと思われま。
4		個人（団体職員）	全般	「文化芸術振興のための重点施策」以降に係わってきますが、今回、このように国が様々な施策を提示するのは、大変喜ばしいと思えます。その一方で、文化芸術の実際の担い手・活動者は「地域地域」の人だと思えます。ですから、せっかく国が諸手を挙げて、地方自治体（都道府県・市町村）の文化施策も同じレベルでの方向性や重みがないと、実効性がないと感じます。その意味では、国が先頭に立ち、地方の隅々にまで染みわたるような政策の方向性、支援体制を築いてほしいと思えます。「取組を進める」「奨励する」の表現だけにとどまらず、予算面の措置も伴ってほしいと思いました。
5		個人（団体職員）	全般	当連盟が事務局を務める芸術家会議（全国の50の芸術創造団体で構成）では、過去4回にわたり、文化芸術に対する提言書を刊行してまいりました。2008年11月には、Creative Japan 2008として、一今、「文化の時代」に、立ち戻る。－という提言を行い、人材育成に係る改革、支援策に係る改革、文化政策の立案・執行の基盤に係る改革など3つの柱で提言を行いました。その内容は、今回の報告書と重なる部分がほとんどで、芸術団体の生の声を形にしたものです。どうか、今後の文化行政の施策の参考にさせていただきたく、参考までにお知らせいたします。（昨年12月16日の第10回文部科学省政策会議に提出いたしました）
6		個人（団体職員）	全般	まずは、加古川市民会館の説明をさせていただきます。私ども加古川市民会館は、昨年4月に指定管理者制度で加古川市から委託運営をさせていただき、この7月で1年3ヶ月になります。昨年、加古川市からの指定自主事業（約8本）と自主事業（約8本）年間16本ほどの事業を展開してまいりました。難しいことは、分かりませんが、この不景気影響なのか16本中収支が黒字になった事業は、2～3本です。全国に約2000ほど会館あると聞いていますが、ぜひとも各館に少しの予算でもいいので年間の事業予算をつけてもらえれば有難いと思えます。それと舞台芸術の振興の方向性で、諸外国と比較してのわが国が文化予算が少ない比較が分かりにくい。（もう少し具体例など）子どもたちが優れた舞台芸術の拡充の件では、わが館では、子どもむけに1月に上映前の試写会「オーシャンズ」、3月にアルプスの少女ハイジ、5月にPACオーケストラとこどもの音楽会、7月に音楽の絵本つるうさぎコンサートを開催した。美術・博物館・図書館の内容については、わが館では対応しておりませんのでコメントが出来ません。申し訳ございません。わが国は、アニメーション、ゲーム、マンガが優れてると思えますが、国をあげてもっと支援が必要だと思う。以上で「審議経過報告」に関する意見募集といたします。意見が大変少なくて申し訳ございません。
7		個人（団体職員）	全般	文化政策部会「審議経過報告」、拝読いたしました。オーケストラの職員として文化事業に係らせていただいている者のひとりとして、僭越ですが所感をお伝えいたします。基本理念に掲げられている、「他国に誇る自国の文化芸術を持つことは、わたしたち一人一人にとって何物にも代え難い心のよりどころとなるのである。また、あらゆる領域で創造性が重視される国際社会において、文化芸術の振興は持続的な経済発展や国際協力の円滑化の基盤となるものであり、我が国の国力を高めるものとして文化芸術を位置付けておかなければならない。」「文化は国家なり」の理念の下、わたしたちは今こそ新たな「文化芸術立国」の実現を目指すべきである。は、まさに文化事業に携わる者にとって、指標であり支えとなる根幹的な理念と心強く思っております。

通し番号	枝番	属性	keyword	意見
8		個人(団体職員)	全般	今回公表された審議経過報告を読んで、正直なところこれらを全て実現することは不可能に近いが、もしできたならば、日本は世界に誇れる文化大国になると感じた。公共施設運営に携わる者として、私は常日頃から地方に住むとやはりどうしても文化には疎くなると感じている。今、地方の人間が“良いもの”を鑑賞するには東京などへ出向くしかない。地方施設には限度があるからだ。劇場、所謂『箱物』を増やすのは、事業仕分けが叫ばれる今、もう賢明ではない。今ある劇場にできる限り誘致し、うまく活用することが大事だと思う。例えば能・狂言・歌舞伎などが生まれた時代、これらは民衆芸能であり、今ほど高尚なものではなかった。地方を興行することで日本全国に知れ渡り、時の権力者の眼に留まり伝統芸能と言われるまでに発展した。当然後援者の力もあったのであろうが、これらに触れ、感動し、何度も足を運んだ民衆がいたからこそ、ここまでものになったのだと思う。文化を広める人、それを受け止める人、支えてきたのは“人”である。箱があっても中身がなければ、意味がない。ただ、一地方の施設では力が及ばないことが殆どで、国の力でなければできないことがある。文化という何ものにも替えがたい遺産を残すためにも、どこで生まれても、幼い頃からこういったものに触れる環境を整え、そこへ導ける人間の育成をお願いしたいと思う。
9		個人(芸術家)	全般	現状の文化政策では、これから先、海外への人材の流出はさらに多くなると懸念される。そのため、国内で人材の育成と、活動環境整備、福利厚生、社会的地位の樹立を急いでほしい。
10		個人(芸術家)	全般	「各地域のける多様な取組が前提になることは言うまでもない」私がここ最近で訪れた金沢や広島では、劇場法や文化審議会で議論されている内容が、大きく誤解されている。そして、両地域においては、その誤解が広がり、中央に対するアレルギー反応すらも感じられる場合があった。私はその誤解をできるだけ解き、説明して理解してもらえたが、外の地域でも、この誤解によるアレルギー反応や、それによる非協力的な態勢が取られていることが考えられる。可能な限り、具体的にそしてその当地で、その誤解が解けるような措置を講じて欲しい。
11		個人(芸術家)	基本理念	第1のうち、「とりわけ、新たな創造的人材の育成は必須であるが、その流出すら懸念される危機的状況」という時代認識に強く共感を覚えます。現状の文化政策ではこれから先、海外への人材の流出はさらに多くなると懸念されます。現状、国内のトップアーティストが海外でのフェスティバル参加や、海外の国や市との共同制作にその活動資金を頼っている場合が多い状況を鑑み、国内で人材の育成と、活動環境、福利厚生、社会的地位の樹立が、急務であると思います。
12		個人(芸術家)	全般	それぞれの項目について、遠い見通しに基づいた恒常的な施策であること、世界的な視野と若い世代・現代への視線を持つこと、より幅広人々に向けた振興とすること、仕組みの改善と同時に手続きの簡略化・透明化・柔軟化を求めます。
13		個人(芸術家)	全般	賛成です。書いてあることを実現してください。
14		個人(芸術家)	全般	大賛成
15		個人(芸術家)	全般	賛成です。書いてあることを実現してください。
16		個人(研究者)	全般	日本における文化の現状認識：客観的な現状分析のない政策立案は失敗に至る 文化芸術の振興は重要であると認識しているが、それ以前に日本における文化芸術に関する客観的なデータを明らかにし、分析することが重要ではないかと考える。この調査分析がないままに日本の文化芸術の現状の善し悪しを論じて政策立案を行えば、文化芸術の実態にそぐわない法制度を作り出し、誤った文化政策を講ずることとなる。
17		個人(大学教職員)	全般	全体的に、狭い意味での文化芸術活動に特化した振興策の提言でなく、文化芸術の社会的意義を踏まえて、社会の中に新しい価値観を作り出そうとする施策の方向性が認められ、そのことに共感いたします。重点施策にあるような、文化予算の拡充、支援のあり方の抜本的な見直し、人材育成の施策が着実に実行されることを期待します。特に、地域の核となる文化芸術拠点の形成が実質あるものになることを大いに期待しております。ただし、その際、「頂点の伸長と裾野の拡大」というような言葉で語られてきた既存の価値観を前提とする固定的な価値付けからは、そろそろ脱却する必要があると思います。 文化芸術活動そのものだけでなく、それらが教育や福祉やまちづくり等の多様な領域に生かされる際にも、その担い手は、地域の個人や自主的グループ、NPO、企業など、多様な主体によって担われています。鳥取の「鳥の劇場」の事例が示しているように、地域の文化芸術活動が、地域の文化アイデンティティの形成に一定の刺激を与えるとともに、それに関わる人々の活動が地域の活力の源泉として地域住民に歓迎され、他地域にも伝わるような好循環モデルが出てきていますし、今後も増えていくことが期待されます。地域の文化芸術拠点の活動を、民間と行政とがそれぞれに側面から支え、進展させるような社会的経済的なしくみが各地の地方自治体で試行的に導入され、各地で地域政策としての特色ある文化振興政策のモデルが次々に出現するような展開を期待しています。
18		個人(大学教職員)	全般	大賛成です。是非していただきたいです
19		個人(公務員)	全般	平成19年2月の「第2次基本方針」の策定に触れられているが、本「審議経過報告」の内容は「第2次基本方針」の骨子を繰り返したものであり、この3年間の施策の内容や分析もなく、「文化芸術を取り巻く諸情勢の変化等」を具体的にどのようなものと認識して「踏まえ」ているのか不明である。「第2次基本方針」に沿ってその内容を具体化する施策が求められているということではないのだろうか。
20		個人(公務員)	全般	舞台芸術への支援に偏りすぎないよう、それ以外にも特色ある取り組みをしている館の評価にも配慮していただきたい。

通し番号	枝番	属性	keyword	意見
21		個人（経営者）	全般	Aロシア(ソ連)、モンゴル、北朝鮮等の国が支えるやり方、 Bヨーロッパ諸国の貴族・皇族を経て国が支えるやり方 Cアメリカ型の個人・企業が支えるやり方に大別される。 翻ってわが国を考えた場合、上記に捉われず、独自の振興策を生み出すべきだと思う。 日本の文化芸術が海外から評価された国内の文化芸術にまず目を向けるべきである。即ち鎖国時代に成熟した歌舞伎をはじめとする江戸文化、平安・室町時代に花開いた「源氏物語」をはじめとする古典文学や能楽、又魯迅、周恩来がわが国に留学した大正・昭和ルネッサンスと呼ばれた時代の漱石をはじめとする文学等々、日本が強かった時代の文化芸術をあらためて検証する。歴史学者、文学者、ジャーナリスト、舞台関係者から選び出された方々での部会を持ちたい。そもそも文化芸術はお上に反発し、自由闊達に自己表現を表現したいところから始まっている。広く、厳しい現場を経験をした方々を集めて欲しい。
22		個人（自営業）	全般	施策としては非常に希望を感じさせて貰え、魅力的に感じます。しかし、具体的な姿が非常に見え辛くも感じます。モデルケースとしてでも、具体的な企業名であったり事業名(憚るならば伏字でも構いませんので)を明記して頂き、その実績と併せて、ビジョンを提示して頂けたら幸いです。現状においては、どうしても恣意的に捉えられる文章だと思っております。
23		個人（学生）	全般	「2. 各分野における重点施策(具体的施策)」について、この5つの分野に分類した理由が不明であるので、なぜこの5つなのかを明記してほしい。文化芸術振興基本法で分類されている分野とは異なることから、これには意図があると思われるので、是非説明願いたい。
24		個人（学生）	全般	地域の文化芸術拠点の充実やアーツカウンシルの導入、マッチンググラント等新たな支援の仕組みを含めた支援制度の見直し、人材育成等が示されているが、これらはどれも文化芸術全体からみても求められるところであり、舞台芸術分野の項目として挙げられているのはおかしいのではないだろうか。なぜ舞台芸術分野なのかを明示してほしい。
25		個人（その他）	全般	2文化芸術の歴史に国民も参加すること 日本の文化芸術に、国民一人ひとりが触れる(鑑賞する)機会を増やすと同時に、その文化芸術に、市民が、何らかの形で参加できるような社会を目指す。 そうすることによって、国民が心身と業)に健全に保たれる。 今の日本は、自国の歴史の中で、経済が最も発展した時期で、様々な文化芸術がすでに育っております。ただ、それが、それぞれのプロ(職業人)として食べていかれる状況にない、ということが、一番の問題だと思います。国家の財政難の折ですから、現在ある施設を利用して公演を増やしたりするなど、コストを抑えて、できることから、行政がリードしてくださると、ありがたいです。一方、文化芸術をパフォーマンスするのが、プロだけというのは、文化芸術の本質からして考えにくいと思います。日本の社会で、子どものころから、伝統文化に触れることに意味があります。また、その文化をにう年長者、お年寄りから、「習う」ということで、最近薄くなってしまった世代間の交流を呼び戻す、よい機会になるのではないのでしょうか。また、プロにとっても、一般向けのプログラムを使って市民に伝授することで、活躍の場も、生計の手段も広がるはずで、 ちなみに、私は、リハビリのために、40代後半からバレエとピラティスを続けています。今回、舞台芸術として「バレエ」が取り上げられていて、心から応援していますが、私が参加しているのは、高齢者でも参加できるようなレッスンです。そのバレエと同じ役割をするのが、ピラティスで、プロのバレエダンサーも取り入れているプログラムですが、素人向けのプログラムもあるのです。(現在、私はその件を執筆準備中です。)このように、一つの芸術でも、プロが牽引して歴史を作り、また、産業として成り立たせていくことと、その裾野に、プロの卵もいれば、素人としてその文化を楽しむ集団があり、その芸術を支えるための様々な技術や人々が存在します。以上のように、プロを育て、同時に国民も参加することは、文化そのもののだけでなく社会にも貢献します。少子高齢化社会を活気づけ、自殺やうつ病などの予防や解決にもなって社会を癒し、医療費、介護費の財政負担も減らします。なにより、国民ひとりひとりが、もっと幸福を感じられるようになるでしょうし、そこから活力が生まれれば、経済効果もあり、不況を乗り切る知恵も出てくると思います。
26		個人（その他）	全般	③文化芸術振興と、スポーツ・フィットネス振興も同時にすすめること縦割りで、行政上分かれてしまうのでしようが、国民の心身をはぐみ、健康にして活力を与えたり、ひいては、産業の発展にも貢献したりするという意味では同列です。また、芸術文化の周辺には、例えばバレエには、ピラティスがあったり、舞台にはボイストレーニングがあったりと、身体的な技術が伴います。能では、その動作そのものが身体訓練(ボディーワーク)になることが、知られています。ここ数年耳にするようになった「体幹を鍛える」という言葉があります。身体の表面近くの表層筋と区別して、身体の奥深くにあり、人間が直立歩行するのに大切な深層筋が着目されるようになってきました。介護予防にも注目されています。この深層筋をフィットネス等で鍛えることで、腰痛やムチウチの後遺症等が身体的に癒されるだけでなく、精神的にも有効であることがわかってきています。私事ですが、職場のパワハラでうつ状態になった時でも、ピラティスとバレエを続けたことで、わずかな期間で危険な状態から回復できた経験があります。伝統芸能や、スポーツ、武術などで、体幹や深層筋を重視することは非常に多いです。そのことから、文化芸術とスポーツ(フィットネス)は、同時並行で進めていただきたいと思えますし、皆が「大切」だと意識しやすいのではないのでしょうか。先のサッカー・ワールドカップで日本中が湧いたように、文化・スポーツは、間違いなくみんなを活気づけてくれます。国が旗を掲げてくれたら、お金はかけられなくても、賢明な日本人のことでですから、いろいろな工夫、アイデアが出てくると思います。また、すべてを行政担当者が抱え込むのは負担が重いので、各界から知恵のある人たちを集めて、協力を得るのがよいと思います。
27		個人（その他）	全般	文化芸術振興基本法に関する改正の件 この件は報告書の『文化審議会文化政策部会3、の(1)地域の核となる文化芸術の充実とそのための法的基盤整備』に広い意味で関係ありと言えるもので、現基本法では、『国及び地方公共団体の責務を明らかにする』としながら地方に国の法に準ずる『条例』を設けることを記していないため、地方は金を喰う文化芸術振興行政を逃がっているように見える。これが折角制定された基本法のその効果が地方に及ばない現状を生んでいると考える。小生は堪り兼ねて2回ほど当地の新聞に投稿(別紙)しましたが効果がありません。それからこの条例化を文化協会連合会から香川県へ働きかけ、県は漸くその気になり3年前条例を議決セッションも教育委員会から知事部局に移し、見違えるような変身振りで目覚ましい活動をしています。県下の自治体はこれに続くかと思いましたが、我が丸亀市だけで他に続く自治体は目下のところ香川県や周辺に限ってもありません。結局、国の基本法は、国の文化振興だけを目指したもので地方公共団体には何の効果も無い結果となっております。唯一の方策は(基本法)が地方公共団体に『条例』を義務づけることです。

通し番号	枝番	属性	keyword	意見
28		個人（その他）	全般	早急な実施と、また、教育現場との協働作業として行われることを切望します。
29		個人（団体職員）	全般、文化省	この中で書かれている施策を行い、文化芸術立国“日本”を目指すために、より強い実行力を持った機関が必要だと考えます。つまり、現在の文化庁を文化省にすべきだと考えます。今の日本では身体⇒保健（保険）、頭⇒教育に関しては十分な施策がありますが、心を育むために重要な“文化芸術施策”はあまりにも不十分です。小さなうちから文化芸術に親しむ機会を数多く、国が提供するべきだし、その義務があると思います。また、そのために公立の劇場が独自の魅力あるソフトを制作でき、どんな地域でも住民の方がそれを享受できるよう、公による支援や環境整備が必要だと思います。
30		個人（団体職員）	全般、人材育成、子ども（鑑賞機会）	個別の項目で特に意見を申し上げたい点は、地方で文化事業を継続していくことが、たいへんに困難な状況に置かれているということです。文化芸術を支える専門人材の不足や養成体制に関する課題等が指摘されている。という内容が本報告でもなされておりますが、地方において地域格差無しに文化振興を行うには様々な条件が必要となります。まず、各地域に質の高い芸術家が活動・生活できる基盤があり、商業的ベースの一過性ではない創作・表現活動ができること。また文化が複合的に発展することで、芸術家にとって魅力的な地域となっていくことも必要であると考えます。私どものオーケストラを例にとるなら、海外から含めて70名程度の音楽家を囲い入れ、その生活を保障し、また彼らが研鑽をつめるだけの芸術的環境を整えていかなければなりません。しかしながら、実情としては、仮に時間的・人的に最大限の活動が行えたとしても事業収入のみで人材を確保し維持していくにはほど遠い状況にあります。ましてや、音楽ホールも無いといった環境を整備し、より質の高い活動基盤を作ること、一制作団体のみで到底できることではありません。第二に地域によっては、芸術文化に接することが非常に困難であること。小規模な地域の組においては、わざわざ芸術家を招聘して提供するだけ体力はありません。国民に等しく文化リテラシーを供することを標榜するならば、この状況を改善するのが国の施策で行われなければ、現状その地域の人々の文化の享受は非常に困難と思わざるうえません。学校の現場からも、学校に予算が無く、PTA活動制約も大きくなっており、芸術鑑賞会を行うことが非常に難しくなっていることを耳にします。文化庁の「本物の舞台芸術体験事業」が、好評だったことにも、そういった現状は如実に表れていると思います。文化の享受を欲している人がいる、しかし届かない。誰が届けるべきなのか？文化に接する機会が無ければ、当然、文化人として醸成もありえず、ひいては文化を支える人々、文化の基盤が崩壊することに繋がるのではないのでしょうか。第三に実際に文化活動を行う人材、それを支える人材の育成について、非常に憂慮すべき時代に入ったということです。昨今、日本で開催される音楽コンクールの上位入賞者の多くが外国人、特に韓国、中国人が増えていることが話題に上ります。日本人の少子化ということも考えられるでしょうし、芸術家への保護が薄く、生活不安定と言わざるうえない日本で、芸術家を目指す若人が今の時勢にどれだけののでしょうか。また、韓国・中国の文化政策は日本よりも手厚く、その当然の帰結とも思えます。音楽分野において日本人の技術・音楽性はたいへん優れており、世界中で活躍する芸術家を輩出してきましたが、今後どのよな状況になっていくのか。危惧させる状況ではないのでしょうか。一部分についての私見ですが、ぜひとも理念の達成に向けてのご尽力を切に願う次第です。よろしくご意見申し上げます。
31		個人（芸術家）	全般、アーツカウンシル、新しい公共	文化政策部会「審議経過報告」に具申いたします。基本的に全面的に賛成します。「新しい公共」を考えるにおいて、地域の人々が如何に連携してゆくかは欠かせません。その中で「文化」の持つ役割は非常に大きいと思います。特に地域では都市部に比べて文化の享受する度合いが低いと思います。その度合いの低さが、地域より新しい文化が発信できず、結局は都市部のマネを無理矢理してしまって、多くの地域が取り組んでも息切れしてしまう現状を多く見ます。それは、文化を発信する人材が途切れてしまうことや拡がりを見せるだけの予算確保が出来ないなど理由は様々ですが、継続して地域に人材が文化のために居続ける事が困難な事が最大の原因ではないかと思えます。都市部より地域の方が「住みやすい」かも知れませんが、住居環境や経済性だけでなく、文化というモノがあってこそ本来の「住みやすい」なのだと思います。文化は稲作のような春に種をまけば秋に収穫できると言ったモノではなく、むしろ数十年というスパンで見ると林業に近いと思います。今回の経過報告が実現されれば、文化という太い幹を持った国が作られると信じています。逆に言えば、文化施策を貧弱にし続けた結果、今、荒れ果てている山になっているのが日本の現状だと思います。特にアーツカウンシル制度を導入することにより、地方発信の文化が積極的に取り上げられると思います。現状ですと、地方から都市への発信を行うという労力がどうしても必要となります。そしてそれを行う事により、地方で文化発信をしている人の切磋琢磨が始まるのではないかと思います。これが起こる事が地方にとって一番重要と考えています。
32		団体（(社)日本芸能実演家団体協議会）	基本理念	文化芸術振興の基本理念は文化芸術振興基本法に明記されており、これまで基本方針に書き込まれてきた。第三次基本方針にあたっては文化芸術が国づくり、地域づくり、ひとづくりの根幹であることから、他省庁との協働をはかる文化省の設置や国の文化予算確保方針、地方公共団体の文化政策充実、文化芸術への民間資金や宝くじ等の資金の活用など、国の主導的な役割の発揮をさらに強調する必要があると考えます。
33		団体（NPO法人アートNPOリンク）	基本理念	「『文化省』の創設をも念頭に置きつつ、まずは関係省庁が<協働の姿勢>をもってより一層連携を強化していかなければならない。」とあるが、国民への説明と議論を踏まえつつ、具体的な進展を望む。そのためにも、『文化芸術振興基本法の基本理念』に則った政策の実現に向け、市民が主体的に芸術に参画する領域を拡大しようとする施策を講ずるべきである。
34		団体（NPO法人アートNPOリンク）	基本理念、新しい公共	「文化芸術の振興と連動する創造産業の発展に大きな期待」とある。その見解に賛同する一方で、文化芸術を介した若者や障がい者、高齢者、貧困者、失業者などの社会参加や社会的包摂など、「支え合いと活気のある社会」を謳う「新しい公共」の実現ならびに、菅直人首相が就任会見で述べた「最小不幸の社会をつくる」うえで文化芸術の役割を見直し、政策に反映すべきである。

通し番号	枝番	属性	keyword	意見
35		団体（日本音楽芸術マネジメント学会）	基本理念	今後の新方針策定の前提となるべき文化芸術振興の基本理念を冒頭において明確にすることは時宜を得たことであるが、その場合、①文化芸術が人間存在に与える意義、②そのための国の振興政策の重要性、③とくにグローバル化が振興する国際社会における国家戦略の重要性の3点を、それぞれわかりやすく、明確に書き分けるべきである。 (理由) これからの重点的な政策推進を図るためにも、上記の3点についてできるだけ多くの国民の共通理解を得ることが不可欠であり、そのためにはそれぞれについて理解を得やすい表現で明確に示すことがより適切と考えられる。原案ではこれらの理念の記述が混在し、記述に明確性を欠いているように思われる。 以下は例示であるが、例えば第1段落は①について述べることとし、3行目「他国に誇る自国の文化芸術」を「自らのアイデンティティの根源となる固有の文化芸術」に改め、4行目「心のよりどころとなるのである。」をもってこの段落を閉じる。 第2段落は②について述べることとし、8行目「文化芸術の振興は・・・」から9行目「自国の文化芸術を振興しなければならない。」続いて15行目「振り返れば、わが国では、・・・」から18行目「強化拡充を図らなければならない。」を一文としてこの段落を閉じる。 第3段落として、5行目「あらゆる領域で創造性が・・・」から7行目「位置づけておかなければならない。」続いて10行目「このことは他国政府の積極的な・・・」から14行目「連携を強化していかねばならない。」までを一文としてこの段落を閉じる。 第4段落は、総括的主張として、19行目以下の原文どおりとする。
36		団体（日本児童・青少年演劇団協同組合）	基本理念	文化芸術振興の基本理念に「環境の質、生活の質、心の豊かさが求められるようになった。（略）文化芸術の振興を国の政策の根幹に据えて、これまでの政策を抜本的に見直し、文化芸術振興策の強化・拡充を図る、私達は今こそ新たな『文化芸術立国』の実現を目指す」とあります。その中で私達児童・青少年演劇の役割を認識し、私達自身の活動力量をそのことにふさわしく高め、「文化芸術立国の実現」の一翼を担う決意であります。
37		団体（秋田雨雀・土方与志記念青年劇場）	基本理念	④基本理念に関連して 基本理念において、わが国の国力としての文化が強調される文脈になっていますが、この「国力」という言葉の概念ははなはだ曖昧ではないかと思えます。ともすると他国との対比でものごとが語られがちになる危険性も感じます。問題は、この国の理念として「豊かな文化を継承し、発展させること」があり、その中身として、全国民が享受するだけでなく、そこに参画できる機会を作っていくことではないでしょうか。この理念で言われる経済的な効果、産業に対する刺激、あるいは文化発信などは、その副次的効果として期待されるものであって、文化芸術をどのように次の世代に手渡していくのかという基本的な課題について、論及していただければと思います。芸術に対する支援の根拠としての副次的効果の強調は、極めて戦略的なもので、基本的な理念を見失わせるのではないかという不安を抱かれます。
38		個人（団体職員）	基本理念	基本理念として、文化芸術の振興が持続的な経済発展等の基盤になるもので、国力を高めるものとして文化芸術を位置付けている。各地域の多様な取組みと共に国の責任において自国の文化芸術を振興しなければならないこと及び文化政策が、短期的なコスト削減・効率重視に左右されてはいけないことを謳っている。文化芸術に関する理念はそのとおりであろうと考える。ただ、昨春秋以来の「事業仕分け」の議論の中、短時間で公益法人（独立行政法人）の事業の一部が廃止と判定されたり、乱暴な議論がそのまま罷り通りようでは今後の文化行政への不安は拭えない。文化芸術の良さとその浸透と文化形成には、一朝一夕にいかず時間がかかることを国民全ての人に認識させることが重要ではないだろうか。この基本理念に基づいて、あとはどんな具体策を策定し、それをいかに早く実施していくかである。地方を含めた文化行政の要となる文化庁として、税収が落ちると地方自治体での文化予算削減等の動きなどへも目を向け、それを補完するような立場でしっかり実行して頂きたい。
39		個人（団体職員）	基本理念	非常に力強い意思が感じられ、文化芸術に携わる人々にとっては勇気を頂ける内容だと思えます。その逆、国にはここまでの提言をしないと動かせないであろうという情勢には寂しいものを感じました。
40		個人（団体職員）	基本理念	2段落目「関係省庁が協働の姿勢>をもってより一層連携を強化していかねばならない」とありますが、この、文化庁の一部会から出された報告において、最も重要で最も死守しなければならないところはこの点だと私は考えます。教育分野と芸術分野でさえ同省庁内、自治体の組織においてもわかれており、例えば、学校現場における文化芸術の普及活動や、その教育的含意について、理解が及んでいないのです。縦割りの狭い領域のなかでその効果を数値的な評価によって代表される、という現行のシステムの要件において、文化芸術の評価は不当に歪められ、その価値を生かすことができなかったのではないのでしょうか。いっぽうで、地域創造や国際交流基金などのように、文科省関係団体よりもより文化芸術面において実績やノウハウを蓄積しているものもあります。 この部分について本腰を入れて取り組むのであれば、中間報告に示されたビジョン自体が形骸化するものと考えます。 1段落目「他国に誇る自国の文化芸術を持つことは、わたしたち一人一人にとって何者にも代え難い心のよりどころとなるのである」とありますが、この点に加えて、社会包摂としての機能が明言されるべきではないかと思えます。すなわち、文化芸術は、それぞれの人の外部にあってこころのよりどころになるものとは限らないということです。文化芸術が創り出す場は、生産年齢の国民に加え、子ども、高齢者、障害者、失業者、在留外国人など、日本国内に在住するすべてのカテゴリーの市民に参加の機会を開き、各々の表現機会、交感機会を創りだし、協働する基盤を生み出すような、社会のインフラとなりうるものだからです。社会を構成する市民の多様性と、その表現の自由を社会的に担保していくための礎であると位置づけることによって、より、文化芸術への参加機会の一般化、鑑賞機会の一般化を謳い、商取引になじまなくても、社会への貢献度の高い活動を積極的に評価していく状況を、つくりだしていく必要が文化芸術立国全体のビジョンのなかに、含まれていることをのぞみます。
41		個人（団体職員）	基本理念	「文化芸術振興の基本理念」において、文化芸術が果たす役割をもっと強調してはどうでしょうか。例えば、現代社会で毎日のように起きている事件の背景にあると考えられる「心の貧しさからの解放」「殺伐とした社会からの解放」といったテーマも挙げてはどうかと思えます。（コミュニケーション不足等が要因の1つでしょうが、一方で大きな要因でもあると思われます。）

通し番号	枝番	属性	keyword	意見
42		個人（団体職員）	基本理念	<p>文化芸術は、過去から未来へと受け継がれ、人々に大きな喜びや感動、心の豊かさや安らぎをもたらす心の資産であり、国境を越えて様々な価値観を共有する基盤となるものである。グローバル化が進展する今日にあって、他国に誇る自国の文化芸術を持つことは、わたしたち一人一人にとって何物にも代え難い心のよりどころとなるのである。また、あらゆる領域で創造性が重視される国際社会において、文化芸術の振興は持続的な経済発展や国際協力の円滑化の基盤となるものであり、我が国の国力を高めるものとして文化芸術を位置付けておかなければならない。</p> <p>「他国に誇る自国の文化芸術を持つこと」という部分について 文化芸術は、前段にも記載されているように国境を越えて様々な価値観を共有する基盤となるものであることには全く異論がありません。その上で「他国に誇る自国の文化芸術を持つこと」という表現について。</p> <p>①「他国に誇る」 「文化芸術」は究極的には人間一人一人の幸福に繋がるものであり、「他国に誇る」という国家間の競争的な表現とは本質的に相容れないものと考えます。国家間の関係という視点から論じるのであれば、日本という国家が文化芸術を振興する目的は、「他国に日本の文化を誇ること」ではなく、隆盛する日本の文化芸術を通じて日本と他国が交流と理解を深め、「国境を越えた様々な価値観の共有」が深まること、と考えます。このような趣旨が織り込まればなお良いと考えます。</p> <p>②自国の文化芸術 大量の情報が瞬時に国境や文化圏を越えて共有される現代社会においては、文化芸術においても既存のジャンルや価値観が融合し、常に新しい展開が生まれています。様々な文化芸術が相互に影響を与えつつ新たなジャンルや表現形態を産み出していくことは、21世紀の文化芸術の一つの特徴であると考えます。ここで「自国の文化芸術」という表現は「自国固有の文化芸術」或いは「自国の伝統に根ざした文化芸術」という概念を想起させる懸念があり、その場合、現代の文化芸術の潮流と若干ベクトルの異なる趣旨となる恐れがあります。「自国固有の文化芸術」の重要性はもちろんのこと、その文化芸術の発祥の地を問わず、日本国内での、或いは海外で活躍する日本人の文化芸術活動の大切さを訴える表現となることを望みます。</p>
43		個人（団体職員）	基本理念	<p>(原案) 文化芸術の振興は、わたしたち一人一人の主體的な営みや、各地域における多様な取組が前提となることは言うまでもない。その上に、国としても自らの責任において自国の文化芸術を振興しなければならない。このことは他国政府の積極的な文化発信政策を見るにつけても明らかであり、経済面での国際競争の陰に隠れ、文化発信面で国際社会に遅れをとってはならない。そのためには、国による文化芸術の振興を総合的に推進する必要がある、「文化省」の創設をも念頭に置きつつ、まずは関係省庁がく協働の姿勢をもちより一層連携を強化していかなければならない。</p> <p>(意見) ・国としても自らの責任において自国の文化芸術を振興しなければならない。 ・国による文化芸術の振興を総合的に推進する必要がある、という部分について。 前段にもあるように、文化芸術の振興は、「一人一人の主體的な営みや、地域での多様な取組の集積」が前提となるものです。「国が自らの責任において自国の文化芸術を振興すること」や「国が文化芸術の振興を総合的に推進すること」とは、即ち「国が『一人一人の主體的な営み』や『各地域における多様な取組』を支援すること」という趣旨が、より容易に読み取れる表現となることを希望します。</p>
44		個人（団体職員）	基本理念	<p>(原案) 「鉄は国家なり」とは、鉄を確保することが国家戦略的にも重要な位置付けにあったころの言葉である。確かに産業の中心として経済を支えてきたのは鉄であり、「鉄を制するものは国を制す」とまで言われた。そして今は、我が国の文明を大きく発展させたかつての鉄のように、文化芸術の振興と連動する創造産業の発展に大きな期待が寄せられつつある。わたしたちは、この新たな「産業のコメ」が大きく育つ環境をしっかりと整えることに注力すべきである。とりわけ、新たな創造的人材の育成は必須の条件であるが、その流出すら懸念される危機的状況の中、文化政策は短期的なコスト削減・効率重視といったものであってはならない。「文化は国家なり」の理念の下、わたしたちは今こそ新たな「文化芸術立国」の実現を目指すべきである。</p> <p>(意見) ・とりわけ、新たな創造的人材の育成は必須の条件であるが、その流出すら懸念される危機的状況の中、文化政策は短期的なコスト削減・効率重視といったものであってはならない。という部分について。 文化芸術の振興は中長期的な視点からの取組み無しには成立しません。この点で原文に全く同意します。将来に渡り安定した文化芸術の振興を実現するために、今回提言されている内容が着実に実現されることを希望すると共に、現在行われている文化芸術振興への取り組みと新たな枠組みへの円滑な移行に御配慮いただければ幸いです。具体的には、現在に至るまで継続的に実施されてきた文化庁、芸術文化振興基金、(財)地域創造等の様々な文化芸術に関する助成環境が根本的に見直されていくこととなりますが、その際に、助成を申請する側に十分な情報と時間が与えられる環境づくりに御配慮ください。また、移行期間中も、何らかの支援環境が継続するようにご配慮ください。</p>
45		個人（団体職員）	基本理念	<p>・文化の「国力・国の威信」としての位置づけは、国際社会における日本の立場から当然考えるべき重要な視点。 ・その前提として、そもそも文化は国民の日常生活、長い人生の中で欠かすことができない言わば「心の米」たる存在であることを再認識することが大切。教育、健康、福祉等人間の尊厳に関わる全ての分野において、少なからず貢献している存在。</p>
46		個人（団体役員）	基本理念	<p>全くこのとおりであります。人間の幸せは生活に潤いがあり生まれてきて良かったと心の底から感じるようなところにあり、その意味において文化芸術の果たすべき役割は極めて大きいものがあります。特に、本文の中の「経済面での国際競争の陰に隠れ、文化発信面で国際社会に遅れをとってはならない」また「文化芸術の振興を国の施策の根幹に据えて、文化芸術振興策の強化・拡充を図らなければならない」また「文化施策は短期的なコスト削減・効率化重視といったものであってはならない。『文化は国家なり』の理念の下、私たちは今こそ新たな『文化芸術立国』の実現を目指すべきである」の考え方に賛同するものであります。</p>

通し番号	枝番	属性	keyword	意見
47		個人（団体役員）	基本理念、文化省	基本理念においては、文化芸術は人間の心の豊かさをもたらし、またその振興は経済の発展や国際協力の基盤であり、国力を高めるものであると文化芸術を位置付けていること。文化芸術の振興は文化省の創設も視野に、各地域の多様な取り組みとともに国として自らの責任において振興すべきこと。●「鉄は国家なり」～「文化は国家なり」への理念の下、文化芸術は創造産業の発展に連動すること文化政策は短期的なコスト削減、効率重視ではない。文化芸術立国を目指すべきだ。以上が要点であると考えます。大変素晴らしい基本理念としては全く申し分ありません。ただ芸術の深化が創造的人材の育成に寄与していることの押さえが若干弱いと思います。現在いろんな面から管理と画一的な教育、社会の弊害が叫ばれています。そしてどんどん閉塞感のある社会へと下っていく危機感が充満しています。それを打破しうるものは、文化芸術の振興による心の豊かさへのチェンジだと思います。人々がそれによりどんどん活性化し、明るい創造性豊かへと、新しい日本の道です。後はこれをいかにして具体化、実現していくか！です。ワイマール憲法のように理想的なものを造りながら、一度も実行されなかったことないようお願いしたい。
48		個人（団体役員）	基本理念	基本理念の中で「国自らの責任において自国の文化芸術を振興しなければならない」という文言は大変心強い限りです。自国の文化芸術のジャンルの中にはもちろん国境を越えた音楽、舞踊、美術、映画、加えて近年躍進めざましいアニメーションなども入りましょが、何よりもまず日本文化を中心に据えるべきではないでしょうか。世界に誇れる伝統ある古典芸能と共にそれらの根っこといえる民俗芸能（最近では両方ひっくるめて伝統芸能という呼ばれ方をしますが、ここでは文化財の一つでしょうか。）についても、ただし民俗芸能の特質は他の芸能とは異なり個人のもではなく地域共同体のもです。基本理念の中で文化芸術は人々に大きな喜びや感動、心の豊かさや安らぎをもたらす心の資産と表現されていますが、民俗芸能はそれにも増して地域共同体として必要とされる人間づくりと、その連帯作りであったのではないのでしょうか。そして各地共同体のこの物心両面とも云える民俗文化の作業の集積が日本という国を支え、日本人のアイデンティティを形成したのではないかと考えます。従って我が国の歴史や文化を理解するため必須のものであるのは言うまでもありません。この「審議経過報告」の中も同じ意図が書かれているのですが、より近く民俗芸能の現場に接する者としては、文化芸術、文化財という言葉、加えて使用され続ける“心の豊かさ”という表現と現実との間に幾重にも遮幕がかけられているようなもどかしさを感じています。
49		個人（団体役員）	基本理念	文化芸術を我が国の国力を高めるものとして位置付け、国として自らの責任において自国の文化芸術を振興しなければならないとし、これまでの政策を抜本的に見直し、文化芸術振興策の強化・拡充を図らなければならないとしたうえで、文化政策は短期的なコスト削減・効率重視といったものであってはならず、今こそ新たな「文化芸術立国」の実現を目指すべきと打ち出している基本理念は高く評価できるものであります。ただ、「鉄は国家なり」を例に引きだし、創造産業の発展に文化芸術の振興を結び付けるなど、国力強化の面が強調されすぎ、豊かな人格形成と調和のある社会形成にとって文化芸術が持っている重要な役割にもっと視点をあてて議論されるべきだと考えます。
50		個人（団体役員）	基本理念、新しい公共	2パラグラフ目の6行目<協働の姿勢>への指摘です。協働の概念を明確にさせることが必要です。新しい公共という視点に置いては、<共働>という概念が最もふさわしい。協働と共働の違いとは、以下の通りです。 ◆協働…協力として働くという意味であり、双方のどちらかが優位に立ち(例えば、情報や知識を先行して持つ)、ある者から(上位者・主導者)ある者へ協力を働きかけるということ ◆共働…お互いが対等であるということがまず前提。情報、技術、知識、考え方などがバランス良く調和して、ある問題に対して対等の立場で、共に切磋琢磨することによって、これからの文化政策を考える第一歩は、協働⇒共働への移行です。
51		個人（団体役員）	基本理念	基本理念の説明のトーンが感情論に偏っており、その中で展開される「文化芸術振興で他の国に遅れないように国力を高める」というロジックにはあまり説得力が感じられない。文化芸術振興基本法の精神が現実には反映されていないことから新たな具体的なヴィジョンを作る必要があることを認識した答申をまとめ、確実に実行に移していただきたい。
52	1	個人（団体役員）	基本理念	「文化芸術立国」の実現を目指して、というスローガンは大変結構で大賛成である。しかしそれは、「文化芸術亡国」という現状を本当に認識してのことなのだろうか。日本において住居がせまいという理由もあるが、日本人は絵を買わない。絵を買うのは一部の成金投資家が投資目的で大家の絵を買うだけである。こうした日本人の芸術に対する無理解はいつから始まったのだろうか。110年以上前のことであるが、大倉天心は次の様に書いている。「もしわれわれが、彼らの偉業を単に年代の古きをもって尊んだとしたならば、それは実に愚かしいことである。しかもわれわれはね自己の歴史的同情心が、審美的眼識を無視するままに許している。美術家が無事に墳墓におさめられると、われわれは称賛の花を手向けるのである。進化論の盛んであった19世紀には、人類のことを考えて個人を忘れる習慣が作られた。」博物と美術の区分けはあいまいであり、美術史は博物史となっているのである。「今の世に美術無しというが、これが責めを負うべき者はたれぞ。古人に対しては熱狂的に鑑賞するにもかかわらず、自己の可能性についてはほとんど注意しないのは恥ずべきことである。世に認められようとして苦しむ美術家たち、冷たき軽侮の影に逡巡している疲れた人々よ!などというがもこの自己本位の世の中に、われわれは彼らに対してどれほどの鼓舞激励を与えているか。過去がわれらの文化の貧弱を哀れむのも道理である。未来はわが美術の貧弱を笑うであろう。われわれは人生の美しい物を破壊することによって美術を破壊している。」と当時の日本社会および文化政策を痛烈に批判している。しかしそれは同時にまるで今の文化庁、つまり文化政策への批判のようではないか。まずこの岡倉天心の言葉を胸にして文化政策の解体的出直しを図る必要はないか。ゴッホは生涯2枚の絵しか売れなかったが、没後に弟の妻の努力によりその作品の価値が認められた。そして西洋社会では、生きた芸術家への無理解にたいする反省が生まれた。しかし日本でゴッホが生まれていたら、その絵は捨てられて終わりだっただろう。日本では絵はいくら良くも売れない。であれば絵描きはビジネスにならない。売れなければ企画で画廊はしてくれないから、自分で画廊を賃貸不動産として借りるしかない。さらに、海外で作品発表する時の経費も自分持ち、カタログ作りも自分持ちである。大作であるとそれらは数百万円になる。日本の美術館の企画展に運よく選ばれても、その絵を無料で美術館が買い取った(?)例を知っている。美術館で事務机を購入する時、無料ということがあるのだろうか。美術館にとって彼らの作品は事務机ひとつより低い。多くの生きた日本人の作品が無料で寄贈される一方、海外の亡くなった著名画家の作品が高額で買われる。まさに文化亡国の国である。最後にこの国の近代現代美術史の偽造について指摘しておきたい。

通し番号	枝番	属性	keyword	意見
52	2	個人（団体役員）	基本理念	<p>1925年にパリで行われた最初の前衛美術展「今日の芸術展」があるがそれに東洋人で一人参加できた日本人画家、坂田一男がいる。その展覧会には、ピカソ、レジェ、ミロ、モホリー・ナギ、モンドリアン、オザンファン、ドローネー、アルプ、ブランクーシーなど今では巨匠といわれる世界20ヶ国の88人が参加した。キュビズムとして知られるピカソと同じキュビズムの絵を描いた坂田は、「国際様式」の画家として認知され、その後、その作風はピュリズム、抽象画と進展していく。まさに一人で美術史の流れを刻んだ世界でも稀有な画家だった。彼は1929年の大恐慌の影響や父の死もあり、やむなく帰国せざるをえなくなったが、故郷の岡山で待ち受けていたのは実家の破綻による経済的苦境だった。戦前は自由に絵を描いて発表するなどできない苦難の時期が続く。「田舎芝居」と断じた画壇と軋轢を生み、戦後はいち早く絵画の団体をつくって4回の展覧会をデパートで行ったものの1956年、66歳で病魔に倒れた。柳亮は美術評論家連盟を結成した美術評論家であるが、坂田を日本の抽象絵画の先駆者と位置付けた。彼の言葉を引用する。</p> <p>「坂田一男の名は、日本人で一番最初に抽象絵画を手がけた画家として、永くわが国の絵画史上に残るであろう。坂田は1929年（大正10年）に渡仏してレジェの紋に入り当時まだ実験段階を出なかつた抽象絵画をレジェから受けたのであって、ひとり日本人として、というだけではなく、国際的にもモンドリアンやアルプなどとほぼ前後してスタートした第1期生である。その作は、毎年サロン・ド・チュイルリイに発表され、当時同展の一名物とされていたことを私は忘れない。いつもハンチングを冠りブルーズの代わりに労働者のような作業服を着て、画家よりもエンジニアと云いたい恰好でパリの町を闊歩していたが、この服装はレジェ派に属する前衛作家の近代的気質を象徴した実は彼らの制服だったのである。坂田が帰朝した時、日本の画壇はやっとフォーブの名を覚えた程度だった、ということ想起する必要がある。帰朝後、彼は故郷に隠棲して画壇的な華々しい活動はしなかつたが、時代が20年ほど早すぎたのである。しかし数々の彼のすぐれた遺作は、日本の抽象絵画の歴史の年輪が目に見えないところがかにかがっしりと越えふとっていたかを実証してあまりある。」パリの事をすべて知っていた柳だけが書くことのできる評価であり、歴史的資料となりえる。しかし、日本の近代美術、現代美術史の中に坂田の名を見出すことは容易ではない。日本画壇は彼の存在を抹殺し歴史を偽装してしまったのである。このように日本の近代現代美術の先駆者を抹殺したままで、文化芸術立国論などありえるのだろうか。あまりに課題は大きい。</p>
53		個人（団体役員）	基本理念	<p>これまでの文化政策を抜本的に見直しするという基本方針とするならば、これまでの反省点を明確にしなければ次に進まないと思います。伝統的な文化芸術も現代アートも基本は庶民の営みから生まれてきたものであり、時の権力によって差配れない哲学と法律が必要と考えます。結果として、産業と結びつき時代への経済効果も生み出す芸術文化もあれば、形の上では、なんら産業化しないものもあるのではないかと思います。世界的にもわが国においても極めて厳しい経済状況であることは前提としてもあまりにもお金が基準の考え方が作った時代的な損害（被害）をきちんと文化芸術の分野で明確にしていく努力がほしいと思います。そのような振舞い方が、次に大切にしなければならないものを明確にしていくのではないかと考えます。</p>
54		個人（芸術家）	基本理念	<p>第一「文化は国家なり」の理念のもと、一つの価値観、美意識、スタイルへの整合統一ではなく、自由な混沌とした文化の熟成のための文化芸術振興を望みます。結果と、整理を急がないことが大切だと思います。</p>
55		個人（芸術家）	基本理念	<p>我が国の舞台芸術、特に近代演劇以降の新劇、小劇場演劇につきましては、一部を除いて宿命的に反体制的な思想、運動とともにあったため、国家および地方自治体による公的支援が諸外国にくらべて甚だしく立ち遅れているという現状にありました。この項目を拝読いたしますと、国家戦略としての芸術振興を力強く打ち出しておられ、行政と文化芸術のより新たなで、より幸福な関係が育まれることを予感させられます。ぜひ実現してください。そして、これを端緒として、今後も深化した文化芸術振興の在り方を模索しつづけていただきたいと思います。</p>
56		個人（芸術家）	基本理念	<p>現状の文化政策では、一過性が強く、さきがみえない。長期的視点のある政策を希望する。文化を軽視する人や国になりたくない。</p>
57		個人（芸術家、教職員）	基本理念	<p>まさに今後の日本…日本人が日本人としての誇りを持ち、物質的にはある程度前提の上で、心の豊かさを携えて生きるために、必要な理念。是非とも推進すべきと考えます。</p>
58		個人（研究者）	基本理念	<p>個別の文化芸術への価値観：価値観が多様化している中での文化芸術保護は慎重であるべき 時代や地域、人によって個別の文化芸術の価値観が異なり、何をもって「保護すべき」文化芸術なのか議論が分かれるところであり、永久に結論は出ないであろう。また、残っている伝統文化芸術は何らかの理由があるために残っているであり、その理由を調査・分析することにより、文化芸術政策のあり方を考察することが必要である。仮に政府が特定の文化芸術を支援するならば、国民の大多数が納得しうる根拠を明らかにしなければならない。</p>
59		個人（研究者）	基本理念	<p>基本理念の組み換え：「攻め」と「守り」の文化政策 基本理念については大凡同意できるが、「審議経過報告」が伝えたいことが不明確である。したがって、政策の基本的なスタンスとして「攻守」バランスのとれた文化政策と捉えるべきであろう。なお「攻守」の目指すところについては、「攻め」は対外的な文化発信による日本の認知度の向上や国内においては文化に付随する経済産業の成長、「守り」は日本人のアイデンティティの維持や次世代への伝承という具合に設定することができよう。 一例えば、「攻め」については対外的な文化芸術発信、地域振興、「守り」は文化財の修理・防災、後継者育成等に分類ができよう。</p>
60		個人（研究者、大学教職員）	基本理念	<p>最後の段落「『鉄は国家なり』とは…」以下の文章で、「文化芸術の振興と連動する創造産業の発展に大きな期待」とある。そうした成長戦略としての文化芸術の振興とあわせて、アートを介して若者、障がい者、高齢者、貧困者、失業者などの社会参加や社会的包摂など、「最小不幸の社会」を実現するための、社会保障としての文化芸術の振興にも言及すべきではないか。</p>
61		個人（大学教職員）	基本理念	<p>「基本理念」において、文化芸術を我が国の国力を高めるものとして明記されていますが、具体的に各政策の実現を通じどのような社会を実現しようとしているのか不明確です。文化芸術を静的なものとしてとらえその発信に焦点を絞っているように見受けられます。私見では文化とは多様な文化を受け入れ生成発展していくものであり、だからこそ島国の我が国にとって重要なのだと思います。その意味で、生物多様性と同じく文化多様性を持つことが重要だという点に触れられてはいませんか。また、これにより多元的な価値の存在を認め、真に寛容な社会を築く上で文化芸術が重要なのだということにもなると思います。</p>

通し番号	枝番	属性	keyword	意見
62		個人（公務員）	基本理念	基本理念において、文化芸術は「心の資産」、「心のよりどころ」という非常に抽象的な表現で、記載されているために、文化芸術が大切なのだという国民へのメッセージが非常に弱く感じられる。文化芸術が社会へ及ぼすその効果や影響力は、確かに目に見え、即効性があるものではない。しかし、私達国民にとって、文化芸術が非常に大切なものであることは、少なからず認識している。ただこの目まぐるしい早さで動く社会情勢の中にあっては、その効果や影響力は、結果を出せずに埋没してしまう。この現代の社会の価値判断の中で、文化芸術を同じ土俵に上げ、その大切さをただ訴えても、やはり国民の耳には届かないのではないか。この大切さを訴えるには、そもそもの国民の生活スタイルから変化を生じさせ、文化芸術が目に向くような、社会の仕組みを構築していくことが必要であると考えている。それは例えば、小学校における地域の文化施設における鑑賞教室や地域振興券ならぬ、文化振興券の配布など、半ば強制的であっても、文化芸術を国民の身近な存在にし、ひいてはそれが国力となるような、道筋を国民に示すことが必要であると考えている。
63		個人（公務員）	基本理念	文化芸術の功利性を強調することでその振興の必要を訴える内容と読めるが、文化芸術は経済産業の訳に立つものではなく、経済産業全ての目的となるものであり、それゆえにここでふれられている「創造産業」に限らず、「持続的な経済発展や国際協力の円滑化」を結果させるものである。この点の誤解が「文化発信面で国際社会に遅れをと」り続け、エコノミック・アニマルと揶揄される結果をもたらして依然変わるところがないのであって、この基本理念もその域を超えるものではなく、甚だ不十分なものと言わざるをえない。
64		個人（会社員）	基本理念	P2、『文化芸術の振興は持続的な経済発展や国際協力の円滑化の基盤』など創造性と持続的な経済発展との関連についていまだ根拠が脆弱といわざるを得ず、各論者の「思想信条」の問題に帰結しがちであるが、今後この観点から、経済効果の測定等にとどまらないデータを用いた説得力のある研究が期待される。また「補助」「支援」「助成」から「投資」へという発想の転換が重要である。投資である以上なんらかのリターンが無ければならず、特に正の外部性についての多角的な検討が必要ではないか。
65		個人（会社員）	基本理念	文化政策を推し進めることは我が国にとって新しい産業としてとても期待できる。しかし、経済ばかりではなく、近年自殺大国になった我が国、国民の健康と命を守る上でも非常に大事であるということも文化政策を推し進める一つの要因であると思う。是非推し進めていただきたい。
66		個人（会社員）	基本理念	文化芸術は、過去から未来へと受け継がれ、人々に大きな喜びや感動、心の豊かさや安らぎをもたらす心の資産であり、国境を越えて様々な価値観を共有する基盤となるものである。グローバル化が進展する今日にあって、他国に誇る自国の文化芸術を持つことは、わたしたち一人一人にとって何物にも代え難い心のよりどころとなるのである。芸術を愛する人にとっては、この内容は常日頃実感していることかもしれない。しかし、あまり芸術に触れたことのない人にとっては、この程度の言葉では、文化芸術が本当に必要なものであるということがよく分からない。頭では理解できたとしても、実感がわかない。漠然としていて腑に落ちないまま、具体的な話をされても、本当にそれが必要か判断できない。もっと丁寧に、具体的に説明できないだろうか。
67		個人（学生）	基本理念	「文化発信面で国際社会に遅れを取ってはならない」とあるが、日本なりのポジション取りができればいいはずであり、他国より進んでいる/遅れているという話では無いはず。日本が国際社会においてどういう立ち位置を取るか、という戦略き、それのによって行動することが必要ではないか。
68		個人（学生）	基本理念	文化芸術振興をグローバル化の波の中での国際関係の基盤として、また「産業のコメ」として、国家政策の中に位置づけることは、昨今問われている芸術の社会的意義を説明する一助としては有効なものであると思えます。が、一方で、文化芸術を「産業」あるいは「外交」の一助として捕らえるのみでは、文化振興それ自体の持つ本質的（社会的）な意味を十分に伝えたとはいえない面があるのではないのでしょうか。文化振興を通してより保障されうる表現の自由やその多様性が、そういった「産業」「外交」の前提にはあり、またそれこそが心の豊かさ、文化の豊かさ、公共の利益へとつながっていくということ。こうした理念についても是非もう少し字数を割き、踏み込んで、触れていただきたいと思えます。さまざまな角度から「芸術」の社会的意義を問われるいまだからこそ、実際的な部分だけでない、本質的な議論の種を「理念」の場には用意していただきたいのです。
69		個人（学生）	基本理念	・グローバル化が進む今日にふさわしい国の役割を明らかにすることを望みます。 現時点の論調では、国が強調されるばかりで、ともすると国家至上主義にも受け取れてしまい、国際社会の現状とかけ離れていると思えます。
70		個人（その他）	基本理念	文化芸術の果たすべき役割についての理念はおおむね理解できます。ただそれしても鉄は国家なりという言葉はなじまないという印象が強く残りました。鉄を中心にした産業構造と人の心に向かう芸術活動を同列視するのはなじまず疑問が残る。
71		個人（その他）	基本理念	文化をわが国の国力を高めるものとして位置づける方針に賛成です。審議会における発言に「大国ではないフランスがどうしてあんなに大きく見えるのか」という言葉があったと思います。これに象徴されるように、国を諸外国にアピールするには文化の活用は非常に有効であると考えます。質の高い文化が多数輸出されることで日本人の精神性の高さを認知させることができ、日本国民に自然と尊敬の念が向けられた結果、国民の自尊感情が高まり創造性を発揮しやすくなると思います。それによって科学技術の進歩や新しい産業の開発につながる効果も期待できます。
72		個人（その他）	基本理念	新たな創造的人材の育成を視野に入れて文化芸術を振興する、という発想（※）を国民全体に早急かつ明確に、知らしめる必要があると思えます。本来は、このように文化芸術の効用・利用価値を説くよりも、専門家を育成しその成果によって享受者を納得させることを優先すべきです。しかし（審議会でバルバース委員が的確にも「ひねくれた平等主義」と日本人の国民性を評したように）均質性を求める精神構造がしばしば指摘される日本国民に対しては、何年かに一人であるかでないかの天才を育成するという説明では文化予算増大への理解を取り付けることは困難に思えます。ですから、芸術の享受者側に効用・利益があることをもっとはっきりとアピールする必要があると考えます。※審議会の6期6回で吉本委員がイギリスの例を挙げています

通し番号	枝番	属性	keyword	意見
73		個人（その他）	基本理念	「文化芸術の振興は持続的な経済発展や国際協力の円滑化の基盤となるものであり、我が国の国力を高めるものとして文化芸術を位置付けておかなければならない。」としながら一方で「経済面での国際競争の陰に隠れ、文化発信面で国際社会に遅れをとってはならない。」という。これでは理念の前提が分からない。経済活動と文化活動を切り離して考えるのか、経済発展のリソースとして文化活動が必要と考えるのか、補足説明してほしい。「鉄は国家なり」という言葉が引かれているが、これは鉄が軍備増強、戦争遂行にとって最重要資源と考えられていた時代の言葉である。いまここで明治維新後の近代化や戦後の再近代化に伴う超経済成長に近いものを前提とするのか、そうではない別のものを前提とするのかを聞きたい。この国のかたちをどのような文化芸術振興なのか、「文化芸術立国」とは何なのか、情緒的な表現はさておき、厳密に言葉を尽くして説明していただきたい。その上で国が担うというからには、どうしても「情報公開、透明性を基本とする」という内容を盛り込んでいただきたい。これは舞台芸術ワーキンググループに新国立劇場の名前が上がっていることから必須と考える。
74		個人（その他）	基本理念	①文化芸術の重要性について 人類は、有史以来、成熟した国家においては、経済的発展と並行して、豊かな文化を築き、さらに社会を発展させてきた経緯がある。古代ギリシアの発展した都市国家では、まつりごとの神殿(政治)と並行して、一度に数千人を収容できる大劇場を造りました。全ての市民に音楽や舞踏を伴う劇(文化芸術)を鑑賞させるために、無料あるいは補助金を伴って提供されました。芸術は民衆のものと考えられていたからだと思います。その伝統は、今でもヨーロッパに残っていて、入場無料の日があります。これは、日本も具体的に参考にできる点だと思います。そして芸術を大切にしたい古代ギリシアの社会では、国家(経済)の発展はもちろん、哲学、数学や医学、スポーツ、文学、音楽、舞踏など、学問や文化が高度に発達し、後世人類の財産となりました。今日、私たちが学校で習う「ピュタゴラスの定義」、テレビで夢中になって観戦するオリンピックも、2千年以上経ってまだに現役です。日本に存在する数々の文化も、古今東西の様々な伝統を受け継ぎながら開花したもので、これからの社会の発展に必要な不可欠なものです。また、日本の土壌で成熟し世界に発信できる文化芸術もあります。現存、日本政府は財政的には厳しい時期かもしれませんが、まず、理念を立ち上げていただくことがとても大切だと思いますし、それをはじめてくださり、嬉しく思います。政権交代等で政策が安定しないのは困るのですが、何力年計画とか、どの項目からどの順番にとりかかって、何年間かかるといった具体的な計画を、国民に示していただけるとわかりやすいですし、楽しみや希望を与えていただけるとと思います。「文化芸術は重要です」という言葉を、先ず、掲げることにより意義がありますし、そこに国民が夢をもつことで、活力(経済効果)が生まれるので、日本全体がよい方向に進んでいきます。
75		個人（団体職員）	基本理念、文化省	6月7日付けの文化政策部会の「審議経過報告書」に、「文化省」の創設及び「文化は国家なり」という明確なビジョンが示されたことを大変評価したい思いで、メールを送信します。私は、クラシック音楽の演奏家の団体に所属する者ですが、これまで私共芸術団体の側からは幾度となく文化省の創設を求めてまいりましたが、国側からはこの課題に対する前向きな姿勢を見せてもらったことはありませんでした。22年度文化庁予算は、1020億円となったものの、新聞報道等によれば東京大学の予算の半分ということです。この一国立大学の予算の半分で、国内にある数あるプロオーケストラ、オペラ、バレエ、演劇集団への支援の数々、芸術家の人材育成費用、国立文化施設の整備費用、はたまた文化財の保存修理や整備、外国人に対する日本語教育の充実etc. エトセトラ、これらすべてを賄おうと国はしているわけで、これでは文化国家を標榜することは到底できません。特に、昨年11月の行政刷新会議事業仕分けで、芸術文化関連事業も仕分けの対象となりました。当時、鳩山総理はその所信表明演説において、「架け橋」としての日本ということを述べられていましたが、芸術文化は、まさに世界の「架け橋」そのものであります。そして芸術文化の担い手である人材を育成することは、国の最も根幹をなす必要不可欠な事業であります。国家を構築する主要要素は芸術文化であるといっても決して過言ではありません。その芸術文化が、事業仕分けの対象として、はじめに削減ありきの前提にたつて、一刀両断に切り捨てられることは誠に残念でした。芸術文化は、その成果を数値で表すことは不可能であり、一朝一夕に成果が現れるものではないからです。採算性を度外視しても取り組まなければならないものが芸術文化であり、むやみに経済性や効率性の観点からのみ、事業の縮減が図られれば、日本の芸術文化の衰退は目に見えます。私は、報告書の2頁に掲げられた文化芸術振興の基本理念とする、「文化は国家なり」ということばを、民主党政権として鳩山総理を引き継いだ菅総理の内閣で是非とも実現していただきたく、心からお願ひするものです。
76		個人（芸術家）	基本理念、文化省	文化とは、ファッションではなく、生きることだと思います。人が、人として、人らしく生活するために必要なものなのだと思います。その上に、経済とか産業とかが成り立っているのだと思います。経済も産業も、人がやっていることだから。そういった、人が生きるための根本にかかわる分野ですから、他の行政官庁などは対等に仕事はされるべきで、そういう意味でも「文化省」の創設はぜひ実現していただきたいと思います。
77		個人（経営者）	基本理念、省庁間連携	私にとって切に熱望するのは一刻も早い外務省と文化庁の連絡機関の設置です。私事ですが、今年の二国間交流、「トルコ交流年」海外公演に宝塚OGによるレビューショーを申請し3月に採用の内定を受けました。早速外務省の「2010年トルコにおける日本年」事務局に挨拶に伺い、担当者に協力要請、順調にいくかと思っておりました。ところが約一月後に連絡が入り、現、在トルコ大使がこの演目はトルコ国民に対し日本のイメージを上げるものではないから協力しかねるとの話でした。恐らく大使は宝塚の目玉である女性が男性を演じる部分が厳格なイスラム人が観客だった場合を想定されたのだと思います。貴庁の助成内定を受けているので公演を強行することも出来ませんが、現地で主催を引き受けてくれる県があれば、日本側の協力を期待しております。結果的に辞退することになりましたが、予定のスタッフ・出演者はがっかりしています。異文化の海外、特にイスラム圏での公演での難しさに直面したわけですが、2省の連絡機関があり、文化庁での審査前に基準調整が済んでいれば、今回の様なことはなかったと思います。本年6月11日付朝日新聞の文化欄でも渡辺記者による日韓交流に関しての文部省・外務省の意識のずれを指摘しておりました。これからも文化芸術の交流は続く筈だし、私もやりたいと思っております。国が応援してくれて海外で日本文化がより認識される様、貴庁の頑張りを期待しています。
78		団体（劇団うりんこ）	基本理念、文化芸術拠点	文化芸術振興の基本理念を読み大いに賛同します。特に「文化は国家なり」の理念の下、わたしたちは今こそ新たな「文化芸術立国」の実現を目指すべきである。という言葉心より願っています。この基本理念が遂行されることを望んでいます。我が劇団は児童・青少年に向けての演劇が多いので、(3)子どもや若者を対象とした文化芸術振興策の充実を本当に実現できるように願っています。東海地区在住の文化芸術団体の努力で東海地区の子どもたちが優れた舞台芸術に触れる機会を創ってきました。ひとつ心配なのは、地域の文化芸術拠点の充実を図る中で、文化芸術関係者が学校や教育関係者と連携・協力しながら、継続的に子どもたちに多彩な優れた舞台芸術を鑑賞する機会を提供することは望まれることですが、地域の文化芸術拠点が主体になり、現在行われている学校現場での(体育館)の公演形態が減少しないだろうかと言う事です。昨年の新型インフルエンザの影響で多大な損害を受けました。劇団経営は益々困難になってまいりました。子どもや若者を対象とした文化芸術振興策の充実が地域の劇団の活性化する方策になることを願っています。また、そうなるように我が劇団も努力してまいります。今回の「審議経過報告」が現実のものになり日本の文化芸術が活性化し心豊かな国になること望んでいます。

通し 番号	枝 番	属性	keyword	意見
79		団体（(社)企業メセナ協議会）	基本理念、 指定管理者制度	「経済成長→物質的豊かさから心の豊かさへ」は、何十年も言われ続けてきた構図である。今回の文化芸術振興策の抜本的見直しに際しては、問題の根本的な背景をさらに踏み込んで認識する必要がある。日本の「文化」は、そもそも国民の生活の中に息づくものであり、かつては時の権力者も「文化は国力を築く重要な要素」と深く認識していた。しかし日本は、明治の「富国強兵」と昭和の「経済復興」の2度にわたり、従来から培ってきた独自の文化体系を壊してしまった。このことは、その後の国の発展の要素にもなったが、日本は、破壊したものに代わるテーマを持たずに今日まで歩んできた。そのため、経済は発展したものの、「文化」という骨格を失った国民は、自らのアイデンティティを見失うことになった。経済と文化は「国力」を支える両輪であるにも関わらず、これまで国の方向性やビジョンを決める人々は、経済と文化のバランスを考えなかった。現在の人々の「豊かさの中での不安」をもたらしている原因の一つは、そこにある。国が、文化支援における国の位置づけを初めて明記した「文化芸術振興基本法」が、2001年に挙党一致で成立した。しかし、具体的な政策・施策にはまったく反映されず、むしろ、こうした立法の精神に背馳するような状況すら散見される。具体例を一つ挙げれば、公立美術館の運営は、指定管理者制度の導入をきっかけに効率化ばかりが求められ、年々厳しい状況になっている。文化振興は、どのような政策や制度によって振興するのか、国が明確なビジョンを持ち、方向付けをすることが肝要である。ようやく定められた「文化芸術振興基本法」がまったく機能していないからこそ、いま改めて、「文化芸術の振興を国の政策の根幹に据えて、これまでの政策を抜本的に見直し、文化芸術振興策の強化・拡充を図らなければならない」のであるとの認識で答申をまとめ、それを確実に実行されたい。
80		個人（団体職員）	文化省	「文化芸術立国」について 世界の先進国で「文化・スポーツ省」がないのは日本だけと聞きます。お隣の韓国の最近ではスポーツは勿論、音楽分野においても驚異的な進歩が見られます。コンクールの上位入賞者は過去の日本を思い起こさせるものがあります。特に特筆すべきは韓国国内で勉強した若者が海外のコンクールで立派な成績を収めていることです。国内での教育が素晴らしいということではないでしょうか？因みに文化予算は日本の5倍とか。文化予算を増やすためにも「文化芸術立国」と言うことでなく、「文化・スポーツ省」目指して欲しい。防衛庁は防衛省になりましたよね？
81		個人（団体職員）	文化省	必須の条件→文化政策は短期的なコスト削減・効率重視といったものではない。 「文化省」の創設をも念頭に置きつつ、「文化は国家なり」→「文化芸術立国」の実現を目指すべきである。 以上の文言は文化政策のミッションとなるもので「基本法」下で活動するものが共有するシンボルとして留めおきたい。
82		個人（団体役員）	文化省	先進国だけでなく、近隣の発展するアジア諸国においても文化芸術の重要性は高く文化省が存在しないのは日本くらいです。世界主要国における文化会議において、日本には文化大臣がないため、諸外国にくらべ発言力が小さくなり、当然世界における文化に対する発言力は小さいものとなっています。予算に関して言えば、美術館行政などは文化庁、海外のベネチアビエンナーレなどは外務省、地方の直島や妻有トリエンナーレなどのイベントは総務省、観光に関する文化支援は国土交通省といった具合に、文化関連の予算はバラバラの省庁から捻出されているため、日本の美術行政に対する全体の把握がされておらず、せつかくのイベントが縦割り行政の弊害で、世界へ発信するだけの大きな動きになっていません。また、今年の1月には北海道の知事が美術館における美術館の購入をストップさせるような発言もあり、文化に対する意識は非常に低いものとなっています。私たち、日本人は世界の意識の変化に対応し、もっと日本人の美意識に自信を持って良いのだと思います。独自の文化を持つ日本は、日本文化にまつわる企画およびイベントを行い、世界に日本ブームを起こすことが大切です。未だに芸術はぜいたく品として排除する時代遅れな認知を変え、日本全体が文化に対する意識を高めるために文化省の創設は急務です。
83		個人（芸術家）	文化省	文化庁から文化省へ 国の文化力を高め、海外と結んだ活動を展開するならば、「庁」ではなく「省」に格上げすべきです。
84		個人（芸術家）	文化省	「文化省」創設の早急な実現を求めます。国家として、「文化は国家なり」の理念を示すため、新たな「文化芸術立国」の実現を目指すための、なくてはならない出発点になると考えます。
85		個人（芸術家）	文化省	予算をその他の先進国と比肩するために文化省への格上げをするべきだと感じています。
86		個人（芸術家）	文化省	第1のうち、「文化省」の創設をも念頭に置きつつ、まずは関係省庁が＜共同の姿勢＞をもってより一層連携を強化していかなければならない。について、大いに賛同します。今回の文化政策部会「審議経過報告」において、最も重要かつ喫緊に対応しなければならないのはこの、「関係省庁が＜共同の姿勢＞をもってより一層連携を強化していかなければならない。」という点にあると思います。縦割り行政の弊害を乗り越え、関係省庁のみならず関係する行政法人の改組を含め、派閥・省庁横断的な改革を強く望みます。また「文化省の創設」については、日本国は先ずいで国際貢献の見地からも、予算をその他の先進国と比肩するために文化庁から文化省への格上げをするべきだと思います。
87		個人（芸術家、団体役員、大学教職員）	文化省	<「文化省」の創設> 「文化省創設」は重要だと考えます。現在は文化行政（文化庁）の上位組織のように教育行政（文部科学省）が位置付けられており逆であり文化行政の中に生涯学習、またその中に学校教育や社会教育を位置付けるべきと考えます。また中長期的文化戦略として「教育政策」と「文化政策」等の協働、融合創造的教育と人材育成の充実。創造的能力は芸術分野だけでなく科学技術、観光や地域、経済産業などあらゆる分野に活かせる能力ですが幼少の頃からの専門教育や創育が必要です。

通し番号	枝番	属性	keyword	意見
88		個人（研究者）	文化省	「文化省」創設に伴う政府の過剰な関与への懸念：政府の役割は「黒子」上記のことを踏まえれば、政府が必ずしも保護して良い文化芸術とそうでない文化芸術を区分できるのかが疑問が残る。つまり政府が正しい判断を行えるのかどうかは非常に疑わしく、「文化省」という行革に反する政府機関を新たに設けるのは文化政策に阻害をもたらす可能性がある。「必要最小限」の政府の関与で充分である。一例えば、民間にできない案件や市場原理が働かない案件については政府の保護が求められると考えられる。つまり、政府は文化政策については、基本的には民間に委ねることと、仮に保護支援するにしてもわき役に（黒子）に徹するのが望ましいと考える。一国の役割と民間の役割については、審議経過報告の32頁に述べられているが、「必要最小限」という考え方を前提にすると政府や地方自治体による文化財指定による保護が最適であると考えられる。
89		個人（自営業）	文化省	「文化は国家なり」の理念をもつての、「文化省」の創設に賛成する。
90		個人（団体職員）	文化予算	先進諸外国に比べ日本の文化予算は低水準にあるとはいえ、やみくもに予算を拡大すればよいということではなく、やはり「目的」「必要性」が第一義だと思います。またこれまでも論議はされているのですが、行政と民間の力をうまく活用して、透明性の高い、広がりのある事業が展開されることが望ましいと思います。
91		個人（団体役員）	文化予算	文化予算が貧弱であるという根拠として、注釈で各国の国家予算比やGDP比を算出しているが、提示の仕方がいつも恣意的である。国の予算の数倍ある地方自治体の文化予算や国の他省庁・外郭財団等の文化関係予算、企業メセナ等を含んでいないし、諸外国のデータの拾い方にも問題がある。まずは外枠を全てつまびらかにした上で、その効果的な執行に尽していること、あるいは不足を補い合っていることを主張すべきである。
92		個人（団体役員）	文化予算	・該当項目：第2文化芸術振興のための重点施策1. 六つの重点戦略～「文化芸術立国」の実現を目指して～（3頁）・・・・前文の中で特に「文化芸術振興の重要性に対する国民の理解を醸成するとともに、国際社会における我が国の魅力や存在感を高めるため、諸外国と比較して極めて貧弱な文化予算を大幅に拡充し、国家戦略として新たな「文化芸術立国」の実現を目指すべきである」に大きく賛同致します。 ・該当項目：2. 各分野における重点施策（具体的施策）（1）舞台芸術分野①地域の核となる文化芸術拠点の充実とそのための法的基盤の整備（6頁）、③子どもたちが優れた舞台芸術に触れる機会の充実（6頁～7頁）・・・・1. 文化芸術振興の面で、我が国の全国民にで出来るだけ公平に充実した機会を与えて行く必要があります。現実の問題として、地方においてはその地域によって文化芸術への取組み度合い、予算配分等が大きく異なる中で、国による文化行政のリーダーシップが強く求められております。2. 特に地方におけるプロの常設オーケストラは、我が国全体における音楽文化水準の向上、地域における人材育成、地域活性化、等において大変大きな役割を担い且つ果たしておりますが、その経営状況・財政状況は非常に厳しく、事業への補助金・助成金を受けなければ運営・存続が出来ない状況にあります。地域格差が大きく、社会に潤いがなくて年間3万人超の自殺者が出るような国は本当の先進国とは言えません。我が国が真の先進国であるためにも社会に貢献出来る情緒性・感性の豊かな日本国民の育成』が極めて重要であり、行政はそのことを国家の重要課題として真剣に取り組み、ビジョンの確立と予算措置をしなければならぬと考えます。 ・前述の我が国の重要課題を解決するため、文化政策部会の審議は大変意義深いものであり、私どもとしましてはこの国を救うためにも是非とも早期に実現いただきたく、伏してお願い申し上げる次第でございます。
93		個人（芸術家）	文化予算	やはり、他国と比較しても圧倒的に低額の文化予算については、国に対しなんとしてもその見直しを自分も希望致します。芸術家の人材育成の支援、文化芸術を利用した教育法の充実や地域振興などが、現在の日本社会において、国民一人ひとりが豊かな生活を送ってゆけるようになるためには非常に重要な要素であると思うからです。ただし自分は、「金がないならば、ないなりに良いものは創れるし、たとえ環境が整っていなくても、素晴らしい活動は自然と生まれてくる」と思っております。よって、たとえ国からの助成がなくとも良いものを創り出せるような人材或いは団体はいくらでも出てくるかとは思いますが、芸術を用いた素晴らしい社会貢献を行える人材は生まれてくるかとは思いますが、それは創り手側の人間の矜持とか意地からくる発想であって、言ってみれば創り手側の人間の勝手な都合から出てくる発想でもあると捉えられるのではないかと思います。受け手の立場から考えてみれば、ド派手でクレン味たっぷりの大作を沢山体験したいという人だけだっているはずですし、より環境の整った中でWSを体験してみたいという人もいますことでしょう。創作活動において、創り手は今ある条件を最大限に生かして作品を創ってゆくしかありません。が、それが必ずしも観る側の要望に沿うものであるとは限らないのです。もし国の政策によってチープさを売りにするやりくり上手の作品ばかりが蔓延り、それによって観る側の選択肢が奪われてしまうのだとしたら、自分は一観客としてその政策には決して賛成できません。スモールベースボールは、メジャーの豪快な野球があってこそ映えるものです。もし全ての球団がスモールベースボールを採っていたら、観客は減ってゆくでしょう。結果、野球という競技そのものが廃れ、それによって被害を被るのは結局のところファンになってしまいます。そんなことは決して許されることではないですし、その点においては芸術作品も同じで、観る側により多くの選択肢を提供できる環境を整えることも、文化芸術活動を継続させるためには必要不可欠なことだと思っております。また、芸術の特性を利用した社会貢献活動を行うにしても、環境が十分に整っていないために…たとえば低予算のため活動に継続性を持たせられなかったり、地域によっては人材も施設も不足しているため毎回同じようなWSしか開催できなかったりと、何かしらの要素を犠牲にせざるを得なくなってしまう可能性は否定できないはずで、それでは文化芸術が大きく育つような土壌はいままで経っても生まれてこないのではないのでしょうか。やはり文化芸術というものは、効率性だけを見て手を打っていてもなかなか成長してゆくようなものではないのではないかと思います。しかし、文化芸術は、同じ日本人であることに誇りを抱けるような人材を生み出すことのできる可能性を多分に含んだ分野のひとつであることはたしかです。そのため、自分はこの審議経過報告に書かれていることに心より賛同致します。拙い文章ではありますが、最後まで読んで頂き、ありがとうございました。
94		個人（研究者）	文化予算	各国の文化予算の比較：比較してもその国の文化芸術が優れているのかどうかは判断できない 我が国の文化予算は諸外国に比べて「貧弱な文化予算」であると「審議経過報告」で述べている。予算が貧弱であるからといって、必ずしもその国の文化が劣っているとはいえないし、逆に我が国は少ない予算で高度な文化を維持しているとも捉えることができよう。したがって、予算の多寡でその国の文化芸術を判断するべきではないし、費用対効果も計測は困難であろう。一国が直接予算を投じた金額だけでなく、優遇税制等直接金をかけない支援についても諸外国と比較すべき。

通し番号	枝番	属性	keyword	意見
95		団体（(社)企業メセナ協議会）	文化予算、支援の在り方	新たな支援の仕組みとして「マッチング・グラント」が例に挙げられている。マッチング・グラントは、民間からの寄付を促すひとつの方法ではある。しかし、民間ではなく国の側からこの制度を推奨し、導入を検討するにあたっては、国が「従来の文化予算を減額することはない」との前提に立たねばならない。民間からの寄付金をマッチングすることで、官民トータルの文化支援額が従来より増えることを期待することはあっても、決して、国の文化予算の減額分を補填するために、民間からのマッチングを促すことがあってはならない。国は、文化予算の確保を約束した上で、マッチング・グラントの導入を検討されたい。
96		個人（団体職員）	文化予算、支援の在り方、寄附税制	諸外国と比較して極めて貧弱な文化予算を大幅に拡充し、国家戦略として「文化芸術立国」の実現を目指すことは大賛成である。これまで中高生が起こす悲惨な事件等を考えると、人としての常識や道徳教育を受けたのだろうか疑問を持たざるを得ないようなことばかりで、そこには心を満たす文化・芸術に触れる機会が少なかったり、その理解の欠如如き人間としての（情操）教育が十分ではなかったのではないかとさえ感じる。是非、予算を確保し文化芸術に触れる機会をもっと増やすべきと考える。また、文化団体の経営努力のインセンティブが働く助成方法や民間からの寄付金と公的助成金を組み合わせるマッチンググラントの導入には、大いに期待している。文化団体が過去に偶々利益が出たり、寄付金等が増えると地方自治体の補助金が減らされる傾向があったやに聞かすが、国・自治体が主体的に文化芸術を支えなくては文化団体は疲弊するばかりである。早急に税制の拡充を含め、民間寄付にインセンティブが働くような措置を講じて頂きたい。
97		個人（団体職員）	文化予算、人材育成、支援の在り方	日本の文化予算は、諸外国と比較して極めて貧弱な文化予算、であります。数字に端的に示されているとおり、フランスの0.86%、韓国の0.79%と比較して、日本の0.12%はまれにみる低さといわざるをえません。私の所属する日本演奏連盟は人材育成に特に力を入れており、芸術家の人材育成という観点からの意見ですが、その点でも日本の予算は極めて貧弱で、現在のところ、国による直接的な人材育成支援は、芸術家海外研修制度だけといえるのではないのでしょうか。現在、世界の主要国際音楽コンクールの上位入賞者の顔ぶれのほとんどが韓国勢であり、韓国の音楽文化に対する強い姿勢がうかがわれるような気がしております。因みに、国際音楽コンクールの入賞者ですが、日本国内で開催された国際コンクールでも、例えば直近で実施された仙台国際コンクールでは、ヴァイオリン部門で、第1位が韓国系ドイツ人、4位、5位は韓国、浜松国際ピアノコンクールは第1位、3位、5位、6位が韓国、静岡国際オペラコンクールでも、1位は日本人だったものの、2位以下入賞者は全員韓国でした。海外での国際コンクールでも例えばエビナル国際ピアノコンクールは1位及び2位（2名）はすべて韓国、辻井伸行さんと有名なヴァン・クライバーン国際ピアノコンクールは、1位は辻井さんと中国、シルバーメダルは韓国です。2005年の同コンクールでも2位韓国、3位中国などのように、国際音楽コンクールでの韓国勢の活躍には目をみはります。翻って、日本人の若い演奏家ですが、辻井さんのように海外の著名音楽コンクールで優勝したことをきっかけに、国内でブレイクするという、いわば逆輸入のような形で有名になるケースもありますが、ほとんどの若い演奏家は、音楽大学卒業後、欧米に留学し、地道に努力を重ね、研修を終え30歳を過ぎた頃、日本に帰国してもその成果を発表する場をみつけるのが極めて困難、あるいはチャンスがない、というケースの方のほうが大多数であります。プロ演奏家として、お金を払ってもらって演奏会に来てもらう水準に達するまでには、長い年月と厳しい修練の道があるのみです。演奏家は自らの音楽を人に聞かせることで向上するものでありますので、演奏の場が多いこと、これが一番の向上の道だと考えます。そういう意味で、できるだけ発表の場を多く作ってあげることが必要です。ただし、こうした若く知名度もない演奏家の発表の場には、一般の音楽愛好家は足をはこびません。したがって、演奏会におけるチケット収入をあてにすることはむずかしく、またスポンサーもつきにくいのが現実です。人材育成という課題に取り組むことは、興行を主たる事業とする組織には馴染みません。社団法人である当連盟がなさなければならない課題ではありますが、現実には人材育成事業に取り組めば取り組むほど赤字が増大し、団体の基盤そのものを揺るがしかねない状況に陥ります。この度の文化政策部会の報告書では、「産業のコメ」としての文化芸術が大きく育つ環境をしっかりと整えることに注力すべき、と謳われています。そして、文化芸術活動に対する支援の在り方の抜本的見直しにふみこんでいます。この機会に、人材育成に取り組む統括団体などに対し従来の2分の1支援型から、文化庁による全面委託の方策を是非協議していただきたく、意見を申し述べました。
98		個人（団体職員）	文化予算、文化芸術拠点、法的基盤の整備、指定管理者制度	舞台芸術分野で、冒頭において、地域の文化芸術拠点が優れた文化芸術の創造・発信等に係る機能を十分に発揮できるようにするため、その法的基盤の整備についても早急に具体的な検討が必要で、地域の文化芸術拠点の充実が進めば、国立の劇場には、更に高次の中核的拠点としての役割、人材育成の場としての役割などが期待されるとある。部会で、「国として文化予算を大幅に充実する必要がある。」と言っているが、税収不足を補うための財源確保の手法として、公開で事業仕分けを行い、事業の中止や廃止などを見直ししたりしているが、その程度では税収不足に追いつかない現状を鑑み、部会で文化予算を大幅に充実する必要があると答申しても予算が確保できるか？甚だ疑問である。また、舞台芸術の振興に向けた重点施策で、地域の核となる文化芸術拠点の充実とそのための法的基盤の整備で、「地域の核となる文化芸術拠点への支援を拡充する必要がある。」とあるが、地方公共団体が文化芸術の拠点として文化施設を建設したが、市町村の平成の大合併により自治体の経費削減の煽りを受けて、かなりのホールを閉館していると聞いている。地域の核となる文化拠点とは、数百億円もする「文化の殿堂」の建設よりも、地域に根ざした文化拠点の整備が本当の「地域の核となる文化拠点」と思う。具体的な施策では、地方公共団体が設置する文化施設の数は増加したが、文化芸術関係予算は年々減少しており、文化芸術の鑑賞活動や創造活動を十分に提供・実施できない現状がある。また、指定管理者制度の導入により、経済性や効率性を重視するあまり、事業内容の充実や専門的人材の育成・配置などが必ずしも重視されない運用がなされ、施設運営が困難になっている状況も見受けられる。と分析されているが、地域の核となる文化芸術拠点を充実させるには、法的整備は当然大切であるが、それ以上に地域の核となる「住民に近い所」での文化芸術拠点をを行うために、「指定管理者制度」自体を見直し、長期的ビジョンが描ける環境整備が重要と思う。
99		個人（芸術家）	支援の在り方、文化予算	赤字補填の仕組みを抜本的に見直しを進めるまた、文化予算を大幅に拡充に大賛成。

通し番号	枝番	属性	keyword	意見
100		団体（秋田雨雀・土方与志記念青年劇場）	重点戦略、支援の在り方、アーツカウンシル、子ども（舞台芸術）	<p>②この報告内容で前進させていただきたいこと。六つの重点戦略の中で、第一に文化芸術に対する支援の在り方の抜本的な見直しが掲げられ、特に現行の赤字補填支援の問題が指摘され、その見直しが提起されていることについて、ぜひ実現していただきたいと考えています。その基本的な視点として、文化芸術団体を継続的に発展させることが大切だと思っています。個々の劇団において、現行の単年度赤字補填助成では、次年度以降の基盤構築につながらないという問題点があること、そして、芸術団体の継続的な活動がなければ、多くの俳優、スタッフが成長できる基盤、裾野が形作られないからです。近年、「芸術団体には淘汰が必要」という論のみが先行して、実質、単発的な公演事業に傾斜している傾向があります。しかし、優れた成果を生み出すための人材は、演劇の歴史を振り返っても、劇団の中で育成されてきたと言っても過言ではありません。日本の「劇団制」そのものが演劇文化の一つなのです。ぜひ長期的な視点を持った支援であって欲しいと考えます。</p> <p>同時に「日本版アーツカウンシル」（仮称）の導入が検討されていますが、現在の審査・評価体制が不十分であることは言うまでもありません。ただ、この検討にあたっては、ぜひ演劇関連分野の職能団体代表を加えて行なっていただきたいと考えます。現場に精通する人々の意見反映が何より必要だと思うからです。その人選についての透明性を確保する上で、劇団協議会、演出者協会、製作者協会など、演劇関連団体の代表者という立場からの参画を期待したいと思います。</p> <p>第三点として「子どもや若者を対象とした文化芸術振興策の充実」が言われています。私たち青年劇場も、創立以来一貫して、中学・高等学校での公演を中心に青少年を対象とした演劇公演活動を行なってきましたが、実は、この振興策こそが第二点に上げられている「文化芸術を創造し、支える人材の充実」の裾野をつくるものであることを強調したいと思います。幼児期からの優れた文化芸術との触れ合いは、心豊かに育む環境となるだけでなく、将来の芸術を支える人々を作るものでもあります。実際に現在活躍中の演出家、スタッフ、俳優の多くが、幼児期から豊かな鑑賞体験を持っていたことが指摘されています。各分野における重点施策で、「国が提供する機会」に加えて、「教育委員会、文化施設、文化芸術団体等が実施する取組を奨励する必要がある。」と言われたことを、ぜひ具体的に推進していただきたいと思います。これについては、ぜひ舞台芸術について、特に私たちとしては、演劇の最低年一回の鑑賞機会を提供することを具体的な指標として提起していただければと思います。</p>
101		個人（団体職員）	重点戦略、文化省、子ども（鑑賞機会）	<p>諸外国と比較して極めて貧弱な文化予算を大幅に拡充する為に、文化庁は文化省に格上げをし、国として文化芸術の振興の体制を整えるべきである。第21.（2）国立劇場に歌舞伎等の伝統芸能をはじめとした、専属の劇団を設置し、支える人材の充実をはかるべきである。第21.（3）（4）（5）ハード（劇場）の設置よりもソフト（演目）の充実をはかり、地方でのこどもや若者を対象とした一流の鑑賞機会の拡充をする。また、地域特有の文化を失わないよう、地域に根ざした身近な文化を継承し、盛り立てていくような内容が公共ホールで演じられるべきであり、それを実現するような関係省庁、地方公共団体との連携体制を整えるべきである。</p>
102		個人（団体職員）	重点戦略、アーツカウンシル、法的基盤の整備、人材育成（研修）	<p>文化芸術の振興策の充実に向けている公共文化ホールを管理している財団では、幅広い分野にわたり、多様な文化振興活動を実施しております。</p> <p>1 芸術の鑑賞機会の提供、2 芸術の発表の機会の提供、3 有望な才能の発掘、4 幅広い文化資源の発掘、5 文化と関わる機会の裾野の拡大、6 貴重な伝統文化や文化遺産の継承、7 文化芸術と観光と地域振興、8 海外への文化発信と国際交流、9 メディアや文化芸術関係者、学校の教育関係者との連携等が挙げられます。文化芸術振興のための重点施策として、文化芸術活動に対する支援のあり方の抜本的見直しについては、即効性を持った体制の仕組みが必要と考えます。現状の長引く経済不況の下での経営環境は非常に厳しい状況の中で、創意工夫で簡素になりますが、最大限の効果に努めています。「文化芸術立国」を目指すのであれば、経済状況の建て直しが重要であり、文化芸術支援の充実が第一と考えます。</p> <p>文化芸術振興には熟成期間が必要で、大樹の育成には年数と養生が不可欠となります。都道府県への公的助成金と民間企業等からの助成の仕組みを最優先すべきと考えます。専門機関として日本版「アーツカウンシル」を設置して、法的基盤整備に早急に具体的な検討を行うべきと考えます。また、文化芸術を創造し支える人材の充実に関して、国内での研修機関や顕彰制度の充実を図ることは、若手の芸術家および文化振興に携わる関係者のジャンル別の研修機関を設置することも、育成の支援充実を図る必要があり、十分に支援すべきと考えます。</p>
103	1	個人（公務員）	重点戦略、文化予算、寄附税制、人材育成、指定管理者制度、アーツカウンシル	<p>住民が等しく文化を享受するためには、継続した文化事業の実施が必要です。現場レベルにおいて特に重要な課題として、次の3つがあります。これらの課題の解決には個々の行動だけでは無理があり、政策としての取組みが必須となってきています。</p> <p>①収入の確保 ②専門的な人材の育成 ③文化事業に対する評価</p> <p>今回示された「6つの重点戦略」は、これらの課題に取り組む具体策として有効なものと考えられます。</p> <p>①収入の確保 地方自治体の税収不足による文化予算の削減や経済状況の悪化による民間企業の協賛金の減少により収入の確保は非常に困難となってきています。これらの解決のために抜本的な収入確保の方策の見直しが切望されており、「寄附税制の拡充や文化芸術資源の活用を促進する税制」については、非常に有効な手段といえます。</p> <p>②専門的な人材の育成 地方の公立文化施設では、指定管理制度による雇用の短期化、人材がいいため専門的知識を必要とする企画を立案できないことから人材が育つ環境にない状況にあります。それゆえ文化施設が存在意義が薄れ単なるハコモノと化すことも少なくありません。「専門的な人材の育成・活用に関する支援の拡充」については、専門的な人材はそれほど多く配置できないことも考慮し各施設間での連携も重要となります。一方、国立施設での現場研修制度などが整備されれば実務的な効果が高いと考えます。</p>
103	2	個人（公務員）		<p>③文化事業に対する評価 入場者数や売り上げなどの定量的な評価は容易ですが、文化的価値などの定性的評価は一般的な指針がなく、総合的な評価が困難であり、それが文化予算の確保の難しさにもつながっています。そういったことから、共通の審査・評価の策定が必要であり、全国的な機関としての「日本版アーツカウンシル（仮称）」の導入は是非実現していただきたいと思います。文化の振興を目に見える形であらわすことは、各方面から強く求められています。</p> <p>以上、特に対応を切望する点について述べましたが、是非「文化芸術の振興」について実効ある政策の実現をお願いいたします。</p>

通し番号	枝番	属性	keyword	意見
104		個人（公務員）	重点戦略、 寄附税制、 アーカイブ、 観光振興、 文化発信	拠点整備では、新設ではなく既存施設のリノベーションを中心に考えて、その方法論の開発も議論いただきたいと思います。（例：アーツ千代田3331や水天宮ピット）寄付金がキーワードになっていますが、どのような人が寄付者になるのかのイメージが不明確です。寄付金を増やすには、寄付者に合った方法論を作る議論も同時にしたほうがよいと思います。広く浅く寄附を募るのか（携帯電話の課金システムを応用したり）、金融資産を多く持つ高齢者層に寄附を募るのか。教育機関との連携が提案されています。文化芸術関係者と教育関係者がともに活動するとき、学校での指揮・命令系統の構築が難しいと感じました。基礎的自治体の現場では、スポーツ振興、文化振興、学校教育がまだ個別に推進さ認識機茲△妨γ 評后窺箸案あ法隔ちこれらを束ねる上位概念として「社会教育」の振興が必要だと感じます。各分野の作品や資料等の所在情報の集積を進めることは賛成です。作品そのもののアーカイブに加え、それを大切にしている人の情報を束ねて、つながりを作る機会を設けることで作品や関連資料等の体系化が図れると考えます。受け手（鑑賞者であり、消費者）を増やすには、個々の作品の質に加え、その作品分野の蓄積（資料や作品数）が重要です。それには、体制津にしている人の情報を束ね、興味を持った人がアクセスしやすくすることが役立ちます。その意味でも、所在地情報の集積は重要と考えます。観光面の振興と、受け手として海外からの短期滞在者を増やすという戦略もご検討いただきたいとも居ます。観光振興と文化発信は連携させるほど効果が高まると感じています。
105		個人（その他）	重点戦略	1六つの重点戦略について 幅広い～国民の理解を醸成するとともに ↓ まずは他分野との省庁、組織、企業、地方公共団体との連携が急がれる。教育、福祉、環境、観光面でのように文化芸術施設が有効なのか、文化側は分かっているようでも活用の仕方を提示しなければ、閉じられた建物の中に入ってきてお金を落とす、交通機関を使ってまで来るといった効果は現れにくい。統計や調査で見えてくる施設利用の現状、ありかた、未来像を別省庁と共有し、顧客増や改善に努めるべきである。
106		団体（（社）企業メセナ協議会）	支援の在り方	「文化芸術団体にとって、より経営努力のインセンティブが働くような助成方法」とあるが、助成を受ける団体にとって真の支えとなる制度、例えば、赤字補填を改め概算払い等にも対応できる助成制度への、抜本的な改革を求める。
107		団体（（社）日本芸能実演家団体協議会）	支援の在り方、 鑑賞機会、 人材育成	○第21（1）および第22②の支援制度の抜本的見直しについて 現行の助成制度の実演芸術の事業単位での赤字補てんという考え方を改善する方向を打ち出したことに賛同いたします。実演芸術組織である芸術団体や劇場・音楽堂の実状の把握と、その経営の実態を踏まえて、新たな助成制度体系の構築が必要であり、2011年度から速やかに実現することを求めます。実演芸術を創造し提供する団体には、相当の実績を持ち多様・多彩な事業展開が可能な職能的な団体から、確たる組織基盤は有さないが芸術の多様性の確保と才能ある人材に活躍の場を与えるという観点から支援がふさわしいという団体まで幅広く混在しています。また、地域においては劇場・音楽堂の運営組織が実演芸術の提供に大きな役割を担っています。とりわけ、組織の活動全体を評価して総合的に支援していく方向性をもった助成方式を確立することが、長期的に芸術創造活動の活性化と享受者拡大に大きな影響を与えます。民間非営利部門で公益性を担う芸術組織として育成していく観点から、公演活動の拡大再生産が可能な助成制度に改めていくことが肝要と考えます。また、公演に従事する実演家やスタッフが妥当な報酬を得られる体制がとられるように留意することが重要です。また、審議経過報告では具体的に言及されていませんが、実演芸術を鑑賞する機会に地域間格差が大きいことに鑑み、優れた芸術公演が各地で展開されるよう、巡回公演を充実させるための施策が重要で、検討を進める必要があると考えます。さらに、それぞれの芸術分野の人材育成や活動条件などの基盤を整える役割を担う協会組織などに対する支援についても、民間非営利部門で公益性を担う芸術組織として育成していく観点から、従来の人材育成支援事業の見直しと改善が必要と考えます。
108		団体（（財）東京シティ・バレエ団）	支援の在り方、 文化発信・国際文化交流	「文化芸術活動に対する支援の在り方の抜本的見直し」に基本的に賛同し、これまでさまざまな議論を真摯に交わしてこられたみなさまに、御礼申し上げます。バレエは、世界共通の言語です。また、優れた指導者、優れた作品の所在は、全世界に広がっています。また、逆に、良い作品であれば、海外に対してレパートリーとして売れる可能性もあります。文化発信・国際文化交流の充実をはかるには、その人材の流通を円滑に進めるため、省庁間の壁を越えて、芸術家のビザが取得しやすくなるよう、取り組んでいただきたく存じます。（特に「新進芸術家海外留学制度」等）
109		団体（（財）東京シティ・バレエ団）	支援の在り方	「文化芸術活動に対する支援の在り方の抜本的見直し」に基本的に賛同し、これまでさまざまな議論を真摯に交わしてこられたみなさまに、御礼申し上げます。我々の活動分野であるバレエには、公演を行うにあたり、以下のような点で現状の支援制度に不便を感じております。以下の(2)は当団体の特殊事情ですが、別添舞台芸術WGにおける意見のまとめ【1頁～7頁】にも書かれている通り、その他に関しては、他の多くのバレエ団体が共通に抱える問題です。この分野の活動特性を配慮した、真に芸術性を高めるための支援制度創設に向け、抜本的な改革を実現していただきたく存じます。 1. 支払期日が遅く、資金繰りが困難になる 2. 他の文化庁による重点支援を受けている団体と遜色のない活動を行っているにもかかわらず、その制度に対する応募資格を得られない（主な公演が、芸術提携を行っている東京都江東区の公益財団法人江東区文化コミュニティ財団ティアラこうとうであるため、応募資格である自主公演の回数にカウントできない） 3. 公演の質を左右する、ダンサーのクオリティ・コントロールに要する日常の活動やリハーサル過程等間接経費に対する公的な支援制度がない 4. (3)に関連して説明を補足）リハーサルに多くの時間と人手を要するが、そのコストを入場料に反映させることができず、また制作の人手も常時不足しているためその他民間からの資金調達もままならず、創造的な挑戦をすればするほどコストの回収が困難になる 5. 支援の決定時期が遅いため、見込み発進で制作を行わざるを得ない。特に資金力のない団体にとっては非常に大きなリスクを抱えることになるか、芸術面で妥協することになる。
110		団体（NPO法人アートNPOリンク）	支援の在り方	「助成面の課題」においては指摘の通り、事業の赤字補填という前提を脱却すべきである。あわせて、概算払い（前払い）が可能となるような制度設計が必要である。
111		団体（NPO法人アートNPOリンク）	支援の在り方、 寄附税制	「寄附税制の拡充や文化芸術資源の活用を促進する税制の検討等を通じて、企業等の民間や個人からの文化芸術に対する投資拡大を促す」べく、民から民（アートNPO・市民活動）への資金の流れを促進する仕組みづくりに取り組むべきである。

通し番号	枝番	属性	keyword	意見
112		団体（NPO法人 アートNPOリンク）	支援の在り方、 新しい公共	「NPO法人等『新しい公共』による文化芸術活動を支援する」ためにも脆弱な財政基盤や人材不足といった現状の課題に則した支援のあり方が必要であり、複数年度を前提とした委託事業、補助事業（助成を含む）の制度設計や、現場の予算執行に裁量権を持たせた運用（間接経費を）を切望している。アートNPOの収支構造は、基本的な管理・運営費（人件費）が設置団体から支給される公立文化施設、チケット収入の見込める（実演）芸術団体とはまったく異なっており、従来のような1/3（1/2）助成、全額後払いという制度は現実的ではなく、「新しい公共」による文化政策を推進するためにも、NPOの実態に即した助成制度の設計を行うべきである。
113		個人（団体職員）	支援の在り方、 アーツカウンシル	地域間格差は正にむけた方策が検討されていることは、たいへんすばらしいことだと思います。また「日本版アーツカウンシル」のメンバーが特定の地域に偏らないような、配慮をお願いしたいです。
114		個人（団体職員）	支援の在り方	現在、文化芸術活動への支援の多くが、赤字を補填するという形で行われていることは、その活動主体が、その支援の先に、自立し継続して活動することを、かえって妨げる結果につながっているのではないかと思います。活動の種類や内容によっても千差万別だとは思いますが、立ち上げの時点で支援が不可欠なものであっても、継続して展開していくことで、自立した経済活動が可能になるものもあるのではないかと思います。今の支援の形では、その自立はかえってマイナスになるので、活動主体が自助努力を放棄することになりかねません。それでは、支援そのものの意義が半減すると感じます。場合によっては、それを避けようとする行為が、不正の原因にもなりかねません。それでは本末転倒です。また、たとえば、「全経費の半分を助成します」というような形の支援の場合、多くの支援金をもらうために、本来必要な予算より多くの予算組みをして、申請してしまうこともありえます。それでは、大切な支援が最大限効果的に配分されることを阻害することになってしまいます。文化芸術団体等に対し、総合的な支援が行われ、それに対して支援を受けた団体が責任を持った活動をする。そのことで日本の文化芸術は、向上するであろうと考えます。
115		個人（団体職員）	支援の在り方	千葉県における文化振興は正直、近県に比較すると非常に遅れていると思いますし、規模も小さいものとなってしまっています。残念ながら、事業補助金はわずかであり、ほとんどの事業は「指定管理者」の委託料の中で実施せざるを得ず、基本的には赤字の事業は実施することが不可能な状況です。基本財産の果実は低金利により期待できませんし、県からの補助金が当てにならない現状では、文化庁をはじめとする国関係の助成金が我々には必要不可欠な財源となっています。しかし、赤字補てんのシステムにより、助成金獲得のためには自らも財源を持ち出ししなければいけないという、誠に不条理な現実があります。このことについては改めていただく必要があるのではないのでしょうか。また、増えてきている民間の指定管理者に対しても助成するようなことは避けるべきではないのでしょうか。公益を目的としない団体は、当該事業では収益を出さなくても結果的には何らかの形で利益を得ているはずなのです。個別法の制定には賛成です。舞台芸術の振興の拠点である文化施設には多方面の専門性が求められるはずなのですが、現実には管理者に何の制約もありません。規制がないのは良い事のようにも感じますが、新規参入し易いというのは脅威でもあります。すべてのホールが創造活動をしているわけではないので、創造団体の立場からの専門性の導入に偏ることなく、文化振興の拠点として必要な専門性を持つという観点から検討していただければと思います。舞台設備の安全管理などは特殊なものですが、創造活動とは全く異なった専門性が要求されると思います。これは、既存団体を守っていただきたいという趣旨ではありません。文化施設が必要とする多様な専門性の導入を、資格取得などの人材育成という形で取り組んでいければわかりやすいでしょうし、また、我々としてはすでに身につけている専門性をアピールすることができるのではないかと考えています。
116		個人（団体職員）	支援の在り方	これまでの赤字補填といった助成の仕組みが見直されることは大変よいことであり、大きな一歩だと思います。芸術団体の存在意義や実態に即した助成の仕組みに近づくことであり、賛成します。
117		個人（団体職員）	支援の在り方、 文化芸術拠点	文化芸術活動に対する支援の在り方の抜本的見直し 地方公共団体の文化芸術関係予算が大幅に減少している現在、文化庁の補助金は、文化振興事業を実施していく上で重要な財源になっている。しかし、劇場法の考え方からすると、地域の核となる文化芸術拠点への支援に集中されてしまうと、大都市圏から離れている場所や文化芸術活動が活発でない地域などは、切り捨てられてしまうのではないかと。難しいことではあるが、すべての国民が持っている「文化権」を享受できる仕組みを整備して欲しい。
118		個人（団体職員）	支援の在り方	「実質的に赤字を補填する仕組みとなっている」という点について、社会的なインフラを構成するための投資という考えのもとですすめていただきたいと思います。つまり、道路をつくったりするのと同じように、それ自体が公益にかなうという考えです。同頁の下段に「柔軟かつ効果的な運営を行うことができる仕組み」とありますが、優れた作品を公共財と捉え、舞台芸術の年度をまたがった再演を奨励しつつ、その作品を開発するための初期投資としての支援であるというような考え方は。
119		個人（団体職員）	支援の在り方、 寄附税制	囲み内「企業等の民間や個人からの文化芸術に対する投資拡大を促すとともに」とありますが、この部分は重要だと思います。舞台芸術分野の支援方法としての「競争的資金」の例が挙げられていますが、民間団体・個人による資金は、競争的資金としての性質をもちやすいからです。公的資金の「競争」は構造的に、調達を望む芸術団体に対して、国策との符合を要求してしまいます。国が国益の設定を明確にでき、それが民意にかなうケースはそれで内実が保たれると思いますが、そういった民意の統合がない条件化ではできるだけ多様な判断基準での競争的資金の供給回路が望ましいのではないのでしょうか。その意味で税制優遇だけでなく、寄付金の流通をより円滑にプールする制度構築などを考慮していただきたいと考えます。
120		個人（団体職員）	支援の在り方	これまでの赤字補填といった助成の仕組みが見直されることは大変よいことであり、大きな一歩だと思います。芸術団体の存在意義が明確になり、実態に即した助成の仕組みに近づくことであり、賛成します。

通し番号	枝番	属性	keyword	意見
121		個人（団体職員）	支援の在り方	・経済的に疲弊した今日、地方自治体や民間からの支援が削減され、もっぱら金策に走り回っており、とても安定して文化の追求ができる状況にないのが文化芸術団体の実情。 ・文化の担い手は人であり、その人の生活を保障することが文化存続・発展の基盤。団体の経営努力は当然であるが、安定的な収入確保の仕組みを構築することが不可欠。すなわち、国、地方、民間の分担のあり方について言及し、その上で「文化政策は短期的なコスト削減・効率重視といったものであってはならない」点を強調することが必要。 ・人件費等恒常的な支出に対応するため、銀行からの借入れや支払いの先延ばしなど常に資金繰りに苦労しており、年間を通じて安定的に助成が受けられるよう、支援制度の見直しを是非お願いしたい。
122		個人（団体役員）	支援の在り方、 寄附税制、 文化芸術拠点	ようやく新たな支援の仕組みを変えることに賛成します。文化団体、例えば私はオーケストラの事務局に勤めているものでございます。これまでは事業計画を出して、認められても三分の一の赤字補填でした。そして全部の事業が終わり、次の季節がやって来た時に、ようやく「報告会計書が通りました。」と補助金が下りる仕組みでした。税金を使うわけですから、念には念を！！の査定は大事では有りますが、この本質はいかにして人々が意義ある公演だったか等の検証の方が大切です。いつの間にか領収書の整理と書類整備の方にウエイトが行き、そのうちに、きっちり予算通り行うことがベストであると諦め、事業そのものや、より良いものを作ろうという意欲、更には芸術そのものの本質が見失われて行きそうでした。事務の繁雑さのため、人々のやる気まで萎えていき、活性化のはずが本末転倒になって行きつつありました。そんなこんなで新たな支援仕組み導入に賛成します。寄附税制の拡充、検討、投資拡大政策は遅すぎたほどですので、速やかに実現していただきたい。エコノミックアニマルと言われた時代では有りませんが、今からでもやらないよりは良いと思います。一方、地方の文化環境はどんどん貧しくなっている現在、文化拠点の支援拡充は大切です。が、これには連携事業への活発、活性化を付けていただきたい。日本ほど会館、ホール等ハードが充実している国は有りませんが、その使用頻度や使われ方は余りにも貧しく、無用の長物になりさがっているところが多い状況です。後述の（2）でも触れますが、運営を支える人材の育成、活用を計らなければ、土木工事の為のホール建設だったと言われかねません。オーケストラ公演等、聴衆が入らないからといって、大した努力も知恵もださないで、簡便な方に流れる方はまだしも、「事業等をやらない方がいろんな意味で安上がりである。」と指定管理者は言うので困っている」と、地域をまわるといろいろ聞きます。それ程ホールは活用されていません。
123		個人（団体役員）	支援の在り方	①会計基準の設定…公演規模、公演形態、団体方針により、出演謝金や報酬等の考え方かなりの温度差があり、積算根拠も不明確であるため、ある一定の基準(望ましい基準あるいは目安)を設けた方がよいのではないかと。 ②公的資金を活用して実施する公演の必要性の明記…鑑賞者開発に意欲的でなかったり、閉鎖的であったり、公演内容が未決であったりなど、国民の税金を活用して実施するという意識が希薄であるため、申請書に記述欄を設けたらどうか。 ③国民への還元…鑑賞者育成や新規鑑賞者への掘り起こしの自助努力が不足し、演劇の社会的認知の低下を補完するため、無関心層に向けた普及プログラムの実施や鑑賞者育成プログラムの開発など、を義務付ける必要があるのではないかと。 ④格差の是正…地域と都市圏で活動している団体や個人について、すべてを一括にして審査をするべきかどうか。採択の考え方と基準を整理するべきか。特に旅費交通費や宿泊費などのハンディキャップは地域の劇団が都市圏の公演をする際には高いハードルである。また、地域の劇団においては、趣味的な演劇活動の延長線上で行っている団体もあり、それを見極めて支援するか否かの判断が必要である。たとえ未熟であっても、少なくとも、公的資金を活用して行うに相応しい専門家集団(プロ志向?)としての意識と実践活動が求められる、加えて、多様化している劇団形態や活動について、実績ある劇団、旗揚げ間もない劇団、地域の劇団等を一括りにして審査することは乱暴すぎやしないかと。 ⑤透明性の担保…予算積算については、透明性を高め、公金が健全に活用できていることの説明責任が果たされるよう指導徹底の必要がある。また、団体組織の健全なガバナンスや会計のチェックも必要である。有限会社や株式会社等の法人格は、なかなか透明性の担保が図れない。(対国民に対して) ⑥公演評価制度の確立…過去の実績評価が不明確なため、審査にバラつきがみられる。公演の評価制度を確立し、定量的・定性的観点から、実施団体と審査員が評価を行い、その成績を次年度に反映するようにしてはどうか。 ⑦制度検証の必要性…木制度の政策効果がどれくらいできているか、公演評価とは別に、制度検証を行い、その都度、時代・外部環境・演劇界等の変化に対応した制度に改善する必要があるのではないかと。(助成金ありきの公演設定は本末転倒、公的資金を活用した公演の説明責任の希薄さ、赤字助成から経費助成への転換など)
124	1	個人（芸術家）	支援の在り方	(1)文化芸術活動に対する支援のあり方の抜本的な見直しに関する提案のうち「文化省」の行う助成に関する提案 『この提案の目的』支援されるべき個別の舞台芸術公演の選定が、的確であり且つ各公演に公平且つ公正な支援であるため。又、国民の血税を無駄なく有効に使用するため。『現時点での助成金支援の問題点』その公演企画団体への何分の1かの赤字補填、という現在の助成方法では、助成金額がその公演の決算報告により増減する可能性があり、助成される側に不安がつかまとう。 『本提案の意図』決算報告により増減しないこと、且つ、助成金の使途が明快であるものに確実に支援する。 『具体案とそのメリット』 1案. 選定された公演(選定の仕方でも考え直す必要あり)の会場費(例えば)の全額を国が負担する。(必ず必要で増額減額のない経費である会場費を国が直接会場に支払うことで、助成金額が確定される。) 2案. 各公演毎に助成金額を決定するのではなく、助成金額の固定、により、不明朗な会計報告を排除する事により、真に芸術活動を行おうとする人材団体に、広く公平に助成を行う、という方法も有効ではないでしょうか。(例えば、3段階に分ける(出演者数+会場観客数により)。A=100万B=50万C=30万というような枠組みを公表し、自己申告でその枠を自ら選んで申請する・・・等) 3案. 上記のように、低金額であるが広範囲に支援する一方、すぐれた公演に対しての報奨金枠を設定する事も有効ではないだろうか。 又、助成を行った公演には、必ず申請された内容と違わない公演が行なわれたかの確認を厳正に見届ける複数の人材の派遣(かたよらない人選)が必要だと考えます。
124	2	個人（芸術家）	支援の在り方	B(1)文化芸術活動に対する支援のあり方の抜本的な見直しに関する提案のうち「企業等の民間や個人からの文化芸術に対する投資拡大を促す」ことに関する提案 小さくは、各公演のチケットを購入する行為から、まとまった寄付金を提供する事迄ふくめ、文化を享受し共に育成する事、が人間にとって誇り高き行為であることを、国が一般大衆に向けて声高く提唱するべきである。経済の発展による生活レベルの向上と同じく、芸術文化の享受が人間の精神生活を豊かにし、なめらかな社会生活を永く営んで行くために必要不可欠のものであり、生活基盤の安定の先にあるモノである事、人間の営みのより高い次元で結晶される幸福の形を探る大切なものである事、の自覚を周知させることが必要だと考える。そして、生活基盤の安定の先にあるモノは、黙って得られはしない事、皆で育て上げなければならない事、具体的に支援する金銭が必要である事、を周知させるべきである。人間の精神文化の継承存続発展への求道的行為こそが、人間の未知への活力の源である事を、まず、知識階級がしっかりと認知しなければならない。又、芸術活動に金銭的支援を行うのは、科学文明の発展に金銭的支援を行うのと同様(以上)の価値のあるものである、という認識を一般化する必要がある、と考える。芸術文化活動への更なる強力なご支援を、強く希望致しております。

通し番号	枝番	属性	keyword	意見
125		個人 (芸術家)	支援の在り方	給料が少なければモチベーションに関わる。モチベーションは品質に関わる。これは一般社会でも同じなのではないでしょうか。「演劇」＝「仕事ではない」という認識の人が多いですが（作り手にも多い）、それを変えるためにも支援の見直しは必要だと思います。
126		個人 (芸術家)	支援の在り方	助成や支援システムはぜひ抜本的に早急に見直してほしい。赤字補填の助成ではなく、劇団通年活動に対する支援を中心に、公演事業単体への助成の場合でも対象費目を拡大してほしい。
127		個人 (芸術家)	支援の在り方	赤字補てんという現状の助成システムはまさに根本的に是正されなければならないと思います。芸術団体への経済的な支援は、むしろ「助成」ではなく、社会的なインフラ整備、あるいは公共財への投資として考えるべきではないかと考えます。当該の項目（1）文化芸術活動に対する支援の在り方の抜本的見直しについて、その理念に賛同します。
128		個人 (芸術家)	支援の在り方	「文化芸術団体にとって、より経営努力のインセンティブが働くような助成方法や、民間からの寄付金と公的助成金を組み合わせるマッチンググラント等新たな支援の仕組みを導入する」劇団や個人の経営努力の度合いと、芸術上の評価の高さ、文化的な振興の度合いの高さが比例するわけではない。赤字補填という現状の助成基本を抜本的に変更することはぜひお願いしたいが、経営努力や民間からの寄付を集められる（もしくは必要性を感じている）能力の高低で、支援の偏りが生まれるようにはしてほしい。マッチンググラントによって、現状多額の助成金を受け取っている劇団などが、寄付金との総額で公的助成額が減り、その分を別の団体／公演助成にシフトするようにしてほしい。高い経営能力が、公的助成と合わせて過剰なインセンティブが生まれにくいような、チェックや規定を設けるのはどうか。
129		個人 (芸術家、大学教授職員)	支援の在り方	現状は、「企画の「決算時」の収支赤字に対する三分の一・二分の一助成」になっている。この算定式では、主催者が自助努力をすて民間財団助成金や企業協賛金や一般寄付金等を獲得して赤字額を圧縮すればするほど助成実額が減少してしまい、却って大きな赤字を抱え込む結果を招く、何とも不可解なものになっている。努力をした者がバカを見るような制度は根本的に改めるべき。少なくとも予算時の赤字の半分は助成限度額として設定して欲しい。海外の例では、優れた企画の予算に「赤字と関係なく」何割かの助成を決定している。そうでなくては人類の共通文化資産となる創造芸術を更に発展させる環境は生まれない。また、芸術創造団体には、先行投資型予算を設定、複数年の事前助成、等も採用すべきであろう。
130		個人 (芸術家、大学教授職員)	支援の在り方	昨年度、ISCM-WNMDスウェーデン大会で拙作が再演されましたが、日本とは全く違う規模の助成金によって、音楽祭が運営されていたようです。（詳細は、現音通信の篠原真先生のレポート）文化庁には、これからの日本の文化を担う新しい音楽作品発表の場を、優れた企画による芸術活動と認識して、赤字に関係なく助成することを希望します。
131		個人 (会社員)	支援の在り方	「民間からの寄付金と公的助成金をくみあわせるマッチンググラント等新たな支援の仕組みを導入する。」とありますが、民間企業の少ない市町村、経営的にも余裕のない市町村に対しては、このような仕組みを導入しても効果があるのでしょうか？東京・大阪等の様な大都市ではこの仕組みが行えるのかもしれませんが、田舎にある市町村で民間からの寄付金は期待できるのでしょうか？発展した都市にも文化芸術はあるし作られています。田舎の方にも歴史的な文化芸術等が眠っているのではないのでしょうか。どの都道府県または市町村でも同じように文化芸術活動のできる取り組みを考えてください。
132		個人 (会社員)	支援の在り方	赤字を補填するという意味合いでの助成の仕組みが見直されることは、大変良いことです。これでやっと、文化芸術が国の政策として動く一歩になり、芸術団体も一層自覚や責任を持ち、活動することになると思います。
133		個人 (会社員)	支援の在り方	「文化芸術活動に対する支援の在り方の抜本的見直し」 国際フェスティバル等を継続的に開催する場合、一定期間安定的な支援を必要とする。例えば、5年間程度の一定期間支援する仕組みが必要である。
134		個人 (経営者)	支援の在り方	文化芸術団体の経営努力が報われる仕組みにすることに大賛成です。 (1) 現在、教育委員会などで収益のある催し物には名義後援を下ろさないとあります。今後は、収益を上げていることがマイナス扱いされないことを内外に徹底して頂きたいです。 (2) 一般法人や株式会社が公益法人と比べて差別されることがないよう平等な扱いをお願いします。一般法人での黒字は、給料水準を含めた経営努力の結果です。働く人の給料まで考えると「収支相償」な公益法人が必ずしも、私益性の低さを示さないことがあります。一般企業がお金を借るとき、個人保証を要求されますので、経営者にとって法人といえども個人と大差ありません。収益が不安定だからこそ内部留保を厚くしたくすることをご理解願いたいです。家計の貯蓄率の高さとGDPの高さが必ずしも一致しないことを見れば法人における内部留保率の高さと収益性が必ずしも一致しないことがご理解頂けると思います。http://www2.ttcn.ne.jp/honkawa/4520.html (3) 文化庁が直接的に予算を分配するよりは、寄附金による再配分を重点的にして頂きたいです。そのために文化庁は、取材・広報機能を徹底強化し、それを国民に周知徹底することで寄附金を増やして欲しいです。 (4) いわゆる「民業の圧迫」となる事業領域を徹底調査し、その事実を広報して頂きたいです。たとえば、民間のオーケストラやオペラ団体が頑張っている脇で税金を主財源として運営される団体を維持することは民業圧迫と感じられます。私が運営しているコンクール分野でも「民業圧迫」は散見されます。行政が税金を使う領域は、民間ではどうしてもできない事業であることを立証してから予算付けをして頂きたいです。たとえば、大きな国際コンクールは民間だけでは実施できませんので税金を投入して実施して頂きたいです。
135		個人 (経営者)	支援の在り方	私は貴庁の二国間海外公演助成でモンゴル、インド、ブラジル公演を実施しております。周囲の制作集団の知人たちとの話しでも、赤字を補填する仕組みにもかかわらず、赤字を出して海外公演をやっている団体はアマチュアグループに比べて殆どないと思います。特別の理由がない限り、プロの制作集団は私を含めてそこから少しでも利益を上げようと努力しているのが現状ではないでしょうか。そこで突飛とも思える提案ですが、助成金を止め、学生に対する奨学金の様に一定金額を貸与する、結果(審査、評判等)として高評価のものには、基準を決めて返さなくても良い額を設定する。検証は大変ですが、作品を提供する側としては背に腹を変えられないのですから懸命に努力している作品を作りたいです。その結果は甘んじて受けなければなりません。実社会に比べて私どもの世界は経営努力が足りません。海外公演でいえば交流基金より甘いと思っている人も多いし、国内の学校公演助成などもあまりに数が多く、審査が行き渡ってるとは思えないものも見受けられます。貴庁のスタッフも少ないでしょうし、ここ数年の文化行政のスピードを増しているやり方は両刃の刃ともなりかねません。スピードを落としても50年、100年後の芸術立国を目指してほしいと願っております。

通し番号	枝番	属性	keyword	意見
136		個人（自営業）	支援の在り方、新しい公共	自己収入の増加等のインセンティブといった商業的に成立しうる活動については税金を用いた金銭的な支援をすべきではなく、無償の文化芸術活動とは明確に区別すべきです。それは利益追求を目的とした業として成立し得る文化芸術活動には他の産業にはない著作権という資本主義経済の枠を外れた利権がすでに認められており、その資本主義経済下で特別な優位性を持つ産業に政府を含めた公共機関が税金を投入する経済的な根拠がありえないからです。無償でない文化芸術に対しては「新しい公共」と厳密に区別すべきです。特別な権利を有して経済的成功が望める分野に税金投入が許されるならば、特別な権利を有さず経済的成功も薄い状態で税金投入がなされている農業分野は「食権(?)」のような資本主義経済の枠を外れた排他的権利を認められるか商業的に成功する文化芸術活動に投入されようとする額以上の予算が組まれるべきとなります。一方、無償の文化芸術活動に対しては弾力的な予算的制度的対応をすべきです。伝統的、先進的を問わずに現行制度により支援が活用されきてないと感じます。費用の前渡しといった十分に支援が効果を発揮する手法はとても期待されます。著作権という資本主義市場の枠を外れた権益を解消しない限り、無償の文化芸術活動がそうでないかで大きな線引きをした上で六つの重点戦略を議論すべきです。もちろん、無償有償を問わずに全ての文化芸術活動を「新しい公共」として金銭支援して著作権のあり方を見直す議論も十分妥当なものだと思います。
137		個人（その他）	支援の在り方	支援のあり方の抜本的な見直しに賛成です。自己収入の増加等のインセンティブ、という言葉を見てわが意を得たりと感じました。大学受験や資格試験・入社試験も確かにそれなりの大変さがあるとは思いますが、およそ日本で職業として成立している分野に属する方たち（会社員・公務員など）はおそらく誰一人、無給で・まして費用を負担してまで、今従事している仕事をしたりはしないでしょう。それよりはるかに習熟期間を要し、その分野における専門性の高さを諸外国が国を挙げて育てたような人たちと当たり前と比較される立場にある芸術家に対しては、相応の報いがあるべきで、それがなくてはよい人材が集まらないのが道理だと思います。
138		個人（その他）	支援の在り方	支援のあり方の見直しに関し ・メセナ活動（企業による寄付）を促進する制度設計 ・芸術団体の通常経費の支援 をぜひ実現してほしいと思います。
139		個人（団体役員）	支援の在り方、新しい公共、指定管理者制度	大いに賛成です。地方公共団体においては、文化活動に対する支援のあり方が赤字補填の仕組そのものです。専門性を持った職員も配置もなく、文化施策や理念をもたない支援で、毎年、チャレンジや進化もなく少額でありながら補填をしてやるという姿勢は変わりません。理念を高く掲げそれに添った支援のあり方になるよう、抜本的な見直しをしてください。また、NPO法人等「新しい公共」による文化芸術支援とはどのような内容のものなのか、具体的にお示しください。子どもやまちづくりに係る文化芸術に関する申請について、民間も参画できるよう、県を通じての申請ではなく直接国に申請できるしくみを作ってください。県がやる気がない場合、全く道が閉ざされます。また、NPOが財政的に困難な状況は、法人制度ができた12年を経過してなお先が見えず、自力でより多くの子ども達に届けようとしても限界があります。
140		個人（その他）	支援の在り方、新しい公共	地方の文化予算の厳しさは予想を超えるものがあります。地区20年の市民会館の音響関係の修理費の予算要求がカットされ、音楽団体へ貸し出すと苦情がくるためお断りしている会館があるほどです。子供や大人のおそろい会のようなものにしかかせないというところまであるのですから。特に子弟管理者制度の導入の中で自治体は一般管理費と企画事業費を分けた仕様をはかるとか、同様に見積もりを取るとかする手立てがないとますます企画事業費がなくなっていくというのが現実です。公的助成と民間からの寄付を組み合わせるマッチンググラントなどの方法は一つの方法といえるが、これまでの民間から芸術団体への寄付そのものが非常に限られていた実情をみると非常に難しい。寄付という行為がこの社会の文化の中で育てこなかった現実がある。大企業による支援は集客力のある人を活用するという枠の中にあるのではないだろうか。とりわけマイナーといわれる演劇にとっては厳しい課題になると思う。新しい公共という言葉が一人歩きしないよう、これまでの公益という概念と法人格取得の難しさから株式とか有限などの法人格を取得せざるを得なかった現実があることを今一度思い起こしていただきたい。芸術法人格があればそのようなにしたかったというのは多くの民間芸術団体の意思ではなからうか。いわゆる営利団体と一括りにされている芸術団体の今後のありかたについて、公益法人制度改革と共に可能な方策を示していただきたいと思う。
141		団体（日本演出者協会）	支援の在り方、新しい公共、アーツカウンシル、文化芸術拠点、法的基盤の整備	1. 文化芸術団体への新たな支援の仕組みの導入に関して、現状の助成制度（赤字助成、後払い、項目の規定）の見直し、助成先の見直しとなるだけでなく、助成制度をより使用しやすくし、民間芸術団体を持つ公共性によって発展してきた演劇の歴史を踏まえて助成先/助成方針を検討すべきである。 2. 民間・個人の投資拡大、「新しい公共」の活動支援に関して、「新しい公共」が持つ機能、税制優遇策、投資の一極集中を避けるのは支援を受ける団体の団体努力に押し付けられるべきではない。 3. 「日本版アーツカウンシル（仮称）」の導入検討に関して、アーツカウンシルが持つ機能などや規模、活動をできる限り具体的に提示されてからでなければ賛成も反対もできない。 4. 地域拠点への支援拡充、法的基盤の整備検討に関して、劇場、団体、実演家への周知を重視すると現段階では周知徹底がされているとは言えず、また誤解を含めて情報が錯綜しているため、法的基盤の整備検討はとくに拙速にならないようにすべきである。 5. 全体的に、さまざまな提案が寄せられており、各々の説明が細目にわたって提案されていないため、賛成も反対もできない。一つ一つを丁寧に説明し、どのような審議過程を経ているのか公にすべきである。また劇場法（仮）に関しては早急な法制化に反対である。
142		個人（団体職員）	支援の在り方、アーツカウンシル	赤字補填をやめることに賛成です。寄付金と公的助成を組み合わせるマッチンググラントは、具体的にどのようになるのでしょうか。企業などは、演劇に対して寄付・助成をあまりしていないのが実情です。税制を変えることも賛成です。消費税も該当事業は免除になることが望ましい。アーツカウンシルを導入することは基本的に賛成ですが、どのようなメンバーになるのか、どうメンバーを選ぶのか、意見を専門家・実演家からも十分な意見を聞いてください。
143		個人（芸術家）	支援の在り方、アーツカウンシル	支援が赤字補填であることが見直され、より現実的な処理が透明、簡潔でありうるものになることを期待します。現在持続している芸術団体、劇団への継続的助成を期待します。その年間活動の量、質、分野も評価するなかでの評価が望まれます。アーツカウンシルの選定は専門的評価が可能な、演劇評論家、ベテラン演劇人、若手研究者など、現実を偏見なく把握し、評価できる人材を望みます。演劇への尊敬と愛情と情熱がある事選択基準にしてほしい。日本演劇の歴史との関連についての評価ができること、つまり現在の流行や風評に流されない、多様な活動の意味と価値を評価できる能力が大切です。

通し番号	枝番	属性	keyword	意見
144		個人（大学教授職員）	支援の在り方、 アーツカウンシル	文化政策は基本的に地方分権に基づくべきである。わが国はその他の分野においてもいまだに中央集権が根強く残り、地方分権が進まない結果、地域間格差が広がり、特に地方には、閉塞感がただよっている。文化政策においても、中央政府が全国一律の基本に基づいて助成金を配布するのは、好ましくないと思う。それぞれの地域に基づいた文化を創造、普及するために、文化政策の地方分権を進めるべきである。「アーツカウンシル」の導入は、好ましいが、あくまでも地域ごとの自主性を重んじることが重要ではないか。これまでのように国が特定の助成金を出すからそれに応じた事業を地方が考え助成金がある間だけ成立するようなあり方は望ましくない。中央政府にアーツカウンシルを設けるよりも、地域ごとの自主性にまかせ、英国のRegional Boardやアメリカの各州のアーツカウンシルのように地域がアーツカウンシルを設けるほうが望ましいのではないかと。また、評価も全国一律の評価でなく、地域の実情にあった評価をすることが肝心と思われる。
145		個人（自営業）	支援の在り方、 アーツカウンシル	赤字を補填する仕組みになっている文化芸術活動の助成の方法を改新することに賛成する。「日本版アーツカウンシル（仮称）」の導入を検討することにも賛成。文化庁の役人ではなく芸術の専門家が、助成すべき団体を選抜し、各団体にふさわしい助成方法を検討すべき。
146		個人（団体役員）	支援の在り方、 文化芸術拠点	現行の助成制度が実質的に赤字を補填する仕組みとなっており抜本的な見直しが必要なことと、地方における鑑賞機会の不足、地方自治体における文化芸術予算の削減等の現状を考慮して改善を図る必要があることは、明確に切り離して議論すべきだと考えます。したがって、四角でくくられている進める取り組みの中で、地域の核となる文化芸術拠点への支援を拡充するとありますが、首都圏や関西圏と比べて人口の少ない地方にあって、文化芸術の普及と振興のために地道に活動している創造団体の育成について触れられていないのは残念なことであります。地方における鑑賞機会の充実を図るため、それを実現するために不可欠な地方の創造団体の育成について国としての方針を明確にし、その実現に向けて地方自治体との連携をどう図るのかといった、具体的な施策の実施が、大阪センチュリー交響楽団の例を見るまでもなく急がれます。なお、文化芸術拠点は数の上ではすでに整っており、拠点と地域の創造団体が共同してそれをいかに活用するか、そのためにどのような支援が望ましいのか、具体的な検討こそが喫緊の課題ではないでしょうか。
147		個人（団体職員）	寄附税制	個人寄附を促進するには、寄附税制の拡充も勿論有効であるが、現在確定申告の対象である寄附金控除を、年末調整の対象にすることが極めて有効であると考えられる。確定申告の手続きは、その習慣のない多くのサラリーマンにとってかなり高いハードルであり、折角寄附金控除の利点を実感することが少ない。もし、生命保険料等と同じように年末調整の対象となれば、このハードルが取り除かれ、また必ず給与額に反映されることで寄附金控除の利点を見出しやすくなり、寄附に対する意欲を大いに喚起することが期待される。については、寄附税制の拡充にあわせて寄附金控除の年末調整対象化を進められたい。
148		個人（芸術家）	寄附税制	「寄附税制の拡充や文化芸術資源の活用を促進する税制の検討等を通じて、企業等の民間や個人からの文化芸術に対する投資拡大を促すとともに、NPO法人等新しい公共による文化芸術活動を支援する」寄附による税優遇措置は必ず実現してほしい。そしてその他の寄附がより活発になるような仕組みもぜひ検討してほしい。
149		個人（大学教授職員）	寄附税制	（1）寄附税制の拡充措置が個人と法人にあって、抜本的なものとなるように、検討を進められ、具体化されるよう、強くお願いいたします。 （2）所得控除から税額控除を期待する声が強いかと考えられます。寄付金の内、税額控除の対象には、政治活動への寄付金のみが対象とされていますので、まずは、それと同様な仕組みとなるような改制が図られるように期待します。しかしながら、この所得控除の「寄付金控除」と税額控除の「政党等寄付金特別控除」との違いを見たときに、それほど後者に魅力のあるような制度設計となっているかは、疑問であります。 （3）具体的には、税額控除の場合であっても、税額控除額の算定に当たって、当該寄付金の額から一定の控除額（本年度は、2千円ないしはそれ以下0円まで）を差し引いた額の30%とされた額となっていますが、これでは、寄付金控除とそう大きな違いがなく、見た目には、特徴を引き出そうとする政策かと考えらるのですが、真に魅力ある税制改正の動きとは考えられません。 （4）そのほか、所得税額の25%相当額を限度としていることにも、問題がないとは考えられません。ただし、この点については、日本国家の中における日本国民と言う立場を考えてみたときに、恣意的な国民からの税制選択の動きを可能にしては、国家の基盤が脆弱になることも否定できるわけではありませぬので、25%に変わる適切な規模を打ち出すには、慎重である必要があります。 （5）税制問題は、文化の振興の問題だけではなく、国家財政全体の問題であり、他の税制対象とする事項とともに、審議を高めて・深めていく課題であります。これまでの文化振興の概念と違い、国家基盤を支える事項としての文化振興策を国民各層に訴えて、展開していく必要があります。国家産業の基盤をなすものとしても考えられなければなりません。そうした観点に立って、文化振興策を、政策議論として展開していくうえでは、これまでとは異なる、各界各層の方々から審議会構成員となる、ことから始めて、活動の在り方を抜本的に切り替えていくことが必要であろうと考えます。そうした中で、この意見では、個人についての寄付金の所得控除と税額控除について、意見を申し上げましたが、税額控除にシフトさせた方が魅力のあるものとの政策展開については、現行の税制制度上、大きな違いが、その制度としてあるように見受けられないので、そうしたことだけではなく、まずは、寄附を推奨する文化的な風土の醸成とそううえで、抜本的な税制優遇策が図られる様な抜本的な取組みを打ち出して戴きたいと考えています。
150		団体（（社）企業メセナ協議会）	新しい公共	「企業等の民間や個人からの文化芸術に対する投資拡大を促すとともに、NPO法人等「新しい公共」による文化芸術活動を支援」とあるが、「投資する側・支援される側」を限定しすぎず、民間の幅広い主体（NPO法人や公益法人、市民、企業等）の多様な参画のあり方を支援されたい。例えば、「文化財ワーキンググループ意見のまとめ」にある以下の提案（別添P.30、5行目、下線部）は、幅広い主体の多様な参画・貢献のあり方を推奨するものであり、「新しい公共」の精神を反映している。最終答申ではこのような考え方に基づいて全体がとりまとめられるよう希望する。 【文化財の保護に関する理解の増進とこれらを支える仕組みの構築】 ○文化財を将来の世代に持続的に継承していくためには、文化財についての人々の理解を深め、文化財を国民共有の財産として共に守っていこうという機運を醸成し、社会全体で文化財を支える仕組みを構築していくことが必要である。 ○文化財が近寄り難いと感じていたり、文化財へのかかわりの稀薄であったりした人々が、文化財に対する親しみや理解を深めるためには、それらの持つ価値等について解りやすく伝える取組が必要である。そのためには、文化財の公開や市民、NPO法人、企業、人材育成を担う教育界等の幅広い参画による文化財保護の取組の充実が必要である。 ○国指定等文化財への税制上の優遇措置は、文化財の保護に大きな貢献を果たしているところであり、その更なる充実が努める必要がある。また、NPO法人や公益法人、企業等が地域で行う文化財の保存・活用への取組について、金銭的な寄附はもとより、保存活動への参画などを含めた文化財保護への多様な貢献に対して支援できる仕組みについて検討が必要である。
151		個人（団体職員）	新しい公共、 寄附税制	寄附税制の拡充や民間個人の文化芸術に対する投資拡大を促すのは良いが、その対象をNPO法人や法人格を有するものに対する支援のみに限られてしまうと、その力は未だ持たないが、これから成長するであろう若い年代の中でも秀でた作品を創作、または人材を輩出できる可能性のある団体個人の芽を伸ばすことができないので、注意願いたい。税金や寄附対策のために形だけ整えたであろう、NPO法人を名乗る団体が多すぎると思います。

通し番号	枝番	属性	keyword	意見
152		個人（団体役員）	新しい公共	NPO法人等「新しい公共」による文化芸術活動の支援について、「新しい公共」をここでどう捉えているのかが不明確である。「投資する側・支援される側」を限定しすぎず、民間の幅広い主体(NPO法人や公益法人、市民、企業等)の多様な参画のあり方を示すべきである。
153		個人（芸術家、団体役員、大学教職員）	新しい公共、寄附税制	<新しい公共への芸術文化支援システムに関して> 非営利セクターへの寄付金控除制度の拡充や千葉市川市の条例「市民活動支援制度」（1%支援制度）のように納税者等が希望すれば、自らが選んだ地域のNPO法人等の非営利セクターに住民税の一部（1%）を託すことができる芸術文化支援システムの全国導入が必要だと考えます。
154		個人（研究者、大学教職員）	新しい公共	「NPO法人等「新しい公共」による文化芸術活動を支援する。」とある。この趣旨に大いに賛同すると同時に、非営利であるが故の脆弱な財政基盤や不安定な雇用環境など、NPOの特性や現状課題に則した支援のあり方を検討されたい。
155		個人（会社員）	新しい公共、Percent for Art	「新しい公共」とありますが、「公共」の定義に少し乏しいように思われました。アートを、美術を、美術館だけではなく、外の空間、つまりパブリックスペースで、享受できるようにすることは、美術に関心の薄い一般の人々に広く働きかけ、日本の文化レベルの向上へ直接的に繋がります。そのために、「パーセント・フォー・アート」の導入を切に望みます。一時的な町おこしのアートイベントを奨励するだけでなく、また、美術館の中における芸術の蓄積だけでなく、公に開かれた文化・アートワークの蓄積に、いかに取り組むか、それが、日本全体の文化レベルの向上へつながり、人々の創造的な発想へつながり、日本の社会の活性化へつながるものと思います。
156		団体（(社)日本芸能実演家団体協議会）	アーツカウンシル	「日本版アーツカウンシル（仮称）」の導入については、これまで芸術組織への助成事業を担ってきた文化庁、日本芸術文化振興会基金部の助成事業の経験と実績とその評価を踏まえ、基金部の充実と独立を視野に入れ、助成制度の見直しと対応して2011年度に着手し2013年度には専門助成機関を確立するよう行程スケジュールを示して進める必要があると考えます。また、実演芸術活動及び芸術組織運営についての調査研究を踏まえ、今後検討される助成の充実を実現するに相応しい組織体制を確立する必要があると考えます。その際、実演芸術組織での実務経験者を組み入れることが重要だと考えます。
157		団体（NPO法人アートNPOリンク）	アーツカウンシル	「『日本版アーツカウンシル（仮称）』の導入に向けた検討」にあたって、地域主権に基づくNPOなど民間主導による地域を拠点とする（地域アーツカウンシル）のあり方を検討すべきである。
158		個人（団体職員）	アーツカウンシル	“文化芸術活動に対する支援の在り方の抜本的見直し”の取組に記載のある「日本版アーツカウンシル（仮称）」の導入だが、導入自体には賛成だが、早急な設置をするために、既存の考え方ばかりの人間や、評価をする側が画一的な視点になってしまわないように注意をするべきだと考えます。老若男女の考え方や感性を取り入れられ、あらゆる方面から検討・設置願いたい。
159		個人（団体職員）	アーツカウンシル	(原文) 第2文化芸術振興のための重点施策 海外のアーツカウンシル（文化芸術評議会）や公的文化芸術助成機関等の例も参考としつつ、新たな審査・評価の仕組み（「日本版アーツカウンシル（仮称）」）の導入を検討する必要がある。 (意見) ・新たな審査・評価の仕組み（「日本版アーツカウンシル（仮称）」）を導入される際に、ご留意いただきたい点があります。 この「日本版アーツカウンシル（仮称）」が文化芸術に関する予算（助成金）の分配において非常に大きな役割を果たすことが想定されます。その際に「全国各地の文化芸術の取り組みを単一の基準で審査・評価すること」には若干の危惧を覚えます。各地の文化施設は、地方自治体が設置した公立文化施設がその大半を占めますが、本来、公立文化施設は、設置主体である自治体が自らの政策目標達成のために設立するものであり、その施設の事業展開の内容は当然その自治体の目指す政策目標達成に資するものであるはずで、この場合、設置自治体、また設置施設毎に目標が当然に異なりますが、「様々に異なる目的を持つ文化施設を単一の基準で審査・評価すること」が運用を誤ると、「評価（＝助成金）が欲しい故に、その施設本来の役割を歪めてしまうこと」が懸念されます。新たな審査・評価の仕組みを検討される場合には、単に事業内容について審査・評価するのではなく、その事業が当該施設/団体のミッション達成のために果たす役割なども検討要素に加えられることを希望します。或いは地域毎（道州制的区分）、地域特性毎（首都圏/拠点都市/周辺都府非都市等）等、地域性にも配慮した審査・評価の仕組みを検討されるように希望します。
160		個人（団体職員）	アーツカウンシル	プログラムオフィサー及び日本版アーツカウンシルの導入 プログラムオフィサーなる専門家の具体的なイメージは今のところ不明であるが、現場を知らない、あるいは経験のない大学の研究者や学者だけでは、創造団体や公立文化施設の現状や実態は理解できないと思われる。従って、適切な事業や運営などの評価は不可能である。そのプログラムオフィサーや主任審査員には、現場経験豊富な職員やアートマネージャーなどを中心に配置すべきと考える。もちろん多様な経歴をもつ人材を含めることを否定するものではないが、その育成の仕組みと選任のプロセスを明確に規定する必要があると考える。日本版アーツカウンシルの導入にあたっては、すべての地域を一律に中央組織で統括していくことに加え、一定の地域ごとに複数の機関を分権的に設置することが望ましい。また、支援機関や利害関係にある団体等が永続的・固定的に担うことは、避けるべきである。新たな組織を創設することは、効率性の上からも問題があることから、独立性、公益性、地方組織の保持、文化事業と文化施設のノウハウの有無等の観点から、適切な公益法人等のなかから選定し、機能強化を図った上で、設置することが望ましいと考える。
161		個人（団体職員）	アーツカウンシル	日本版アーツカウンシルの導入を検討してください。現状のような批評家による審査や、癒着体質の助成は無駄遣いです。本当に見る眼のあるアートマネジメントにも、芸術評価にも長けた人材の育成が必要です。
162		個人（団体職員）	アーツカウンシル	日本版アーツカウンシル導入の検討は説明責任を果たすためにも非常に重要であると思う。こうした制度が国だけではなく、地方にも、そして文化支援、文化振興を目的としている公的団体にも導入されるよう、その方法論、専門家育成等も是非視野に入れてほしい。

通し番号	枝番	属性	keyword	意見
163		個人（団体職員）	アーツカウンシル	ぜひ、この方向で具体的な見直しを進めるべきである。現状の助成金審査制度では、審査員の目に触れやすい首都圏中心・ネームバリュー中心になり、そこから抜け落ちていくものを検証するためにも、早急にアーツカウンシルのような制度へ変更し、審査員もさらに専門性をたかめた制度にすべきだと考える。
164		個人（団体職員）	アーツカウンシル	アーツカウンシルなどによる新たな審査・評価の仕組みにおいては、単年度予算の効果などの短期的視野で評価するだけでなく、様々な視点から、芸術団体、公立施設が評価されるように、制度設計がなされることを望みます。 たとえば、 ・単年度・単独事業への評価 ・中長期的事業計画における評価 ・施設単位での、教育普及活動、創造活動、鑑賞のあり方などの総合的な評価 ・地域に対する効果の測定 ・公立施設、自治体、地域商工会等の相互関係 といったそれぞれの視点から、文化芸術による、地域への総合的な効果測定を行う必要があると考えます。これはつまり、文化芸術が、ただ文化芸術の振興だけを目的とするのではなく、地域社会の活力として、地域全体にその効力を発揮しているかどうかをはかることとなります。地域の文化芸術の振興の最終目的は、地域の自主性に根ざした地域主権にある、という点をぜひ明確に示していただきたいと思います。
165		個人（団体役員）	アーツカウンシル	日本版アーツカウンシルの導入 現在の社会とアーツをめぐる状況のなかで、もっとも急がなければならないのが、調査であると考え。調査研究がなければ、国として、自治体として、文化政策をどうついでいくか、計画のたてようがないと思う。既存の利権のある団体や施設にお金がながれるだけでは、急激に変化している社会とアーツの関係はますます乖離してしまうだろう。もちろん伝統芸能や文化財保護など、積み重ねられたものをいねいに継承し研究をふかめていく必要もある。既存の分野のなかにある派閥や権力構造のそとで活動している者たちやコミュニティや社会にたいし、アートの可能性をさぐっているような活動などは、現場の調査がなければ、なかなかみえてこない。日本版アーツカウンシルを早急にたちあげ、個人、団体、NPOなどをネットワーク化し、日本のアーツを底上げすることによって、新たな価値観や経済モデルなどを社会へ還元していく。 仕組みについて 文化芸術の分野だけのネットワークではなく、福祉や医療、まちづくり、教育機関、道路や公園などの施設などと分野横断する仕組みをつくりたい。アートの持つ有効性はまだまだ未知数ではあるが、縦割り化してしまった無駄を有機的につむぎなおすには、アートのちからは役にたつと考える。
166		個人（団体役員）	アーツカウンシル	アーツカウンシル発祥の地である英国では、専門家による公的機関に国からの助成金を委ねることで、芸術家に対する政策誘導や検閲ではなく、勇気と自信と機会を与えることを目的として設立された。そのため、今日に至るまで国際的にも評価される一つのモデルとして機能している。しかし審議経過報告で示されているような、「助成の調査研究機能を強化する」という目的では設立の根拠が薄弱であり、弱い組織しか作れないのではないかと。
167		個人（団体役員）	アーツカウンシル	新たな審査・評価の仕組みについて、日本版アーツカウンシルの創設は、賛同すべき方針です。但し、既存の文化芸術振興会の組織をどのような方向に持って行くのか、も議論していただきたいと思います。改組するのか、管理運営団体にするのか、解散し再編するのか、ある程度の方向を示していただければと思います。振興会に位置づけられている基金との整理も必要かと思えます。新しい団体を創設するのは、既存組織を機構改革するよりは、構築しやすいと思いますが、屋上屋を重ねたり、似通った組織を創設し、同時並行的に推進するのであれば、現場は混乱し、無駄な国費を使途することに繋がります。また新たな機関の創設に従事する専門家については、院生や経験年数の少ないアートマネジメント人材に担わせるのではなく、ある程度の実績を有した公的機関に担ってもらい、創造現場の経験が豊富でキャリアのある専門人材に検討させることが肝要かと思えます。
168		個人（芸術家）	アーツカウンシル	「日本版アーツカウンシル（仮称）」の導入には賛成であるが、イギリスでの体験から、その組織の各分科会メンバーには、アーティストや関係者など、経験のある民間人を尊重してください。
169		個人（芸術家）	アーツカウンシル	「専門的な審査・評価を実施し、支援策をより有効に機能させる機関として、新たに「日本版アーツカウンシル（仮称）」の導入に向けた検討を行う。とありますが、この「日本版アーツカウンシル（仮称）」について、可能であれば国内数か所に渡る拠点／地域支部を設けるべきではないかと考えます。現状の助成制度では、審査・評価をする者が東京に一極集中しています。これは何らかの方策で、打開すべきではないかと思えます。ただし、地域との癒着を避けるため、①審査員については任期制度を導入すること。②可能であれば国内／国際レベルでの調査・研究を行う専門的な担当者が十分な準備期間を以て赴任するようなシステムが構築できれば望ましいと思えます。
170		個人（芸術家）	アーツカウンシル	「日本版アーツカウンシル（仮称）」 各地の文化活動や振興において、アーツカウンシルは必須であると感じます。特に東京を中心とする関東では、その評価や区分け、健全な淘汰のために、必ず設けるべき。ただ、そのためには課題も多くあるため、調査を慎重に、各方面・各地域から直接取材して進めてほしい。また、その審査員や評価員をどのように選ぶのか、そして彼らがどのような基準で選ぶのか、それは中央が決めることか、地域によって基準が変わるべきか、は密に議論してほしい。また、地域においては審査員・評価員が、仮にその当地の人間が就任した場合、癒着の心配も大きいのが、その任期を終えたあと、審査や評価をしたことから、軋轢が生まれる可能性がかなり大きい。しかし、東京や他の地域から審査員や評価員を呼んできても、当地の文化を正しく理解できるのが不安。それらの課題を健全に乗り越えるための議論をぜひしてほしい。
171		個人（芸術家）	アーツカウンシル	「日本版アーツカウンシル導入」に賛成する。プログラムオフィサーというポジションは、「芸術振興を担う人材（芸術家を支える人材）」のステップアップの一段階となりえると考えている。アーツカウンシルが、単なる評価機関にとどまることなく、人材の孵化・供給機関となるために、「現状把握、対象事業の選定、評価」のフレームを明確に設計し、その上で、プログラムオフィサーが一定期間で入れ替わる体制を取ることが望ましいのではないかと考える。

通し番号	枝番	属性	keyword	意見
172		個人（芸術家）	アーツカウンシル	アーツカウンシルの設置にあたっては、一つの中央機関たるそれがすべての審査や評価をとりまとめることにはならないように配慮されたい。というのも、国内においては東西南北それぞれの地域で芸術作品に対する価値観が独自に育っており、また近年では文化芸術の振興を目的とするいわゆるアートNPOがそれぞれの地域において人材の育成や新たな作品創作などの推進役としてその役割を担いつつあり、理解ある地方公共団体との共同作業も散見される。まず、アーツカウンシルは例えば道州単位など地域ごとに設置されること。そしてそこにはその地域ですでに活動しているアートNPOが、あるいは複数のそれらが構成員となり、それぞれの地域の実情にあった審査や評価をできるような態勢づくりを目指すこと。その場合には、地域のアーツカウンシルの判断が閉鎖的なものにならないように他地域のアーツカウンシルの評議員を混ぜるなどその仕組みは工夫されるべきだろう。中央機関に勤める評議員の判断で、中央からは遠くにあるような地域の文化芸術の振興が左右されることになれば、それは道州制の導入など進みつつある地方分権の議論と逆行することにもなりかねない。日本では、国としての文化振興策が遅れている一方で、それぞれの地域のアートNPOが、まだ途上とはいえ、地元の文化芸術の振興を進めている例が多い。とりあえず積極的に活動しているアートNPOがある地域においては、それを地域の文化振興の拠点として、アーツカウンシル化する仕組みを検討されたいと考える。
173		個人（芸術家）	アーツカウンシル	「日本版アーツカウンシル導入」に賛成する。プログラムオフィサーというポジションは、「芸術振興を担う人材（芸術家を支える人材）」のステップアップの一段階となりえると考えている。アーツカウンシルが、単なる評価機関にとどまることなく、人材の孵化・供給機関となるために、「現状把握、対象事業の選定、評価」のフレームを明確に設計し、その上で、プログラムオフィサーが一定期間で入れ替わる体制を取ることが望ましいのではないかと考える。
174		個人（芸術家、大学教職員）	アーツカウンシル	アーツカウンシルの設置について調査、準備、検討の後、設置されることが望ましいです。
175		個人（芸術家、大学教職員）	アーツカウンシル	「日本版アーツカウンシル（仮称）」について。専門家による審査・評価の仕組みが導入されることには、基本的に賛成である。具体的な例として英国の「アーツ・カウンシル」が連想されるが、「日本版」が何を意味するのか、現段階までの議論の詳細を知りたい。今後その仕組みを構築するに当たっては、是非ともその過程を公表し、各方面からの意見を吸収しつつ進めて頂けるようお願いしたい。芸術家の天下り機関のような組織を増設する結果になっては意味がない。独立性・公平性の確保・維持のための議論も重要になるだろう。
176		個人（芸術家、団体役員、大学教職員）	アーツカウンシル	<『日本版アーツカウンシル（仮称）』の導入に関して> 地域主権に基づき、全国各地の地域のアーツカウンシルが独自に予算も権限を持ち中央集権的な組織が1つだけで、これまでと同じように予算を地方自治体等に配分したり、また対象も特定ジャンルのみにならないようにすべきと考えます。NPO等の非営利セクターを含めた地域を拠点とする『地域アーツカウンシル（仮称）』のあり方も検討すべきです。
177		個人（研究者、大学教職員）	アーツカウンシル	「日本版アーツカウンシル（仮称）」の導入に向けて、早急の検討を望む。その際、専門的な審査・評価等の機能を国家の一極に集中せず、文化政策における地域主権を誘導することが必要である。また、行政主導ではなくNPOなど民間主導のあり方について、検討の必要がある。
178		個人（大学教職員）	アーツカウンシル	専門家による審査・評価の仕組み（「日本版アーツカウンシル（仮称）」）の導入について。支援制度の見直しと、アーツカウンシルのような仕組みの確立はセットで考えるべき。よって、アーツカウンシルのような組織を確立することは、近いうちにぜひ実現すべき案だと思う。しかし、具体的なイメージはどうも見えてこない。どのような専門家が集い、どのような権限を持ちうるのかについて具体的な検討を望む。
179		個人（公務員）	アーツカウンシル	「日本版アーツカウンシル（仮称）」の導入の検討について 以前、スコットランドやイングランドでその地域の劇場やアーツカウンシルを視察しましたことがあります。古くから劇場が町の中心的交流の場である英国と日本では相当ギャップがあると肌で感じました。アーツカウンシルのよい点も多々あると思いますが、日本への導入については、一概に同じようにできるとはとても思えません。日本の各地域（東京などの中心地だけでなく）の状況や実情・課題、また英国やフランスなどとの違いを十分に調査・研究いただいたうえで、「日本版」を構築いただきたいと思えます。
180		個人（会社員）	アーツカウンシル	「日本版アーツカウンシル（仮称）」の導入について 文化庁の職員は、2～3年で異動してしまうが、官僚の中でも、文化の分野については、その道の専門家が育っているのではないかと。その上で初めて、文化関係者をブレインとして使うことができるのではないかと。現状は、その専門家を、何を基準に、誰が選んでいるのだろうか。いつも、同じ名前が並んでいるように感じる。そんなマンネリと不透明な状況を一新するためにも、アーツカウンシルという考え方には賛成するが、是非、透明性を高めて、誰もが、なるほどと思う人材を集めてほしい。日本人として誇りに思える文化を支援する仕組みを作りあげてほしい。
181		個人（会社員）	アーツカウンシル	アーツカウンシル（仮称）は大変優れた施策です。地方にしながら優れた舞台を作っているアーティストが東京へ行かなければ評価の土台にももらえないというねじれた状況を打破することが、地域主権の今、最も必要なことです。人選にあたっては、演劇で言えば、児演協、劇団協、芸団協などから複数名推薦人を得ることで、どこにでも平等になると思います。
182		個人（自営業）	アーツカウンシル	【本文】3 具体的施策 (2) 専門家による審査・評価の仕組みの導入の検討と支援制度の抜本的見直し ①専門家による審査・評価の仕組み（「日本版アーツカウンシル（仮称）」）の導入 ・意見：新しい審査制度をつくることに賛成する。「日本版アーツカウンシル（仮称）」を設立し、専門家による審査がスムーズ行われると良い。特に東京以外の地域でも適切な助成を行えるよう、審査経験やノウハウの蓄積や可視化、そして申請団体へのフィードバックも充実させてほしい。

通し番号	枝番	属性	keyword	意見
183		個人（芸術家）	アーツカウンシル、文化芸術拠点、舞台芸術の魅力発見事業	アーツカウンシル制度の導入は急ぐべきことと考えます。しかし、問題は、誰が評価をするのかです。私は、アーティストや舞台芸術の周辺人物を採用すべきだと思います。そのために、たとえば3か年間のサバティカル(休暇)をとった関係者をアーツカウンシルが採用し、専門家として評価をしてもらうシステムが妥当だと思います。サバティカルのあいだは本来の仕事は休んでもらい、アーツカウンシルの仕事に専念してもらう。そのことによって、職務を離れた後の仕事に好影響があると考えます。人材の再教育ともなります。地域の文化芸術拠点はぜひ必要です。全国に20～30程度あれば良いと思います。つまり、一地方エリアに2館程度が適正ではないかと考えます。一つの問題点は、芸術監督制をとることです。「芸術拠点形成事業」をみると、勤務実態のほとんどないアーティストが非常勤の芸術監督になっている例が多く、それでは地域のニーズと関係なく自分の芸術的野心を達成するために地域を利用することになります。非常勤でもかまわないと思いますが、勤務実態の年間120日程度は義務づけるべきです。本物の芸術に触れる機会の、中央と地方の格差を是正するために機能していた「舞台芸術の魅力発見事業」を廃止したのは、時代の趨勢に逆行しています。この補助は、まさに格差の是正に資する性格を持っていました。何らかの形で復活すべきと考えます。地域の実態を知れば、この補助制度がどれだけ中央からの遠隔地の鑑賞の機会を担保していたか理解できるに違いありません。
184		個人（団体職員）	文化芸術拠点、アーツカウンシル	地域の文化芸術拠点において、地域の核となる文化芸術拠点への支援を拡充する必要がある、と記載されているが「地域の核となる文化芸術拠点」が公の施設に集中することのないように、民間の施設を圧迫することのなきよう注意すべきだと思う。民間の施設のなかでも優秀な人材や作品を輩出しているところが多くある。それを、評価できるだけの施策やアーツカウンシルが必要である。
185		団体（（社）日本芸能実演家団体協議会）	文化芸術拠点、法的基盤の整備	地域の文化芸術拠点の法的基盤の整備については、公立文化会館の目的・事業の明確化と専門人材の配置、国と文化芸術拠点の関係が中心と考えますが、文化芸術拠点の役割、そのあり方など法的基盤の具体的な内容について早急に検討し、速やかな法律制定を望みます。また、法的基盤の整備のみならず、第21（1）および第22②で言及している支援制度の抜本的な見直しに対応して、文化芸術拠点が豊かに機能し発展するような助成制度のあり方も早急に検討されることが必要と考えます。
186		個人（団体職員）	文化芸術拠点、法的基盤の整備	地域の文化芸術拠点となる一定の基準は公示し、応募制にするのか、文化を重視することは何処も同じだが、疲弊度の高い地方財政の現在では二の足の感あり、この点具体策を如何に明示しするかが重要課題となる。この事項は「劇場法」制定にも今後、影響が生じる。
187		個人（団体職員）	文化芸術拠点、法的基盤の整備	地域の核となる文化芸術拠点の充実とそのための法的基盤の整備があることをたいへん高く評価したいと考えます。芸術文化の地域間格差が、もっとも優先して取り組む事項として認識されたと理解しています。地域の拠点が自律的に地域の実情の分析にそった活動ができるような仕組みの導入を希望したいと思います。
188		個人（団体職員）	文化芸術拠点、法的基盤の整備	地域の核となる文化芸術拠点の充実とそのための法的基盤の整備について、もう少し実態を把握する必要があるのではないと思う。例えば、運営において稼働率を重視するのか、内容を重視するのか方向性が見えない気がする。地域の文化芸術拠点といっても、その地域性や県民性を把握した上で、事業を展開すべきではないだろうか。静岡だったら静岡ならではの催し物だったり、堅苦しいものはなかなか県民受けが好ましくなかったり。より良い文化芸術拠点を充実していく上で、確かに専門家の配置は必要だと思うが、専門家が多すぎてしまうのは逆に一般的な見方から遠ざかってしまうのではないかと不安もある。その地域によりそった人材の配置や法的基盤の設備が必要だと思う。
189		個人（団体役員）	文化芸術拠点、法的基盤の整備	拠点施設の法的基盤整備について、現在進められている検討内容のほとんどは、都市圏大規模施設を中心とした議論に終止しているように見受けられます。委員の構成メンバーから、そのような傾向の発言があるのは致し方ないと思われませんが、少なくとも、バランスのとれた構成メンバーでの議論を望みかけたというのが正直なところだと思います。制度設計については、地方の文化会館の声をよく聞き、日本の公立文化会館の現状をよく把握した上で、法整備することを強く求めます。貸し館から始まりました会館は、多くの問題を含んでいることは認めるところですが、切磋琢磨している会館も多く顕在しています。また、設置自治体が文化振興に熱心でなくとも頑張っている組織や、芸術監督を置く必要を設置自治体から求められなくとも、良い作品を生み出している会館もごございます。それらの会館のモチベーションを低下させることがないような制度設計を起こしていくことが必要であると思います。一方、過去の文化庁の報告書に見られるように、改善の余地が見られない会館や組織については、自然淘汰があつてしかるべしと思います。これは、会館や設置自治体が十分反省をしなければならぬ問題です。現在の法的整備の議論の内容は、芸術団体の救援や保護に繋がる議論が主流ではないでしょうか。芸術家や芸術団体の雇用創出を考えると、アーティストの地位向上を図っていくことは必要なのですが、主張をばかりではいかかかとも思います。国民主権、地域主権という立場からは、国民目線での議論がもっと語られなければなりませんし、地域における法制や公益法人制度や指定管理者制度などとの整合性も議論しておかなければならないでしょう。また、整備後の財政措置についても、併せて議論しておく必要があると思われま。以上、国民目線、地域の声、地域の公立文化会館の発言をしっかりと受けとめ、実態に基づいた法整備と現場との合意形成を図っていくような進め方を求めるものです。
190		個人（芸術家）	文化芸術拠点、法的基盤の整備	茨城県で活動しているが、常日頃、芸術文化に触れることのできる機会が少ないと感じている。また地域の人々と話していても、芸術文化に触れたことがない、関心を持つ機会がなかったといった声をよく聞く。もちろん本人の興味・関心の問題もあるが、なによりも芸術文化になかなか触れることができない環境にあることが一番の原因だと感じる。少なくとも触れたのちに取捨選択する権利があるはずだが、都市部に比べ、地方はその権利を奪われている状況にあると言わざるを得ない。この文化享受の格差を是正するには、地方だけではなく国の文化的な指針が必要だと感じる。地域の核となる文化芸術拠点の充実とそのための法的基盤の整備を早急に望みます。
191		個人（芸術家）	文化芸術拠点、法的基盤の整備	先ず何よりも第一に「①地域の核となる文化芸術拠点の充実とそのための法的基盤の整備」を挙げていることを高く評価したいです。21世紀に入り、政治、経済のみならず文化活動についても、東京一極集中は是正されることなく加速度的に進んでいるのが現状であると言えます。このままでは今後さらに地域ごとにおける文化を享受する権利が大幅に阻害されることが懸念されます。文化享受の地域間格差が拡大すると言っている。そして文化享受の格差が拡大することは、地域に対する愛着、プライド、その地域に住みたいと思うところを育むことまで疎外し、結果文化活動の縮小のみならず、経済活動の縮小さえも引き起こしかねないと考えます。それは日本の国益に反すると思います。地域の核、より具体的には道州制度を見越した、国内10か所程度の、拠点として国際的な創造活動を行える劇場の整備、更には市区町村レベルでの文化享受／参加のできる拠点的劇場の整備、及びそのための関連する法案整備を強く望みます。

通し番号	枝番	属性	keyword	意見
192		個人（経営者）	文化芸術拠点、法的基盤の整備	「①地域の核となる文化芸術拠点の充実とその法的基盤のせいび」の1番目の○の文章で、地域の文化拠点を「国と地方公共団体が・・・」とあり、民間の劇場等の施設を含まない表現となっています。私が運営に携わる小劇場はシアトリカル應典院という名称で活動し、お寺の本堂を劇場として活用するというユニークな施設です。お寺ですからもちろん施設の主は宗教法人です。活動する団体、應典院寺町倶楽部（いわゆるお寺の檀家組織ではありません）は任意団体で法人格は有しません。大阪市の文化施設、特に舞台芸術施設が特殊な状況であることは御承知だと思います。大阪市立および大阪府立の文化会館的な施設はありません。大阪市内においては、歴史的にも小劇場演劇をはじめとして演劇や音楽・クラシックなどのほとんどが、民間の施設で開催されています。あわせて、小劇場演劇の活動を支援しているのもその中心は民間の劇場です。公的な施設を否定するものではありませんが、民間の文化施設を「地域の核となる文化拠点」に含まないことには納得がいきません。議論の幅を広げれば、色々な国民へのサービス活動等を公から民への意見と国民の支持があると思います。文化振興の名のもとに公的なものだけに支援活動の枠を設けることは、とくに都市部では、非効率と思ひ賛成しかねます。ぜひとも、文化芸術拠点の充実とそのための法的基盤の整備に、民間の施設への配慮がなされることを期待します。加えて、民間の場合にはその組織体が株式会社法人、NPO法人そして私がやっているような宗教法人の場合もあります。組織体において有利不利のない法整備を期待します。
193		個人（自営業）	文化芸術拠点、法的基盤の整備	【本文】3具体的施策 （1）地域の核となる文化芸術拠点の充実とそのための法律基盤の整備 文化芸術団体の活動拠点が大都市圏に集中し、地方公共団体が設置する文化施設には専門家が配置されておらず、芸術団体の支援も十分にされていない。この状況を改善すべく、議論する必要がある。芸団協が提唱する「劇場法（仮称）」をもとに法律基盤の整備を行うべきと考える。
194		個人（団体職員）	文化芸術拠点、法的基盤の整備、指定管理者制度	地域の核となる文化芸術拠点に関する法的基盤の整備に関しては、現行の指定管理者制度について、見直しや、一定の基準を満たした施設に例外を認めるなどの点についても検討していただくことが重要だと考えます。文化芸術拠点への中長期的な支援と、指定管理者の交代が、ねじれた場合、施設と地域両方に対して不協和を引き起こします。このような失点がある場合、持続的な文化芸術の維持発展は、簡単にふりだしにもどってしまう可能性がありますので注意が必要です。
195		個人（芸術家）	文化芸術拠点、法的基盤の整備、指定管理者制度	「地域の核となる文化芸術拠点への～早急に具体的な検討を行う」支援のもととなるような法的基盤の整備をぜひ急ぎ、実現してほしい。またそれにとまう指定管理者制度へ関わる点に言及してほしい。地域の公共ホールを運営する財団（指定管理者）には、平等や公共性という自治法を盾に、文化を育てることや、観客への文化享受の発展性を軽視しているところや、中央から他地域に権力的に館長などに就任し、その財源を中央との関係維持に消費するような場合もある。法整備によって、健全に運営がなされるよう、支援だけではなく、悪辣や怠惰な運営者を厳しく排除できるような法や、審査・監督制度を設けてほしい。
196		個人（団体職員）	文化芸術拠点、指定管理者制度、法的基盤の整備	○地域の核となる文化芸術拠点とは、公立の文化会館が主だと思われませんが、現在指定管理者制度により、公立の文化会館を管理し、舞台公演事業を実施しています。この制度により3年または5年おきに公募により指定管理者が決まるようになっており、文化芸術の拠点となるべき公立の文化会館の運営が場所によっては不安定になってしまっています。法的基盤の整備と記載がありますが、この制度が含まれていることを願います。
197		個人（団体職員）	文化芸術拠点、指定管理者制度、法的基盤の整備	文化施設の数は増加し、文化芸術予算は減少、事業仕分け等でやむを得ず閉鎖したホールもあるという現状の中、舞台芸術を振興していくためには様々な問題があることを痛感しています。それぞれの施設はホールの特徴を生かしながら、創意工夫を凝らして運営していますが、指定管理者制度導入によって一定期間ごとに管理者が変わることになると、地域の拠点での役割を果たすためのホールなのに、継続的な事業の断ち消えや専門的人材の育成も難しくなるというマイナス要素もあるため、この法的基盤の整備で重視していただきたい項目であります。
198		個人（公務員）	文化芸術拠点、指定管理者制度、文化省、法的基盤の整備	私は現在、静岡県の職員として財団法人静岡県文化財団に派遣され、貸館業務のマネージャーを行っています。現在、地方公共団体の文化・芸術予算は減少の一途をたどっており、指定管理者制度の導入により、地方の公共施設は更なる経費削減が求められています。このままでは、地方に住んでいる方々に、良質な文化・芸術を鑑賞する機会を提供することができず、文化・芸術に対する関心も減少して、都会と地方による文化格差が益々増加していく恐れがあります。この危機を回避するために、今回の文化審議会文化政策部会「審議経過報告」で提案されている施策は、十分な効果を発揮すると思います。地域の文化・芸術を守るためには、地域の核となる文化芸術拠点の充実と法的基盤の整備は、必須だと思われます。さらに、文化芸術拠点を支援する側も、専門家を配置し、文化芸術拠点がより質の高い文化・芸術を地域の方に提供できるようにすることは重要ですし、文化芸術拠点で文化・芸術を提供する側の人材育成に力をそそぐことも重要です。また、前回の事業仕分けで予算が減少されている、次代を担う子供たちへの文化芸術の鑑賞教室については、わが国の文化芸術の振興を阻害するものであり、絶対に無くしてはならない重要な事業である。これらの施策を実現可能なものとするために、現在の「文化庁」を「文化省」に格上げすることや、劇場法の制定を真剣に考えていく必要があると思われまます。

通し番号	枝番	属性	keyword	意見
199		個人（団体職員）	文化芸術拠点、指定管理者制度、法的基盤の整備、文化省	<p>「文化芸術拠点」とは何か、「公立文化施設（劇場）」または「公共的団体（財団等）」明記していただきたいと思います。その「拠点」が「指定管理者制度」により有期限で変わるということは、甚だ制度に疑問を感じます。その業界が発展するために「熾烈な生き残り」「競争による淘汰」「自助努力なきものは消滅」ということは分かりますが、どうも発展・充実のためというより却って後退して苦しい状況が生じているように思えます。</p> <p>○法的基盤の整備 劇場法（仮称）について、基本法に対して個別法があるのは、至極あたりまえのことであると思います。芸団協による「社会の活力と創造的な発展をつくりだす劇場法（仮称）の提言」は、多くの部分で素晴らしいと思います。しかしながら、日本の公立文化施設は、殆どが中小規模、かつそのレゾナントルも多種多様であり、芸団協の言う「劇場・音楽堂」により一方的なイメージが固まってしまうことを懸念します。つまり、芸団協の言う「国民の間ではこれらの公立文化施設が実演芸術の創造、公演、普及、教育の機関としての重要な役割を担っていること」の理解や認識が乏しく、このことが実演芸術の振興発展を阻害する一因にもなっている。このため国が先導的に、「劇場・音楽堂」の目的や機能を明確に示すことによって、公立文化施設が実演芸術の振興に果たしている役割の強化につながるかと考えられる。「劇場・音楽堂」は、実演芸術の創造、公演、普及、教育など具体的な目的・事業を行う組織と施設であることを国は明確にする必要がある。」という、「実演芸術」に限定する意見には賛成しかねます。</p> <p>劇場法（仮称）については、是非とも、多くの公立文化施設が「劇場・音楽堂」となるように（1種、2種・・・などカテゴリーをつける、準備期間を設けるなど）していただきたいと思います。「貸し館」という言葉は、クリエイティブでないイメージもあるかと思いますが、中央であろうと、地域であろうと、実際に「貸し館」がメインであることは紛れもない事実であり、重要なポイントだと思います。パブリックコメントによりこうして地域の声を聞いていただく機会があることは非常に良いことで、希望が持てます。また、地域の声、地域の現実を届けることは我々の義務であると考えます。最後に「文化省」設置を望みます。</p>
200		個人（団体職員）	法的基盤の整備	公立文化施設の実在意義を守るような法的整備をお願いします。また地域の事情によって、どのような施設かを選ぶような柔軟な法律になるようお願いいたします。例えば、演劇と音楽ではアーティストや観客のありかた、マーケットなどが大きく異なります。それを一くりにして議論することのないようお願いいたします。
201		個人（団体職員）	法的基盤の整備	3 具体的施策（1）法的基盤の整備が急がれるとのことですが、「劇場法（仮称）」の内容（素案）が、表に出て舞台芸術に関わる公共機関はもちろんですが、民間団体も一緒にあって国民的な議論の場がもっと必要だと思います。そのことで、文化芸術が国民的な話題になっていけばうれしいです。
202		個人（会社員）	法的基盤の整備	法的基盤の整備については、舞台芸術分野の各ジャンルの理解度が均一化され、利害関係者全員に文化政策の全体像が浸透することが重要です。合意形成の努力が不充分なうちは、法制化を急ぐべきではありません。博物館法における美術館の課題も参考にし、舞台芸術分野にとどまらない視点からの検討をすべきです。
203		個人（団体職員）	法的基盤の整備、指定管理者制度	<p>法的整備を進めることは基本的に賛成であるが、今後具体的な検討を進めるに当たっては、次の点を十分に検討する必要がある。</p> <p>①指定管理者制度とその運用に関する問題 2006年9月から本格的に実施に移された指定管理者制度は、公立の文化施設の運営に大きな影響を与えている。指定管理者制度は、①経済性・効率性のみが強調され、地域文化の振興という本来の設置目的や使命が後回しにされる状況がみられること、②事業内容が集客率のみに比重を置いた安易な画一的な企画に流れがちなこと、③指定期間が限られることから、事業の安定性・継続性を確保することが難しいこと、④必要な専門的人材を確保し、育成することが極めて困難であること、など多くの問題点が指摘されている。このため、制度の運用について、再検討をする時期にさしかかっていると考える。舞台芸術は多くの人員により運営され、地域住民へ良質な舞台芸術を提供するため、日々奮闘しているところであり、文化浸透が叫ばれている現在、経済性だけでなく事業内容の発展を期した運営にいそむることができる体制づくりが必要であると考え見直しを図らねばならない。</p> <p>②拠点整備要件に関する多様性と柔軟性のある設定 制度設計にあたっては、日本の公立文化施設の現状をよく分析し、それを踏まえた上で、法制化すべきと考える。現状では、創造発信型の劇場に類する日本の劇場は全国で10施設、拠点形成事業の施設でも40施設弱である。そもそも文化施設は地域の芸術文化の拠点となるべく設けられた施設であると認識している。創造発信型のみが拠点となり、文化施設として作られることは日本文化の後退を招くと危惧する。小規模の施設でも地域の芸術拠点として位置付けることにより、住民の芸術文化に対する国の姿勢が明らかとなり、日本における文化発展を目指すことが可能となるであろう。整備要件を一律・画一的に規定するのではなく、小さな施設であっても、取り組み方によっては拠点として認められるような多様で、柔軟な設定を行うべきである。その場合、①地域の範囲の捉え方に柔軟性を持たせる。②専門家配置要件も一律ではなく代替措置も可能とする。③創造発信型の施設だけが対象になるのではなく、事業要件について多様性を持たせる、など、多くの文化施設がその気になれば拠点として認めてもらえるような設定とし、全国2200ある公立文化施設の活性化に寄与する仕組みとすることが重要である。このことを念頭に制度設計を進められたい。</p>
204	1	個人（団体役員、公務員）	法的基盤の整備、指定管理者制度	<p>法的整備を進めることは基本的に賛成であるが、今後具体的な検討を進めるに当たっては、次の点を十分に検討する必要がある。</p> <p>①指定管理者制度とその運用に関する問題 2006年9月から本格的に実施に移された指定管理者制度は、公立の文化施設の運営に影響を与えている。指定管理者制度は、①経済性・効率性のみが強調され、地域文化の振興という本来の設置目的や使命が後回しにされる状況がみられること、②事業内容が集客率のみに比重を置いた安易な画一的な企画に流れがちなこと、③指定期間が限られることから、事業の安定性・継続性を確保することが難しいこと、④必要な専門的人材を確保し、育成することが極めて困難であること、など多くの問題点が指摘されている。このため、制度そのものの見直しが求められるが、少なくとも運用の改善を図ることが必要である。また、法制度間の整合性を十分考慮に入れて、法整備を検討する必要がある。</p>
204	2	個人（団体役員、公務員）	法的基盤の整備、指定管理者制度	②拠点整備要件に関する多様性と柔軟性のある設定 制度設計にあたっては、日本の公立文化施設の現状をよく分析し、その現場を踏まえた上で、法制化すべきと考える。現状では、創造発信型の劇場に類する日本の劇場は全国で10施設、拠点形成事業の施設でも40施設弱である。それらの施設だけが拠点要件に合致するような設定は問題がある。整備要件を一律・画一的に規定するのではなく、小さな施設であっても、取り組み方によっては拠点として認められるような多様で、柔軟な設定を行うべきである。その場合、①地域の範囲の捉え方に柔軟性を持たせる。②専門家配置要件も一律ではなく代替措置も可能とする。③創造発信型の施設だけが対象になるのではなく、事業要件について多様性を持たせる、など、多くの文化施設がその気になれば拠点として認めてもらえるような設定とし、全国2200ある公立文化施設の活性化に寄与する仕組みとすることが重要である。このことを念頭に制度設計を進められたい。

通し番号	枝番	属性	keyword	意見
205		団体（日本音楽芸術マネジメント学会）	文化芸術拠点、指定管理者制度	地域の核となる文化芸術拠点の充実を図るためには、指定管理者制度の適用ないその運用の在り方に関し抜本的見直しを図る必要があることを明記すべきである。 (理由) 2003年の地方自治法の改正により導入された指定管理者制度は、公立の文化施設の充実した運営に少なからぬ影響を与え、既に数多くの懸念が示されている。指定管理者制度は公の施設全体を対象とするものであるが、いずれの場合にもその基本的な制度設計においてすでに経済的効率性の向上がより強く意識されている。このため文化施設にこの制度を導入する場合もその運用の現場では地域文化の振興という公立文化施設本来の設置目的よりも、目前の経済的効率性の向上が第一義的な課題と受け止められるようになってきている。すなわち、①事業内容が来館者数の増加、予定収入の確保等いわゆる経営改善に比重を置かれるためそれらに偏した安易な企画に流れがちなこと、②管理経費の節減が強調されるあまり利用者への充実したサービスの提供に支障を生ずる場合があること、③一回の指定期間が比較的短期間に限定されることから、本来長期的な取り組みが求められる事業の企画及び展開において安定性・継続性を確保する上で重大な支障を生じていること、④そのためまた、必要な専門人材を確保し、育成することがほとんど不可能となっていること（職員を採用する場合も採用期間は指定期間内の限定される）、などの問題点がそれである。2006年の本格的実施以来すでに数年が経過したが、上記問題点はますます際立ってきており、文化施設の運営に当る多くの関係者からつとにその改善が強く求められている。このため、この制度を文化施設に適用すること自体を抜本的見直すことが不可欠と考えるが、諸般の事情からこれが困難な場合、少なくともその運用について早急に改善を図る（例えば指定期間の長期・弾力化、いわゆる一者指定制度の大幅導入など）ことが必要であり、このことを明記すべきと考える。
206		個人（団体職員）	文化芸術拠点、指定管理者制度	文化芸術振興策を充実させることには、大賛成である。しかしながら、「指定管理者制度」により劇場等を取り巻く環境は、たいへん厳しい状況にある。予算をかけないで運営するよう効率化ばかりが目されていると感じる。企業の利益追求に文化が利用されることのないよう、法的な整備等の早急な対応が必要と考える。
207		個人（団体職員）	文化芸術拠点、指定管理者制度	3頁4行目に、「①地域の各と成る文化芸術拠点の充実とそのための法的基盤の整備」とある。しかし、その後の指摘にもあるように、文化芸術関係予算は減少している。新たに建設するより、まずは既存の施設を活かす方を検討すべきである。新たに設置する場合、2頁にあるように観光や産業などの経済活動における付加価値を期待するならば、交通の便・周辺の環境（飲食店など）など、ホールにおける催し物開催時の相乗効果を狙えるようホールの立地条件についても考慮する必要がある。なお、現在指定管理者制度を導入するホールが多いが、一定年数ごとに管理者が変わるこの制度の場合、継続的な育成事業が難しく、専門的な職員が育たないという問題がある。周辺住民、あるいは遠方からの来場者を想定した文化芸術拠点を充実させるためには、これらの点を踏まえた長期的なビジョンの下に検討していくことが必要であると考えられる。
208		個人（団体職員）	文化芸術拠点、指定管理者制度	文化政策部会の掲げる「舞台芸術の振興の方向性」「舞台芸術の振興に向けた重点施策」等を読むにつけ、いかに「指定管理者制度」というものが舞台芸術振興にそぐわないものであるかを改めて感じざるを得ません。地域舞台芸術の拠点はやはりその地域の劇場にあるべきで、その劇場の管理者が状況によっては3～5年ごとに入れ替わり、それまで文化団体が運営に関するアドバイスや進言をもらっていたホール従事者がまるまる入れ替わってしまうような状況では、地域芸術の発展も振興も語れるものではないと考えます。自分のことをお話しします。高校生の頃、舞台芸術に興味を持ち、自分の職業の選択肢の1つとして考えた時、いろいろアドバイスを下さったのは地元のホールの職員の方でした。2つの別のホールでそれぞれ1人ずつ、併せて2人の方にお世話になったのですが、どちらも勤続して10～20年のベテランの方でした。お二人の豊富な知識や経験に、いつしか「自分も劇場で仕事がしたい」と思うようになったのです。ですから今の「指定管理者制度」は、私にとっては考えられない制度なのです。「劇場で仕事がしたい」という夢が夢として成立しないということは、「夢を与える仕事をしている」という、劇場に勤めるものの自負に関わる重要な問題なのです。私の踏んだプロセスは、海外ではよく見られるケースかもしれません。放課後に「遊び場所」として地域の劇場があり、学校が終わって集まってくる子どもたちに、劇場スタッフは保育所さながらに「劇場での“遊び方”」を子どもたちに教えているような国がある、と聞いたことがあります。その「劇場での“遊び方”」はつまりは舞台への関わり方であり、そこで演じられる芸術に対する興味を持つことです。そういう環境にある子どもたちは、誰に強制されるでもなくおのずと「舞台芸術に接する機会」を得ていくことになるでしょう。またそれが「地域に根付いた」劇場の本来あるべき姿かもしれません。劇場というのは、そこに働くスタッフまでを含めてひとつの「劇場」であるべきだと考えます。劇場の管理者がとっかえひっかえされ、委託からさらに業務の下請けが出され、劣悪な労働条件を強いられるスタッフが増えることで、劇場が「魂の入っていない器」になってしまう危惧を持たざるを得ません。地域振興の拠点となるべき「劇場」の運営が揺らぐことがないよう、文化政策部会としてご一考頂ければと思います。
209		個人（団体役員）	文化芸術拠点、指定管理者制度	舞台芸術ワーキンググループにおける意見のまとめ」の3頁、「(1)地域の核となる舞台芸術拠点の充実とそのための法的基盤の整備」においては、「指定管理者制度の導入により、経済性や効率性を重視するあまり、事業内容の充実や専門人材の育成・配置などが必ずしも重視されない運用がなされ、施設運営が困難になっている状況も見受けられる」という意見があり、事実、指定管理者制度の導入後、程度の差はあれ、このような状況が全国で見られ、地方における舞台芸術の創造や普及に大きな影響を与えている。こうした現状認識を明らかにするため、「①地域の核となる文化芸術拠点の充実とそのための法的基盤の整備」の項の2番目の法的基盤の整備について言及されている文章中には、「指定管理者制度の運用の現況を検証し、文化芸術の振興に資するよう、より適切に運用されるよう配慮しながら」といった趣旨の文言を含めるべきであると考えられる。
210		個人（公務員）	文化芸術拠点、指定管理者制度	文化芸術拠点において、「国と地方公共団体が役割分担・協力しつつ・・・」とありますが、国と地方公共団体とのコンセンサスはどのように図る想定でしょうか。指定管理者制度の導入により、地域の公の文化施設はその設置自治体の意向に大きく影響を受けます。文化施設自体が自らの使命を整理したうえで、地域の文化芸術拠点として、舞台芸術の創造発信をして地域の人々に享受されるように活動しようと意欲的に取り組んでいても、設置自治体にそこまでの認識がないあるいは必要性を感じていない場合があります。またその場合設置自治体での公の文化施設に投下する予算が、創造発信することもありません。設置自治体が、その所管する文化施設の役割を明確にできなかったり、理解が低かったりすると、文化施設だけががんばっていても空回りに終わります。国から設置自治体に対して、文化芸術の重要性を深めるよう促進し文化施設と芯から連携するようにするなど、頑張っている文化施設がますます舞台芸術の創造発信をして地域の人々に享受されるような地ならしも行わなければうまく機能しないと思いました。
211		個人（会社員）	文化芸術拠点、指定管理者制度	指定管理者制度により、文化施設が運営される場合は3年或いは5年程度の管理期間の為、次の指定期間の選定の際に管理を行えなくなるという可能性があることから、長期的展望に立った企画の立案、事業の実施や人材の確保・育成が難しくなっている。文化芸術拠点を充実する為には、人材育成を行うための安定的な環境の整備が必要である。

通し番号	枝番	属性	keyword	意見
212	1	団体（(財)北海道文化財団)	文化芸術拠点	<p>◎舞台芸術の健全な発展のため、全国的な見地から複数の創造拠点を配置することが必要であり、北海道に国立の劇場を創設することを望むものです。現在、国立劇場が東京、大阪、沖縄に存在しますが、新国立劇場以外は古典芸能や郷土芸能に特化されており、現代演劇やダンスの分野は、裾野が広く、その境界もこれまでの分野を超えて流動的で進化を続けており、地方においては、優れた人材が輩出されています。このような人材を育成し、活躍する場が東京にしかないことは、有意の才能を埋没させることでもあります。我が国の舞台芸術の多様化に向けた取り組みは、海外との文化交流の上からも重要であり、喫緊の課題となっております。また、本道には、舞台芸術を志し、支え続ける基盤が育っています。例えば、現代演劇の分野では、札幌市を中心として約100劇団が活躍し、道外や海外公演に意欲的に取り組み、韓国やサハリンとの交流も続けられています。こうした動きをベースに、舞台芸術の振興を図り、地域の独自の文化が育まれることによって、海外からも高い評価を受ける文化風土が形成され、多くの道民や国民に文化の恵沢が享受され、さらには文化による産業振興は新たな地域活性化となるもので、ひいては深刻な若年層の雇用創出と地域経済の育成に資するものとなります。多様な質の高い舞台芸術を生み出すためには、国立劇場を拠点として高い理念に裏打ちされたシステマ的な創造的基盤づくりを必要としています。その運営に関しては、地域における実演家にとって使いやすい仕組み作りが、創造活動のためには、創作的な意欲をかき立てられる劇場空間の創設が必要です。さらに、総合芸術と言われる質の高い舞台芸術を生み出すためには、芸術監督、舞台監督、技術監督、プロデューサー、脚本家、劇作家、実演芸術家、美術、音響、照明など多くの人材と資機材の調達先の確保、さらには海外作品を上演する場合には通訳等を必要とし、これらの人材の育成のための教育機能を整備する必要があります。このため、私たちは、北海道に国立劇場の創設を願うものであり、地域主権社会への進展を図る上からも、次の観点から今後のあるべき姿を検討していただきたいと思います。</p>
212	2	団体（(財)北海道文化財団)	文化芸術拠点	<p>①国立の劇場を、中核的能を果たす地域拠点として複数箇所を設置すること ②地域の優れた人的、地理的、歴史的資源を活用すること ③地方に設置される国立の劇場には、地方に適したユニークな運営方法を導入し、実演芸術家の育成に資すること ④国立の劇場を全国に複数配置し、東京だけでなく地域においても鑑賞機会を確保するとともに清新で、優れた舞台芸術が巡回しやすくなるように経費面、制作面、滞在交流面などに配慮されたものとなること ⑤舞台芸術を支える人材育成の面から、国立の劇場には各種分野の教育機能を設けること ⑥全国各地や海外からの舞台芸術に関する情報交換がより円滑に行われ、創造する作品が質の高いものとなるようなネットワークが形成されること ⑦アワトリーチやワークショップをふんだんに取り入れ、学校教育との緊密な連携を図りながら展開することにより、青少年の健全な育成や生涯教育の充実、地域のコミュニティの活性化によりいきいきとした社会づくりに貢献するなど、総合的な視野からの運営となること</p>
213	1	団体（北海道に国立劇場の創設を願う有志会議）	文化芸術拠点	<p>「国立の」・・・「劇場について、地域的な配置状況を踏まえ、」・・・「今後のあるべき姿を含め、より柔軟かつ効果的な運営を行うことができる仕組みを早急に検討する。」このことについて、私たち北海道に国立劇場の創設を願う有志会議は、「文化力」が地域の力との考え方にたつて、北海道に国立劇場を創設し、海外からも評価を受ける質の高い舞台芸術の振興を図り、地域の歴史に根ざした独自の文化・風土が形成され、育まれることによって、生活文化を愛する多くの道民や国民に文化の恵沢が享受され、さらには文化による新たな産業振興に資するようなシステムがつけられることを願うものです。以下にその趣旨を述べます。 文化芸術の中でも、舞台芸術は、創り手と受け手が時間と空間を共有し、人と人のつながりを深く、地域社会のアイデンティティの基盤を形成する重要な役割を担っています。さらに、舞台芸術は、享受する観客ばかりではなく、多くの人々にゆとりと潤いを実感できる心豊かで夢のある生活をめたらすとともに、産業振興や雇用創出など経済活動において新たな付加価値を生み出す源泉となります。本道には音楽、舞踊、演劇などの多くの舞台から来ていますが、その多くが東京を中心に創られた舞台を買収だけになっています。これからは、観るための劇場だけではなく創りあげる劇場を設置、運営することで、北海道の地域特性に根ざした新しい舞台を創造し、文化による新たな産業づくりを進める必要があります。 (1)「新たな文化を創造する北海道」を、舞台芸術によって創り上げる必要があります。先進的な舞台創造や伝統ある地域をテーマとした作品を提供する素地は、すでに北海道に育っています。北海道の地域に根ざした新しい舞台をつくり、創造的な文化を発信することによって、北の大地の新たな魅力が国内外の多くの人達の関心を引きつけ、道外訪問者の来道の機会を増やし、リピーターとすることで、産業等への波及効果が大きく期待できます。 (2)舞台芸術は総合芸術であり、多くの人材が必要です。 舞台芸術の公演のためには、実演芸術家やプロデューサー、脚本家、演出家、さらに美術、照明、音響などの技術者、アートマネージメントの人材など多くの関係者が必要とされています。このためには、劇場の機能として、単なるホール運営だけではなく、人材育成のためのシステムを整備し、舞台を目指すために東京に集中していた若者の流れを変え、育て、道内の各地域のホールや国内外で活躍する人材を育てる必要があります。</p>
213	2	団体（北海道に国立劇場の創設を願う有志会議）	文化芸術拠点	<p>(3)観る劇場から創る劇場として整備することで、安定的な雇用が生まれます。観る劇場から創る劇場に整備し、北海道から新しい舞台を創造し発信するためには、地元において人材の安定的な雇用の確保が必要です。さらに、舞台公演を行うための各種デザインや、機材・機器の調達などの専門業者、通訳、長期間滞在のための宿泊施設などでの雇用効果が期待できます。 (4)演劇などの舞台芸術の専用劇場が必要です。 札幌市内には、さっぽろ芸術文化の館をはじめ公立文化ホールがありますが、市民が使用することを前提とした多機能なホールであり、実演家には利用が制限され、施設の機能が必ずしも十分ではありません。舞台を通じて人と人が空間を共有できる比較的小規模で運用面でも配慮された専用劇場が新たに必要です。 (5)北海道における文化芸術創造拠点としての中核的な機能を果たす劇場が必要です。北海道から新しい舞台芸術を発信するためにも、道内のホールや実演団体などのネットワークを支援し、さらには国内外の交流拠点としての重要な役割を果たす劇場が必要です。 結びに、国豆劇場の創設を切に願います 本審議経過の報告では、国立の劇場について、地域的な配置状況を踏まえ、今後のあるべき姿を含め、より柔軟かつ効果的な運営を行うことができる仕組みを早急に検討することとされています。劇場法を初め、地域の核となる文化拠点の充実とその法的基盤の整備について検討が進められ、その一環として国立の劇場の機能の分散拡大の方向性が検討されようとしています。私たちは、地域の総合力を高める上で、舞台芸術の果たす役割の大きさを強く認識しており、文化芸術分野における地域主権社会の象徴としても、北海道への「国立劇場」の創設が強く望まれます。</p>
214		団体（NPO法人アートNPOリンク）	文化芸術拠点	<p>「地域の核となる文化芸術拠点への支援を拡充する」にあたっては、公立文化施設のみならず、地域資源（遊休となった公的施設、無人化が進行する中心市街地の建造物等）を活用した拠点の形成と、そこにおける活動支援を望む。地域には、既存文化施設のみならず、アートの拠点となりうる多くの地域資源が眠っている。これら地域資源を有効に活用することにより、地域に根ざしたアートを活性化させるだけではなく、地域の創造力を喚起して、地域の課題解決に取り組んでいることが求められている。ハコものの設置や管理だけではなく、活動不全にある地域資源（遊休となった公的施設、無人化が進行する中心市街地の建造物等）に対するNPO人材の投入、アート活動の立ち上げによる再活用、再活性化を促す支援方法を検討すべきである。また、アートの多様な表現活動を通じた有機的な人々のつながりを生み出す拠点の形成と、そこにおける活動支援を望む。</p>

通し番号	枝番	属性	keyword	意見
215		団体（日本児童・青少年演劇団協同組合）	文化芸術拠点	①の「地域の文化芸術拠点の充実」について、「拠点」を劇場という場もしくは芸術監督等の役職もしくはそれに付随する機関に限定することはこの施策の重要性を狭めることになると考えます。基本理念にうたわれているとおり、「芸術文化の振興は、わたしたち一人一人の主體的な営みや各地域における多様な取り組みが前提となることはいまでもない」とあるように、地域の文化芸術活動を豊にすることこそが肝要で、「拠点を劇場という「箱」に限定し国の支援を狭めてはならないと考えます。劇場を地域文化芸術発展の場の一つとしてとらえ、地域の多様な発展を促進する事を通して、地域から豊かなそして優れた創造・発信が生み出されるものと考えます。もちろん地域の自然発生的な発展はありません。専門家がそこにふさわしく関わることが重要です。特別な専門家にそのための活動の場を与えるというのではなく、あくまでもその専門家が地域の力を引き出し、芸術的に高めていくかということだと考えます。フランスの劇場の貴重な経験というならば、最近発行された「ある演劇製作者の手記土方与平」をご参照されることをおすすめいたします。
216		個人（団体職員）	文化芸術拠点	地方のこれらの文化施設との役割・機能の分担にも十分留意しつつ、→地方へゆくほど文化施設の運営に均質な文化・価値観・経済原則のグローバリズムの潮流に流れ、会館が地域との役割・機能に管理運用に短期的なコスト削減・効率重視で「専門家」の配置が置きざりにされ、従来、会館（劇場）は文化の殿堂と称し地方文化の源泉と誇りにしていた場がミッションを忘れ、劇場（会館）が箱物に、地方へゆけば町の電気屋さん頼りで「照明・音響」など取りあつかいの事例があり「文化芸術立国」には程遠い現状を見聞し、文化芸術振興の基本理念にどう取り入れるか明確に示して頂きたい。
217		個人（団体職員）	文化芸術拠点	文化にかかる経費とは、生活していく上で必ずしも必要であるとはいえないため、家計費からまた自治体の予算からも削減されやすいものである。しかし、文化とは、生きていく上では、必要不可欠のものであり、人間形成のうえでは、重要な核となるものであると思う。だからこそ、地域の核となる文化芸術拠点としての役割は大きく支援の拡充をすべきである。財政困難のため、地域によっては閉鎖されているホールもある昨今個人では継続できない地域の文化及び日本の文化を存続させていくためには日本の中央だけでなく地方の文化施設における文化催事等に関する理解と援助が必要である。多くの国民に、自国の文化を享受し、次世代へ伝えていくためには、地方の文化施設への国からの積極的な金銭的援助及び税制的優遇措置等が必要であると思う。
218		個人（団体職員）	文化芸術拠点	囲み内「地域の核となるような文化芸術拠点への支援を拡充する」とありますが、現状その機能を民間が担っている場合があります。そのような民間団体、民間施設には、地域住民の文化自体を担っているという部分があります。単純に公的施設にとっかわられるようなことがないように、民間施設への公的支援も含めて、地域の実情に即した分配ができる制度の設計をお願いしたいと思います。
219		個人（団体職員）	文化芸術拠点	国と地方が役割分担・協力をしつつという点に関してはまさにそのとおりで、事業仕分けに見られる、国のみ、地方のみといった一方のみに責任を負わせるのはどうかと思う。そうした中で、地方では、文化施設といっても様々な機能を求められ、それに応える複合文化施設となっている。このため、どのような機能を有しているところに対して、支援をするか、また法的基盤をどうするかという点に関して、地域の状況を充分把握した上で、要件等を定めてほしい。
220		個人（団体職員）	文化芸術拠点	国立劇場の役割に高次の中核的拠点、人材育成の場だけでなく、次の点を加えてほしい。国立劇場の所在地とその他の場所との格差は正のためにも、国立劇場から遠い地域や自ら足を運ぶことが困難な人たちに対して、国立劇場で制作、上演したものを地方でも上演し、鑑賞機会を提供するなどの取組みを積極的に実施すると。この場合に、入場料が高額にならないようにするため、それに要する経費を全額その開催場所に提供させるのではなく、交通費、宿泊費等の一部の負担を、国立劇場等が担うことも念頭に検討してほしい。
221		個人（団体職員）	文化芸術拠点	地域の文化芸術拠点の活動が「創造」「発信」という二つのみが表記されているところに違和感があります。地方は「創造」のためのインフラが東京とは明らかに異なります。拠点の役割の中の2つが、創造と発信の2本柱だけでどの拠点も成り立つかどうか改めてご検討いただきたいと思います。「優れた文化芸術」の基準も定められぬ状況にありながら、「創造」が大きな柱に据えられることについては地方の現状もよく把握した上でご検討いただきたいと思います。各拠点ができることは地域性によってかなり異なると思います。地域のことを語っていても（東京も地域の中の一つですが）、「東京」が主語になりつつあることが多いように思います。
222		個人（団体職員）	文化芸術拠点	地域の核となる文化芸術拠点への公的支援に関しては、「公立施設への支援」「民間施設の公立施設化（認定）」「民間施設への支援」「民間芸術団体への支援」というように、地域の実情を鑑みて、地域の文化芸術活動の持続につながる支援の枠組みを細分化してはどうかと思います。地域によっては、NPOによって運営される民間施設が、文化芸術の拠点として機能しているケース、民間芸術団体が、その拠点となる地域において、公共性をもって活動しているケースなどさまざまです。こうした、すでにある資源、活動を生かすような支援の枠組みを設けることが地域における文化芸術振興を円滑に発展させることにつながりますし、また、そうした取り組みがない場合、場合によっては、公立施設が地域文化を破壊することにもつながるかと思います。
223		個人（団体職員）	文化芸術拠点	地方にある公共ホールのなすべきこととして、その地域住民のために優れた作品の鑑賞機会を設けること。その土地独自の文化を守り発信すること。これらの二点が挙げられる。これらが地理的条件や資金不足を理由に運営上の制限がかかる、あるいは実施そのものが困難になるという状況を避けられる体制が整うことを今後の審議で期待している。また、そうした変化に対応すべく、地方における専門技術者の育成や配置についても是非検討していただきたい。文化・芸術は、「敷居の高い、わかる人にだけわかるもの」ではない。また、一国に留まらず世界全体としての共有財産であり、国民は等しくそれを享受する権利と潜在的な意欲がある。政府にはそんな意識を持って施策に臨んでいただきたいと思う。
224		個人（団体職員）	文化芸術拠点	地域の文化芸術拠点になる根拠の基準の公示はあるのか、地域の文化芸術拠点に応募制にするのか。
225		個人（団体職員）	文化芸術拠点	公立文化施設に勤務する職員の一ひとりとして、意見を申し上げます。全国公立文化施設協議会の会員数もかつては、1300館あったが、最近1200館の前半まで減少している。原因は市町村の合併や指定管理者制度による廃館などによるものである。また各自自治体の文化振興関係予算も財政状況の厳しい折、縮減の傾向である。このような中、今回の報告では、地域の核となる文化芸術拠点を劇場や音楽堂に絞って支援を拡充するようであるが、他の大多数の中小規模館への対応は、どうなるのか、見えてこない。地方分権が叫ばれている昨今、地方の発展が期待されていることであり不安が多い。対象となる劇場や音楽堂なる施設は、全国でどれほどあるのか、逆に国立劇場の充実に触れているが、大都市は民間事業者を主体に任せればよいのでは。それよりも地方の支援が必要ではないかと思う。

通し番号	枝番	属性	keyword	意見
226		個人（団体職員）	文化芸術拠点	核となる音楽堂や劇場が各県の隅々まで事業展開するようになれば良いのだが、事業が拡大すれば拡大するほど多くの職員を雇用しなければならず、組織体制が整うか整わないかがポイントとなる。国において雇用までのフォローが出来れば良いのであるが、現実的には地方自治体や指定管理者は経費の縮減を求められているため、組織整備までの余カは塗く現実的ではない。したがって、文化拠点を設けることで少なからずの舞育芸術の広がりは見せるものの、同時にその事業に供することが出来る地域を限定してしまうことにつながる可能性がある。
227	1	個人（団体役員）	文化芸術拠点	「ひとつの項目として「地域の核となる文化芸術の拠点への支援を拡充する。」とある。かつて地域美術館、具体的には市立美術館などが全国で作られたが、入館来場者を増やすべく地域以外の諸外国作品の展示をしたりして、当初の「地域」振興の美術館の趣旨からはずれてしまっている事例も多々見受けられる。さらに2009年2月3日の衆議院予算委員会で細野剛志議員が質問したように博物館とその展示品を売る人、選択する人達における3者の談合疑惑が明らかにされた。さらに「日本人は世界一聞けぬ美術品コレクター」新美康明、(光文社)で著者が明らかにしているように法外な価格で美術品が購入されていた。また、美術行政において建物建築費だけにお金がかかれ、その後の絵の収集の費用も保存スペースもない。結果として、作家に無料で作品の寄贈をしてもらったりしているが、それはまだいい方で、地域の優良な作家の寄贈も受け付けられない。作家は、多くの作品を死蔵し、亡くなったら作品はゴミになるだけなのである。日本における一戸当たりの絵画作品の枚数は、(若干古いデータ(1996年以前)であるが)ヨーロッパ11、アメリカ22、日本0.5という数字がある。狭い住宅という問題もあるのだろうが、ほとんど絵は売れないと云う中で、公的支援は逆行しているのが現実である。ドイツでは、クンスト・フェアラインという制度があり、約150の組織、展示スペースがドイツの中核都市すべてにある。それらにおいては美術を支援する市民がNPOとして美術啓蒙活動(常設で市民の画家の発表を行い、案内状、広報活動)をしている。建物は、様々であるが官設民営で市内のビルを借りたりしているケースも多い。この報告書3ページの下欄に各国の文化予算があるが、日本の予算の少なさは突出している。アメリカのルーズベルト大統領は、雇用対策として画家を公務員として雇い、作品を作らせたことは有名な事だ。そうしたこともありヨーロッパから画家がニューヨークに集まり、戦後の世界の美術はパリからアメリカに移りアメリカ現代美術が世界を席巻した。
227	2	個人（団体役員）	文化芸術拠点	しかし、このことから日本を現代美術の拠点とすることは可能なのである。その理由は次の通りである。今、世界の現代美術は行き詰っている。世界でアートフェアが開かれ何十億円もの大金が動いているが中身は空虚であり、単なる人集めの壮大な学会化しているといっている。(日本もその学会に参加しているのは嘆かわしい限りであるが。)しかし本来の日本美術とは何だったのか。やまと絵の障壁画に見る伝統的な絵画構成、龍安寺の石庭のデザインは今なお新しい。さらに今の現代美術で失われつつある、自然と共存した独自のスピリチュアルな世界がそこにはある。この報告書では日本の文化と云う言葉が多用されているが、日本という言葉は単なる地域を表すのではなく、本当の日本の伝統思想がベースにあるべきだ。かつて日本にはインド、中国から仏教、禅などが紹介された。それらは本家が衰退した後も日本で、新たに発展したといっている。水墨画も中国から日本に来たが、日本独自に発展した。日本の西洋画も油絵の導入と同時に始まり、印象派から、キュビズムなどの近代画法、現代美術などが導入された。しかしこれからは、現代美術も日本独自の発展が期待されるのではないか。今回の文化政策部会の審議経過報告はすばらしいものだが言葉だけにしないためにも、具体的に予算化し、フランスの1%ルール(公共建築物の1%は美術品を購入する)などを具体的に言うべきだろう。今まで、こうした支援金は、多くの場合、箱物(建設費と維持管理費)に消えたり、天下り美術館組織や官展他、既存団体集団に吸収されてしまったのであるが、これからはそうではなく個々の画家の活動支援に向かうべきだろう。具体的には自治体による作品の買い上げ、リースと展示、あるいは地域における作品発表の場合の、案内状、カタログ資料作成などの経費の一部負担、海外での展示の場合の運送費の補助などが考えられる。また、こうした作品の親族への相続は保存を条件に免税されるべきだろう。また、さらにはこうした作品の評価をすることの困難さがある。現在の学芸員、芸術評論家は生業としてまったく成り立たない例が多い。その数は極めて少ない。そのため学芸員、評論家が日本の作家の活動をすべてフォローすることはできない。つまり学芸員、評論家を国家として大量に雇用し育成しなくてはならない。しかし一方、このような知識人に、いわゆる絵の価値が理解できるのか、という疑問、課題が残る。残念ながら往々にして、知識のある人は感性が貧しい例が多いからである。知識、情報は努力で得ることができ、さらには資格試験制度などで確認することもできるが、感性については確認することはできない。しかしこれも当面、学芸員、評論家の数を地域ごとに確保して多くする他、解決することはできない。」
228		個人（団体役員）	文化芸術拠点	地域の核となる文化芸術拠点への支援を拡充する。またその法的基盤の整備について早急に具体的な検討を行う 「文化芸術拠点」について地域の立場から意見を述べさせて戴きます。私の居住する愛媛には、ホールと呼ばれる公立の文化施設が各地域に概ねまんべんに配置されており。しかし、舞台芸術を真に享受し創造するにふさわしいシアターに類するものは皆無です。平成14年、愛媛県文化交流施設構想検討委員会が持たれ、シアターと稽古場・叩き場など、ハードの検討がされたが、いつのまにか立ち消えになり、いまだに私たちの地域には公立、私立のシアターはありません。専門の舞台芸術家・プロデューサー等、ソフト面についても、寡聞にして、自治体に人材が配置されていることを知りません。ところで、隣県の香川(高松)・高知・広島では公立の文化施設による、アーティストインレジデンス等の事業が早くから実施されており、私もはその舞台を羨ましく見に行ったりもします。このような地域的な格差は、たまたまこの地に居住する巡り合わせになっただけなのに、理不尽で納得がいきません。この状況を改めたいと、私たちは3年前にNPO法人を立ち上げました。そして地域演劇についてのシンポジウムや演劇大学、5回の戯曲講座を持ち、この夏ようやく、戯曲講座で生まれた台本をアーティストインレジデンスの手法で舞台化するまでにこぎつけ、現在上演に向けて稽古を重ねているところです。上記のように、愛媛はハード面においてもソフトの面においても、他の地域と比べて舞台芸術格差の大きい、辺境の地のように思います。松山では、俳句は公共ですが、演劇は個人的な趣味の扱いで、地域での助成申請の評価は厳しく、時に却下されるのが現状です。そこで、法的基盤の整備に当って、国に先ず着手して頂きたいのは、シアター(稽古場・叩き場を含む)を持たない地域にシアターを配置するというハードの格差是正の施策です。お金がないのであれば、休館施設の改造でも当面は構いません。場があれば、人は自ずと集まります。民も参加しての「新しい公共」の展開も可能です。さて、次に文化芸術拠点(専門家のいる)の選定についてですが、自治体からの申請を条件にするのではなく、また自らは申請しないであろうと思われる遅れた地域に対しては、国が積極的に配置を促すとか格差是正の視点で、地域的配置も考慮しながら、識者による配置の工程表の検討を充分に行って戴きたいと考えます。この格差解消の試みは、辺境の地の偏屈な住民によって特色ある舞台創造を生み、平準化の傾向にある日本の舞台芸術を活性化するでしょう。次世代が地域に生まれたことの不幸を嘆くことなく、活き活きと文化芸術活動が行えるよう、できるだけ早く舞台芸術の地域格差是正のための道筋を定められるよう希望します。
229		個人（団体役員）	文化芸術拠点	すでに地域に多くの文化施設がある中で「地域の文化芸術拠点」の充実を目指した議論をするのであれば、創造・発信といった抽象的な言葉に留まらず、その具体的なイメージを示すべきではないか。その際には舞台芸術分野、劇場以外の分野と共同が必要になるとも考えられる。答申では連携のヴィジョンについても年限を区切り具体的に提示されたい。
230		個人（芸術家）	文化芸術拠点	文化芸術拠点について。地域の実情はさまざまなようです。それらすべてにマッチするような施策は難しいかもしれませんが、それらを把握した上で、各地域が対応することができるよう柔軟な施策を、慎重に、大胆に進めていただきたいです。

通し番号	枝番	属性	keyword	意見
231		個人（芸術家）	文化芸術拠点	ここにつきましてはほぼ異論はございませんが、一点だけ申しますと、文化拠点＝劇場では必ずしもありません。芸術団体にとって、劇場以上に重要な拠点は稽古場です。劇場に関しましては必要なだけの供給はすでにあり、まったく需要に追いついていないのが稽古場です（と小生は実感しております）。・芸術団体に安価に貸与できる稽古場の設置・特に優秀な団体に関しては無料乃至は格安で年間常時使用できる稽古場の設置などをご考慮いただけると文化芸術振興の一助になると考えます。
232		個人（芸術家）	文化芸術拠点	地域の拠点公共劇場とは別に存在する、民間劇場への助成を可能にしてほしい。例[プレヒトの芝居小屋]東京演劇アンサンブル1980年から持続して公演活動を行ってきた。日本各地、世界各地への発信の劇場。その維持（家賃）は、新作3本の公演、全国での旅公演[一般、青少年、こども]の活動での約200ステージが求められ、それでも劇団員の経済状態は最低のランクでささえられている。東京演劇アンサンブルのような民間劇場としての全活動の評価と持続的助成を期待します。
233		個人（芸術家、団体役員）	文化芸術拠点	地域の文化芸術拠点とはどのようなものを指しているのか。公立文化施設はたくさん出来ているが、そのような場所を文化芸術拠点と呼べるのだろうか？拠点とは必ずしも建物に限ったことではなく、その場に集まる人と集まった人々がどう動いていけるかを決めたルールのことではないだろうか。今ある公立文化施設に人の集まる機能と集まった人たちが働いていける機能を設けることが施設を拠点化するために必要なのではないだろうか。地域の文化芸術拠点そのものの意義や目的、あるべき姿についてもあわせて議論がなされるべきである。
234		個人（公務員）	文化芸術拠点	拠点形成化は大事な要素だと思う。しかし地方の中規模館は「あれもこれも」の事業になりやすく、特色の無い施設となりやすい。しかし、単館では出来ない取り組みについても、設置者の違う近隣施設との提携・グループ化を含め、アウトリーチの際には、互いに施設を融通しあうなど、各館の既存の資源を生かしながら、効率的に（市町域にとどまらない）地域の全体の文化事業の底上げのできる仕組み、旗振り役を、国に担っていただきたい。そうした中で、特色ある施設が育てていけないだろうか。
235		個人（公務員）	文化芸術拠点	文化芸術団体の活動拠点が大都市圏に集中しており、地方では、多彩な文化芸術に触れる機会が少ないと書かれているとおりであると感じており、このままでは、地方と都会との格差がますます広がっていくことに危惧しております。サッカーのJリーグと同じように、地域と密着した活動が必要だと考えています。国において、都会で活躍している文化芸術団体と地方を結びつけ、文化芸術団体が地方で活動する場合の支援制度や文化芸術に関心のある、児童等に対して指導育成する制度等を設けて、地域での盛り上がりを演出するような対策を講じてくださるようお願いいたします。
236		個人（公務員）	文化芸術拠点	2ページの「（5）人々が——」内で、文化芸術の創造は「社会基盤の再生」に資する旨が強調され、さらに3ページ「3. 具体的施策」内「（1）地域の核となる文化芸術拠点——」においては、「地域の核となる文化芸術拠点の文化芸術活動への支援を拡充」する必要も指摘されています。しかしそのためには、『人々自らが世代を越えて気軽に集まれる場』がまず必要であることは言うまでもなく、そのために最も有効に使える社会資本としては小中学校の部活動・クラブ活動であると考えます。（まずは部・クラブで興味持つ若年層を集め、そこに地域の人々の活動を上乘せする形で多世代の入り交じった状態を作る）しかし、そのためにはこれまで以上に小中学校、及び関係者・関係機関との協力が必要になるのは言うまでもありません。そこで、何らかの形で『地域コミュニティの再生、およびそれに資するための文化芸術活動組織の培地としては、地域各地に存在する小中学校が、若年層との距離の近さからも有用である。同施設自体や、同施設内で展開される組織・活動へ、より地域の文化芸術活動のために地域の人々へと開かれ、地域の人々が同施設内で展開される文化活動へ参加しやすくする取組が必要である』という内容の文章を入れておくべきではないでしょうか。
237		個人（会社員）	文化芸術拠点	地域の核となる文化芸術拠点は公立文化施設の劇場・音楽堂が想定されますが、それらが国の支援によって民間劇場等の経営を圧迫しないよう、民間に対する支援策も平行して具体的な検討を行なうべきです。
238		個人（自営業）	文化芸術拠点	地域の文化拠点は、その地域の地方公共団体だけでなく、国も支援すべきだ。ある場所で作られた優れた実演芸術は、その地域の住民だけが享受するものではなく、全国、全世界の財産と成る可能性があるからである。国立の劇場はまだその役割を存分に果たしていない状態だ。各地の国立劇場がその地域の実演芸術を振興させる中心の立場になり、アーティストや観客とともに文化振興に取り組んでいって欲しい。そのためには、国立劇場をもっと増やす必要がある。今は少なすぎる。
239		個人（その他）	文化芸術拠点	創造・発信の場としての地域の芸術拠点を、各地に整備することに大賛成です。新潟のNoismの成功例をみて特にその思いを強くしました。市民によるサポーターズも発足し、地域の活性化に貢献しています。さらなる効果として、文化政策部会の6期5回で金森穰さんが主張し他の委員のみなさんが賛同していたように、舞踊家が職業として成立することになることでよい人材が集まり、結果としてジャンルの発展につながると思います。各地にそれができ、住民がその地に住む芸術監督・カンパニー・団員に共感し応援する気運が高まることで独自性のある（海外に発信しうる）作品が生まれやすくなると思います。住民に舞台を鑑賞する文化が定着しかつカンパニーの個性が明確になれば、別の土地にそれを見に行こうという人の流れも生まれるものと期待しています。
240		個人（その他）	文化芸術拠点	創造・発信の場としての地域の芸術拠点を各地に整備することに大賛成です。新潟のNoismの成功例をみて特にその思いを強くしました。発足から6年。初年度から市民によるサポーターズが発足し活発な活動をするなど、拠点の存在が地域の活性化に貢献しています。さらなる効果として（文化政策部会の6期5回で金森穰さんが主張し他の委員が賛同していたように）舞踊家を職業として成立させることにより優れた人材が集ってジャンルが発展します。これが他のジャンルを刺激することによって文化の多様性を表現できると考えます。各地に拠点ができ、住民がその地に住む芸術監督・カンパニーに共感をもつことで、独自性のあるひいては海外に発信しうる作品が生まれやすい環境が作られると思います。住民に舞台鑑賞の文化が定着しかつカンパニーの個性が明確になれば、他の地に芸術を鑑賞しに行こうという人の流れができ、経済に寄与する効果も生まれるはずです。
241		個人（その他）	アーツカウンシル、支援の在り方（舞台芸術）	静岡県にて「劇団渡辺」という劇団を主宰しています。上記該当項目内、特に3.（2）①、②の意見に賛成します。①新しく、専門家による審査・評価の仕組み（「日本版アーツカウンシル（仮称）」）の導入を行うことに賛成します。②赤字補填型の助成ではなく、会場費など経費を限定した助成を行うなどの新たな仕組みの導入も含め、支援制度を抜本的に見直すことが必要、との意見に賛成します。
242		個人（自営業）	アーツカウンシル、支援の在り方（舞台芸術）、人材育成（研修）	新たな支援の仕組み（日本版アーツカウンシル）を作ることに賛成する。今は文化の専門家でもなく、ほんの数年で部署移動してしまう公務員がその業務に当たっていると聞く。それでは本当に必要な支援ができていないだろう。今の支援制度の抜本的見直しに賛成する。損失補てんではいけない。公益法人制度も新しくなった。黒字を次の事業へとまわす団体には、より厚い支援をし、寄付をしやすくしても問題ないと思う。人材育成のための国内研修は非常に有効だと思う。たとえば地方の新進芸術家が東京で学ぶべきことは多いだろう。また、東京の人材が地方に行く場合、本領を発揮できるまでにその地域の特性を学ぶ期間が必要だ。海外研修と合わせて行って欲しい。

通し番号	枝番	属性	keyword	意見
243		個人（会社員）	アーツカウンシル、人材育成（研修）	新進芸術家の海外研修制度・国内研修は、研修後に日本版アーツカウンシル（仮称）による長期的なレビュー（3年後、5年後など）を実施し、研修成果の定着度を測定し、研修者に責任と自覚を促すべきです。
244		個人（自営業）	文化予算、舞台芸術	【概要】 1、2、3に賛成。文化芸術は国民や地域住民のための公共財である。だから国が支援すべき。わが国は世界の文化芸術の発展に本来貢献すべき役割を十分に果たしていない。だから文化予算を増やすべきである。芸団協が実施している「もっと文化を」キャンペーンに賛同する。ただし（3）については、教育委員会の権限を大きくしすぎないように、慎重な議論が必要と考える。
245		個人（団体職員）	文化予算、支援の在り方（舞台芸術）	我が国における文化予算は他の諸外国に比べると圧倒的に少ない。本文に書かれている通り文化に対する貢献度が低いように思われる。いかに、地方の文化団体が県民（国民）の為に、舞台芸術の振興に当たろうとしても、予算には限りがあり、思うようにいかないのが実情である。文化事業への助成などは、文化庁や、地域創造などで行われているが、助成金額や助成数に限りがあったりする。事業を実施するに当たり、各種企業に事業趣旨を説明に助成などを募集しているがなかなか思うように集まらないのが実情なので、国として、国の文化助成と併せ、一元管理し地方に分配するなどする必要性もあるように思われる。
246		個人（その他）	文化予算、支援の在り方（舞台芸術）	文化ホールが出来11年がたちましたが、毎年市からの予算が少なくなっています。文化庁からの補助事業を頼みの綱にして色々な公演を行って来ましたが、文化庁からの予算も少なくなり、我が小さな北広島市は今年度は無くなりました。高齢化が進む北広島市は出来るだけ色々な分野の公演を皆様に提供したくても出来なくなっています。地方でも都会と同じように芸術と観劇出来るような文化予算をまわしてください。お願い致します。
247		個人（団体職員）	文化予算、鑑賞機会（舞台芸術）、支援の在り方（舞台芸術）、人材育成（舞台芸術）	文化予算の拡大をお願いします。すべての地域の子どもたちにアートに触れる機会を定期的に提供できる仕組みづくりを。新国立劇場が、東京の人にしか恩恵のないものになっている。地方の劇場に格安で（あるいは無料で）提供することによって日本国民全体がその恩恵に預かれるようにするべき。助成金を赤字補填にすると、資本のない劇場や団体はそもそも手をあげることもできない。予算ではなく、企画に応じた助成のあり方が望まれる。拠点形成事業の中のアートマネージメントの人材育成のための人件費の項目が今年から消えたが、これは、これまで文化庁のやろうとしてきた理念にはんすると思う。とてもよい助成制度であるため、是非復活して欲しい。マネージメント人材の育成のためには、彼らの人件費を助成することが早道です。地域に助成を広げていくことは必要であるが、地域創造的な町おこしのようなイベントと混同することのないよう、本当に優れた作品の創出と、地域住民とのコミュニケーション事業は、「優れた劇場及び音楽堂への支援」でもしっかりとわけてほしい。今年の採択事業の多くは、地域創造のラインナップかと思った。国際フェスティバルの充実、海外との交流が、社会全体の文化度の底上げになると感じているので、この資金の充実をお願いしたい。
248		個人（団体職員）	支援の在り方（舞台芸術）、アーツカウンシル、舞台芸術の魅力発見事業	支援制度の充実と評価の仕組みの改善を行うことには、基本的に賛成であるが、検討するにあたって以下の点を考慮する必要がある。 ①新制度導入にあたってのこれまでの助成事業の総括や評価 「地域拠点形成事業」や「魅力発見事業」が事業仕分け等の影響により廃止されることが決まり、廃止されたが、それらの助成事業の総括や成果評価を先ず行った上で新たな戦略を立てていただきたい。特に「魅力発見事業」は文化施設にとって魅力的な事業であった。2～3年で成果が出ないままに終了となった感が否めない。文化を形成するのにまた、新規事業を作り上げるのには2～3年では難しいと思えることから、発展的に捉えることのできる新しいフレーム作りをめざすべきではないかと思考する。是非、これまでの評価を的確に踏まえた上で新たな戦略を組立てていただきたい。 ②プログラムオフィサー及び日本版アーツカウンシルの導入 プログラムオフィサーなる専門家の具体的なイメージは今のところ不明であるが、現場を知らない、あるいは経験のない大学の研究者や学者だけでは、創造団体や公立文化施設の現状や実態は理解できないと思われる。従って、適切な事業や運営などの評価は不可能である。そのプログラムオフィサーや主任審査員には、現場経験豊富な職員やアートマネージャーなどを中心に配置すべきと考える。もちろん多様な経歴をもつ人材を含めることを否定するものではないが、その育成の仕組みと選任のプロセスを明確に規定する必要があると考える。日本版アーツカウンシルの導入にあたっては、すべての地域を一律に中央組織で統括していくことに加え、一定の地域ごとに複数の機関を分権的に設置することが望ましい。また、支援機関や利害関係にある団体等が永続的・固定的に担うことは、避けるべきである。新たな組織を創設することは、効率性の上からも問題があることから、独立性、公益性、地方組織の保持、文化事業と文化施設のノウハウの有無等の観点から、適切な公益法人等のなかから選定し、機能強化を図った上で、設置することが望ましいと考える。
249		個人（団体役員）	支援の在り方（舞台芸術）、アーツカウンシル	専門家による審査・評価について、現状では、批評家等の外部審査員に対して指摘がされていますが、批評家個人の資質の問題ではないと捉えています。この評価に当たっては、「透明性」を制度の中に、また仕組みの中にどのように組み込むことができるかと考えられます。審査員が、批評家であれ、アーティストであれ、プロデューサーであれ、長年その任務に当たっていますと、偏った評価になるということは免れません。批評家が自身の傾向で作品を評価するということは否めないことですが、もっと重要なことは、長年その批評家を選任している組織にも問題があるのではないのでしょうか。従って、人間であれば、誰でも偏った選考になってしまうというリスクを回避するためには、「透明性」、「中立性」、「客観性」などを担保するしくみを導入しない限り解決できないことであると考えます。審査過程において、審査員の発言等も、個人情報以外はすべて公に伏して、審査員を国民が評価するくらいのことがない限り、専門家と芸術団体等との癒着は、今後も起こりうることです。第三者の目＝国民のチェック機能が重要です。また、審査員の倫理規定も設けるべきで、守秘義務を課すことや、審査員から他の審査員への推薦斡旋などは、あってはならないことであります。

通し 番号	枝 番	属性	keyword	意見
250		個人（団体役員、公務員）	支援の在り方（舞台芸術）、 アーツカウンシル	支援制度の充実と評価の仕組みの改善を行うことには、基本的に賛成であるが、検討するにあたって以下の点を考慮する必要がある。 ①新制度導入にあたってのこれまでの助成事業の総括や評価 「地域拠点形成事業」や「魅力発見事業」が事業仕分け等の影響により突然廃止されたが、それらの助成事業の総括や成果評価を先ず行った上で新たな戦略を立てていただきたい。なぜこれまでの助成事業を廃止したのか、フレームを変更したのかその動機や目指すべき成果が見えないままに変化（変容）している印象がある。是非、これまでの評価を的確に踏まえた上で新たな戦略を組立てていただきたい。 ②プログラムオフィサー及び日本版アーツカウンシルの導入 プログラムオフィサーなる専門家の具体的なイメージは今のところ不明であるが、現場を知らない、あるいは経験のない大学の研究者や学者だけでは、創造団体や公立文化施設の現状や実態は理解できないと思われる。従って、適切な事業や運営などの評価は不可能である。そのプログラムオフィサーや主任審査員には、現場経験豊富な職員やアートマネージャーなどを中心に配置すべきと考える。もちろん多様な経歴をもつ人材を含めることを否定するものではないが、その育成の仕組みと選任のプロセスを明確に規定する必要があると考える。日本版アールカウンシルの導入にあたっては、すべての地域を一律に中央組織で統括していくことは不可能であり、一定の地域ごとに複数の機関を分権的に設置することが望ましい。また、支援機関や利害関係にある団体等が永続的・固定的に担うことは、避けるべきである。新たな組織を創設することは、効率性の上からも問題があることから、独立性、公益性、地方組織の保持、文化事業と文化施設のノウハウの有無等の観点から、適切な公益法人等のなかから選定し、機能強化を図った上で、設置することが望ましいと考える。
251		個人（公務員）	支援の在り方（舞台芸術）、 アーツカウンシル	評価などを行う専門家（プログラムオフィサー）について、十分な現場経験をもった専門家である必要があると思います。昨今、文化政策や文化芸術の専攻を卒業した人たちが多数輩出されていると思いますし、また研究者の方々もいるので、専門家にはそのような想定もあると思いますが、舞台芸術や文化施設での現場経験や、その地域の状況や特徴などを把握できない場合には、適切な選定や評価はできないと思います。評価については、指定管理対象施設であると、設置自治体からのモニタリングがあります。そのモニタリングと、上記専門家による文化芸術の観点での評価と2重に行うことになるのは、負担が大きくなるし、2つの評価の視点を求められるなど、好ましくない状況になるのではと感じます。その「すり合わせ」というか、整合性を考えておく必要があると思います。
252		個人（芸術家）	支援の在り方（舞台芸術）、 法的基盤の整備	審議会による、芸術文化振興策の具体化に大きな関心と期待を抱いております。今、まとまりつつある提言に対して異論はありません。提言をもとにした法案成立を急いで欲しいと思います。その上で「日本独自の演劇文化の確立」つまり「諸外国からの差別化」という視点が足りないようにも思います。演劇の分野において、日本が海外に誇れるのは、戯曲作品の多様性と質の高さだと認識しています。文化振興において先進のヨーロッパでは作品の質を安定させるためにどうしても既存の戯曲、古典の上演が中心になり、日本のように若い戯曲作家が、次々と新たな新作戯曲を生み出す状況は、世界でも稀であるといわれています。この特異な点を大きく伸ばすことが、日本演劇を振興し、世界に誇れるものにするためには不可欠であると考えます。現状の方策が具体化されていくなかで、地域の拠点劇場が安定的な佳作をつくるべく既存戯曲や古典上演に流れていき、日本の特性が失われていく危険を感じてしまいます。 既存戯曲、古典の上演→地域の拠点劇場→十分な助成 新作の上演→民間劇場→不十分な助成 のように二分化されていくことに大きな懸念を感じます。 現状で劇作家たちの置かれている状況は厳しいものです。生活のために放送メディア、映画などに進出するか、他（アルバイト）に生活の糧を得るしか方法はなく、劇作で生計を立てるにも年に4、5本の新作を書かねばならない状況です。質の高い戯曲を書くためには、年1、2本ほどが限界であり、ここをどう援助していくかが、もっと問われてほしいところです。拠点劇場に作家の雇用を義務化するなど、さらなる方策の必要を感じてます。海外に学ぶことも必要ですが、こうした日本特有の土壌を生かした文化振興のあり方を切に願います。
253		個人（団体職員）	支援の在り方（舞台芸術）、 文化芸術拠点、 法的基盤の整備	地方の文化施設は、殆んど公立で大半の運営活動費を地方自治体の公的負担に依存している。近年、経済情勢や地方自治体の財政状況が厳しくなる中、関係予算は削減されており、その上、指定管理制度の導入でサービス向上や経費節減の競争を強いられている。地方という社会環境の中、限られた入場料や利用料収入と採択された場合の国等の助成金を頼りに創意工夫し苦慮しながら文化芸術活動を行っている。文化施設の数は、これまでの公共投資により全国に2,000ヵ所以上、十二分に整備されている。しかし多くが慢性的な事業資金不足のため、地域の文化芸術振興に大きな役割と期待を担っているこれら施設の機能を活かした文化芸術活動の展開が困難となっている。このような地方文化施設への国等の支援制度は極めて重要であり期待も大きい。その支援制度については、全ての文化施設に行きあたり地域で効果的かつ施設機能が十分発揮されるような仕組み、方法に見直す必要がある。現行の支援制度は、事業ごとの採択方式のため意欲的で優れたスタッフを抱える文化施設が恩恵に浴する傾向がある。文化芸術の水準向上のためこのような支援も必要だが、国民が等しく良質な芸術文化を享受できる環境確保の観点から、寧ろ地方において建物是在っても活動体制の不十分な収益性の見込めない文化施設への支援が大切である。このため、これら文化施設に対して年間事業計画額への支援、又は翌年の事業計画策定経費を含む年間活動費の支援を制度化し、各文化施設の毎年の事業推進費を保障することにより文化芸術を十分享受できない地方から文化芸術活動の促進と底上げを図っていく必要がある。こうした支援制度を確立するためにも文化施設の法的基盤整備が求められる。

通し 番号	枝 番	属性	keyword	意見
254		団体（日本音楽芸術 マネジメント学会）	支援の在り方（舞台芸術）	<p>(1) 第2の2の(1)②の表題及び別添「舞台芸術WGにおける意見のまとめ」4頁(2)の表題を、「支援の格段の充実とそのための制度の抜本的見直しと審査・評価の仕組みの導入の検討」に改めるべきである。</p> <p>(理由) 現に行われている支援の格段の充実とそのための制度の抜本的見直しが焦眉の急であり、今後検討に十分な時間を必要とする「審査・評価の仕組みの導入」に先んじて実施に移される必要があることから、その順序を代えることが適当と考える。 また、支援のあり方は、まさしく今後の我が国の舞台芸術活動の死命を制する重要な施策であり、そのため、表題を「支援の格段とそのための制度の抜本的見直し」とすべきである。</p> <p>(2) そのため、本文の最初に、「舞台芸術団体に対する支援の格段の充実を図るべきである。」旨をまず明記し、かつ、別添「舞台芸術WGにおける意見まとめ」5頁で指摘している舞台芸術分野の特性に応じた支援方法の必要性、特に大型の総合舞台芸術に対する支援の重要性を強調すべきである。</p> <p>(理由) 劇場・ホール等の文化拠点の充実について適切な提案がなされていることにひきかえ、舞台芸術創造の主体である舞台芸術団体に対する支援充実の重要性についての言及が不足しているように見受けられることは残念であり、その重要性を本文で強調する必要があると考える。 その上で、WGが指摘しているように、分野の特性に応じた支援方法の必要性を記載すべきである。またその際、特にオペラ・バレエなどの大型の総合舞台芸術は、幅広い芸術分野の結集によってはじめて成立するものであり、産業でいえばいわば大型の装置産業にも匹敵する基盤的・総合的な分野であり、芸術の多くの分野への波及効果が極めて大きいことから、戦略的な観点からもその支援の重要性を特記し、強調することが必要と考える。</p>
255		団体（日本児童・青 少年演劇協同組 合）	支援の在り方（舞台芸術）	<p>②「支援制度の抜本的見直し」は是非とも実現していただきたい課題です。これまでの「赤字に対する助成」という枠組みからの支援は、その実際の中で様々なゆがみを生じさせてきました。文化芸術が唯一「心」を取り上げるジャンルであり、その「心」に支援によってゆがみが生じるようなことがあってはなりません。具体的な方法を出来る限り早めに提示いただき、関係団体・個人の意見をふまえて早急に実施していただきたいです。</p>
256		個人（団体職員）	支援の在り方（舞台芸術）	<p>文化芸術団体がその所在地以外で公演する場合、舞台芸術ワーキンググループ意見のまとめ3(1)でも触れられているように、交通費、宿泊費、運搬費などの多額な経費がかかるため、その経費をプラス助成するなどの仕組みを盛込んでほしい。</p>
257		個人（団体職員）	支援の在り方（舞台芸術）	<p>「民間からの寄附金と公的助成金を組み合わせるマッチンググラントのような支援」という文章中の「マッチンググラント」という言葉が分かりにくいのではないのでしょうか。例えば、マッチンググラントのような、民間からの寄附金などを集めることを条件に公的助成金を供与する仕組みの支援などのように、「マッチンググラント」がどのような制度想定しているのかを、この文章を読んだ時に「マッチンググラント」という言葉を初めて聞いた人でも、明確に理解できる文章にすべきなのではないのでしょうか。</p>
258		個人（団体職員）	支援の在り方（舞台芸術）	<p>演劇、音楽、舞踊などの各分野に応じて、作品の創造スタイルやスケジュールなど異なることは当然であり、それを一律の公演助成という形式で対応しようとしていたことに問題がある。実際の公演に至るために、様々な試行錯誤があって初めて公演という成果が生まれるのであり、その試行錯誤をも包括するような助成制度の設計は必然である。</p>
259		個人（団体職員）	支援の在り方（舞台芸術）、 寄附税制	<p>②専門家による審査・評価の仕組み導入の検討と支援制度の抜本的見直し特に支援制度の抜本的見直しについては、今までの赤字補填的な支援ではなく、被支援団体の努力が報われるような制度にしていきたい。例えば事務局が運営に創意工夫し、収入が増えた場合は、それを評価され何らかの支援が受けられるようにお願いしたい。また、オーケストラの場合チケット売り上げ収入で楽団を維持することは困難であり、国・地方公共団体の支援や民間企業・個人の支援によりなんとか維持できているのが現状である。国・地方公共団体の補助金等が減額傾向にあり、これを賄ううえでも民間の支援は今ますます必要になってくる。民間企業・個人からの寄付金を促すインセンティブが働く制度を税制面を含め是非ともご検討いただきたい。</p>
260		個人（団体職員）	支援の在り方（舞台芸術）、 アーツカウンシル	<p>人材育成、および、アーツカウンシルに関連して、文化芸術活動の評価・測定者の育成を、早急に進める必要があります。これは、芸術家や劇場スタッフの人材育成とともに、明文化していただきたいと思います。現行の公による助成制度の一番の問題点は、助成先の事業の評価に基づかない助成が行われていることです。この点を鑑みて、評価者の育成は急務であると思います。さらに言えば、当報告のビジョンに従えば、助成先の地域は国内各地に及ぶことになります。そうした場合にも対応できるように、相応の評価者を、相応の数育成することが、制度の安定的運営にとって、必要不可欠なのではないのでしょうか？</p>
261		個人（団体職員）	支援の在り方（舞台芸術）	<p>④舞台芸術の国際交流と海外発信の強化という観点からも、現在の海外公演に対する助成制度も見直す必要がある。演劇、音楽、舞踊などの各分野に応じて、作品の創造スタイルやスケジュールなど異なることは当然であり、それを一律の費目のみの助成という形式で対応しようとしていたことに問題がある。特に、舞台芸術においては、舞台美術など道具類の運搬は必須である。国内公演で製作したものを運搬する場合は対象経費にならないということは、また効率化という観点からも、無駄という観点からも、無駄に道具を複数製作するというのではなく、公演国へ道具を運搬する事に対しても助成対象として、運搬したほうが、経費的にも安く効率的である場合は、その方法を選択し、その経費が助成対象になるように、制度を変更する必要がある。</p>

通し番号	枝番	属性	keyword	意見
262		個人（団体職員）	支援の在り方（舞台芸術）	<p>支援制度の抜本的見直し ②支援を行うに当たって、現在行われている1公演毎の支援に加えて、文化芸術団体が一定期間を見通した計画・運営ができるよう、1公演毎の審査の積み重ねとして、文化芸術団体の年間の活動を総合的に支援する仕組みも考えられる。</p> <p>オーケストラの年間計画の中には ①芸術性の高いもの（定期演奏会など） ②普及活動（聴衆育成の為のプログラム、名曲コンサートやポップスコンサート・就学前の子供向けコンサート・団塊の世代の為のコンサート入門プログラム） ③学校教育プログラム（音楽教室やワークショップ） ④地域密着方のプログラム（地元文化団体との共演や中高生プラスとの共演） ⑤その他、地方への出前コンサート（聞くチャンスが内地域の人達にむけてのコンサート）</p> <p>これらは公益性の高いオーケストラの重要な仕事と考えます。 ついてはこれらに対しても年間を通しての活動が出来る支援策も必要と考えます。当団では休日にワークショップは社会貢献として病院、養老院、養護施設訪問・過疎地の小学校などで行うアンサンブルなどが多くあります。これらに対する助成が切に望まれます。</p>
263		個人（団体職員）	支援の在り方（舞台芸術）	<p>新支援スキームについて 過去、文化庁から助成を受けた定期演奏会などで、営業努力によるチケットの売り上げ増加により、また特別協賛を獲得したことにより、収入が予算を上回った時、実績報告書の清算段階で当初予定された助成金が減額になったことがあり、営業努力の収入増が文化庁の助成金を入れた全体の収入増に必ずしもつながらないケースがありました。従って、仮に助成のあり方として「公演を行うのに不可欠な練習部分」で支援をいただくことになりましたら画期的な支援になると思います。オーケストラは、コンサート日まで多くの時間を「練習」に費やさないといけません。その練習にかかる時間により演奏会の成否が決まると言っても過言ではないほどです。しかしながら練習にかかる経費を、チケット代や出演料に全額計上することは難しくこれがオーケストラの運営が厳しくなる要因の一つでした。従ってこの部分に助成の重点が置かれると運営にはいい影響が出ると思います。なお、さらに細かく経費の関係でお願いするとしたら、「間接経費」である楽員人件費と共にオーケストラが「練習」を行うのに必要な「指揮者経費」の扱いや「音楽費としての楽譜、楽器にかかる経費」など「練習」を行うのに必要な「直接経費」の計上について配慮を頂ければ嬉しいですが。</p>
264		個人（団体職員）	支援の在り方（舞台芸術）	<p>地方ホールはキャバが少ないホールが多く、人気のあるアーティストは採算が合わないため、地方では公演を行ってくれる主催者は少ない。そのため自主公演時のアンケートで要望の多い多彩な芸術文化なコンサートなどを実施するには補助金などによる支援が必要である。不景気なこのご時世には難しい話かもしれないが、県民などの出演者の負担、観客の負担を軽減させるためにも、よりよい支援のできる環境作りをお願いしたい。</p>
265		個人（団体職員）	支援の在り方（舞台芸術）	<p>地域の芸術文化拠点の充実に向けて 地方の文化施設ワーキンググループ意見にも記載されているように、交通費、宿泊費、運搬費に経費を要するため、公演のみならず、ワークショップや各種セミナーに講師をお呼びするのにも大都市圏より経費がかかってしまい、鑑賞機会の提供や創造活動の活性化に時間がかかります。海外からの招聘で渡航費が相手国政府機関が負担してくれるケースが良くありますが、その国内移动版の制度化（申請は文化団体が行う）を検討してほしいと思います。</p>
266		個人（団体職員）	支援の在り方（舞台芸術）	<p>支援制度 文化庁や芸術文化振興基金の各種助成金の募集時期や決定時期が遅すぎます。募集時期を早め、内定を前年度の1月～2月に出すように制度を改めてほしい。特に事業当年度になってからの募集は財源確保が困難で応募しづらいのではないかと思います。</p>
267		個人（団体職員）	支援の在り方（舞台芸術）	<p>○支援を受けられる経費を最初から限定しないで、その事業実施に係る経費すべてを申請できるようにできないでしょうか。</p>
268		個人（団体役員）	支援の在り方（舞台芸術）	<p>「マッチンググラントの導入」については現状の制度の改善案として同意するが、マッチング・グラントの導入を検討するにあたっては、国が「従来の文化予算を減額することはない」との前提に立たねばならない。民間からの寄付金をマッチングすることで、官民トータル文化支援額が従来より増えることを期待することはあっても、決して、国の文化予算の減額分を補填するために、民間からのマッチングを促すことがあってはならない。国は、文化予算の確保を約束した上で、マッチング・グラントの導入を検討されたい。</p>
269		個人（団体役員）	支援の在り方（舞台芸術）	<p>「研究分野における競争的資金」に範を取った助成制度については、長期的に見て芸術の自律性への弊害の多い政策誘導そのものであり、研究分野の専門家から既に指摘がなされているデメリットに留意し、弊害を避ける手段があるか慎重に検討した上で導入すべきである。</p>
270		個人（団体役員、芸術家）	支援の在り方（舞台芸術）	<p>芸術団体への3分の1事業助成は民間からの寄付活動が活発に行われる可能性もない現状では公演毎に3分の1分だけの赤字が累積することになり芸術団体の創造活動に利さない結果となっている。そうしたことをふまえての舞台芸術分野を「先行投資型」と「人材活用型」に分けて考える方法は基本的に賛成である。東京混声合唱団のような給与制で運営するプロ合唱団にとって（主なプロのオーケストラと同じ形態）は出演料（人件費と言い換えても良い）への助成は明快であり、運営面への大きな助けとなる。ただし、芸術的な主張を持った団体にはじめてこうした運営助成はその価値を発揮するのであって実質、定期的な創造活動をしない合唱団にとっては今までのような1回ずつの事業助成がふさわしいのかも知れない。価値基準を決めていかないと主たる芸術団体への団体助成がその芽を運営助成に延ばす前にわずか9年で幕を閉じたときのような結果を招かないように世論への説明が強く求められると思います。</p>

通し番号	枝番	属性	keyword	意見
271	1	個人 (芸術家)	支援の在り方 (舞台芸術)	2002年から文化庁芸術団体人材育成支援事業の助成を受け、「踊りに行くぜ!!」というコンテンポラリーダンスの全国巡回のプロジェクトを行っています。9年間継続して助成を受けています。その間、助成金を受けて事業を行えることは大きな、というよりも助成金がないと実施できない事業だと痛感しています。しかし一方、現在の助成のシステムについて、実際に現場としては様々なことが、大変難しいということを感じております。これまでも文化庁の助成担当の方やその部署の課長さんに現行のシステムの難しさをお話し、改善をお願いしてきましたが、どの方も現在の助成金制度が問題があるということは理解しているとおっしゃいます。それならばぜひ実際に改善して欲しいと話すのですが、1-3年でその方は移動され、また新しい方に同じことを話し、同じ会話になり、また担当者が変わってその話が断ち切れるということも、もう8年間繰り返してきました。今回のこのメールも、またその繰り返しのひとつにすぎないのかもしれませんが。簡単に言いますと、現在の文化庁の助成金の制度は、公共ホールや各地の文化財団など税金で職員の人件費や事業予算を確保できるところは、適応出来ると思いますが、アーティストやNPOなど、基本的な財源を持たない文化芸術団体・個人にはあまりにも無理がある制度だということです。昨年、助成の担当の方とお話しする機会があり、どのようにしたら私どものような基本的な財源を持たないNPOが今の助成金の制度であるか、対象経費の2分の一から三分の一助成+自己負担以内+共催者の会場費もテクニカルスタッフ費も決算に計上できないなど、という高い条件を問題なくクリア出来るのですかと質問しました。一人の方は、「一度お金を支払った後に、寄付金や会費でお金を戻してもらうしかないですね。文化庁としては支払った証明さえあれば、あとは関係ありませんから。とにかく帳簿に支払いの記載があり、その証拠書類があればよいのですから」とおっしゃいました。確かにそのような話は聞きます。出演者全員に一度ギャラを支払い、その場でその領収書を書いてもらい、そのあとに、「ではみなさん、先生にそのギャラを寄付しましょう。」と。またはその手順さえ踏まずに、領収書だけ書いてもらうということもあると聞きます。
271	2	個人 (芸術家)	支援の在り方 (舞台芸術)	しかし私どもはNPOなので、そのようなことをやりたくないと思って、この事業をはじめたのです、とお話しました。もう一人の方は、「身の丈にあった企画をなさることで。あくまで文化庁の助成金は、ご自分で出来る範囲の企画をするべきなのです」と言われました。お金のない人は、無理だという意味だと思いました。その発言を批判したり、担当者を批判しようという意味で書いているのではないということ。どうぞご理解ください。担当の方が、真剣に考え、応えていただいた上記の答えは、本当に今のシステムではこのような答えしか無理だという現実を審議会の方に知っていただきたいと思ってあえて書かせていただきました。確かに良く考えると現在の助成金制度では、基本的な財源を持っていないNPOやアーティストが制度に沿った形で助成金を受けようとする、上記の2つの選択しかないように思います。別にその担当者の発言のあげあしを取ろうとも、担当者の発言がおかしいということではなくて、今のシステムだと本当にその方法しかないだろうと思います。特に地方自治体の文化予算が年々削られ、かつ不景気のために企業の文化支援も減っている中で、文化庁以外の2分の一を集めることが難しくなっている現在では、その通りだと思います。文化庁の対応もここ数年かなり変わってきました。証明書書類や帳簿の提出など初めのころは何も言われなかったことが、年々非常に厳しくなってきました。それは税金を使って行う事業である以上、当たり前なことだと思うのですが、制度は変わらず、助成金を受ける側だけに要求がどんどん高くなってきているように感じています。例えばJCDNで受けている人材育成事業ということも、専門家として日本の状況を考え、このような事業によって未来に向けての人材を育成することを国から委託されて行うものだと思うのですが、その実際に行う現場の人間に経済を含めた全てのリスクが集中し、本当に誰が今の制度の中で、安定して日本の未来の文化を創っていくというのだろうかということまで追い込まれているような気がしています。長年にわたりJCDNで文化庁の担当をしていたスタッフが、もう自分は続けるのは無理だと、今年の6月末で退職しました。昨年JCDNの設立準備から10年にわたりJCDNを支えてきた重要なスタッフでした。今の文化庁の助成金の問題点だと思うのは、
271	3	個人 (芸術家)	支援の在り方 (舞台芸術)	1) 赤字補填という考え方・・・ 根本的にこの考え方がある限り、事業が必ず赤字でなければならず、実際にそんなに赤字が続いたら活動が続けていけなくなるはずだが、赤字でないと文化芸術に関する事業が出来ないというジレンマを持ち続けています。そのようなことがいつまで続くのでしょうか。 2) 2分の一助成という考え方・・・ 確かにアメリカのように一般からの寄付金や国以外の企業などの助成システムがある程度充実していたり、ヨーロッパのように国からと各自治体からの助成金などがあわせられる状況ならば、この二分の一、三分の一ということでもよいのだと思います。そして日本でも、今後寄付金をもっと増えるように自助努力をもっともつとすべきだと思います。しかし現在の日本の状況は、上記にも書きましたが、地方自治体の助成金や文化予算は、毎年確実に削減され、あるところでは、事業費がゼロの公共ホールがあるような状況であり、かつ不景気で企業スポンサーも本当に絞られている中で、チケット収入だけで、二分の一を埋めるのは、本当に困難です。
271	4	個人 (芸術家)	支援の在り方 (舞台芸術)	3) 助成金の後払いに関して・・・ 最終的な決算をしてから額が決定し助成金が支払われるということは形の上では理解できるが、アーティストのギャラやテクニカルスタッフ人件費など頼んで待ってもらえる経費もあるが、移動費・宿泊費など実質的にそれがないと公演が出来ない経費があります。JCDNの場合は、幸運なことに銀行からの融資を受けることが出来たのでお金を回すことが出来ていますが、それはまれなケースだと思います。チラシが出来た段階で、支援予定額の半額を概算払うことが出来たら、どれだけ精神的に、そして経済的に前向きに公演事業に向かえるのですが。逆にどこからもお金を借りられない人はどうしたらよいのでしょうか。 4) 制作者人件費に関して・・・ 制作者人件費は、給料で支払う場合は対象経費とならないとなっていますが、支援額が入金されるのは、事業が終わった後であり、その間のその事業を制作するためにスタッフは必要で、そのスタッフの生活を保障するために給料という形で支払っているにもかかわらず、そのスタッフ人件費が、給料として支払われているという理由で対象にならないのはおかしいと思います。以前にこの件をその当時の担当者と話し合った結果、別に会社を作るしか方法がないということになり、別の会社を作ることになりました。事業はNPOとして行っているにもかかわらず、その運営スタッフは別会社に所属しているという、おかしい構造になりました。確かに公共ホールならばスタッフの人件費が税金によって支払われているので、上記のような条件が必要だと思うが、アーティストやNPOでは状況が違うということを認めていただきたい。

通し番号	枝番	属性	keyword	意見
271	5	個人(芸術家)	支援の在り方(舞台芸術)	<p>5) 全体の経費を安くしようとすればするほど、助成金にとってはマイナスとなる現実・・・・・・・・</p> <p>会場費が共催事業などで、無償提供の場合、全体経費の中に計上できない。全体の経費を節約するために、共催者を探し、通常は有料な会場費が無料で提供してもらえることになったとしても、その金額を全体の決算の中に計上できないのは、おかしと思う。</p> <p>同じように、会場付のテクニカルスタッフが公演の舞台・照明・音響を行った場合、そのスタッフはその会場との年間契約なので、その公演に限っての領収書は出ないために、全体の経費に計上できない。そのためその分の経費を決算の中で計上することが出来ずに、助成金が減額になる可能性がある。</p> <p>上記のような場合に、対象経費にも関わらず決算時に経費として認められないのは、2分の一助成で全体経費が成立する可能性を大きく阻害されていると感じている。経費として認められない理由は、実際にお金の支払いがないから、ということだが、本当に現金として支払われた費用しか認められないということは、経費を抑えようがんばればがんばるほど、助成額が減っていき、結果的には自分の首をしめることになってしまう。それがつまり上記の担当の方が言うところの、一度支払って返してあげばよい、ということなのだろうけれど、公共ホールではまずそのようなこと自体が受け付けられない。そしてたとえ会社であっても、その分の税金はどうなるわけ、戻すといっても寄付控除されていないならば、その分の税金はどうするの、という話になってしまう。しかし上記のような矛盾に対応するには、そのような方法しかないであろう。今思いつく上記5点を挙げましたが、まだまだいろいろありますが、締め切りの時間を過ぎてしまいましたのでやめようと思います。これまで書いたことも、日本で芸術文化を行うために助成金を受ける以上そんなことは自分でどうにかしないとイケないことだと思っ、がんばってきましたが、そろそろ精神的にも経済的にも限界を感じています。文化庁の助成金の対応を理由に重要なスタッフも辞めざるを得なくなってしまうので、もう文化庁への申請はやめようかと真剣に話し合い、考えています。</p>
271	6	個人(芸術家)	支援の在り方(舞台芸術)	<p>地方自治体の文化予算の縮小など、本当に日本で芸術文化を続けるのは難しく、助成金を受けれたとしても、お金の立替で悩み、三分の一のことで真剣に悩み、そして何か意図せぬこちらの落ち度があると、担当の方からまるで犯罪者のような言われ方をされるような国で、個人の意欲だけで芸術文化を続けることの限界とあきらめのような気持ちを持っています。正直今の助成金のシステムである以上、後輩の若い制作者に助成金の申請をしたらとは、とても言えないです。あまりにリスクと現実とのギャップが大きすぎて、その人をつぶしてしまう可能性が大きいからです。そうすると今後誰が日本の芸術文化の未来への方向性を作っているのだろうかと本当にどうしたらよいのだろうか日々考えています。この助成金の問題は、文化庁に意見を言うと、もう助成金を受けることが出来なくなるのではという恐れが誰にもあり、大きな声として発言してこなかった、いや、出来なかった、と思っています。しかし未来の、いや現在の芸術文化の状況を考えると、本当に抜本的に助成金システムを検討、改善しないと、商業的に成立するもの以外の芸術文化は、どんどんなくなっていくだろうと思います。それが本当に日本にとって良いことなのか真剣に考えるときが来ていると思います。短く書くつもりが長くなってしまっすいません。実は具体的にもっと書きたいことがあるのですが、締め切りの時間が過ぎてしまったので今度こそやめようと思います。簡単に書こうと、説明が不十分でわかりにくいところがあると思います。文化庁への批判ではなくて、もっと日本で有意義に助成金が使われ、芸術文化が発展して欲しいという思いで書きました。現場の人たちと一緒にシステムを作り直して欲しいと切に願っています。</p>
272	1	個人(芸術家)	支援の在り方(舞台芸術)	<p>1. 助成事業の現地調査がおこなわれていないこと</p> <p>私は島根県芸術文化センターいわみ芸術劇場館長をしていましたが、過去に「創造のまち事業」や「拠点形成事業」審査員ならびに担当職員の調査はなされてきませんでした。「審査員が多忙のため」というのが一番の理由でありました。しかしながら、遠方であるから、審査員が多忙だからという理由で現地調査がおこなわれないということは問題であります。金銭的支援をして、その支援金がどのように使われているかに加え、われわれのように有効活用している施設の存在を東京が知らずにいるからです。地方に赴任する前はゲストとして地方の文化振興に携わってきた私でも、実際に地方に住み地方のホールに勤務してみて、初めて税金を有効活用していることに気がつく次第でした。ましてや、東京にいて地方のことは見えません。多忙というのは言い訳にはなりません。是非関係者は現地調査をしていただきたい。中央のマスコミが取り上げないため東京には見えない地方のホール事業だからこそ、審査員や関係者が見聞きすべきでしょう。</p>
272	2	個人(芸術家)	支援の在り方(舞台芸術)	<p>2. 現状では、やはり現地調査は無理?</p> <p>そうはいつでも、結局審査員が現地調査をすることが困難なことには変わりはないでしょう。そこで提案ですが、審査員をフォローする役職設置をしたらいかかか。指定管理審査員選択の際にも言えることですが、舞台芸術分野においては事業評価出来る人材の確保は確かに難しいことです。しかしいままでの体制では審査員が現地に出向くことがたぶん不可能でありましょう。したがって、地方の劇場・音楽堂の状況に詳しい(評論家ではなく運営経験のある)人材、各地におけるホール事業を良く知る人材、それらをグローバルに俯瞰できる人材をサブもしくはディクターとして審査員に配属するという考え方を提案するものであります。</p>
273		個人(芸術家)	支援の在り方(舞台芸術)、寄附税制	<p>「支援制度の抜本的見直し」に賛成する。芸術家やスタッフの実力を伸長するためには、現行制度では足りていない。とりわけ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寄附税制の見直しとも連携したマッチンググラントのような支援 ・公演毎ではない、年間単位での支援 ・間接経費も含めた支援 <p>を重視した仕組み作りが必要と考える。</p>

通し番号	枝番	属性	keyword	意見
274		個人（芸術家）	支援の在り方（舞台芸術）	<p>全体的によくまとめられたもので、全体的な主旨に賛成・賛同いたします。安易なナショナリズムではなく、自国に対し誇りを持つことが大切だと思っております。「うちのお父さんはすごくお金持ちで、毎日ご馳走を食べているんだ。」ということに真から誇りを持つ子供というのはあまりない気がします。「オリンピックで金メダルを取ったんだ。」「素晴らしい絵を描いているんだ。」ということは、誇りに繋がります。文化というものはそういうものだと思います。肥大し硬直化した自尊心ではなく、自国に対しての誇りをきちんと持てたときに、他国を尊重し、たいせつにする気持ちも生まれるはずで。経済と文化が相反するものではなく、両輪として自国の発展に繋がるということを明文化したところを高く評価します。そして他国から尊敬される国を作るためにも文化政策というものが最重要課題であることは、自明などとは言いませんが、多くの事例を引くまでもないことだとわたしは考えていますし、必要があれば事例の提出も可能です。今回のこのような動きは、わたしたち文化に携わるものとして、100年に一度という貴重な機会ととらえております。十分な審議のうえ、よりよい実践に繋がるように折っています。</p> <p>文化助成に望むこと3点 ◎本文中にもありましたが、助成結果に対するの評価制度の確立です。助成金を受けている活動がほんとうにそれに相応しいものであるかどうかについて、きちんと評価されることが作り手・受け手相互のモチベーションの維持とクオリティの向上に繋がると思います。と同時に、文化にお金欲しいのは山々ですが、それと同時に予算のダイエツトをきちんとしていかないと、それは日本という国のためにも国際的な評価のうえでもよくないことだと現状を見ながら感じております。但し権力が表現に加担するのはなんとしても避けたいので、平明かつ公正な評価制度の確立に向け、より一層の慎重な態度と十分な議論、それがなされた後の大胆な改革を望みます。 ◎助成は赤字に対して行われるというナンセンスな方法をぜひやめていただきたく思います。文化は赤字だから助ける、という考え方が貧しく感じますし、不正な書類を書かざるえない温床となっていると現場においては感じています。また助成金の過多によって予算の編成が変わることは当然のことだと思うのですが、現状、最初に出したものをできるだけ守るという方式となっており、現状に即しません。 ◎国家予算の動きと公演活動の決定時期が決定的に1年ほどずれております。特に春先は公演期間が始まってからの助成決定などもあり、非常に運営計画が難しくなっております。難しいかもしれませんが、よりよい在り方を模索していただきたいです。</p>
275		個人（芸術家）	支援の在り方（舞台芸術）	<p>「?支援制度の抜本的見直し」について。 日本の舞台芸術家の中には、インディペンデントな、フリーランスなアーティストが沢山見られます。また、団体間での客演等人材交流も多く、個人でのワークショップ活動、海外のカンパニーとの共同制作等、団体に所属しながらも団体に縛られない外部活動を活発に行うアーティストも存在します。このような状況を鑑みて、文化芸術「団体」に対してだけでなく、芸術家「個人」に対する支援制度の整備を考慮するよう、求めます。</p>
276		個人（教職員）	支援の在り方（舞台芸術）	<p>音楽会の助成金など、赤字の三分の一補助で、自助努力が実らないシステムを抜本的に見直して欲しい。 1) 文化芸術活動に対する支援のあり方の抜本的な見直しをお願い致します。現状は企画の“決算時”の収支赤字に対する三分の一・二分の一助成ですが、たとえば総予算で、赤字が300万円出るとします。この場合、助成提出時に100万が補助対象と判断される訳ですが、そこで主催者は企業・財団から210万円集め赤字解消の努力をします。すると、残りの90万円の赤字に対する三分の一（30万円）の助成が決定することになります。30万円の助成を頼ると、結果的に60万円の持ち出しになり、助成額が増えるほど、主催者は赤字を増やすことになってしまいます。『少なくとも総予算時の赤字の半分は助成して欲しいと思います。』※海外の例では、優れた企画の総予算に「赤字と関係なく」何割か助成しているので、それに近づけて欲しいと思います。</p>
277		個人（公務員）	支援の在り方（舞台芸術）	<p>国庫補助金制度の一部見直し 入場料収入が予定を超えた場合に、結果的に補助金額が減少する。これでは努力が報われない。また、補助対象外経費が結果的に事業主体の持ち出しとなるが、これでは大きな効果的な公演がやりづらい。入場料や協賛金等の一定割合を対象外経費に充当することを認めるべきではないか。*国庫補助金制度の運用見直し・弾力的運用・・・を一項加入を。</p>
278		個人（公務員）	支援の在り方（舞台芸術）	<p>北海道という地理的条件から、特に演劇の公演については、どうしても東京などと比較して、交通費、宿泊費、運搬費などの多くの経費がかかる。このハンデをカバーする補助・助成制度の確立を是非お願いしたい。</p>
279		個人（公務員）	支援の在り方（舞台芸術）	<p>地方のホールで働いているものです。助成金の申請等をしたことのある経験から意見を述べさせていただきます。 まず今までの「赤字補填を補填する」支援の仕組みですが、シンプルで説明もしやすく1つの正しいやり方だと思っています。ただ現場の実状として、支援金と入場料収入等を加えたものが対象経費を上回りそうな場合、つまり黒字になりそうな公演の場合、その時点からどうしても集客に消極的な姿勢になりがちです。大部分のホールは赤字公演を沢山抱え収入確保に四苦八苦しています。その中で、頑張って集客・収入を上げたのにその結果として助成金を返還（もしくは減額）しなければならないといった事になれば、それを避けたいという気持ちが出てしまうことは実際にあります。本来おかしなことだとは思いますが、こういった現状を改善するためにも、今回支触れられていたことは大変意義のあることだと考えます。是非よりよい方向で新たな助成制度が築かれることを期待しております。</p>
280		個人（公務員）	支援の在り方（舞台芸術）	<p>②「支援制度の抜本的見直し」の項目内にある「文化芸術団体」の中には、文化施設も含まれる考えでしょうか。含まれない場合、この項目の「支援制度」では、文化施設が創造する作品は対象外ということでしょうか？</p>
281		個人（会社員）	支援の在り方（舞台芸術）	<p>民間劇場等に対する支援制度も具体的に検討すべきです。助成制度だけでなく、事業収入や固定資産の非課税措置を関係省庁に働きかけて早急実現すべきです。</p>
282		個人（会社員）	支援の在り方（舞台芸術）	<p>具体的施策（2）専門家による審査・評価の仕組みの導入の検討と支援制度の抜本的見直し ②支援制度の抜本的見直しの4項目 地域制に配慮した支援の検討も必要であることに賛成です。地域の文化芸術団体に目を向けていただくことは、いいことだと思います。</p>
283		個人（自営業）	支援の在り方（舞台芸術）	<p>【本文】3 具体的施策 （2）専門家による審査・評価の仕組みの導入の検討と支援制度の抜本的見直し ②支援制度の抜本的見直し 支援制度は赤字を補填する仕組みをやめて、芸術団体が安心して活動を持続できる仕様にしていきたい。公益法人改革も進んでいるので、それにも適合する施策を希望する。</p>

通し番号	枝番	属性	keyword	意見
284		個人（その他）	支援の在り方（舞台芸術）	支援のあり方の抜本的な見直しに賛成です。報告書に「自己収入の増加等のインセンティブ」という言葉を見つけ、わが意を得たりと感じました。大学入試や資格試験・入社試験も確かに一定の努力を要すると思うのですが、その困難を経て評価を得ようとする受験者の動機は「収入」であることがほとんどです。よって選抜を通過し、現代の日本で職業として成立する分野に所属する方たち（会社員・公務員など）はおそらく、無給でまして費用を負担してまで、今従事する仕事はしないでしょう。一方、実演芸術家は鑑賞に耐えうる水準に到達するまでに相当の研修期間を要し、国際的な評価に照らして高水準の舞台を制作・宣伝しても上演の構造上（※）大半の公演は赤字になります。日本の特殊性もあいまってこうした傾向は特に舞踊分野において顕著です。メディアの発達によりDVDやyoutubeなどで容易に海外の舞台を観ることができる現代において、実演家にとっては酷ともいえるほど過激な国際競争が行われています。このような環境で専門分野における実力を、諸外国が国の威信をかけて育てた方たちと当然に比較される立場にあるのですから、それ相応の償いがあるべきだと考えます。そうでなくてはよい人材が集まらないのが道理ではないでしょうか。
285		個人（団体職員）	支援の在り方（舞台芸術）、指定管理者制度	現在の支援制度では、会場経費（練習会場経費を含む）が認められていない。特に、指定管理者制度で指定管理者が管理を受け運営している文化施設で、管理者の収入とならない場合、設置者の収入となり指定を受けた管理者が使用する場合も使用料が必要で公演経費の増加につながり、経費を賄うために入場料が高額になる。支援制度の見直しのなかで会場費を認めて助成を頂ける制度を是非お願いしたい。
286		個人（団体職員）	支援の在り方（舞台芸術）、人材育成（舞台芸術）	“舞台芸術の支援に当たっては「公益性」を重視しつつ・・・”とありますが、公共性の評価については、大変困難を極めると思う。また丁寧な調査が必要なため、量よりも質を高める方向で考えられてほしい。数値だけで現れるものではなく、実際に体験したこと、関わった人々の声が、よりよくすぐれた文化芸術活動の一例として共有されるのではないかと思います。また、評価を行う専門家もある視点に偏った方だけにならないよう、どちらかというと、専門家よりも一般人の方の意見も取り入れていくような評価・審査も希望します。また、人材育成についてはただ単なる知識のみにとどまらず、実際の現場レベルに携わった上で人材が育つような環境整備を希望します。（私は世田谷パブリックシアターのアーツマネジメント研修の第一期生であるが、そこで培ったことがかなり現在の仕事には活かしています。）海外のよい事例はたくさんあり学ぶ点も多いかと思いますが、まず育てなければならないのは国内の人材であり、学ぶ場所はまぎれもなくこの日本であることに意義があると思います（海外研修よりもっと強化されてしかり、と思います。）
287	1	個人（団体職員）	支援の在り方（舞台芸術）、舞台芸術の魅力発見事業、鑑賞機会（舞台芸術）	ワーキンググループでは、多面的に、いろいろな視点から、問題提起と議論がなされており、地方で、公共施設を管理運営（指定管理者）するものとして、将来ビジョンの策定ならびに現在の活動状況を客観的に再点検する上で、それらの内容は大切な指針となってまいりますので、是非とも上位概念での政策構築をお願いしたいと思います。下記の意見については、国のレベル、県のレベルではなく、私ども、地方の市レベルにおいて、長期的な文化活動施策を構築し、それを遂行していく上での意見ですので、少し、論点が異なるかもしれませんが、ご承知おきください。これらの活動を、「5げん主義」で考えますと、上位概念の「原理・原則」を踏まえ、地方における「現地・現物」、そして、諸事情の「現実」を考え合わせて、文化事業を展開していくこととなります。たとえば、「頂点の伸張と裾野の拡大」という切り口を私どもの「現実」に置き換えますと、「伸張的な役割を公共施設が主として企画（秀でたアーティストの参加等）」し、「裾野の拡大は、地元文化協会が担務」するといった形で、芸術追求型というより、生涯学習型となり得ています。そのため、ピラミッド的な活動ではなく、どちらかというと径の広い円柱的（縦軸：伸張、横軸：裾野）な活動形態（伸張の絶対値の目標は、やや低くなりますが）となります。しかし、それらの活動の中から、飛翔していくアーティストの誕生・出現については、意識した夢を見ております。芸術的な活動として現実的には、この地域出身で活躍されている音楽家、舞踊家、美術家には、積極的にアプローチし、創造事業に参画していただき、次なるアーティスト誕生を啓蒙する文化事業を展開していますが、地方では、芸術性が高まることにより、それに観客がついていけない状況もありますので（前述のピラミッドの頂点的なもの）、論点にもありますような観客の育成も考慮しつつあります。ただ、当市には、伝統芸能の「山車文楽」があり「文楽」については、地域に根ざしていることもあり、各種事業展開（講座、地元中学生鑑賞教室等）により、観客の目も肥えてきております。
287	2	個人（団体職員）	支援の在り方（舞台芸術）、舞台芸術の魅力発見事業、鑑賞機会（舞台芸術）	また、論点にもありますように、地方のひとつしかない公共施設では、市民の芸術分野の多様性（音楽、演劇、舞踊、伝統芸能）にも、対応が必要です。すなわち、地方における現地・現物そして現実への対応として、 ※芸術創造活動と生涯学習活動との併用ならびに棲み分けの工夫（閾値を考慮した円柱的文化活動） ※地元出身アーティストの参加（次なるアーティスト出現をこめて） ※芸術性と大衆性との事業バランス（観客の育成も考慮、大衆性催事の経費も必要） ※市民の芸術に対する多様性への対応（制作担当の人材育成も考慮・・・V字型人材育成） ※地方における公共施設としては、会館が地域にいかに根ざすかの創意工夫（市民参加事業等） これらの現状を前提に、つぎのような意見を述べさせていただきます。 <審議経過報告への意見> 1. ②の支援制度の抜本的見直し（4ページ）に関連して 1）地方においては、芸術の多様性（音楽、演劇、伝統芸能、舞踊等）に対応する活動としていくため、年間の活動を総合的に支援していただくとともに、現支援制度の対象経費の1/3、または1/2を、2/3の支援としていただくことを切望します。 2）一流アーティストの参加により、芸術的レベルアップとともに、観客への刺激を提供するため、従前の「舞台芸術の魅力発見事業」の復活を切望します。 2. ③の子どもたちが優れた舞台芸術に触れる機会の拡充について（6ページ） 地方においても、教育委員会と公共ホールが協議し、連携事業を企画しています。（当館では、市内中学生の3年生全員に、伝統芸能鑑賞教室を実施していますが、今後とも継続していきたいと考えています。）未来の文化人への文化的刺激は是非とも必要と考えますので、機会の拡充支援は、是非ともお願いしたいと思います。
288		個人（団体職員）	支援の在り方（舞台芸術）、国際共同制作	国際共同制作への支援を充実するためには、これもまたその実態に応じて、助成制度の再設計が必要である。特に、国際共同制作という形式においては、国内アーティストと海外のアーティストが共同で試行錯誤を行うことが、前提としてある。また、短期間で成果となる公演につながるモノではなく、複数年にわたり、長期的かつ継続的に作業を繰り返してその成果として公演という形式になるものだと考える。その際に、単年度でない助成制度や試行錯誤といえる状況への支援制度など、実態に即した助成制度の再設計を期待する。

通し番号	枝番	属性	keyword	意見
289		個人（研究者）	舞台芸術、 アーツカウンシル	このたびの文化政策部会による「審議経過報告」を拝見し、パブリックコメントを提出いたします。私は、舞踊評論家、研究者として日本の舞踊芸術に関わる一方で、近年ではイギリスのコミュニティダンスの発展とその背景となった文化政策についても研究をしております。イギリスにおけるアーツカウンシル、助成制度、審査・評価制度などを、現地の人々との交流の中から学んできたため、日本の現状に不満と疑問を感じておりました。よって、従来の日本型から大きく転換するであろう、文化政策部会による「基本理念」「6つの重点戦略」に、基本的に賛成いたします。要は、それを具体的に実行に移し、現状を実際に変えることが可能かどうかが問題だと思いますので、文化庁、文化政策部会、関係者の皆様のご尽力に今後も期待いたします。但し、舞踊については、（一般的には交流の少ない）批評、アカデミズム、現場を繋いできた私の立場から、簡単に意見を述べさせていただきます。どの芸術様式でも同じですが、特に舞踊は幅広いため、ジャンルによって必要な助成の種類や方法、審査・評価の基準などが大幅に異なります。アートマネジメントの視点からだけでなく、実際にジャンルの特性と違いを熟知する専門家によって、俯瞰的かつ現場の要望に即した、具体的な政策を作ってくださいようお願いいたします。例えば、日々の古典バレエとコンテンポラリーダンス、地域の人々や子どもたち向けのコミュニティダンスでは、その創造プロセス、上演形式も、団体の構成も、必要な人材の育成も異なります。規範の定まった古典バレエや日本舞踊と、前衛的なコンテンポラリーダンスでは、芸術的な価値を審査、評価する基準が全く異なります。客観的な数量による評価のみでなく、芸術ならではの質的評価が、芸術の専門家によって「より客観的に」なされるよう、望んでいます。舞踊は、舞台芸術として高みを目指すバレエやコンテンポラリーダンスなどのジャンルから、地域の子供、高齢者、障がい者、社会的に疎外された人々（ソーシャル・イスクルージョン）の文化的生活、教育、健康と生きがい、創造力育成、社会的更生などを目指すコミュニティダンスまで、幅広い可能性を持つものです。地域の創造拠点を形成する際には、演劇、音楽のみならず、舞踊を核にする施設もあってほしいですし、できることならば、芸術監督には舞踊、音楽、演劇の三人を立てて、個々の特性を十分発揮できるように考慮していただきたいと強く願います。ジャンルによって偏りなきよう、政策を進めていただきたいと願います。
290	1	団体（（財）北海道文化財団）	舞台芸術、 文化芸術拠点	舞台芸術の健全な発展のため、全国的な見地から複数の創造拠点を配置することが必要であり、北海道に国立の劇場を創設することを望むものです。現在、国立劇場が東京、大阪、沖縄に存在しますが、新国立劇場以外は古典芸能や郷土芸能に特化されております。現代演劇やダンスの分野は、裾野が広く、その境界もこれまでの分野を超えて流動的で進化を続けており、地方においては、優れた人材が輩出されております。このような人材を育成し、活躍する場が東京にしかないことは、有意の才能を埋没させることでもあります。我が国の舞台芸術の多様化に向けた取り組みは、海外との文化交流の上からも重要であり、喫緊の課題となっております。また、本道には、舞台芸術を志し、支え続ける基盤が育っています。例えば、現代演劇の分野では、札幌市を中心として約100劇団が活躍し、道外や海外公演に意欲的に取り組み、韓国やサハリンとの交流も続けられております。こうした動きをベースに、舞台芸術の振興を図り、地域の独自の文化が育まれることによって、海外からも高い評価を受ける文化風土が形成され、多くの道民や国民に文化の恵沢が享受され、さらには文化による産業振興は新たな地域活性化となるもので、ひいては深刻な若年層の雇用創出と地域経済の育成に資するものとなります。多様な質の高い舞台芸術を生み出すためには、国立劇場を頂点として高い理念に裏打ちされた体系的な創造的基盤づくりを必要としています。その運営に関しては、地域における実演家にとって使いやすい仕組み作りが、創造活動のためには、創作的な意欲をかき立てられる劇場空間の創設が必要です。さらに、総合芸術と言われる質の高い舞台芸術を生み出すためには、芸術監督、舞台監督、技術監督、プロデューサー、脚本家、劇作家、実演芸術家、美術、音響、照明など多くの人材と資機材の調達先の確保、さらには海外作品を上演する場合には通訳等を必要とし、これらの人材の育成のための教育機能を整備する必要があります。このため、私たちは、北海道に国立劇場の創設を願うものであり、地域主権社会への進展を図る上からも、次の観点から今後の語るべき姿を検討していただきたいと思っております。
290	2	団体（（財）北海道文化財団）	舞台芸術、 文化芸術拠点	①国立の劇場を、中核的能を果たす地域拠点として複数箇所を設置すること ②地域の優れた人的、地理的、歴史的資源を活用すること ③地域に設置される国立の劇場には、地方に適したユニークな運営方法を導入し・実演芸術家の育成に資すること ④国立の劇場を全国に複数配置し、東京だけでなく地域においても鑑賞機会を確保するとともに清新で、優れた舞台芸術が巡回しやすくなるように経費面、制作面、滞在交流面などに配慮されたものとなること ⑤舞台芸術を支える人材育成の面から、国立の劇場には各種分野の教育機能を設けること ⑥全国各地や海外からの舞台芸術に関する情報交換がより円滑に行われ・創造する作品が質の高いものとなるようなネットワークが形成されること ⑦アトリーチやワークショップをふんだんに取り入れ、学校教育との緊密な連携を図りながら展開することにより、青少年の健全な育成や生涯教育の充実、地域のコミュニティの活性化によりいきいきとした社会づくりに貢献すること、総合的な視野からの運営となること
291		個人（団体職員）	舞台芸術、 指定管理者制度	文化政策部会「審議経過報告」を読ませていただいて、特に具体的施策としての舞台芸術分野に関しての意見を書かせていただきます。私は、静岡県内で文化会館を運営している団体に所属している者として、報告の中で、国は何をなすべきか良く視点を定め書いてあり好感をもてます。しかし一方、地方自治体が設置した公共施設において、今の現状を把握しているのかは、なはだ疑問であります。現在地方では、地方自治法の指定管理者制度によって、公立文化施設と文化事業を民間企業へ委託する自治体が増えております。昨今の不況による地方自治体の収入の減を補填するため、民間の力を借りて公共施設を運営せざるをえない自治体が多いことを示すものです。しかし公立施設の中で、劇場・ホールをメインとする文化施設は、当初の設置目的として、市民が優れた舞台芸術を享受できるよう、また市民自らが、地域文化芸術の創造者・発信者となるよう建設されたものであり、商業劇場のような興行主が利益を追い求めるために造られたものではありません。幸いなことに、私どもが指定管理者として管理しているホールの設置者である市は、私どもの自主事業に対し、高額な補助金を予算化してくれております。この指定管理者制度は、私どもが管理しております様な文化施設、特に劇場・ホールを運営する上で、良い制度とは言いかねます。そういった中で、私が考えることは、劇場に勤務する職員の身分が低い（と思われる。）ということです。特に実際に舞台を管理運営する舞台スタッフの身分については、音響に関のみ国の認定制度がありますが、その他については各分野の協会の認定制度のみです。ヨーロッパ諸国やアメリカ合衆国の様な、ガチガチのユニオン制ではないにしろ、ある程度の身分保障がなければ、舞台芸術の裏側を支える人々が枯渇してしまうと思われまので、「裏方」の育成および地位向上のための何らかの文言が入るよう、願っております。
292		個人（団体職員）	舞台芸術、 指定管理者制度	地方にいるとなかなか、芸術にふれる機会がない。地方のホールにも専属の劇団やオーケストラ楽団を持ち定期的に演奏会等を鑑賞するように出来たら良いと思う。その為には、長い時間を掛けてじっくり企画をし、練習出来るようにする事が必要だと思う。今現在の指定管理者制度は、たった3年で全ての結果を問われる。効率的な管理運営をする事は、地域の文化芸術の発展とは逆の方向に進んでいる事に思えてならない。
293		個人（団体職員）	舞台芸術、 指定管理者制度	私は文化施設で働く一職員ですが、この舞台芸術ワーキンググループの意見は、現在の舞台芸術が直面している問題点を的確に述べていると思います。特に、指定管理者制度の導入により我々が現在おかれている状況は、いかに少ない予算で実現可能な舞台芸術を地域住民に届けるというところで、優れた文化芸術でも予算規模が高額なものはないか提供することが出来ません。文化芸術振興基本法が絵に描いた餅にならないように、舞台芸術を取り巻く環境のより具体的な法律や環境の整備が必要だと思います。

通し番号	枝番	属性	keyword	意見
294		個人（公務員）	舞台芸術、指定管理者制度	自主企画事業を含むホール運営においては、指定管理者制度は、運営上の足かせとなる。有期の指定管理選定では、よい人材を採用し、文化事業の経験を積む時間を得ることが非常に困難である。（特に、地方により人材は来ないだろう）また、文化ホールの本来の設置目的を見失い、経費削減とサービス向上の美名のもと、ギリギリの運営をしている法人も少なくない。各自治体においても、予算削減のツールとしての活用、議会への説明しやすさなどから、安易に指定管理者制度に走りがちという実情もある。国において、公共文化ホールへの指定管理者制度導入には慎重であるべきという見解を（再めて）示していただきたい。
295		団体（日本音楽芸術マネジメント学会）	舞台芸術	舞台芸術制作及び人材育成に関し、芸術団体、劇場、大学を含む横断的な連携プログラムに対する支援制度の導入に言及すべきである。 (理由) 芸術団体とホールの共同制作公演に対する支援については、施策として実施に移されているが、音楽大学等は念頭に置かれていない。また、ホールのマネジメント人材の育成に関し、大学との連携を想定した施策も講じられているが、大学は補完的な存在に過ぎない。一方、すでにEUでは、複数の芸術団体や大学間の横断的なプロジェクトに対する助成が行われている。我が国でも、芸術団体とホール間のみにとどまることなく、舞台芸術公演についてノウハウを持つものの資金的に余裕のない音楽系大学を含む包括的な連携プロジェクトに対して支援すべき時期にきている。このため、当面、①「舞台芸術制作」に関し、芸術団体、ホール、音楽系大学の共同制作公演に対する支援、②「人材育成」に関し、大学卒業後立ちをすするまでの間のサポートに係る大学、ホール等の連携プロジェクトに対する支援、について制度化を図るべきである。なお、②はこれまで着手の事項であり、新たな施策として大きな意義を持つものとする。
296		団体（秋田雨雀・土方与志記念青年劇場）	舞台芸術	③この報告で検討されていない内容について この報告で強調されている内容としては、地域における文化芸術拠点への支援の拡充がありますが、同時に、多くの芸術団体が集中する東京、大阪などの大都市部における芸術団体の環境整備について、ぜひ検討していただきたいと思えます。演劇ジャンルで言えば、一定レベル以上の劇団は稽古場を所有、あるいは専有してはいるものの、殆どの劇団は公演会場としての劇場は、民間の劇場を借りているのが現状です。その劇場も企業、あるいは個人の篤志によって担われているために、昨今の経済環境の変化によって劇場そのものが姿を消しているのです。自主興行を行なっている商業劇場の存在もありますが、非商業的な演劇公演を実質的に支えている劇場群や民間稽古場についての実態把握が必要です。その上で、新国立劇場など国立施設の運用に加えて、花伝舎などの民間芸術団体の施設、さらに篤志家による民間施設への支援もぜひ検討して頂きたいと思えます。それと平行した形で国立芸能センター(芸能団体の稽古施設に加えて事務所機能をも持つもの)などの構想も持つべきと考えます。昨今、劇場の自主事業、自主公演などの重要性が言われていますが、同時に独立した劇団による多種多彩な公演活動を支えることが、この国の演劇文化を育てる上で極めて重要です。その場合、貸し劇場としての空間の確保は決定的に重要であると考えます。またそれらの劇場に蓄積されたノウハウも守られるべきものと思えます。こういった問題についての検討も具体的に進められることを期待します。
297		個人（団体職員）	舞台芸術	美術分野（9ページ）では、『高齢者や身体障害者、さらには外国人等に対応したソフト施策の充実を図ることが重要である。』となっているが、舞台芸術分野においても、子どもにもむけたものと同様に、この視点からの施策が必要なのではないかと。
298		個人（団体職員）	舞台芸術	若手の活動と、それらに対する評価を観衆へ伝達する機能を有しない故に、鑑賞（消費）に繋がらない。鑑賞されないということは、いかに優れた芸術活動が行われようと、それらを維持することが困難となる。優れた芸術活動を支援するということは、それらに対し真つ当な評価を与え、維持することである。故に求められる“評価”とは、観衆のスタンスで必要とされるものでなければならない。また、評価に必要なものは、過去のデータや経歴ではなく、それらを鑑賞する立場にある有識者からの評論であり、また、日本においてはこれら劇評家などの立場もまた確立されていないと感じている。必要なのは、芸術活動を行うことと平行し、それらに価値を与えることであると考え。その、然るべき評価を与える存在の不在が、現在の芸術の消費が広く拡充してゆかない要因ではないかと感じている。
299		個人（団体職員）	舞台芸術	(1) 地域の核となる文化芸術拠点の充実とそのための法的基盤の整備 (2) 専門家による審査・評価の仕組みの導入の検討と支援制度の抜本的見直し (3) 子どもたちが優れた舞台芸術に触れる機会の拡充 (4) 舞台芸術の国際交流と海外発信の強化 地域の芸術文化活動を支えているのは、間違いなくアマチュア芸術家であり、(こ)アマチュア達が活気付けば、各団体の枠を超えた協力体制やコラボレーション企画が持ち上がるなど、大いに地域の文化力に寄与する可能性がある。したがって、この重視する施策においても「アマチュア芸術文化活動の推進」の視点を明確にすべきである。
300		個人（団体役員、芸術家）	舞台芸術	まったく賛成である。別添の資料の中にこのような意見が出ているだけでも素晴らしい。出来れば審議経過報告の本文の中にこのような意見をまるまる載せていただきたい。このような立場に立って文化芸術の創造や地域再生を考えると、文化庁だけで取り組むのではなく他の省庁との連携が必要になってくるのではないかと。ぜひとも省庁間を超えた取り組みを実現していただきたい。
301		個人（芸術家）	舞台芸術	我が国の舞台芸術は、多様な発展を遂げて、現在に至りました。演劇、音楽、舞踊等といった分野に、簡単には分類できないものも多く存在しています。特に現代演劇は、世界的にも稀有な多様性を示しており、作品的な多様性は、そのまま活動体制の多様性にもつながっています。こうした多様性を踏まえた施策の実現を、強く求めます。
302		個人（芸術家）	舞台芸術、国際文化交流	まず、海外でも公演を行うカンパニーを主催する身としては、国際交流に力を入れて頂きたいと思うのは全うである。多くの作り手が、海外で行われている芸術を生で観る機会も少なく、これには国内での大きなフェスティバルによる招聘が必須である。また国際文化交流を行う事によって、大きなフェスティバルでは呼ばないような小さなカンパニー等も知る事が出来るというのは貴重であると思う。現に東京芸術劇場等はそのような試みを行っているので、今後も続けて頂きたい。また、我々が作品を作る点で、勿論必要な金銭面での助成金による援助というのにも拡充して欲しい点である。現在の状況では、どうしても出演者に潤沢な金銭を支払う事も出来ず、その為出演者は別の仕事を行うという状況だ。それは身体的にも精神的にも大きく負担になる物で、集中出来る環境を整える事というのは急務である。ベルギー等のアーティストの支援状況（失業保険や作品制作費の負担等）の手厚さを聴くと、其処迄は行かずとももう少し集中出来る環境を整えてあげることが、作品の底上げ、ひいては将来の日本の舞台芸術を発展させる事となると考えている。また今後文化庁の海外留学を考えている身としては、やはり海外で色々な事を学べるという機会をもっと拡げて欲しい。但し、行った物の、遊んで買って来る等無い様に、ミッションを課す等して、内容を深くしていくという事も一案かと思う。

通し番号	枝番	属性	keyword	意見
303		個人（芸術家）	舞台芸術	大筋では非常に有効な施策だという印象があり、嬉しいです。よりシンプルで分かりやすい書き方と構成を求めます。それによって今以上に多くの人々に理解されると思います。内容について、大筋ですべて合意できます。問題は、スピードと継続だと思います。早い段階で実行に移し、かつ10年や20年という期間で継続することが重要だと考えます。成功と失敗が両方起こると思うのですが、その中で柔軟に修正しながら運用していけるといいと考えます。社会の中での地位向上についての言及が少ないように思います。舞台芸術が国家にとって欠くべからず重要だという認識が、行政だけでなく、広く市民と共通の認識になることを望みます。
304		個人（芸術家）	舞台芸術	私は沖縄県立芸術大学を卒業後アメリカに渡って研鑽を積み、現在地元沖縄で演奏活動を続けています。沖縄は土地柄独特の文化が発展し、琉球舞踊、琉球古典音楽などの支援は沖縄県としてやっているほうだと思いますが私たちのようなクラシック音楽演奏家には少々冷たい気がしてなりません。「クラシックなんて沖縄じゃなくてもできるじゃない」と支援を申し込んだ文化施設の担当者に言われた事もあります。しかし、沖縄と言えど中学・高校で吹奏楽や合唱を部活動を通して頑張り、演奏する喜びを知った学生達もいるわけでそういう子供たちに本物の音、生演奏のオーケストラの素晴らしさを伝えていきたいのですが沖縄までオーケストラを呼ぶ経費と言うのは膨大なものになり、海外のオーケストラを招聘しての演奏会などはほとんど行われません。そんな中、地元で演奏活動を続ける演奏家が集まり数年前に「琉球交響楽団」を立ち上げました。現在もNPO法人として活動を続けていますが、なにせオーケストラに馴染みがない地方なので集客は毎回四苦八苦しています。でも子供たちにも足を運んでもらえるよう、チケットの料金はぎりぎりまで下げています。このような団体には国や地方自治体からの支援が無くては活動を続けていくのは大変難しいのです。舞台芸術のWG意見まとめにもありましたように、舞台芸術はテレビやインターネットでは伝わらない生の音を聴いていただき、地元の人々、子供たちの心の安らぎ、豊かさをはぐむ大切な文化だと思えます。学校の授業では音楽・美術の授業日数も減り、そのような機会を持てるのはもはや学外での芸術活動への参加ではないでしょうか？ちょっと映画を見に行くような気分で演奏会や舞台に足を運んでもらえるようなチケットの価格設定を可能にするには、国の文化活動に対する支援が必要だと私も思います。専門的に学び活動を続ける地方演奏家にもぜひ目を向けていただけるような舞台芸術振興を期待します。
305		個人（芸術家）	舞台芸術	1 舞台芸術を振興する意義（2）新たな価値の創造と経済・社会の活性化について。舞台芸術それ自体に価値を認めることは良いと思いますが、その社会的な効用について、産業的な観点に偏りすぎている気がします。劇場を拠点とした舞台芸術の創造、参加、享受は、（5）で触れられている「人々が共に生きる絆と社会基盤の再生」がそれに近いですが、「ゆるやかなネットワーク社会」によるコミュニティの再生に役立つと考えます。またその際、社会とつながりを持ってもらうという社会包摂の部分が、ゲートドコミュニティとは反対の意味での究極の意味で最大の防犯、防災的な効用も持ちます。舞台芸術の振興は、人間を孤立させない、という公益に寄与すると考えられます。
306		個人（芸術家）	舞台芸術	ヨーロッパ発の文化芸術は、今や地球上のすべての人々に価値ある財産となっている。明治以降、日本に入ってきたクラシック音楽などは特にそうである。人々は楽しみ・学び・癒され・・・音楽大学は国公立をはじめ、全国に数ある。にもかかわらず、卒業生の就職率はこの不景気を言われる前、ずうっと以前から5パーセントに満たない。日本人の演奏技術は世界レベルであるが、公立のオーケストラ私立のオーケストラは、どこも、経営が安定しているとは言えない。大学というシステムが連続と成り立ってきたのに、そこに育つはずのオーケストラの実態がこの様子なのは何故なのか？国家規模で、そのいく末にあるイメージを全く持ってこなかったせいではないか。学校卒業から60歳までが繋がって育てていくオーケストラというソフトをどうしたら、クウォリティを高く安定して保てるのか？学校公演の実施や税負担の軽減のようなさらに膨らませるべき施策にくわえ、マスコミニケーション内弱者であるアマチュアからプロフェッショナルまでの大人数の関係者がまざり出す事。そして、もちろん公的にサポートする、さらに、社会にサポートを呼びかける姿勢を実現してはどうかと思う。
307		個人（芸術家）	鑑賞機会（舞台芸術）	私自身は聴覚に障害を持つ演劇人であるが、障害者・高齢者に関する記述が全く見当たらないことに残念な思いをしている。美術館・博物館のほうの記述に来館者としての配慮、がなされているのみである。「広く参加できるように」と言うならば、高齢者・障害者をもった人々をこそ文化活動、劇場に呼び込む努力が必要不可欠である。むしろ、こういった人々にこそ、文化活動の享受を受けるべきである。近年では、劇団やボランティアグループ等の努力によって自費で字幕表記、手話通訳設置などを行っているところも出てきているようであるが、全体から見れば未だ未だ不十分であるし、自費での実施には限界がある。またそのための情報告知にも費用がかかり、広まらない。そこでこうしたことに対する助成を是非とも行っていただきたい。具体的には手話通訳、字幕表記、音声ガイド等の情報保障に対する助成を劇場、興行主、劇団などを問わず優先的に行っていただきたい。また劇場に対してはそのための設備投資を積極的に行えるよう、それらに対する助成を行っていただきたい。車いす利用者のための見やすい席、トイレ設備の充実、段差をなくす等の設備面の改善に対しても助成をするなどで積極的に推進していただきたい。すでにハートビル法によって新規劇場では配慮した設計を行っているところもあるが、既存の劇場に対しても更に推進していただきたい。同時に、ウェブサイトで案内にも情報障害に対する配慮を行うよう推進していただきたい。具体的には問い合わせ先を電話だけでなくメール、FAX、オンライン予約等を掲載する、プロモーション等の動画には字幕を表記する、イラスト部分にはテキストを入れるなど音声読み上げ機能に対応できるようにする、文字の大きさを設置できるようにするなど。ちなみに私は現在、英国にて演劇研修をしているが、英国では「DDA」（障害者保護法・仮訳）によって法的にこうしたことを義務付けており、そのための費用も助成している。そのため、各公演ごとにそれぞれ少なくとも1回は実施しており、毎回たくさんの観客が来ている様子を目の当たりにしているにつけ、日本の現状を非常に残念に思っている。とくに聴きとりにくくなっている高齢者にとっても、また日本語が母国語ではない外国人にとっても字幕は必要不可欠ではないだろうか。また同様に、「子供たちに舞台に触れる機会を」とのことであるが、これらも勿論、聞かえない、見えない、障害をもった子どもたちも念頭においた活動をしていただきたいものである。ワークショップやセミナー等の実施の際は手話通訳、文字通訳、音声ガイド等の配慮および助成を明記していただきたい。「誰でも参加できるように」の「誰でも」は障害を持つ人も含められるということを認識していただきたい。こういったことに直接「参加」することによって、障害を持つ芸術家の育成にもつながり、また芸術としての幅が広がることを確信している。実際に英国ではこうした環境基盤があるからこそ、障害を持つ芸術家の質が高いものになっていることを実感している。
308		個人（芸術家）	舞台芸術	大いに共感します。一刻も早い実現を強く望んでやみません。インターネットの発展に伴うグローバル化の波が押し寄せる今、我が国は既存のオペレーティングシステムを書き換えねばならない時期に直面しています。あらゆる仕組みを抜本的に改革して、世界の荒波の中に飛び込んで行かなければなりません。それは経済・社会の分野とどまらず、文化芸術にも同様に言えることです。「コミュニケーション」という人間の根幹を扱う舞台芸術は、その中でも重要な位置を担っていると思います。必ず実現させてください。よろしくお願ひします。
309		個人（公務員）	舞台芸術	プロ・オーケストラへの支援 現在日本には25を越える民間立・自治対立のオーケストラが活動している。しかし、これらのオーケストラは、オーナーの財政的支援が減少し、その結果、活動の分野が狭まり、企画内容の節減などによって、魅力的な舞台が乏しくなっている。しかも、殆ど全ての公共ホールの予算が限られ、オーケストラの招聘ができにくくなってきている。こうした事態が続けば、特に地方のオーケストラの運営が極めて厳しい局面を迎えることになるだろう。プロ・オーケストラへの国の恒常的支援が求められる。*プロ・オーケストラへの恒常的支援・・・を一項加入できないか？

通し番号	枝番	属性	keyword	意見
310		個人（公務員）	舞台芸術	文化芸術拠点が文化芸術団体と提携を図ることのメリットが挙げられています。しかし、そうするためには、その文化芸術拠点が設置自治体の指定管理の場合、やはり、設置自治体の理解や政策方針の決定などが必要となります（国の流れを受とめた文化施設の考えが、必ずしも設置自治体の意向と合うかどうか、全く不明。むしろ理解されない事が多い）。設置自治体が、しっかり方針をたてて、これらのことに理解を示すことが前提条件であると思います。同じ理屈で、文化芸術関係者と学校との連携も大変重要で必要なことだと思いますが、実行するには教育委員会等の理解や、手続きの簡素化などが前提になると思います。そのハードルが高いと、なかなか提携出来ないと思います。
311		個人（自営業）	舞台芸術	【2頁】の【本文】1および2の内容におおむね賛成である。インターネットで24時間世界とつながった世界に生きている現代日本人が、世界の中の自分を誇りを持って自覚するためには、日本独自の文化芸術が不可欠である。経済的な豊かさが必ずしも人間を幸せにするわけではないことが自明となった今、国および地方自治体が支援・投資すべきは日本の文化芸術である。
312		個人（自営業）	鑑賞機会（舞台芸術）	【本文】2 舞台芸術の振興の方向性において、下記4点に賛同する。 ①地域の核となる文化芸術拠点の充実とそのための法的基盤の整備、 ②専門家による審査・評価の仕組みの導入の検討と支援制度の抜本的見直し、 ③子どもたちが優れた舞台芸術に触れる機会の拡充、 ④舞台芸術の国際交流と海外発信の強化である。 実演芸術の入場料について。大都市に公演が集中するのは良くないし、高いチケット代を払える人しか舞台が観られないのも良くない。日本はチケット代が高すぎる。たとえばドイツでは舞台製作費用の9割が助成されているらしく、チケット代が非常に安い。日本で15000円のダンスがドイツでは1000円で見られる。日本でもチケット代を安くできるように助成をしてもらいたい。でないと若者や子供は舞台鑑賞の機会を逃し続けてしまう。
313		個人（学生）	舞台芸術	(1)では心の豊かさ (2)では地域経済・社会の活性化 (3)では子どもたちの豊かな感性と創造性,意欲 について述べられていますが、意義としての弱さを感じました。 人の活動の源泉、指針となる「理念」の形成に、舞台芸術は寄与することを示すべきです。これまでの日本を支えていたのは「理念」をもったカリスマの主導でした。しかし今後の日本に必要なことは、個々人が「理念」をもち自立することです。「理念」とは、日常行為の上位的視点であり、その道筋を示すものです。ではその理念は何によって育まれるか？それは宗教・文化・芸術です。舞台芸術は、自己を取り巻く環境からは得られない、「日常を超える視点」を人に与えます。この視点の積み重ねが、「理念」の形成に寄与します。理念をもつことの重要性は世代を問いません。全ての国民にとって重要なことです。今後舞台芸術を振興するためには、今までの意義の文脈を超えるような強いメッセージが必要だと思います。
314		個人（その他）	舞台芸術	「舞台芸術は、人々に真の心の豊かさをはぐくみ、衣食住と同様に人が生きていくために必要不可欠なものである。」とあるが、衣・食・住・舞台芸術というのは明らかにおかしい。何故芸術全般ではなく舞台芸術であるのかの合理的な理由が無い。舞台芸術であろうが、その他の芸術であろうが、文化を振興したり、社会基盤を形成したりできるかどうかは、その運用にかかる問題であり、行政が舞台芸術のみをその位置に据えることに合理性が無いのではないか。
315		個人（その他）	舞台芸術	私は、数年前まで東京で活動するある劇団の制作スタッフをしておりました。自分たちの創る作品は、この国の、とくに同世代の若者の心に届くと信じ、とにかく活動を続けること、そのために動員を伸ばしていくことを目標に年に一度から二度の公演を打っていました。「まずは1000人」が当時の合言葉でした。しかし、1000人のお客様に観ていただくことが叶っても、財政状況は一向に好転しませんでした。動員数が増えれば劇場も大きくする必要に迫られ、それに伴って人件費も増えます。旗揚げの頃からは比べものにならないくらい収入を得ましたがあいかわらず劇団員からの「劇団費」（月に数万円）がなければやっていけませんでした。今、劇団は休止状態にあります。東京では毎日、数えきれないほどの演劇が上演されていてその質もピンからキリまであります。演劇という手段を選ぶことの意味をろくに考えもせずただ自分たちがやりたいことをやるだけの、二度と見るものかと思わせるような公演もないとは言えません。しかし逆もまた言えるのです。時代を見つめ、社会に資する演劇を志している人たちがたくさんいるのです。ただ、彼らの多くは「演劇は身銭を切つてやるものだ」という呪縛に囚われています。彼らの系譜の根本にある「近代演劇」がこの国でどのように発展してきたか、その経緯も関係あるのでしょうか。彼らは、高額なチケット料金を負担できる層だけに向けて作品をつくらせているわけではないので価格の値上げには限界があります。したがって、今までは持ち出しという選択肢に行きついていただけですがその状況が、今後、国の施策で変わること、現場の人間は強く期待しています。私は、経済的理由から、現在現場を離れざるを得ない状況にありますからこそ、声を大にして言いたい。国が支援をするに足る演劇を作っている人間は、決して少なくありません。もちろん、支援にあたって厳しい審査は必要でしょう。お金は無限ではありませんから。ただ、今回の審議経過報告に「公演で得られる入場料収入等で全ての費用を賄おうとすると、高額な入場料を負担できる観客だけが鑑賞できることになって、創造性の高い公演が成立しなくなったりするという構造的な問題がある」という一文が記されたことで、国と演劇製作の現場の関係がよい方向に変わっていくような手応えを感じられました。どうかこの意識を失わず、この先も検討を進めていただきたいです。私たちが、この国の舞台芸術が置かれた状況をよくしていくよう、より一層努めたいと思います。
316		個人（団体職員）	舞台芸術の魅力発見事業	宍粟市山崎文化会館では、平成21年度に、「舞台芸術の魅力発見事業」を活用させていただき、演劇「僕たちの好きだった革命」及び鴻上尚史の演劇ワークショップを実施しました。地方の小さなホールにおいて質の高い舞台芸術を提供するためには、交通費・宿泊費など多大なコストが必要となり、鑑賞機会を提供する回数が少なくなってしまう状況にあります。これを解決できる手段として創設された「舞台芸術の魅力発見事業」を活用し、地方の小規模文化会館でも、子供たちをはじめ地域の皆様に良質な生の舞台を提供できる環境が整いました。この制度を活用させていただくことによって、地域の観客も次第に増加し事業として定着する目途がついてきたところ。新規に出された優れた劇場・音楽堂からの創造発信事業では規模の点からも、芸術監督の設置、中長期の展望など中・小規模館では提出しづらい助成となっています。つきましては、地域間格差の是正、機会均等の観点からも是非とも事業復活に向けて再検討をお願いし、存続いただきますよう強く要望いたします。
317		個人（教職員）	舞台芸術の魅力発見事業	私が住む北広島市には、席数600程の「芸術文化ホール」があります。そこでは各種の文化活動が行われており、本市の文化の発信源になっています。これまでも、札幌交響楽団による演奏会や歌手によるコンサート、劇団による演劇などが行われてきました。ところが「舞台芸術の魅力発見事業」が廃止されたため、今年度からは経費のかさむ演劇等の事業は実施困難とのことです。大変残念に思っています。地方の時代と言われています。そういう中において、地方でも首都圏と同じ良質の舞台芸術の鑑賞機会が与えられることは極めて大切なことであると思います。特に、次代を担う子どもたちが優れた舞台芸術に触れることは、極めて大きな意味をもっていると考えます。どうか、公演に必要な交通費、宿泊費、運搬費に対し支援していた「舞台芸術の魅力発見事業」と同様の支援制度を早急に確立し、本市においても良質の演劇等にふえる機会が確保できますよう強く要望する次第です。

通し番号	枝番	属性	keyword	意見
318		個人（公務員）	舞台芸術の魅力発見事業	「文化芸術活動に対する支援の在り方の抜本的見直し」について 本文において地方における鑑賞機会の不足、文化芸術予算の削減等の改善が記述されていますが、昨年度までであった「舞台芸術の魅力発見事業」の支援を受けて事業展開してきた当センターでは公演経費が圧迫されています。特に公演にかかる周辺経費（交通費等）は遠隔地であればある程嵩んでいきます。舞台芸術の制作がほとんど東京で行われていることからすると、「地方」ということだけで鑑賞機会が制限されることは我が国全体の舞台芸術の振興に地域格差が生まれていることとなります。以上のことから、「舞台芸術の魅力発見事業」制度の復活か類似の制度を創設されることを要望します。
319		個人（公務員）	舞台芸術の魅力発見事業	地方公共団体における文化芸術関係予算は減少しており、地方の文化施設は芸術鑑賞事業や創造活動事業を十分に提供・実施出来ていない状況にあります。つきましては、1年に1度程度でも、中央で開催されている音楽公演や演劇公演が開催できる鑑賞機会を地域住民に提供出来る方策が必要であり、これまで文化庁が実施していた「舞台芸術の魅力発見事業」などの助成を復活していただくことが必要と考えております。あわせて、地方での文化芸術創造活動が円滑に実施可能な助成制度の充実をお願いいたします。
320		個人（公務員）	舞台芸術の魅力発見事業	私は、北広島市芸術文化ホールに北広島市教育委員会文化課の職員として勤務しており、当ホールの事業企画の仕事に携わって今年度で5年目となります。当ホールでは、「舞台芸術の魅力発見事業」の支援金を受け、2つの事業（演劇「満月」と富良野GROUP「ニングル」）を実施することができました。地方の財政状況は年々厳しくなっており、芸術文化に対する予算も減少傾向にある状況の中、またほかの様々な補助制度が縮小・廃止される中で、公演に係る交通費、宿泊費、運搬費の全額が支援金の対象となる「舞台芸術の魅力発見事業」は大変画期的な補助制度でした。特に規模の大きい演劇などを首都圏から招聘するには交通費、宿泊費、運搬費などの経費がかさむため、北海道各地や他の地域を含めたツアーを組むにあたっては、この制度の果たした役割は非常に大きかったものと考えます。首都圏と地域の文化レベルの格差を是正するため、「舞台芸術の魅力発見事業」に相当する制度の復活を、地域の文化行政に携わる者として、また生きるために芸術文化を必要とする一人の人間として、強く希望するものです。
321		個人（公務員）	舞台芸術の魅力発見事業	地方の公共ホールに勤務して3年目になりますが、おおきな演劇を自主上演していることに驚きました。各種の公的補助、とりわけ文化庁の「舞台芸術の魅力発見事業」の採択により、劇団の交通費、宿泊費、輸送費に対して支援がなされ、首都圏と変わらぬ条件で、演劇等の鑑賞ができる制度になっていると聞き、何とユニークで画期的な制度かと感心しました。この事業の成果は、はこものように形には残りませんが、鑑賞した人の心には残るものであるし、特に子どもにとっては、成長期に本物に触れる機会を（できれば繰り返し）与えるということは、その子の人生にとって大きな糧となりえます。そういう経験をした子としない子では、大きな違いがあるでしょう。それだけに、「舞台芸術の魅力発見事業」がわずか3年で終了してしまったことには大きな失望感があります。事実、私の勤務するホールでは上演を断念せざるを得なくなりましたし、地方全体としても上演回数は減ってしまったでしょう。同じ納税者でありながら、首都圏と地方の格差にはきわめて大きなものがあるといわざるを得ません。審議経過報告にもありますように、「交通費、宿泊費、運搬費など多くの経費を要することなどから、相対的に地方では多彩な文化芸術に触れる機会が少ない」という現実を直視し、「舞台芸術の魅力発見事業」と同様の効果のある制度を、ぜひ構築していただきたいと思います。
322		個人（公務員）	舞台芸術の魅力発見事業	市町村の財政難の中、様々な補助制度が縮み、廃止されますと、演劇等の経費のかさむ事業は実施困難な状況になります。「舞台芸術の魅力発見事業」というような制度は、地方でも首都圏と同じ条件で良質の演劇等が鑑賞できるすばらしい制度です。是非、今後とも同様の制度の継続をお願いしたい。
323		個人（会社員）	舞台芸術の魅力発見事業	審議経過報告の中で、重点戦略として「支援の在り方の抜本的見直し」の中で『地域の文化芸術拠点への支援拡充』について議論されております。地域での文化芸術活性化の一端となるべく、ソフト（作品）を提供する立場としまして、舞台芸術公演実施における旅費・滞在費など経費上不利な条件を改善するために機能していた「舞台芸術の魅力発見事業」が廃止されたことは大きな痛手となりました。東京から遠く離れた地域において生の舞台を提供するためには、この支援事業は格差是正のために不可欠なものでした。是非、この趣旨を引き継いだ新しい支援制度が生まれることを強く希望いたします。
324		個人（その他）	舞台芸術の魅力発見事業	平成19年度に「舞台芸術の魅力発見事業」という支援金制度が作られ、その支援金を受けて私たちの街・北海道北広島市で演劇「満月」と富良野GROUPの「ニングル」を上演しました。とても好評でした。前者は東京で活躍する一流の劇団で、後者は倉本聡さんが率いる富良野を中心とした、いわば地元演劇集団の公演でした。とくに富良野塾の上演は出演者も多く（塾生の発表の場でもあり、総勢70人位）交通費、宿泊費、運送費も多額でした。それをこの制度から支援していただきとても嬉しく想っていました。富良野GROUPは地元北海道を中心に活躍していますが、東京をはじめとして全国ツアーを実施し、新しい舞台芸術のあり方を発信しています。この塾には親しみを感じています。昨年末の「事業仕分け」によりこの貴重な事業が廃止となりとても残念です。この「事業仕分け」は、経費の削減などを求めた大胆な改革で意義があると思っておりますが、地方での舞台芸術の鑑賞の機会を奪うことにもなりました。この貴重な事業を廃止するという決定は納得できません。地方でも多彩な文化にふれる機会を作っていくためにかつての魅力発見事業に代わる新しい制度ができることを願っています。
325		個人（会社員）	舞台芸術の魅力発見事業、文化予算	魅力発見事業の復活を望みます。田舎の町の文化会館での演劇公演は市民の方から大変喜ばれてきました。地方で一番ネックになる交通費、運搬費、宿泊費です。この助成が大変ありがたかったです。地域間格差をなくすために是非とも復活を希望します。また、この事業が復活した際、公演数が増えると多額に費用を創造団体側が負担をして、助成金が入って来るまで運営の維持が大変なので、事前にある程度の助成をお願いしたいと思っております。また昨今の日本の財政状況から、各省庁の来年度予算を1割削減の話があると思っておりますが、文化庁さんも1割削減の方向で努力していただきたいと思っております。数多くある必要な事業があると思っておりますが、各省庁が何でもかんでも必要性を説くと日本の将来はありません。借金が収入を上回るという普通の家庭感覚では異常な事態です。自分の家計であるなら支出削減は当然行うでしょう。その為には文化芸術に関わる人間がある程度の影響を受けるのはいたしかたないことだと思っております。是非ともお願い申し上げます。

通し番号	枝番	属性	keyword	意見
326		個人（会社員）	舞台芸術の魅力発見事業、支援の在り方（舞台芸術）	これまで助成をいただく立場として、厳しい財政状況の中でご支援いただき、大変感謝しております。2点ほどご意見をさせていただければと思います。まずは、この数年間実施されてきた魅力発見事業ですが、地域の方からは非常に感謝されました。普段、公演を行うことのない地域での公演は、将来を見据えると非常に有効な支援であったと感じております。日本あるいは世界において、スポーツや文化が事業として成り立つ分野というのは、子供が実際に触れることの多い分野だと感じています。例えば日本では、子供の頃から野球、サッカー、映画やテレビドラマには触れる機会が非常に多いのです。それらは文化として興行として成り立っているように感じます。そういった分野は実際に見られる立場ではなくとも、見る立場という層が非常に強く育っているのです。演劇についても、触れる機会を多くすることが、将来的には（金銭的な面では）国の手から離れても成り立つことにつながるのではないのでしょうか。先に魅力発見事業が有用だと述べたのは上記のような理由です。演劇の裾野を広げるためにも、復活を要望いたします。もう一点、赤字補填の助成のあり方ですが、縛りとしては不適切に感じております。国民の皆様からいただいた税金を演劇の分野に投じていただければ、投じるだけの理由のある分野に対して投じていくというのはいかがでしょうか。演劇の裾野が広がらない理由の一つに、つまらない芝居を見た人が劇場から遠ざかるということも考えられます。助成いただいた挙句に演劇離れが進むということであれば、それは非常に不本意なことです。赤字・黒字というのは結果の一つではありますが、もう一つの結果としては作るものの内容・質があげられると思います。観劇が感激につながるのであれば、赤字・黒字に関わらず助成いただければ幸いです。逆に言うと選定の段階で、もっと厳しい目が必要となることも確かだと考えます。その結果、適材適所の助成が実現し、ひいては財政的にも一人立ちしていく劇団が増え、結果、全体予算の削減にも寄与できれば嬉しい限りであります。以上となりますが、意見を述べさせていただく機会をいただき、ありがとうございました。
327		個人（団体職員）	文化芸術拠点、舞台芸術の魅力発見事業	文化芸術振興の基本理念の戦略1「支援の在り方の抜本的見直し」の中に◆地域拠点への支援拡充、法的基盤の整備検討とあります。また、舞台芸術ワーキンググループ意見のまとめ（別添P1～）では【概要】3舞台芸術の振興に向けた重点施策、並びに【本文】3具体的施策（P2～）の中に（1）地域の核となる文化芸術拠点の充実とそのための法的基盤の整備がうたわれています。この場合の地域文化芸術拠点の概念は、どこにポイントを置いているのでしょうか？市町村あまねく文化会館が建設されている現在（その是非はともかく）、まず住民に一番身近な劇場・ホールが活用され、賑わうことが一番の地域振興だと考えます。特に遠くに出かけにくい子供たちや高齢者が、身近な場所で文化芸術から力を得て、元気に暮らしていく糧となれば、と思います。しかし、特に予算規模の少ない、企業協賛等も得にくい地方の小さな公共ホールが一番苦勞していることは、自分たちの膝元に優れた舞台芸術を呼び寄せるための財源です。首都圏に舞台芸術団体が集中する現状の中で、遠隔地であればあるほど、カンパニーの交通費や宿泊費、運搬費などの必要経費が高額となり、結果的に文化的格差を生む一因となっています。以上のような現状認識は舞台芸術ワーキンググループ意見のまとめ3具体的施策の中にも記載されておりますので、ぜひご考慮いただきたいと思っています。私は文化会館の一職員として、住民と共に創造的な舞台芸術作品を作り上げ発信することや、教育普及的事業に力を入れることが今後の文化会館の大切なミッションであることは理解し、仕事の力点もそこに置いておりましたが、まず本物の文化芸術に触れ、感動することがモノ作りの第一歩だと考えます。廃止された「舞台芸術の魅力発見事業」は、その意味で、非常に頼もしい支援制度でした。自分たちではいかんともしがたい、距離という格差を補ってくれる制度だったからです。この趣旨を受け継ぐ支援制度をぜひご検討下さいますよう、お願いします。
328		個人（公務員）	文化芸術拠点、舞台芸術の魅力発見事業	「地域の核となる文化芸術拠点の充実」は当然に必要なことですが、広い北海道においては、それだけでは十分とはいえません。「文化芸術拠点」はどうしても政令市や中核市などの所在になりますが、もともと当該自治体の財政力は強いため、「財源の充当」に終わってしまう危惧があります。（北海道や民間の施設・ソフトが充実しており、基礎的な体力がある）それであれば、もっと財政力の弱い郡部に手厚く支援するべきで、昨年度実施していた、文化庁「舞台芸術の魅力発見事業」のようなものを復活させるべきだと思います。
329		個人（公務員）	文化芸術拠点、人材育成（舞台芸術）	「…国と地方公共団体が役割・協力しつつ地域の核となる文化芸術拠点の文化活動への支援を拡充する必要がある。」とあり、また、「地域の文化芸術拠点の充実が進めば、国立の劇場には、更に高次の中核的拠点としての役割、人材育成の場としての役割などが期待される。」とされています。国立の劇場においては人的、予算的に、地域の劇場に比して、恵まれた条件にあると思うが、舞台芸術を創造すること、人材を育成することについて、地域の劇場が必ずしも国立に比して低位にあるとは言えない。舞台芸術の創造、人材育成の推進について、十分なノウハウを持つ地域の劇場を支援することが、より地域に密着し、地域の実情に即した舞台芸術普及の促進が図れると考えます。また、地域の文化芸術拠点の充実が進めば進むほど、さらにまさしくそこに位置する地域の劇場の重要性が増します。国立とその他の区別により、その能力、機能に差異があるのではなく、現実に行われている創作活動等を正當に評価し、国立とその他の劇場の区別なく、文化拠点の望ましい在り方について、検討を行うことが必要と考えます。
330		個人（公務員）	文化芸術拠点、人材育成（舞台芸術）	いち地方都市の文化施設職員として感じることは、地方にはそもそも文化芸術拠点となり得る劇場・音楽堂の数は少ないため、それだけでほんとうに地方の文化芸術の普及につながるかは疑問に感じます。劇場という限定的なものだけでなく、すでに設置されている地方の数々のハコモノをいかに有効に利用し、県民に文化普及という形で還元できるかが、これから力を入れるべきことだと思います。各施設への助成金を増やせば、クオリティの高い公演が必ずしも提供されるわけではなく、地方施設は、むしろ限られた予算の中での事業の選定、アウトリーチなどのノウハウの習得などもっと根本的な問題を抱えています。そのためにもっとも優先すべきことは専門的な知識と実践力をもつアートマネージャーなどの人材配置と、内部職員の人材育成だと思います。そういったソフトの基盤整備を積極的に進めることにより、文化芸術拠点となる施設を増やすことで、国の目の届きにくい地方の隅々の文化芸術を届けることができるのではないのでしょうか。今後の審議でそういった私たち地方の意見も視野に入れていただき議論していただきたいと願います。
331		個人（会社員）	新国立劇場	「国立の劇場のあるべき姿」 鳴り物入りで開館した初台の新国立劇場であるが、芸術監督制度をとっているものの、その個性が今の日本を代表しているのか、納得できないまま、一度も、新国立劇場には行かないままである。つまり、行かなくても、十分、今の日本を代表する芸術に触れられるということは、新国立劇場の存在意義は何なのだろうか。今の日本を代表するにふさわしい人を芸術監督にし、もっと世界に向けて発信していただきたい。
332		団体（（財）日本博物館協会）	指定管理者制度	指定管理者制度の適正な実施について 公立博物館において指定管理者制度を導入する際には、その管理運営が継続性をもって安定的に行われ、それぞれの博物館の目的・使命が効果的に達成されるように十分配慮されなければならないと考えます。この制度が単に経費削減の手段として安易に導入されないよう、適切なガイドラインの作成を期待します。
333		個人（団体職員）	指定管理者制度	「指定管理制度」の導入でガイドラインが必要である（9頁）。と同様、会館（劇場）にもこの制度を導入する際、ガイドラインが必要である。効率重視、コスト削減を主眼とする制度下かでは、会館（劇場）でも専門家の配置等問題に影響が発生しており、今や舞台の技術ノウハウの継承、後継者育成、保守・改修計画など日時を掛ける諸問題に手が付かず、事後のホール・会館の運営に影を落とす憂いがある。

通し 番号	枝 番	属性	keyword	意見
334		個人（団体職員）	指定管理者制度	現在、指定管理者制度により各地域の文化振興拠点である文化ホールの管理運営が、定期で強制的に変えられてしまう現状がある。これは、地域の文化振興の継続といった観点で無意味であり、新しい管理者のゼロからのスタートでは、その地域にどういった文化を振興しようという概念が全くなくなってしまう。また、指定管理者制度により各団体が競争するので、個々の情報を出したがいなくなっている。広く団体などの協力や情報を得て進めるべき地域の文化振興にとって大きな弊害となっているように思える。地域に密着した未来を見据えた文化振興を可能にするため、これらの弊害をクリアするような何らかの法整備が必要である。
335		個人（団体職員）	指定管理者制度	現状の指定管理者制度では、公募にあたり、特に経済性が重視されており、文化施設としての事業企画・内容が重視されていない。管理費（人件費）を抑制する上で文化事業を実施するスタッフの育成がままならない状況と専門的スタッフの高齢化に対応出来ない状況がある。更に、指定管理者の交代等による施設の整備・利用者とのコミュニケーションが図りにくく、サービスの低下による利用者が負担する経費が増大（文化施設スタッフが減少し、特に技術スタッフの外注）する傾向にある。文化施設の指定管理においては、事業内容の充実や専門的人材の育成・配置など法的整備が必要である。
336		個人（団体職員）	指定管理者制度	指定管理者制度の導入により、経済性や効率性を重視するあまり、事業内容の充実や専門的人材の育成・配置などが必ずしも重視されない運用がなされ、施設運営が困難になっている状況も見受けられる。とありますが、今後、文化審議会文化政策部会での問題について、より一層話し合って改善されるようにしてほしい。
337		個人（団体職員）	指定管理者制度	指定管理者制度の導入により多くの地方文化施設が事業内容、専門家人材の配置・育成・施設更新の計画挫折など弊害が多く見聞する。指定管理者制度の見直し、会館・劇場への導入にガイドラインの設定を要望する。
338		個人（団体職員）	指定管理者制度、 法的基盤の整備	（１）地域の核となる文化芸術拠点の充実とそのための法的基盤の整備について ・意見：指定管理者制度の導入により、公立文化施設の運営に経済理論が持ち込まれてしまったため、運営者サイドにおいて長期的な展望に立った自主事業提供計画が立てられなくなりました。さらに、管理運営費の削減が鑑賞機会の提供の減少に直結し、数多くの劇場で自主事業本数の減少や質の低下が起きていると聞きます。指定管理者制度の見直しを行い、公立文化施設を指定管理者制度の対象から外すことも視野に入れ、公立文化施設の目的に合致した運営が出来るよう、法改正を望みます。
339		個人（団体職員）	指定管理者制度	平成18年度から公立文化施設においても指定管理者制度が導入され、このことにより短期的な経済性と効率性が求められ、長期展望に基づく文化政策を行うことが困難となり、また、県からの文化予算も非常に厳しい中で文化振興が行われ、本来重視される事業内容の充実や専門性を必要とする職員の育成などが軽視されているのが現状です。一定期間毎に指定管理者が代われば、地道な連携が必要となる地域と一体となった文化振興などの取組みも非常に難しくなることも考えられます。指定管理者制度導入から5年が経過し、公立文化施設においても指定管理者制度のみが経費削減とサービス向上を可能とする制度か否か、また、専門性が必要とされる公立文化施設に対する指定管理者制度のあり方について、再度検討していただきたいと考えます。
340		個人（団体職員）	指定管理者制度	現在、私の勤務する財団も指定管理者制度により、期限付きでホールの管理運営をしているが、単なる管理運営でなく公益性を重視して、伝統文化の普及、振興や近隣地域で活動する芸術文化団体等と連携を図り、新たな文化創造や活動に対応できる環境づくりや、子供たちに創造性、感性等を育成して行くには、やはり継続性が重要であり、民間企業のように営利目的では、施設利用者へのサービスが疎かになってしまうので、指定管理者制度の見直しの検討が必要のような感じがします。
341		個人（団体役員）	指定管理者制度	指定管理者制度のガイドラインの作成に賛成する。特に5年を超える契約の必要性・合理性についての判定基準や指定管理除外の基準を公的機関が示すことは、博物館・美術館の長期的な管理やサービスの向上、優秀な人材の活用や育成にとって大きな意義があるものと考えてるので、その点について民間とともに具体的な検討を行うべきである。
342		個人（会社員）	指定管理者制度	指定管理者制度による文化振興の限界 今回の報告書を拝見し、その役割の多くは、公立施設(文化会館)の役割が大きいかと考えます。しかし、現在の指定管理者制度では、公共の文化施設が市の条例に縛られており、役人も、その条例を杓子定規にとらえ、うまく民間のノウハウを活かした運営方法が、機能していません。 そこで、この指定管理者制度がもっと柔軟に、運営ができるように、制度や法律の解釈を変えてもらえないでしょうか。一般に、地域の文化振興としての文化芸術活動も、現在の指定管理者制度では、指定管理者の自主事業と位置づけられます。その場合、施設の利用料も自らの施設に支払う必要があります。また、自主事業費も、指定管理料を使用してはならず、自社の資本を投入し、自主事業を自らのリスクにより実施するのが大半です。要するに、自主事業で赤字でも、自治体は補填しないというのが一般的です。文化芸術事業の多くは、収支をプラス、マイナス、ゼロにするのが精一杯です。特に、地方の文化会館は、如実です。公共の文化施設としまして、指定管理料を使用してはならず、民間の資本で自主事業を行うことは、リスクが高く、収益性のない事業は、実施しづらい、仕組みとなっています。そこで、今回の審議経過報告にもあります以下の点を公共の施設も微力ながら、お手伝いさせていただくには、最初から指定管理料に自主事業費も使っても良いというように、文化振興にも使える仕組みを入れていただくと具現化しやすいと思います。プールや体育館や宿泊施設の指定管理とは、全く違う文化会館の指定管理者制度は、別途、違う法律や解釈で運用する必要があると思います。また、文化財団さんのように買い取り公演に偏った使い方にならないような防止策も必要だと考えます。 1---支援の在り方 2---創造し、支える人材の充実 3---子ども・若者向け施策の充実 4---次世代への確実な継承 5---観光・地域振興等への活用 6---文化発信・国際交流の充実

通し番号	枝番	属性	keyword	意見
343		個人（会社員）	指定管理者制度	指定管理者制度について意見です。指定管理制度を導入する際のガイドラインに、「博物館が社会教育施設で、地道な（地域の）事柄の研究、そして、それを発信する展覧会が、必ずしも集客が見込めなくても重要な活動である」ということを理解し、強く主張できる職員を管理職レベルに必ず配置するよう義務づける一文を加えていただきたい。明石市から指定管理の命を受け、博物館を運営しているのですが、行政側が判断基準とするのは来場者数のため、指定管理者としての評価は「集客が見込める大きな展覧会（巡回展）が年に何本もできるか」です。そのため、初年度に行われる展覧会は「どこでも見られるような」美術展がほとんどで、次年度も同じような構成になると思います。一方、市からは、指定管理の条件として、地域の調査・研究を求められています。とは言え、評価にはつながらないため、内部でもそのような研究に時間を割くことは不要という意識が強く、勤務時間外に自主的にするしかありません。また、現場で働いているのは、全部で12名。うち、学芸員4名以外は、広告代理店や音楽ホールの運営に携わった者ばかりで、博物館の業務はすべて事務的なことで、「誰がやっても同じこと」と思っていることが多く、「自分たちがどんな博物館にしたい。そのためには、こうしたい」という意識が低すぎます。例えば、私がある程度、教育関係の訓練をこれまで受けて来たことをいくら主張しても、学校園の受け入れは「入館の手続きを伝えるだけで済む」という認識が強く、一步踏み込んだ学びの提供に至っておらず、従って単なる「見学」を脱するような提案をする機会さえ与えられません。博物館の活動は、音楽ホールで行なわれるような興行（一方的な享受）とは異なります。教育においても、専門性が必要です。事務には任せられない、のではなく、事務職はそれはそれで専門性の高い仕事なので、専念していただきたいのです。そのことを理解し、尊重できるような意識を、行政は基準として、指定管理者に求めていただきたいです。
344		個人（会社員）	指定管理者制度	指定管理期間が3年や5年の短期間であるため、設備投資や運営面での長期的計画や事業展望を阻んでいます。指定管理者制度において経費節減のために「場当たりの運営」しか出来なくなることで、集客力が減少し、それに伴う収益の減少によって必要経費も充分捻出できなくなり、結果として更に客足が遠のくといった悪循環に陥る可能性が高くなります。また、指定管理期間の満了後も引き続き指定管理者として管理ができる保障がないため、安定しない雇用条件で正規職員を採用して配置することが難しく、人材の育成に弊害がでています。企業は利益を追求する組織であるから、現場には労働単価が安く抑えられる若年化が生じ、舞台運営に必要な不可欠な安全管理能力の低下を引き起こし、様々な事故に繋がります。文化の拠点として公立文化施設が存在しますが、ここに従事する職員の自覚、技術、専門性の低下を防ぐために、国として何かしらの方策を示さなければ地方、ひいては国の文化の衰退を引き起こすと考えられます。文化は直ぐに答えが出るものではなく、種を蒔いたら花がすぐに咲かないのと同様に、長期的視野に立った政策を望みます。
345		個人（その他）	指定管理者制度	競争原理の導入による経費節減と、住民サービス向上の両立を担う目的である指定管理者制度であったが、自治体の財政難から、サービスの向上よりも経費削減を優先しがちであり、予算カットによる事業費の圧迫や人材の確保がままならない面があり、創造的活動拠点とした施設利用者への貸し出し施設の両面の役割が危ぶまれる傾向があるとともに、本制度が文化行政にどのように反映されてきているのか、各自自治体の存在意義が問われていると感ずるため、従来への抜本的な法的整備に立ち返るものではないかと思う。
346		個人（その他）	指定管理者制度	（1）地域の核となる文化芸術拠点の充実とそのための法的基盤の整備について ハコモノ行政と表現され、国・各地方自治体には文化会館・博物館・美術館など種々様々な施設が多数存在する。その中には、確かに必要なもの、有効に活用されているものもある。しかし、そのほとんどが端的に言うてしまうと無駄と思われるものが多い。そのものの存在意義、有効活用など深く審議せず、建設をしてしまったことに起因するものだと思う。ここ数年、こうした施設の有効活用及び経費削減の意味で指定管理者制度が導入されつつある。行政側の無駄な支出をおさえながら、それぞれの分野における振興をはかる制度であり、これもある意味いい制度のように聞こえはする。しかし、行政側は、予算削減に伴う一定の金額以内のお金の支出はしてはいるが、あとは全て指定管理者におまかせをしているだけであり、国・各地方自治体が率先してそれぞれの分野の振興・開拓をしているわけではないかとも思う。各指定管理者におまかせだけでは、正直いえば文化のうねりなどは巻き起こすことは難しいかとも思う。各施設ごとの連携、情報交換、人事交流など乏しくなり、指定管理者ごとにレベルの差が起こり、施設ごと、各地域ごとの文化レベルの差がより大きくなることも考えられるのではないかとも思う。ここで指定管理者制度を今一度見直し、検討してはいかかとも思う。
347		個人（団体職員）	支援の在り方（社会保障）	（1）文化芸術活動に対する支援の在り方の抜本的見直し 文化芸術活動に対する支援に関しては、実質的に赤字を補専門家による審査・評価の仕組みの検討と支援制度の抜本的見直しに関して、一つの視点を加えていただきたい。それは、音楽分野に限って言えば、プロ演奏家の最低価値＝最低賃金をいくらとすることを基準を作って決めることである。オーケストラに限って言えば、楽団員一人の最低賃金は1時間いくらなのかということである。それによって、1回の演奏会のオーケストラ演奏料が算出される大きな根拠ができる。医師や弁護士や公認会計士のような国家資格を持つと、1時間あたりの最低賃金がいくらということが決まっている。医師などと同様に、音楽芸術士を国家資格試験で決めることにより、とても小さいときから努力して形成してきた能力を持つ演奏家の1時間あたりの最低賃金を決定できないだろうか。そうすると、その国家資格を持つ音楽芸術士が集まっている団体への支援は、今よりももっと遣りやすくなるのではないだろうか。ドイツでの状況を参考になる。音楽以外の舞台芸術であるバレエ、演劇などでも同じように考えることができる。
348		個人（芸術家）	支援の在り方（社会保障）	ここに書いてあることごとくに異論のある演劇関係者はいないと思います。そこをあえて踏み込んだ意見を提示させていただきますと、・文化芸術に従事する者への生活支援ということを今後ご考慮いただけないでしょうか？われわれ演劇関係者、とりわけ俳優たちはアルバイトをしながらの演劇活動を強いられており、皆一様に生活が逼迫、時には才能がありながらもこの道を断念せざるを得ない者も後を絶ちません。具体的には、・優秀な文化芸術従事者が無料乃至は格安で入居できる住宅の設置・優秀な文化芸術従事者への金銭的生活支援をどうかご考慮ください。文化芸術振興の一助以上のものになると考えます。

通し番号	枝番	属性	keyword	意見
349		個人(団体役員)	支援の在り方(美術)	アートフェア東京への支援の依頼 メディア芸術祭の拡充と関連イベントとの連携 質の高い国際的大規模展覧会に対する支援の促進 たとえば、私たち美術商が参加している大きなイベントのひとつにアートフェア東京があります。(http://www.artfairtokyo.com/) 日程がすでにきまっておりますが、このようなイベントと関連することができないでしょうか。私たち民間でやっているイベントではありませんが、海外のギャラリー(特に韓国)では、国からの助成金をもらって出展しているギャラリーもあります。また、以前に経済産業省の特別区にお願いしたこともあります。このような販売をともなう展示会に新国立美術館をかりて開催することはできないでしょうか。今まで、国際フォーラムで開催しておりますが、4日間で家賃として約1,700万円、パネル設置に1,500万円がかかって、それらを参加画廊が負担しています。他、事務局経費、広告料負担金などが大きな経費としてかかっております。例えば、海外の主だったアートフェアにおいて、国、もしくは企業からの助成金がでております。海外(特に韓国)では、国からの助成金をもらって出展しているギャラリーもあります。世界最大といわれるアートバーゼルはUBS銀行がスポンサーになり、1週間で600億円を売り上げるイベントに育っており、その影には国をあげてのサポートがみられます。現在アートフェア東京における売上は約10億円となっています。日本最大のアートイベントを国際的な水準に引き上げるための、サポートとして宣伝広告および場所の提供などありましたら、大きな可能性を秘めたイベントになりうると考えています。
350		個人(団体役員)	支援の在り方(美術)	アート・フェスティバルの国内開催への戦略的な支援については、地域の自発的な取り組みへの側面的な支援なのか、国内の美術のレベルを高めたり海外にアピールするための国としての支援なのか、明確な目的や責任の下で助成の規模や内容、期間を区分けして、芸術の自律性を弱める政策誘導とならないように告知方法にも配慮しつつ募集すべきである。
351	1	個人(会社員)	支援の在り方(美術)	質の高い国際的大規模展覧会や美術作品制作等に対する支援の促進 現代美術を中心に市場が拡大されている。日本の美術館システムでは、市場と関わる事が全くないので、抜本的改革をしないかぎり意味がない。確かに主要都市でビエンナーレやトリエンナーレが盛んに行われているが、一過性のものが多く、あまり聞かない作家が選ばれ、作品はイベント終了後倉庫に半永久的に放置されることもあり、体系的な活動意義が評価されていない。
351	2	個人(会社員)	支援の在り方(美術)	1) 海外で行われるアートフェアに参加するギャラリーなどに助成金を払えるしくみをつくる 2) 支援することとは、今までのように美術館に収まって行くしくみをつくるのではなく、税制改革や条例をかえることで、作品が循環するシステムを行政として、底辺の見えないところで支えて行くシステムをつくらないと、日本の美術業界は息絶える。 コマーシャルギャラリー、美術館の学芸員、評論家(数えるほどしかいない)、オークション市場など、美術大学の先生、すべてが全く違う方向を向いている。”在り方”を議論するのではなく、”どこへ向かわせるか”を議論しないと、ワーキンググループの存在が全く無駄。 3) 委員にもっと現状を知っている人材をいれないと、先生方が思っていることは違う事が、速いスピードで動いている。 4) 5月にニューヨークオークションでピカソが100億円になり、香港ではアートフェアが行われ、多くの美術館、ギャラリーが参加したが、日本はひどかった。まったく参加できておらず、世界から取り残されている。 5) 日本の公立美術館も、購入をしていたので、値段の妥当性などはオークション結果からしか指標がでないはずなのに、日本には確固たるセカンダリーマーケットがなく、画商の存在が強すぎる。
352		個人(団体役員)	支援の在り方(くらしの文化)、 Percent for Art	この分野での税制優遇や顕彰にあたっては、地域の自発的な取り組みを阻害しないように、制度設計は十分配慮すべきである。またPercentforArt等の規制による資金確保と同様、文教予算において評価に関する一定率以上の支出義務など持続性に主眼を置いていくべきである。
353		個人(団体役員)	人材育成、 文化芸術拠点	「(2)文化芸術を創造し、支える人材の充実」の項では、地方では、アーティストをはじめとする芸術創造に関わる人材が首都圏等に流出することなどにより、芸術の創造力が弱まっているという現状認識を記載すべきであると考えます。また、これの対策として、舞台芸術の分野では、レジデンスやフランチャイズという形で、地方の拠点的な劇場・音楽堂にアーティストの創造能力を集積させることができるよう支援を充実する取組を記載すべきであると考えます。
354		個人(団体職員)	人材育成、 指定管理者制度	指定管理者制度導入による弊害。特に人材育成においては、中・長期的な発展性を全く望みません。これは、NPO等、新たに「真の目的」を持ってして設立され運営をしている団体も含め大きなハードルとして全てが抱えている問題。制度を扱う関係機関への芸術振興に対して明確な理念がより一層求められると共に、制度導入後の実態検証と問題点の洗い出しを行うことは、目指す施策展開にとって急務。芸術を創造する人材の育成と同時に、その活動拠点となる施設運営も中・長期的に展望を生み出せる組織・人材の育成を実施強化する事が大変重要と考えます。
355		個人(団体職員)	人材育成(雇用)、 指定管理者制度	公共ホールで働く立場としてのご意見を述べさせていただきます。公共ホールで働く人材の正規職員は全国に何人いるのでしょうか。大半が、契約職員、嘱託職員、非常勤職員であり、有期雇用者が大半を占めているのではないのでしょうか。これは、指定管理者の導入により、ますます顕著になっている状況だと思います。働く立場からすると、雇用の不安は否めません。それ以上に、この仕事に魅力を感じ、皆、務めていると思います。地域に根ざし、文化を育て上げる、また、子どもたちの豊かな感性や創造性を未来に向けて育て上げるなどの長いスパンには、やはり、長く公共ホールに務められる体制を作っていただきたい。個人的にも志半ばで、公共ホール人生の夢を捨てていくこととなります。公共ホール、現場で働くということは、舞台経験や勤は非常に重要です。安全で成功して当たり前前の状況、皆さんの夢や感性を伸ばすイベントには、長い実績と勤が必要となります。文化政策を学ぶ学生の雇用を考える前に、現状の職員の雇用についても考えていただきたい。需要先がありません。まず、人材という底辺の基盤の作成をお願いします。
356		個人(団体職員)	人材育成、 指定管理者制度	文化芸術を創造し、支える人材の充実について 「文化芸術活動や施設の運営を支える専門的人材の育成・活用に関する支援を充実する。」となっているが、指定管理者制度が導入されてから、公立文化施設を運営する団体としては、コスト削減・効率性が重視されるため、中長期的視点に立った人材の育成や確保(採用)などが難しいのが現状である。このことは、多くの公立文化施設の課題となっている。安定した専門的人材を確保するためにも、美術館や博物館などの学芸員やスポーツ指導のための指導員などの公的な資格を持たせるような法的な基盤の整備を望む。
357		個人(団体役員)	人材育成、 指定管理者制度	進める取り組みの中の、文化芸術活動や施設の運営を支える専門的人材の育成・活用に関する支援を充実することは大いにいいことだと考えますが、問題は指定管理者制度のもとで、経済効率を第一義とし運営されている施設において、人材の育成・活用ができるのかという事です。支援を充実されるためにも、制作部門、技術部門の人材が整ったものを文化芸術拠点と定義するなどの、大胆な方針を打ち出すことが重要だと考えます。

通し番号	枝番	属性	keyword	意見
358		個人（会社員）	人材育成、指定管理者制度	<p>■上記の専門的人材の育成について→現場からの一意見として、大学でのアートマネジメント人材育成および活用について望むことを書きます</p> <p>1) 音楽、演劇、古典芸能、メディア芸術、美術など、幅広いジャンルのアーツに「実際に触れること」を義務付けて欲しい。あるジャンルの、ごく一部の事柄のみ極端に詳しい人は、研究者を目指す人でよい。</p> <p>2) 文化芸術活動や施設運営に不可欠な「お金」「経営」について、卓抜なるセンスを身につける教育をして欲しい。</p> <p>3) 最も繊細な「ナマもの＝人」を扱うジャンルであるから、コミュニケーションの力をつけて欲しい。加えて、感情の起伏の激しいアーティストやクリエイターに対応できるメンタルタフネスを。</p> <p>■同じく「専門的人材の活用について」</p> <p>指定管理者制度の導入で、優秀なプロパー職員も、指定管理期間後の雇用が不安定なことから中長期的な展望を持った劇場運営への意欲をそがれていることが多々あります。恐らく、そうした背景が影響し、劇場、音楽事務所などの人事異動は、もはや組織から組織への「転職」ではなく「同じ組織内の担当異動」にたとえられるぐらい頻繁になっています。これでは、優れた舞台芸術を支えるのに不可欠な「顔の見える仕事」が益々出来なくなります。日本版アーツカウンシル（仮）とあわせて、アートマネジメント人材のための、全国規模での非営利人材バンクの設立を望みます。※人材バンク＝不安定な雇用環境にある優秀な人材を、必要な地域、施設へと紹介するような機能をもつ全国規模の機関。</p>
359		個人（会社員）	人材育成、指定管理者制度、法的基盤の整備	<p>文化芸術を支える人材の育成、養成においては、過去、表現（演じる）する側の育成を主体とする支援がなされてきました。しかし、舞台芸術等は、表現する側だけではなく、裏側を支えるスタッフも重要ではないでしょうか？近年、行財政改革のなか、独法や公益法人改革・指定管理者制度など、文化芸術を支えるスタッフの環境は大変厳しいものとなっております。特に、自治体が抱えるホールでは、指定管理者制度のもと長期的なホール職員の育成が難しい状況にあります。財政面だけで指定管理者制度を導入するからでは、ないでしょうか？運営コストだけを下げればよい又は利用料等をただ単に増やせば良いという考えが中心になっているからだと思われます。もっと行財政改革を担当する職員自らが、ホールを利用し現状を把握することで見方が変わるように思われます。民間の参入により、公益性から収益性の貸し出しや短期的な事業展開では、ホールを取巻く地域文化・地域の人材が育ってはいきません。このためには、芸術文化を底辺から支える「アートマネジメント」「ホールマネジメント」する人材を長期的に育成するための法的整備が必要だと思われます。人材を含め、環境の整った地域ホールが育つことによって、将来の国を代表する文化人の育成につながるものと考えます。</p>
360		個人（団体役員）	人材育成（舞台芸術）、法的基盤の整備	<p>「・・・文化芸術拠点に求められる機能、必要な専門人材、必要な支援等の観点から、法的基盤の整備についても具体的な検討が必要である。」については、同様の考えを持っています。専門人材である舞台技術者について、人材育成の充実という観点から、舞台技術者に対する資格・検定の整備をしていただき、なおかつ、地域の文化芸術拠点にその資格を有する舞台技術者を配置することを法的基盤の項目に入れていただきますとともに、舞台の安全を担保するためにも、個別の施設法を策定する取り組みをはじめようお願いします。そのことにより、質の高い舞台技術と安全が担保され、舞台芸術の創造・発信が活発に行われることとなります。</p>
361		団体（日本音楽芸術マネジメント学会）	人材育成（舞台芸術）	<p>(1) 第2の2 (1) 6頁及び別添「舞台芸術WGにおける意見のまとめ」5～6頁では、舞台芸術に関する人材育成が、いずれも「専門家による審査・評価の仕組みの導入の検討と支援制度の抜本的見直し」の中の一部として取り扱われているが、舞台芸術に関する人材育成の重要性に鑑み独立の項目とし、かつ、本文第2の2 (1) には「舞台芸術WGにおける意見のまとめ」の内容を詳細に盛り込むべきである。</p> <p>(理由)</p> <p>舞台芸術分野においては、人材育成の重要性についての認識がやや後退しているように見受けられる。特に本文では、第2の2 (1) の②に包括されてしまっている。舞台芸術の分野では、とりわけ人材育成が重要であることから、これを独立の項目とし、かつその内容も、WGがまとめた程度のことは盛り込むべきと考える。</p> <p>なお、本文の第2の1 (3～4頁) では、(2) において人材育成が独立した項目となっており、これと平仄を合わせる上からも、独立項目とすることが望ましい。</p> <p>(2) また、「プログラムオフィサー」という新たな専門家の必要性を提起する以上、これについての人材育成・確保の在り方に関し、大学との連携を含め言及すべきである。</p> <p>(理由)</p> <p>「プログラムオフィサー」という新たな専門家に期待されている機能を実現するためには、高度の専門的学識と実務的能力を備えた人材を、しかも相当数確保することが想定されると思われる。そのこと自体は極めて意義あることで賛成であるが、そのことを実現するためには、このような人材は、高度の実務的なトレーニングとともに基礎的な条件として大学院の修士課程以上、特に博士課程レベルを修了していることとすることが適当であり、そうであるとすれば、大学（院）との連携に言及することが必要と考えられる。なお、そうすることで、本文の第2の1 (2) (4頁) において、大学等の関係機関との連携の強化が謳われていることとも符号することになるであろう。</p>
362		個人（団体職員）	人材育成（舞台芸術）	<p>既存の国内インターシップ方式と同じか。舞台技術者の国内インターシップ方式は受け入れ側には不評だった。東京所在の照明会社・研究所へのインターシップ方式により研修をおこなった。終了後、元の職場へ戻らない弊害が生じ、応募者の母体より苦情が多発し、取りやめた経緯あり、方策に熟考を要する。</p>
363		個人（団体職員）	人材育成（舞台芸術）	<p>先般、静岡県浜名湖におけるボート事故が顕著な例であります。したがって、事業内容の充実や専門人材の育成・配置を重要視するべきであります。特に「目標に対する成果を検証し、PDCAサイクル～」については、専門家も必要ですが、まずは、民間のようにオーケストラ自身で「事業にかかわる資源の棚卸」を毎年、あるいは、決算ごとに実行しなければなりません。そのことで、「無駄」を省きより充実した事業ができます。例えば、寄付金・後援会員の退会の歯止め。経費の再検討。あるいは、団員の契約更新制度（首席）による演奏の質の向上。等々が考えられます。「会場費などの経費を限定とした助成」を考える前に、積極的に外にすることが一番です。「人材活用型」であれば、各市町村の教員委員会・観光課等との連携が考えられます。特に地方オーケストラは、教育機関と連携した音楽高校・短大・大学への講師の派遣による、文化や子供たちの豊かな感性・創造性の育成を必須とすることで、オーケストラの「公益性」を持たせ、むしろ「公益法人」の認定としていただきたい。生涯学習課からの要請で、各音楽団体へ団員の派遣も考えられます。福祉課による保育園への出張コンサート、観光課では市のイベントへの協力等です。以上を鑑みると、むしろ準公務員としての資格を持たせたい。静岡文化芸術大学のように、各地方の大学との連携を持つことで専門性を培った「人材の育成及び活用」が可能になります。また、地域の文化拠点にふさわしい計画的で整合性のある事業が展開されます。</p>
364		個人（団体職員）	人材育成（舞台芸術）	<p>舞台芸術に関する人材育成の充実には非常に賛成である。ただし、記載にある“新国立劇場にはオペラ、バレエ、演劇の各研修所が設置～”とあるが、人材育成の中核的拠点の役割を新国立劇場のみが担うことには反対である。ただ一つの施設のみはこの役割を課すのは非常に危険なことだと考えます。ここの役割を大幅に充実させるよりも、複数の施設を設置し様々な選択肢を持つことが健全だと思う。</p>

通し番号	枝番	属性	keyword	意見
365		個人（団体職員）	人材育成（舞台芸術）	概ね、賛成です。 今後、地方で活動するスタッフ（舞台制作者、舞台技術者など）は能力的・精神的なばらつきがあまりにあるように思うので、ぜひ能力ある人材が首都圏に集中せず地方にもまんべんなく住めるようになる環境整備の項目をより充実させてほしい。そうしなければ、地方の現状は変わらないと思う。地方に住もうと思うには、その地方に就職先がないといけない。でも今の地方では人手は大いに不足しているのに、お金がなかったり財団の規定があったり人を雇用することは難しい。さらに、一人人がいるように見えても、本当にいるだけの存在の人も多い。これは特に40代～50代の人に昔から劇場にいる人、その劇場以外の場所を知らない人が多い。このような人たちが定年まで劇場でスタッフをやっている以上、その劇場には新しい流れは入りづらい。何かやるにも保守的な意見で、これまでと同じ事を今後もやり続ければそれでいいと思っている人たち、こういった人たちをどうすれば意欲あるスタッフに変えることができるのか、その提案はなくても、そういった保守的な人たちに対して警告を発するようなものにしてもらえたら、、、と思う。（これはアーツカウンシル導入によって変えられる部分なのでしょうか、その点がいまいちきちんと理解できませんでした）
366		個人（団体役員）	人材育成（舞台芸術）	・・・人材育成は重要である。」とありますが、具体的施策の項目ですから、＜第2（2）文化芸術を創造し、支える人材の充実＞の項でも述べたように、「舞台技術者の育成に関する調査研究報告書」にあるような、具体的施策を記載していただきたいと思います。少なくとも、「それぞれの施策によって人材育成事業を行う」と明言化するべきだと思います。
367		個人（芸術家）	人材育成（舞台芸術）	人材育成支援のついて、海外の演出家、トレーナーを招聘し、世界に通用するためのスキルアップできる機会を増やすための支援策の検討を願います。
368		個人（芸術家）	人材育成（舞台芸術）	「人材育成のための効果的な方策の検討」に賛成する。芸術家の育成、という観点だけでなく、現代社会に芸術環境を作る人材の育成という観点から、経営・マーケティング等のビジネススキルやファシリテーション・ダイアログ等のコミュニケーションスキルを学ぶ機会も必要と考える。
369		個人（芸術家、大学教授職員）	人材育成（舞台芸術）	「芸術のプロフェッショナル」が、芸術文化のシーンの中核になるだろうことは、議論の余地がないと思います（Jリーグが発足して、日本のサッカーが発展した）。プロフェッショナルの質と量が担保されてこそ、その周囲にアマチュアやユーザーが豊かに「群がる」ことができ、さらなる多様性と質が高まると思います。しかし、現状の日本の文化行政、文化政策、芸術政策に於いて、とりわけ舞台芸術のジャンルについては、非常に「職業」にしているクリエイターが少ないという問題があると思います。プロのクリエイターが少ないため、業界の求心力や発展力が、弱いのではないかと思います。今後、施策や政策に「舞台芸術の『プロフェッショナル』を育てる」という視点があれば望ましい、と思います。
370		個人（公務員）	人材育成（舞台芸術）	③「舞台芸術に関する人材育成の充実」の人材育成について、これからの人材の育成も大変重要で必要ですが、現在文化施設で働く現職者の人材育成にも力を入れて欲しいです。文化施設によって、文化芸術事業が充実している館、そうでない館があるとは思いますが、現職者は専門的な学習機会がないまま、また大学などの専攻科目もまだないような時代に就業し、手探りでより良い活動を目指して、自己啓発している人たちも多くいます。そのような、現在文化施設を支えている現職者に関しても、これから輩出すべき人材と同様に、十分に育成される機会などを整備する必要があると思います。
371		個人（自営業）	人材育成（舞台芸術）	【本文】3 具体的施策 （2）専門家による審査・評価の仕組みの導入の検討と支援制度の抜本的見直し ③舞台芸術に関する人材育成の充実 ○新国立劇場にはオペラ、バレエ、演劇の各研修所が設置されており、これらの分野について、他の養成機関と有機的に連携し、我が国におけるトップレベルの人材育成の中核的拠点としての役割を大幅に充実することが必要である。上記考案に大いに賛同する。新国立劇場演劇研修所は今、最低学年に6期生を迎えている。これまで継続して毎年14～15人の優秀な修了生を輩出してきた。彼らは今後の日本演劇界を支える、欠かさない柱となる人材である。優秀な上に「俳優」という職業の印象、実体を更新する力をそなえている。あと10年も経てば、新国立劇場演劇研修所の修了生なしには、新国立劇場の現代演劇公演は成立し得なくなるだろう。そんな最重要な人材育成機関である新国立劇場演劇研修所の予算が、毎年削減されていると耳にした。国（および文化庁）の信じがたい失策である。新国立劇場演劇研修所を我が国におけるトップレベルの人材育成の中核的拠点と位置づけ、毎年予算を拡充し、また、その存在の周知を図るべきである。
372		個人（自営業）	人材育成（舞台芸術）	【本文】3 具体的施策 （2）専門家による審査・評価の仕組みの導入の検討と支援制度の抜本的見直し ③舞台芸術に関する人材育成の充実 大学に舞踊学科、演劇学科が少ないことは、我が国の実演芸術の人材の層が薄いといわれる原因の1つであると考え。芸術大学だけでなく総合大学においても芸術分野を充実させてほしい。優秀な若者には芸術にすぐ触れられる状況で学問にはげんでもらいたい。
373		個人（学生）	人材育成（舞台芸術）	人材育成に関して、ぜひ積極的に検討して頂きたいと思います。舞台芸術の中でも、とりわけ演劇分野の活動を支える側、劇場を運営する人材育成に関して育成が行われていても、それが活用されていないのではないかと感じます。各施設・団体で、学生にインターンシップとして現場経験の門戸を開いて下さっていますがいざ働きたいと思っても、求人数は少なく、また新卒の学生を採用する機会もかなり少ないためインターンシップでの育成があまり活用出来ていない印象を受けます。もちろん学生にとっても、社会での良い経験にはなりますが、その経験や、劇場にとっては育成した労力を、演劇の場に還元出来ないのはもったいないように感じます。また、演劇の作り手の人材育成も、効果的な方策が出るよう期待しています。俳優に関しては、新国立劇場の研修所が出来たことで今後の発展も期待出来ますが演出家や劇作家はまだ教育の場も無く、多くの俳優も含め、下積み時代、演劇の作り手として成熟する前に演劇活動を諦めてしまう人も少なくありません。日本では、諸外国のように演劇教育の場や、大学に実技・座学が揃った演劇学科は未だ少なく受け手側にとっても、現在は一部の好事家のものになってしまっています。演劇教育や演劇に触れる機会がここまで極端に少ないにも関わらず、これだけの演劇作品が作られていることや演劇をやりたい人が多いことは、特筆すべき事と思いますし現在の小劇場シーンは、水準は低くとも、その潜在力は計り知れません。そのため、海外研修や顕彰制度などの頂点を引き上げるための支援に加え、水準の底上げが出来るような支援も、ご一考頂きたいと思います。例えば大学で演劇学（座学・実践どちらも）を学べる機会を増やしたり芸術家の地位向上にあるように、若い役者や演出家が、活動を続けられる環境が効果的な方法で整うことや、若手の作品に対する批評を増やし、またその批評を一部の好事家の目の届く場所にのみ置いておくのではなく、もっと広く人に見られるようにすること、また地域の文化施設でも、ただ稽古場や発表の場を提供するだけでなくダンスの例ですが、愛知県知立市文化会館で2010年3月に行われた「伊藤キムを知ろう！」のような、若手の向上の機会を作ることも出来ると思います。拙劣な見解で恐縮ではありますが、今後の文化芸術の振興（および発展を心より祈念いたします。

通し番号	枝番	属性	keyword	意見
374		個人（その他）	人材育成（舞台芸術）	舞踊分野の専門人材の育成に関しまして（文化政策部会の6期2回で佐々木涼子さんが、6期6回で吉本光弘委員が、7期1回で山脇晴子委員が述べているように）国立バレエ学校など、早期（10歳くらい）から舞踊家を専門的に教育する機関をぜひ整備してほしいです。
375		個人（その他）	人材育成（舞台芸術）	舞踊分野の専門人材の育成に関し（文化政策部会の6期2回で佐々木涼子氏が、6期6回で吉本光弘委員が、7期1回で山脇晴子委員が述べているように）国立バレエ学校など早期（10歳前後）からの専門的な教育機関を早急に整備してほしいと思います。こうしている間にも、全国で国際コンクール優勝を目標に放課後と休日をすべて費やす子供が育ってしまっています。パリオペラ座の教師の言によるとバレエは、修行僧のような10年の修養・20年の現役を経て引退となるそうです。しかし現在の日本の体制では、教育制度との兼ね合いもあり、修養すべき期間に十分な訓練を施すことができず仮にコンクールで優勝しても職業として成立することはありません。（ときには100倍を超えるほどの高い倍率を乗り越え）海外のバレエ団に就職しても、3・40歳台で退団し帰国する時点では中学（高校）卒業の資格・評価しか得られておらず、折角の輝かしいキャリアを生かす方策もありません。趣味として習いに来る地域の子供を教え、自費で数年に1度の公演を聞くだけになってしまいます。人材の育成・活用を戦略的に行うことでこうした状況を改善してほしいと思います。
376		個人（その他）	人材育成（舞台芸術）	大学に舞踊学科を増やすことに反対です。舞踊学科に関しては、選抜システムやカリキュラムにもよると思うのですが、国の代表として海外に出すに相応しい水準の舞踊家を育てることを目的とする場合、実演家としての成長に直接寄与しない教養の習得、まして大学入試のための受験勉強などに割かせる時間はありません。海外の国立バレエ学校などを参考に（※）、大学とは別の公的機関を設立すべきです。大切なのは、入所者の意識を高めるべく、彼らは国や地域の未来を担う選ばれたエリートである（こうした機関への入所のほうが一流大学に入学するよりもはるかに難関である）という認識をしっかりと国民に植え付けることだと思います。 ※パリオペラ座バレエ学校の例では（以下、新書館「バレエ留学ガイド」2003年刊および映画「エトワール」《パリオペラ座のドキュメンタリー》からの引用です）志願者の1/3を選抜して5ヶ月から1年間研修を施しその後の試験で年間数十人；志願者の6%程度を正式に入所させます。毎年行われる厳しい進級試験の結果、無事6年間のカリキュラムを終えた者（入学者の半分以下）の中から欠員に応じて（年間数人～0人）入団を認めています。150名ほどの団員は40歳～45歳で定年になり年金が支給されます。毎年末の昇進試験によってのみ昇進が認められ、最下級のカドリーユから最上級のブルミエールダンスール（ダンスーズ）、さらには総裁による任命を経て最高位のエトワール（現在18名・パリオペラ座HPより）を目指す、という構造になっています。日本にもこうしたシステムを導入することで、多くの可能性をもった生徒を優れた実演家に育てることができると思います。
377		団体（（社）企業メセナ協議会）	人材育成（雇用、社会保障）	「文化芸術にかかわる人材については、（中略）文化芸術を支える専門人材の不足や養成体制に関する課題等が指摘されている」とあるが、人材は豊富に存在するにも関わらず「活用できていないこと」が大きな問題であると認識されたい。活用に至らない要因は以下が考えられる。これらの課題をふまえた上で、「人材活用の仕組み」を議論していただきたい。 1) 文化庁に「アートマネジメント領域の人材育成」に関する長期的な方針がないこと。 →文化政策部会で15年前と同じテーマを議論、新たな施策も1年で終了するなど確固たるビジョンがない。 2) 文化・芸術領域で働く人の雇用環境（給与・社会保障）について、根本的な議論がなされないこと。 →「雇用問題は厚生労働省」のような縦割り行政で問題を先送りせず、給与・報酬の問題が専門人材の登用を妨げていることや、過重労働による若手のバーンアウト、出産・育児・介護等を抱える中堅の転職で、人材育成への投資が文化・芸術領域に蓄積しない状況など、現場が抱える問題を国が速やかに把握し、今回の答申に反映する必要がある。 3) 文化・芸術領域と異業種との積極的な交流が少ないため、財務、マーケティング、広報、法律等の専門スキルをもつ人材が新たに流入しにくいこと。専門スキルをもつ人材を雇用できる経済的環境にないこと。
378		団体（（社）日本芸能実演家団体協議会）	人材育成（雇用）	文化芸術を支える専門人材の不足や養成体制に関する課題が挙げられていますが、実演家の養成・研修に関しては、新国立劇場で行われている養成・研修を拡充することが必要と考えます。また実演家だけでなく舞台技術者・スタッフおよび運営スタッフの研修体制づくりが急務だと考えます。特に舞台技術者については、キャリア形成に必要な職域を越えた共通知識・技能を修得する統一的な人材育成基盤がなく、技能認定等も含め研修システムの確立と、新国立劇場および各地の公共劇場において研修ができる体制づくりが必要と考えます。また、舞台技術者・スタッフおよび運営スタッフの人材育成は、雇用の場の確保と切っても切れない関係にあり、雇用促進の政策を検討する必要があります。新進芸術家の研修制度については、海外研修のみならずすべての芸術分野にわたって国内研修制度の導入が必要と思われます。日本古来からの伝統芸能には海外に研修先が求めにくく国内研修こそ望まれている分野もあります。研修制度におけるアンバランスを是正する必要があります。これまで、専門人材の養成・研修は、多くが民間で行われており、とくに協会組織が行う人材育成事業は、文化庁芸術団体人材育成支援事業としても定着してきてはいますが、専門性の高い人材育成を行っていくには、現在のような支援額の算定方法では不十分な面もあり、支援の見直し、改善が必要と考えます。
379		団体（（財）北海道文化財団）	人材育成	北海道では舞台芸術を支える人材の育成のためのトータルの基盤は脆弱となっています。例えば、地方には多くの文化ホールが存在しますが、ホール担当者が専従していないことなどから、学校行事の文化祭や、市・町・村民劇団の公演、各種の催しものを開催するに当たっても、音響・照明などの舞台を支える専門的な人材が不足しており、北海道文化財団では、こうしたホール側の要請に応じてアドバイザーを派遣していますが、なお不足する状況にあります。札幌では多くの舞台が制作され、実演芸術家やプロデューサー、脚本家、演出家、美術、照明、音響などの技術者、アートマネジメントさらには通訳などの人材が必要ですが、舞台を支える専門的な人材の育成のための教育環境や生活・経済環境が整っていないため、舞台芸術をめざす若者が東京に行かなければならない現状にあります。このような状況を解消するためには、国立の劇場が果たす重要な役割ひとつとして舞台芸術を支える各分野の教育的機能を設け、北海道において、一定期間専門的な職業訓練を受け、ある程度の生活が保障される仕組みを考える必要があります。また、特に立ち後れている演劇の分野では、教育の多様性の上からも、大学などの高等教育機関において演劇科などの設置やアートマネジメント教育の拡充により、将来の実演芸術家の育成や文化芸術の振興の基盤づくりをすすめ、国内外に発信する質的向上をめざすことが必要と考えております。 ①国立の劇場を創設し、文化芸術活動や施設の運営を支える専門的な人材育成のための教育機能を設けること ②こうした人材が一定期間、専門的な職業訓練を受けるに当たって一定程度の生活ができるような支援を行う仕組みを検討すること ③地方の文化ホールなどの施設において、このような人材が活用できるような仕組みに支援を検討すること ④北海道教育大学などアートマネジメント学との連携を強化し、アウトリーチやワークショップなどを学校教育の分野において展開し、文化芸術振興の基盤づくりをすすめ、舞台芸術の質的な向上をめざすこと

通し番号	枝番	属性	keyword	意見
380		個人(団体職員)	人材育成	子どもの館では、地元の近隣住民を対象としたミュージカルを毎年実施しています。このミュージカルは、市内小学3年生から社会人(年齢制限なし)の公募による参加で、様々な助成金をいただいて行っているのが現状です。演出家、編曲は中央の方に依頼していますが、現在は指導者等の育成も念頭に入れ事業を行っています。地方では、人材が乏しく技術を持って中央に出してしまうケースが多く、指導的立場の人材が見つかりにくい状況になっていることが理由にあげられます。市民ミュージカルをわが町で創り上げることを目標に掲げていることから、現在はとにかく継続して行わないと意味がありません。文化芸術に将来の希望を持っている地方の子供たちや若者を育成し、発掘していく、そのためには、経済面の補助、情報の提供、人材育成については必要不可欠ではないかと考えます。
381		個人(団体職員)	人材育成	公立施設の「職員」、将来のある「学生」が専門性を身につけられるような育成のシステムや、そのための資格制度の充実が必須であるように思えます。単に、所謂「民間のプロ」や「有名な方」が非常勤で、芸術監督＝専門家として配置されるだけでは意味がないですし、本来、じっくり地域に密着しながら活躍すべき職員が専門家として育ってはいかないでしょう。また、施設によってますます格差が生じてしまうことと思います。
382	1	個人(団体職員)	人材育成	文化芸術を支える専門的人材の不足や養成体制に関する課題等が指摘されている。また、無形の文化財等の技術・技能が途絶えるおそれがある。 私は、現在勤務している財団法人富士市文化振興財団(後述:財団)に1993年に採用されました。採用時は、事業課舞台係技師補という補職名で、財団が運営管理している富士市文化会館の舞台音響設備の運用が主たる業務でした。組織内の事業課舞台係の当時のビジョンとしては、富士市文化会館の舞台設備の運用管理だけでなく、財団の積極的な自主事業展開において舞台を創造することが掲げられておりました。もともと音響関係の専門学校を卒業し、都内の録音スタジオに勤務していた経験があったので、採用されるにあたって音響設備に対する理解は問題ないと自信がありましたが、採用後は、私自身にとっての新たな分野”舞台”を理解していくことに極力つとめました。舞台と録音スタジオでは、同じ音響設備といえども仕様も規模も異なります。まずは、富士市文化会館の音響担当としてふさわしい人材となるべく舞台音響設備に対する理解を深めるとともに、それを取り巻く主催者、出演者、来場者など人の流れを掌握し、数年後は、舞台を利用する方に対して、助言できるまでになりました。勤務しだして数年過ぎたころ、「自分の勤務する文化会館のことだけ知っていてもダメだ。」と思いつつ、自身の視野を広げるため日本音響家協会(後述:協会)の門をたたきました。さまざま研修会などお会いする同業の仲間たちから他の会館の手法、取り組み困っていることから愚痴まで、たくさん情報交換をして視野を広げることにつとめました。同時に資格取得にもつとめ、協会で実施する技能認定講座などもどんどん出席し、協会において1級音響技術者、サウンドシステムチューナーの認定もいただいたほどです。また、国で行っている舞台機構調整(音響調整作業)の1級技能士も取得するなど専門的な分野をさらに伸ばすべく努力してきました。当然財団からの経費支援もなく私的な実費で受講や受験をしてきました。(会社や国に費用的に支援していたがなくても、勉強したかったり、さらに高めたいことがある。現状に満足しない。というのが技術者の姿だと思います。)このようにして会館に勤務して17年が過ぎますが、現在は、営業グループという部署に配属され、技師から主事に身分も切り替えられております。現在の主な業務としては、チケット販売システムや施設予約システムなどを含めたネットワーク運用を主としております。当然今までの舞台音響設備の管理運用の業務も行ってはおりますが、今新たに学ぶとか専門的な分野をさらに深く理解するということはこの先不可能だと感じています。
382	2	個人(団体職員)	人材育成	そこで問題となるのが先の文中の文言になります。私の意見としましては、 1、現在、財団には、私の後を引き継いでくれる技術者はありません。なので傳承したいという想いはあっても受ける人がいません。 2、専門的な人材の不足については、いままで専門的分野を学んできた私とその分野から離れていくのですから、当然いなくなっていくことでしょう。(今までは一人いた)つまり今までも不足していたのに、さらに不足が進むということです。 3、今まで私が培ってきた専門分野に対するの努力も、目の目を見ぬままどこにも活かされることなくのまま私とともに途絶えていくことでしょう。上記の3点が実感としてあります。日本国中どこ地域にも舞台上演可能な地域の文化会館が存在していますが施設運営を支える専門的人材の現状は、どこもこんな感じではないのでしょうか?舞台技術者の社会的立場は従前から低いまま。できて当然、舞台の鑑賞機会は会館行けばいつでも向き合える。といった従前のサービス。どこの世界もそうなのかもしれませんが当然のサービスと思っていたものが、無くなってからでないか今の社会では、気がつかないのかもしれないですね。地方経済の不況下において、今後、新たに会館が建設されることも少ないでしょう。舞台音響の業界に新たな雇用が期待できるわけも無くその世界に夢を持った若者が出てくるといった期待も持てません。専門的な人材の育成。私が勤務しだしたころから言われていることですがもうそんなこと言っていられる現状ではないし、既にその部分は手遅れではなからうか?そんなことを感じております。私の見ているもの感じているものと異なる部分もあるかと思いますが、1つの参考意見としていただければ幸いです。
383		個人(団体職員)	人材育成	専門的人材の活用に関各分野の協会が行っている認定制度を精査し評価を公開する方策を検討するよう要請する。なお「照明専門家」とは「JIS日本工業標準調査会審議「日本規格協会制定 平成12年3月20日JISC8105-2-17:2000公布」(社)日本照明家協会の「舞台・テレビジョン照明技術者技能認定制度」による認定者」]と明記、位置づけられている。ご確認を願いたい。
384		個人(団体職員)	人材育成	何かを学びたいと思っても、地方では希望するような講座やレッスンはなく、時間をかけて都市に行くしかない。仕事をしながら創作・芸術活動を行ったり、勉強する人にとって、時間はとても貴重なもの。住んでいる町で学ぶことができたらどんなにいいだろう。文化会館の施設、ホール、会議室、練習室等をもっと頻繁に利用し、市民が講座や生涯学習ができる機会をつくってあげれば、施設側も空きが少なくなり、その分の収入で、もっと魅力的な事業を行う、という、よい循環が生まれると思う。あとは夜間、学校等を利用して、中高年のための芸術コースを開校するなど、空いている素晴らしい施設をリサイクルできたら無駄もなく、いつでも文化芸術に打ち込みやすい環境が生まれると思う。できることなら留学などして本格的に学びたいが、経済的に難しい人のために、勉強する機会を増やしていただきたいと切に願います。
385		個人(団体職員)	人材育成	文化芸術を創造し、支える人材の充実について 文化芸術というとアーティストや技術を担うスタッフのみが注目されやすいが、作品製作にはプロデューサーをはじめ事務的なことを中心に支えるポジションも非常に重要だということを確認願いたい。現在は、アーティストのみに限られた助成も多いが、それらの人材の育成にも注目してほしいと思う。
386		個人(団体職員)	人材育成	・文化芸術団体の運営において、芸術家の育成はもちろん、芸術家を支える裏方の育成も極めて重要。とりわけ公益法人改革の流れ、経営努力の必要性が求められる中で、芸術団体においてもマネジメント能力のある人材の育成が不可欠。そういった視点での支援の充実も必要。

通し番号	枝番	属性	keyword	意見
387		個人（団体役員）	人材育成	(2)文化芸術を創造し、支える人材の充実 上記からもこの取り組みは大切です。芸術家を目指す方々へも、支援が大切ですが、運営を支える人材の育成が急務です。しかしノウハウを持った人がホールにいたとしても最終的には、運営財源が必要です。私の経験からですが、そんな中でホール連携事業はお互いに切磋琢磨する良い機会となりました。ホール毎の担当者が情報を交換するばかりでなく、お互いの良いところを真似ていく努力も有り、世界が広がるなど、成長する機会となりました。取り急ぎ、6つの重点戦略のうち(1)(2)についてコメントいたします。文化芸術ではやり過ぎは有りません。自信を持って具体化へ進んで戴きたい。
388		個人（団体役員）	人材育成	芸術家の国内での活躍の場が少なく、専門人材の不足や養成体制に対する課題について、民間の活力で市場を発展させていくビジョンが示されるべきである。また、顕彰制度の拡充も、国際的に通用する批評的価値を認められるものでなければ若手育成につながる点を指摘すべきである。
389		個人（団体役員）	人材育成	文化芸術を支える専門人材の不足や養成体制に関する課題等が指摘されている。」と、ありますが、課題解決に向けた具体的な施策を記載するべきだと思います。平成21年度文化庁委託調査研究事業として「舞台技術者の育成に関する調査研究報告書」が作成されています。この中では、舞台技術者育成システムの構築へ向けた3つの要素として、①基礎的な共通知識・技能を習得するための教材の作成とその普及②基礎的な共通知識・技能を習得するための研修機会の提供③基礎的な共通知識・技能を習得したことを証明する検定と資格の認定とあります。また、この報告書には、「指定管理者制度」の導入の影響や文化施設の老朽化等、舞台技術者や劇場管理運営技術者をとりまく、緊急かつ大きな課題についても述べられています。「第2次基本方針」の策定から3年が経過し、文化芸術を創造し、支える人材の環境が更に深刻化している中で、この「審議経過報告」においては、舞台技術者をはじめとする専門人材の育成について、「第2次基本方針」から遅々として進捗していない印象があります。
390		個人（団体役員、大学教職員）	人材育成	新進芸術家が研鑽を積み、活躍できる場を確保していくための支援の一層の充実は、将来の日本の文化的伝統を継承・創造していく上で、何よりも大切であると思います。特に、音楽領域において、厳密な意味で唯一の創造的分野であるともいえる作曲活動・発表の場の停滞は、演奏領域も含めた、音楽文化創造自体の停滞をもたらすものであり、創造領域の充実、大学との連携という点においても、大きな意味を持ちます。現在音楽大学等において主に教育されているのは、現代音楽の創作であり、その出口が社会に見出せないのであれば、教育制度と文化政策との間に矛盾が生じることとなるからです。職業人養成を求められる教育機関との連携を図るためには、教育の内容と受け皿を一致させていく必要があります。また、我が国の音楽教育が過去の西洋芸術の遺産の単なる継承者養成に終わらないためにも、この領域を支える人材の総合的な支援が必要であると思います。新しい芸術は、民間からの資金獲得が最も難しい分野でもあり、国の政策としての支援を常に求めるものですが、世界的に経済的停滞にある現在こそ、文化立国を目指す国の政策として、重点的な支援が必要であるのではないかと考えます。
391		個人（芸術家）	人材育成	「文化芸術の振興に当たり、大学等」に加え、「市民／アーティスト組織」を加えること。
392		個人（芸術家）	人材育成	海外研修、国内研修の充実とともに、歴史や理論などを学び直す場があると嬉しいです。それらの教育を十分に受けていない実演家は多いと思いますし、学びたいと考えている人も多いのではないかと。自力では限界があります。大学での講義のようなものでもよいし、資料が集められた場所でもよいのですが。選ばれた人への支援だけでなく、全体の基礎力を上げられるような取り組みをお願いしたいです。演劇を仕事として続けていく希望ができてほしいです。
393		個人（芸術家）	人材育成	人材育成についての提案です。芸術へすべてを～の中には児童演劇も含まれます。国立の大学を創る事を提案します。何事も最終的には、どんな教育を受けてきたか、どのような人に事に会ってきたのかが大事だと思います。東京だけではなく、できれば各都道府県に1校。豊かな文化を優れた文化が、この国発に。
394		個人（芸術家、大学教職員）	人材育成	現状では若手の（大学卒業生含）音楽家の活動に支援は、海外留学などの一部だけで、人材育成は掛け声例になっているようにさえ見える。若手の音楽家（演奏家のみならず作曲家も）が活躍できる環境を設定し、未来の日本文化の担い手として社会全体で認識・育成すべきであろう。例えば、日本現代音楽協会では、作曲家・演奏家の両方も登竜門を設けて定期的に運営・実施して、若手人材を育成している。この種の企画は、国策として万全の体制で定期的開催を維持すべきであろう。
395		個人（芸術家、大学教職員）	人材育成	私は、2003年度文化庁特別派遣在外研修員として、80日海外に滞在させて頂きました。私たち研修員には、それぞれJTBよりノーマル航空券が送られてきたので、かなり驚きました。予算を削減するのであれば、エコノミーチケットを研修員がそれぞれ安いルートで購入し、後から支払われる！という形態になさった方がよいと思いました。（最近の情報は知りませんが～）私は、縁もゆかりもない九州の大学に一般公募で応募し、10年以上勤務してまいりましたが、ご承知のように、中央と地方の格差は20世紀の終わりに顕著に現れ、今では酷い状況になっています。地方には、良いホールがあり、そこには良い楽器があったりしますが、それを活用できるような企画が成り立ちません。まず有能な演奏家は、地方出身でもほとんど東京か海外に滞在していますし、意義ある企画を理解できる聴衆が少なく、双方の人材不足に悩んでいます。この10月に、私たち（熊本大学の音楽学教員）が企画し、熊本県立劇場自主事業として『百年前の音楽』というレクチャーコンサートを開催しますが、人材不足は本当に深刻で、企画する段階でかなり大変でした。いわゆる、地方を食いものにしようとするような有名人の興行を見直し、本当に意味における音楽のアウトリーチ活動が急務です。音楽マネジメントに丸投げせず、有能で誠意を持って企画する人材を見つける、育てることが必要です。例えば、現音が行っている演奏家コンクールの入賞者による、地方公演などはいかがでしょうか？
396	1	個人（大学教職員）	人材育成	「創造し、支える人材の育成」 上記の戦略では、四つの審議経過報告概要として掲げてありますが、大学の芸術専門教育に関わる者として意見を申し上げます。現在の我が国の状況は、申すまでもなく戦後の高度経済発展の恩恵にて昨今の不況の最中にあっても、世界的に見れば未だ国民は豊かな生活水準を維持していると言って良いでしょう。しかしそれとは裏腹に、特に若年世代に見られ社会を不安に陥れる信じられない事件の数々など、人々の内面の不穏さを象徴し、我々への警告として受け止めざるを得ないと考えます。こうした現象の根幹には、溢れるばかりに豊かな物質文明と高度情報化に見合うだけの精神文化の希薄さがあると考えております。人間は物心両面で満たされてこそ、真の幸福感を享受できるからと考えるからです。世界的な観点から見れば、それぞれの国々の精神文化の背景には過去からの継承された伝統があり、その点我が国は明治維新と第二次世界大戦後に二度に渡って過去を切り捨てざるを得ない経緯を辿っております。つまり、如何に形において引き継がれ様とも、その最も根幹となる精神性は忘れ去られ、本来の生活に密着した存在とはなり得ず、衣食住はもとより価値観の拠り所も西洋化の一途をたどり、昨今の情報化でますます目先の物質に振り回されているのではないのでしょうか。

通し番号	枝番	属性	keyword	意見
396	2	個人（大学教職員）	人材育成	アジア諸国の中でも先進国として先頭に立ちつつも、それと引き換えに伝統と西洋化とのバランスを最も欠いた国とも思えます。それは同時に、心と物のアンバランスと言えるでしょう。ここで、その善悪を言うのではなく、それらを自覚した上で、例えば次の様な現時点における文化芸術の戦略を考えるべきだと思うのです。芸術家育成には、技術・技能教育だけではない真の芸術教育というものを構築する事。専門的人材育成には、過去から現在への広い視野で未来を展望できる真の教養教育を構築する事。伝統の継承者支援には、社会で生きた活動の場を与える事。以上の問題を大学等関係機関との連携強化の柱とし、何より実社会との接点においての活動する事。以下がこれらのより具体的な行動の例となるでしょう。音楽、美術など各分野の特性から、若年期より、各々に適合した初歩から専門までの教育システムを社会に構築する事（欧州では一般教育とは別立てに芸術教育公共機関設置に例を見出せる）。幼児からの教育機関において、我が国の伝統を含めた高度な文化芸術を頻繁に身近で触れさせるシステムを社会に構築する事（義務教育での教科「音楽」「美術」などのあり方への見直し等）。システムを活用し、幼年から青年期を重点的な対象とする活動の場の確立。これらを統括し、各現場と密接に連携した拠点の設置。これらはすべて連関し、この発想には何より幼年時期からこ生活の中に文化芸術を豊富に取り入得られることが必要だと考えることが土台となっており、まずは幼児期の原体験にこそメディアを介さない高度な本物に触れさせ、それが真の芸術教育、広範な視野の教養、伝統の生きた存在感の源流となり得ると信じます。これらは、現時点での教育システムの根本的な改革が主体となるでしょう。しかし、義務教育など既成の機関、組織、団体、施設等々を活用する事が可能でもあり、国家文化行政という次元でこそなし得る戦略だと考えます。
397		個人（大学教職員）	人材育成	「新進芸術家の海外研修」もいいが、美大を出た若い作家が制作を続けられるような安価な制作場所や展示場所の提供やアーティストのアトリエやアートギャラリーや美大などが集積する芸術特区の設置なども考える必要があるのではないか。
398		個人（大学教職員）	人材育成	(1) 若手人材の育成、特に幼少年次の世代の育成への国家支援を打ち出して戴きたい。単なる、育成策として捉えるのではなく、人材発掘から育成への取組みの必要性をお願い致します。
399	1	個人（教職員）	人材育成	<p>【芸術系専門高校への応募者の全国的減少】</p> <p>平成22年5月に全国芸術高等学校長協会（加盟高117校）の平成22年度総会が開催されました。その中で報告されたことで、印象的なこととして、芸術系の専門高校が生徒募集に苦戦をしている実態がありました。特に音楽科の生徒の募集が厳しいとの印象を受けました。ここ2～3年で音楽科の生徒の在籍数が全国的に減少している傾向がみられました。中学から高校に進学するときに、芸術系の専門高校へ進学を決めることは、かなりの決断を要します。その理由は将来の大学進学を考えると、芸術系専門高校は教育課程の関係で、進学先がかなり限定されてしまうためです。大半の生徒が芸術系専門大学に進学をしますが、問題はその先にある就職まで波及をします。大学（大学院）を卒業した後の就職先が“芸術”を専攻する学生たちの大きな課題となっています。</p> <p>【芸術系専門大学（大学院）卒業後の就職を支援する制度の確立を】</p> <p>一文化芸術の創造活動と生活基盤の両立確保一</p> <p>芸術系専門大学（大学院）卒業後にすぐに就職がきまる人はよしとして、そうでない人たちが現実に少なくない。このような文化芸術を創造し、それを支える若手に、就職が決まるまでの一定期間、支援をする制度の確立を考えたい。例えば“文化芸術創造活動支援基金（仮称）”を設けてはどうか。大学（大学院）を卒業した後の“就職”をするまでの間、文化芸術の創造活動に必要な資金を援助する。この基金は“生活資金援助”の色彩が強くなるかも知れませんが、文化芸術はできる限り安定した生活環境の中で創作が行われるほうが好ましいと考えます。アルバイト等で生活をしていくことがギリギリの環境では、文化芸術の創造活動が極めて困難な状態に陥る危険性があります。このような環境の中で、文化芸術活動を断念することがないような配慮を考える必要を強く感じています。応募者の選考基準、採用枠人数、支給額、援助期間、返済義務（原則あり）等の課題がありますが、若手をはじめとする芸術家の育成に関する支援を充実する一つの方策としてぜひご検討をしていただきたい。その上で、海外研修やその成果を還元する機会を充実したり、国内での研修機会を得られるようにしたりするほか、顕彰制度を拡充するなどの支援体制を充実してみたい。</p>
399	2	個人（教職員）	人材育成	<p>【芸術系専門大学（大学院）の出身者の積極的な活用を】</p> <p>文化芸術活動や施設の運営を支える専門的人材は芸術系専門大学（大学院）の出身者が中心となり取組みたい。施設運営で大切なことは、地域社会との交流です。いかにして地域社会の人々を施設に招くか。文化芸術の普及はその関係施設の利用率にかなり依存していると言っても過言ではありません。そのためには専門的知識をもつ人材（仮称：文化芸術普及員）が積極的に社会と交流できる環境をつくりたい。一つの方策として、専門的知識をもつ人材を通じて、地域社会の人々、特に地域の小学校、中学校、高等学校等の教育機関と連携し、文化芸術の普及を図ることが考えられます。専門的知識をもつ人材が文化芸術創造活動を行うことはもちろんですが、その一方で、施設（博物館、美術館、劇場等）を活用し、社会に文化芸術の成果を還元することに従事することも同様に大切です。文化芸術を創造し支える人材と、社会をつなぐ橋渡しとして、施設の運営に芸術系専門大学（大学院）の出身者の積極的な活用を考えたい。</p> <p>【地域社会は積極的に芸術系専門大学と連携を】</p> <p>文化芸術の振興に当たり、芸術系専門大学等との連携は特に重視する必要があります。芸術系専門大学を文化芸術振興の一つの拠点として、地域社会に積極的に係っていく環境を整えていく。例えばそれぞれの大学で行う“大学祭”等をその大学が設置されている地域と連携し、地域と共催の“文化芸術祭”として企画してみる。または地域社会が逆に“文化芸術祭”等をイベントとして企画し、その中に大学等に参加を呼びかける。いずれにしても大学と地域社会が交流を密にし、芸術系専門大学等が有している文化芸術の知識や技術の普及に、現役の大学生（大学院生）たちを活躍させたい。また、こうした機会を通じ学生たちに社会人としての在り方についてぜひ学ばせたい。（ある意味でキャリア教育と言えます。）その中でも卒業後の“就職”をどうするかを特に学ばせたい。はじめにふれたように大学（大学院）を卒業した後の就職先が“芸術”を専攻する学生たちの大きな課題となっています。芸術系専門高校に進学を希望する生徒が少ないのは、就職で苦労させたくない保護者の意識がはたらいていると推測できます。まずこの点を払拭する制度を設ける必要があります。“就職”は基本的には本人が大学での斡旋を通じて決めていくものですが、芸術系と直接関係のない就職をするや芸術の創作活動との両立が困難になる場合が生じることがあります。（創作が継続できればベストですが・・・）優れた素質ある“芸術家”については、卒業後も創作活動が継続してできる環境を整えてやることが重要と考えます。</p>
400		個人（会社員）	人材育成	「文化芸術の振興に当たり、大学等～」に、「市民、NPO、アーティスト組織等」を加えること。
401		個人（会社員）	人材育成	「文化芸術活動や施設の運営をささえる専門的人材の育成・活用に関する支援を充実する。」 企業や地方公共団体の文化施設の運営にあたっている人の中で、文化芸術に造詣があり、かつ、専門的知識を持っている人がどのくらいいるだろうか。その重要性さえ、理解していない組織もあるのではないだろうか。国として、拠点施設をつくり、その運営に当たる人は、日本の文化継承にはずかしくない人材を当てるようにしていただきたい。その教育を国が率先して行っていただきたい。
402		個人（学生）	人材育成	国立大学で、演劇科を設置するべきだと思います。

通し番号	枝番	属性	keyword	意見
403		個人（学生）	人材育成	アーティスト育成にはある程度の金がかかるが、その状況は、日本学術振興会の特別研究員制度が大学院生に対する「福祉」だと事業仕分けの際の仕分け人に評された状況に非常に似ているように思われる。文化がもたらす成果が工学・医学等の産業に関わる研究の成果よりも明示的でないとされている日本の現状ではさらに財政の問題は厳しいだろう。私は、7年間の会社員生活を経て大学院生になりましたが、大学院生としてやっていく分には必要最低限のお金で生活することは気にならないことがわかりました。両親と自分の医療費が心配なこと以外はありがたい身分だと思っています。アーティストも同様でしょうが、収入については大学院生よりも厳しいようです。研究者として、アーティストとして支援を受けて貧乏生活をするを本人は嫌がらないとしても、それでも財源は足りないことについては、もっと出資者に榮譽を与えてほしいと思っています。財源が税金であれば、国民や高額納税者が研究・アートの担い手であることを皆が誇りに思えるように宣伝してほしいですし、出資者が企業であれば、その企業のサポートを国家的に認定するなど、それぞれの人が、簡便でいいから適切なアクナレッジを得られるように小さなコストをかけるのも政治ができる一つの役割ではないかと思えます。現在、納税者が「アーティストや研究者を遊ばせておくために税金を払っているんじゃないぞ！」と思うかどうかは、一般的に理解されにくい「客観的な成果」をあげているかどうかの判定に根拠を求めすぎているように感じます。納税者が「働いて研究や文化を支えること自体が名誉なことだ」と少しでも感じられるように、また、「私働く人、あんたたちふらふらしてるけどすごい人」というようなそれぞれの役割のようなものに意義を見いだせるような、新しい視点からの予算配分についての積極的な広報活動を行う必要があるのではないのでしょうか。
404		個人（その他）	人材育成	新進芸術家に海外…芸術家の育成に関する支援を充実する。 ↓ おおむね芸術家が海外に求めるのは、支援や保護されたいからではなく更なる作品の質の向上や技術取得、情報である。批評、評価の眼、外国語の習得も重要な目的である。優秀な人材以外の人間も意欲的であるように、上記の能力開発の講座開設などを支援し、作家をより高次を持って行こうと国としての体制を示すべきだ。
405		個人（その他）	人材育成	公立劇場などの人材育成の問題はいわれて久しい。結局人事異動の動きの中で芸術文化の専門官の配置が重要視されてこなかったのではないだろうか。でも遅くはない！有効な手立てを至急講じてほしい。劇場にはプロパーの人材が必要なのだ。
406		個人（その他）	人材育成	公立劇場などの人材育成の問題はいわれて久しい。結局人事異動の動きの中で芸術文化の専門官の配置が重要視されてこなかったのではないだろうか。でも遅くはない！有効な手立てを至急講じてほしい。劇場にはプロパーの人材が必要なのだ。
407		個人（研究者、大学教職員）	人材育成（雇用創出）	「文化芸術活動や施設の運営を支える専門的人材の育成・活用に関する支援を充実する。」とあるが、現在、人材の育成・活用を目的としたセミナー、シンポジウム、研修等の機会に対して、専門的人材の雇用の受け皿が圧倒的に少ないと感じている。必要なのは文化芸術活動や施設における雇用機会の創出、雇用の促進、専門的人材のキャリアパスの道筋を示すことが、急務である。
408		個人（研究者、大学教職員）	人材育成（雇用創出）	「文化芸術の振興に当たり、大学等の関係機関との連携を強化する。」とあるが、大学卒業後の進路の受け皿が文化芸術の現場に少ないと感じる。また、インターンという名目で無償労働の供給が、大学等との連携であってはならないと考える。そのため、大学等との連携のためのガイドラインを国が提示し、例えば、大学生をインターンとして受け入れる場合、それが大学の単位として認められるような制度、職能を高めるために有効なプログラムのあり方を示すことが考えられる。また、インターンを受け入れる文化施設や芸術団体等の、研修のための労力負担に対して経済的な支援を提供するといった仕組み作りが考えられる。
409		個人（会社員）	人材育成（雇用創出）	文化芸術を支える人材に対して、経験を生かせる働く場、雇用の創出という観点からの支援も期待します。
410		個人（その他）	人材育成（雇用創出）	文化芸術を支える専門人材の不足 ↓ 逆に美術館、博物館勤務希望者は余っており、働きようがないのが現状であり、事実無根である。当方は学芸員課程取得を主たる目的に挙げる学科を卒業したが、毎年100名の生徒に対しほんのひと握りの学芸員募集というケースがいまだに見受けられる。その学科も設立より10年が経過する。1館にあたり設置すべき学芸員数より下回ったケースもよく見受け、学芸員取得者は沢山いるのに、雇用ができない状況こそを改善すべきだ。
411		個人（団体職員）	人材育成（雇用、社会保障）	「（2）文化芸術を創造し、支える人材の充実」とありますが文化芸術の振興、維持に関しては、現状、担当職員のパーソナリティに依存する部分が多くあります。公的団体の雇用については、終身雇用的な側面がまだ色濃く残っていますが、個人々の生活の安定に即しつつ優秀な人材の流動性をも包含するような公共的団体の雇用のあり方、人材に対する社会保障制度の整備も重要なことだと考えます。
412		個人（団体職員）	人材育成（研修）	たいへん素晴らしい方針だと思います。国内での研修機会は特に地域の新進芸術家にとって有益です。研修機会を享受できる新進芸術家が、特定の地域に偏らないようなシステムづくりを期待しています。
413		個人（団体職員）	人材育成（研修）	「国内研修の充実」という点について、今後は是非とも力を入れて推進していただきたいと思います。主に、プロデューサーをはじめとする制作に携わるスタッフの研修について意見を述べたいと思います。先端に行くプロデューサーなどを海外へ研修に出し、優れたシステムや技術、異なる文化に触れることによる新たな発想などを得てきてもらうのも非常に重要だとは思いますが、それを支える多くの一般スタッフの平均的な技術や知識のレベルが低いのではないかと感じています。公共ホールで働いていますが、周りの職員を見ると専門的な知識を持った方はごく少数であるのが現状です。（管理職の立場にある方々にそういった知識がないことがもっともつらいことです）また、私は都内で活動を行っているので世田谷パブリックシアターなどの優れたセミナーを数多く受講できていますが、いわゆる地方の方々はどういった機械自体が少ないのではないかと危惧いたします。世田谷パブリックシアターや芸団協のようなセミナーを多く行う拠点を地域にも設置していけないのでしょうか。もう一つ提案したいのは、アートマネージャーの資格認定制度の導入です。美術分野における学芸員のようなイメージです。様々な問題や弊害もあることでありますが、一定レベルの知識と技術をもった職員がホールに増える大きなきっかけになることと思います。
414		個人（団体職員）	人材育成（研修）	人材育成に関しては、文化芸術分野以外への研修制度が必要だと考えます。アートマネジメントの知識をもった人材はもちろん必要ですが、芸術の創造にとっては、社会は必ず前提となります。劇場にいる人材は、単に芸術分野に通じているだけでなく、社会全般に対してアンテナをはった人物であることが望ましいのではないのでしょうか。
415		個人（団体職員）	人材育成（研修）	新進芸術家への研修支援の場として、海外研修に加えて国内研修の仕組みを導入することには賛成である。芸術家をはじめ、プロデューサーなどが国内での研修の場として、自らの選んだ施設などである一定の期間勉強することは、とても意義のあることだと考えます。

通し 番号	枝 番	属性	keyword	意見
416		個人（団体役員）	人材育成（研修）	新進芸術家の海外研修やその成果を還元する機会の充実については、ここに示されている通り、充実を図るべきであるが、国際交流基金等との連携を図り、海外で芸術家が得た経験・情報をシェアし、文化庁研修以外の芸術家の海外研修の充実に役立つ仕組みなどに踏み込んだ答申が必要である。
417		個人（団体役員）	人材育成（研修）	新進芸術家の研修支援として国内研修の仕組みを導入することには同意するが、具体的施策としては、取り組むべき規模や目的を明確にする必要がある。また現状の研修は長期海外研修者の分野を問わず一時帰国を原則的に許さない等、芸術家自身が柔軟に成長していくことを阻害しているため、どのようなジャンルに何名、どれくらいの期間、幾らくらいの予算を充てるのが妥当か、芸術家側のニーズに応えるシンプルで効果的な研修プログラムとすべきである。
418		個人（芸術家）	人材育成（研修）	人材海外派遣をぜひ、入れてください。
419		個人（芸術家）	人材育成（研修）	「新進芸術家の海外研修やその成果を～芸術家の育成に関する支援を充実する」ぜひ実現してほしい。また、地域によっては新進芸術家の持つ意味が変わるように（変わるべき）だと思うので、中央が基準となる新進芸術家の海外・国内研修だけではなく、各地域における新進芸術家の、別の基準や評価による海外・国内研修を検討してほしい。
420		個人（自営業）	人材育成（研修）	新進芸術家の海外研修を充実させ、彼らが帰国後にその成果を還元できる仕組みを作って欲しい。私は演劇を中心に舞台芸術をほぼ毎日のように鑑賞しているが、海外研修を経て帰国したアーティストの日本における芸術的成果には目覚ましいものがある。彼らのおかげで日本の舞台芸術は世界に通用する（もしくは凌駕する）質の高いものになってきた。今後も海外研修の予算を増やしていくべきだし、彼らの活躍の場を保障すべきである。
421		個人（自営業）	人材育成（研修）	【本文】3 具体的施策 （2）専門家による審査・評価の仕組みの導入の検討と支援制度の抜本的見直し ③舞台芸術に関する人材育成の充実 新進芸術家海外研修制度の拡充を希望する。彼らこそ日本の実演芸術の財産であるから、帰国した後の活躍の場が、安定的に与えられるべきである。
422		個人（その他）	人材育成（研修）	新進芸術家の海外研修の成果を還元する機会を充実することに賛成です。私の友人にも多数、在外研修員を経験した者がいます。しかし現行のシステムでは経費が不十分で自己負担が過大である上に帰国後のフォローがないのが実情です（※）。帰国後も地理的・経済的な理由で研修の成果を発揮する機会が持てないばかりか専門分野の訓練すらできず、結果、派遣前よりも技量が衰えてしまうケースがまま見られます。舞踊という身体表現を主にした分野においては特に顕著な傾向になりますので、格別の配慮をしてもらいたいと思います。 ※審議会における文化庁芸術家在外研修員の会理事長・平野忠彦氏の発言にもあります
423		個人（団体役員）	人材育成（アートマネジメント人材）	「アートマネジメントに関する人材の育成とともに人材が活躍できる場の増加を図る」のではなく、既に能力を有している人材がいるのに活躍の場がないという現状認識に立つべきである。そして、先にどのようなレベルの人材がどれだけ必要となる状況が望ましいのか、現状の需要と供給のバランスを把握した上で、次なる芸術文化環境のヴィジョンを示してから進めるべきである。またその際、国内のレベルを高めるため、海外からの優秀な人材の一定数受け入れ促進を検討されたい。
424		個人（会社員）	人材育成（アートマネジメント人材）	アート・マネジメント人材育成について、美術の分野のみしか明記しておらず、芸術全般のアート・マネジメントを考えた場合、美術の分野の項目のみの記載に疑問に感じます。音楽の分野、演芸分野のマネジメント人材育成も必要ではないでしょうか？またそのアート・マネジメントの育成と表記しているが、具体的な政策が形として見えて来ないように感じます。国がアート・マネジメントの育成にどのように関わり、強化していくのか？例えば、芸術系大学及び専門学校、企業、NPOとの連携、マネジメント講習会の開催、マネジメント資格認定の成立など、国が積極的に関わりどう支援していくのか？具体的に示してもらいたいと思います。
425		個人（会社員）	人材育成（アートマネジメント人材）	欧米のような本格的なアートマネージメントできる人がいない、とあるが、現状のシステムではアートマネージメントする価値もなく意義もない。美術館は活動費がないに等しく企画展頼りが強く、国内の売買も百貨店の値段と国内オークションでの値段に歪みがあり信頼できる資料が乏しい。結果アートマネージメントを行う価値がないため育たない。企業や個人からの寄附が税金控除の対象になるなど、寄附行為に対して何かしらの明らかなメリットがない限り寄附は増えない。美術館が自身の裁量で所蔵品の売買を行えるように仕組みを変えてほしい。市場化テスト案があったこともわかるが、年に数点でもよいので作品が市場や海外美術館にまわるような作品の流れをつくらないと、美術館の倉庫に置かれているだけになってしまう。→アートマネージメントを行う意義も出てくる
426	1	個人（会社員）	人材育成（アートマネジメント人材）	「芸術性と経済性の両立が可能な知識・経験を有したアートマネジメントに関する人材を育成する」ことに大いに賛成します。 情報通信機器や交通インフラの発達により、この国が国際的にもより競争に晒されるようになってきている今、我々が他者（他国）との競争に打ち負けず生き抜くために、経済センスは必ず必要なものと考えます。これは文化芸術においても言及できるものであり、戦略的に、日本ないしは自地域の芸術文化を発展させていくために、経済性を熟知した人材の存在が必ず必要と考えます。しかし、現在国内でアートマネジメントに関わる人々のうち、経済的な知識・経験を有している人材の数は、十分とは言えない状況です。近年の行政・民間による積極的なアートマネジメント人材育成のプロジェクト等々により、以前に比べれば飛躍的に経済知識を持つ人材は増えてはいますが、まだその人々の経験値はととても低い状況ではないでしょうか？（例えば実務経験として、経理の経験はあるが会計の経験まで及んでいない。数十人規模のプロジェクトマネジメントの経験はあるが、数千規模レベルのプロジェクトマネジメントの経験はない。組織構成員の短期的なマネジメントの経験はあるが、中長期的なモチベーションマネジメントの経験はない、など。） この現状を打破するために、主に下記2つの方法を採用することが必要ではないかと私は考えます。

通し番号	枝番	属性	keyword	意見
426	2	個人（会社員）	人材育成（アートマネジメント人材）	<p>(1) 大学・大学院におけるアートマネジメント人材の育成 (2) 既に社会経験が豊富で、経済性を理解している人材の、文化芸術業界への積極的スカウティング</p> <p>1) に関しては、ワーキンググループで提示された意見に賛成いたします。大学・大学院において、芸術性と経済性をともに教育する環境の更なる整備は急務と考えます。 2) に関しては、既に経済的感覚を保持している人材をこの業界に獲得することで、経済面からの戦略的優位性を確保するべきという考えによるものです。具体的には、民間企業での経験を経た専門的人材の雇用・業務委託契約等により、経済的知見を取り入れることが出来ないだろうかと考えます。一例として、ファンドレイジングの実務にあたって投資家との折衝に長けた金融機関出身者を採用することや、組織運営の実務にあたって民間企業での人事労務や教育研修の経験が豊富な人材を採用することなどが考えられます。それらの専門的知見を軸に、現場においては芸術性の理解を深めるプログラムを組んだ教育を施すことで、芸術性と経済性の両立が可能人材となり得るのではないのでしょうか。</p> <p>上記を実現可能とするための施策として、文化芸術の現場における専門的人材の雇用に関する税制優遇・インセンティブの確保、環境整備のための法的根拠の確立が必要と考えます。これらの施策によって育成された人材がパフォーマンスの高いアートマネジメントを実践し、限られた文化への投資が最大のリターンを生むように計り、我々のより豊かな生活が実現することを期待します。</p>
427		個人（その他）	人材育成（アートマネジメント人材）	<p>アートマネージャーの育成に関し、大学等の教育機関におけるカリキュラムにインターンシップを取り入れるなどして現場に則したものにすべきです。また、その必要性および専門性の高さ（※）を国民にしっかりと理解させるべきです。そのための方法として、審議で意見があったようにNHKの連続TV小説でアートマネージャーをテーマにするなど、より大衆的で即効的な方法を用いることは悪いことではないと思います。それによって即戦力ある人材を確保できるとともに全国にポストを増やすことへの理解も取り付けやすくなり、少人数で辛うじて運営している制作の現場に時間的・精神的ゆとりが生まれ、さらに教育機関からのインターンを受け入れやすくなるという好循環につながります。アートマネジメントを学ぶ学生の側にとっても、全国に専門性を生かした就職先がほばない現況では他の分野に就く者のほうが圧倒的に多くなります。その場合にほとんど役立たない教養（文化政策など）を学ぶよりも、早々に仕事の現場を経験して職業人としての心得を感得するほうが、社会に出るにあたって有効ではないかと考えます。資格制度にすることには反対です。確かにアートマネージャーとして活動するには教養や制度の理解も必要でそれが専門性の裏づけになると思うのですが、事務方が少人数で運営されており組織化されるに至っていない現況においては、職分がなくあらゆる仕事を自ら発見して実際に行動できる人材が必要なはずで、確かにその分野の知識もあるに越したことはありませんが、アートのジャンルは多岐に上るのですから（仮に4年制大学で育成するとして）4年でそのすべてのジャンルの歴史から現代の最先端の動向・日本のアートをとりまく制度・語学に至るまで習得するのは相当な無理を強いるものだと思います。それよりも現場で動ける精神性を養い、就業後、必要に応じて（相当、必要性を痛感することになるので集中力も高まると思います）教養を身につけたり制度を学ぶほうが実践的だと思います。※審議会の5期4回で高萩・唐津委員が述べています</p>
428		個人（団体役員）	人材育成（アートマネジメント人材、雇用）	<p>現実問題として、芸術性と経済性の両立が可能な知識・経験を有したアートマネジメントに関する人材を育成しているところはほとんどありません。そのための研究科を開設している大学が30数校あるということですが、卒業しても職場がないのが現状です。大学に残るか教授の道に歩むか、美術館の学芸員になるのは狭き門であり、民間の職場がほとんどです。民間企業である森美術館やサントリー美術館、資生堂ギャラリーなども、利益を出す部門ではなく支出事業として社内で扱われています。唯一美術の世界で収支を合わせているのが国からの援助をもらっていないギャラリー（画廊）ですが、どこも人材育成の余裕もなく、仕事をしているのが現実です。しかし、芸術性と経済性の両立の現場を知っているのは、画廊であり、この厳しい状況を学生に知ってもらうためにも大学と画廊との交流が必要だと思われます。職業として、画商を考えていかなければ、大量の失業者を増やすだけになると思います。</p>
429		個人（団体役員）	人材育成（メディア芸術・映画）	<p>「Web上に次代を担う新人クリエイターの作品発表の場を作る必要がある」というが、そもそもその認識はどこから来ているのか。また、作品発表の場とはいったいどんなものを指しているのか。既に様々な民間のSNS等で行われているものと何が違い、施策として行う必要性がどこにあるのか全く不明であると言わざるを得ない。</p>
430		個人（団体役員）	人材育成（メディア芸術・映画）	<p>「クリエイター同士のコラボレーションや分野横断的なプログラムの推進」の必要性がどこにあるのか。どのような主体が何のためにどのような規模で行うべきかまったく不明である。むしろ国の役割としては、既に活発に行われている取組みを阻害するような政策誘導や表現規制が行われないよう、自制もしくは表現規制の規制を行うべきではないか。</p>
431		個人（団体役員）	人材育成（メディア芸術・映画）	<p>「文化施設におけるメディア芸術に関する専門的知識を有する職員の育成」がいかなる規模でどんな場で行われるべきか、どんな能力を有する職員がどの程度の数必要なのか。それを具体的根拠とともに明らかにすることが先決であり、それなしに「大学におけるインターンシップの推進」などを行っても、単なる学生の意欲を搾取る無給労働を産みかねない。</p>
432		個人（団体役員、大学教職員）	人材育成（メディア芸術・映画）	<p>(2) 子どもからのメディア教育と裾野の拡大 これまで、文化庁や総務省が取り組んできたコンテンツビジネス振興策のほとんどが一部のエリートを強化しようという取り組みだったように思う。しかし、サッカーなどのスポーツと同様、自由な発想を必要とするクリエイティブな分野では、まず、裾野を広げることを考えなければならない。他の国同様、小学生高学年より、きちんとしたコミュニケーション教育を実施すべきだ。現在、文部科学省で、コミュニケーション教育の研究会で、主に演劇やダンスのワークショップを教育に取り入れる方向で検討がなされているが、そうしたことも、まずは、ユネスコや世界人権規約などで謳われている「コミュニケーションの権利」について、きちんと咀嚼した上での総合的なカリキュラムを組む必要があるではないか。</p>
433		個人（学生）	人材育成（メディア芸術・映画）	<p>「若手クリエイターの作品発表の場が少ない」とあるが、web上には、youtube、ニコニコ動画、pixiv、myspaceなど様々なSNSがあり、そこで作品の発表は活発に行われている。国家が作品発表の場を用意する必然性に説得力が無いのではないか。</p>
434		個人（団体職員）	人材育成（美術）	<p>学芸員の充実に加えて、国際的な活躍がめだってきた現在、フェスティバルなどで活躍するキュレーターの育成が必要。日本にはその育成機関が皆無。</p>

通し番号	枝番	属性	keyword	意見
435	1	個人 (大学教授職員)	人材育成 (美術、雇用)、美術館・博物館 (専門職員)	私ども京都造形芸術大学アート・コミュニケーション研究センターでは、アート、とくに美術と人々をつなぐコミュニケーションについて実践的な研究活動を行っています。また、「芸術表現・アートプロデュース学科」は、コミュニケーションとコミュニティを教育の二本柱として、アートと社会をつなぐ役割を目指す学生たちの学びに立ち合い、彼らが社会の中で活躍する場を少しでも広げるべく模索をしています。そうした立場から今回の審議報告における、美術館・博物館での人材育成と雇用創出のための枠組みについて、2点の提言を申し上げます。一つ目は、「美術館・博物館への就職を希望する人材を豊富にするための、インターンシップ制度の整備」についてです。まず、私たちはアートと人をつなぐ活動として、2004年よりACOP (アート・コミュニケーション・プロジェクト) を展開しています。これは、美術ワーキンググループの議論でも言及されたVTSと起源を一にする、いわゆる対話型鑑賞の取り組みです (審議報告P17)。8年間に及ぶ活動の中で、美術館・学校そして地域での実践を重ね、私たちはアート作品と人をつなぐコミュニケーションの重要性を深く認識するに至りました。また、ACOPの実践を経験した学生の中には、公私立の美術館学芸員や美術教師の道に進んだ者も少なくありません。彼らは在学中、幸運にもインターンシップや体験学習をする機会を得ていました。例えば香川県公立美術館に学芸員補として就職した学生は、在学中に小・中学校でのACOPによる鑑賞授業実践やワークショップの経験を積みました。そして、修士号が最低条件といわれる学芸員職を新卒で得ることができました。また、海外からも注目を集める「越後・妻有アートトリエンナーレ」事務局にも1名の学生が就職しています。彼女は2回生で学内での国際展覧会の運営リーダーを務め、その実績が評価され、3回生時に民間のイベント企画会社でのインターンを認められました。最後に、今年3月に本学を最優秀成績で卒業したある学生は、美術館での教育普及に関心を持ち、京都の美術館で行われたレジデンス型展覧会のスタッフを務め、その後、2つの公立美術館でインターンを認められました。いまはより高い専門性を得るべく大学院への進学を考えています。彼女たちがこうした進路を得られたのは、本人の努力とともに、そうしたがんばりを発揮できる実践の場に恵まれたことが大きな要因です。学外でのインターンシップやボランティアの経験は、大学で学んだ知識や技術をすぐに活用し、あるいは逆に「勉強だけでは通用しない」厳しさを体感する絶好の機会となっています。
435	2	個人 (大学教授職員)	人材育成 (美術、雇用)、美術館・博物館 (専門職員)	しかし、文化芸術活動の拠点である博物館・美術館でのインターンシップは、受け入れ数も内容もまだまだ不十分なのが実状です。博物館のインターン的な活動としては学芸員実習がありますが、法定の5日という短い期間では、広く浅い「体験」程度しか得ることはできません。また、多忙な学芸員にとっては、実習生を受け入れても5日間では何も教えられないし、かえって足手まといになっているようです (ちなみに、私自身はアメリカでの学生時代にNYの美術館で3か月ものインターンを経験しました。その経験が現在の活動につながっています)。例えば私が所属する芸術表現・アートプロデュース学科では、インターンシップを講義の一環として学生にも奨励しています。しかし、受け入れ先がなかなか見つからないのが悩みの種です。こうした現状を踏まえ、美術館・博物館がより多くのインターンシップを受け入れられるような枠組みの整備 (インターン生受け入れへの予算補助や、インターン学生の活動費補助等) を求めます。二つ目に、WGでも議論がなされていた「コミュニケーター」についてです。美術館・博物館で教育普及を担うスタッフは、子どもから高齢者まで多様な人々と向き合う必要のある、高度なコミュニケーターである必要があります。そのため、従来の研究・展覧会運営を担う学芸員とは異なる「教育普及専門学芸員」の地位の確立を求めます。例えば審議報告には、文化芸術が育む能力として「感性や創造力」と「コミュニケーション能力」が挙げられています (P4 (3))。この感性や創造力は個人の内面的なものといえますが、それを言語化するプロセスを経て、相手に伝える力=コミュニケーション能力が養われます。逆に、他者の意見を容受したり、自分との差異を思考する経験は、自らの感性や創造力の糧としてフィードバックされます。つまり、これらの「アートが養う力」は相補的な関係にあるといえます。こうしたコミュニケーションの場作りは、「誰もができる」といわれながら、実際には高度なコミュニケーション能力と、専門的なファシリテーション・スキルが必要です。ところがこうした仕事は、大半がボランティアの手に委ねられているのが現状です。アーティストや研究学芸員がプロフェッショナルとしての地位を確立しているのと同様に、「コミュニケーター」もプロとして社会的に認知される必要があると考えます。こうしたプロフェッショナルを養成する制度の整備とともに、通常の学芸員採用とは別に「教育普及担当学芸員」の採用枠を設ける措置を求めます。当初、私どもはこうした役割は学校教員が担えるのではないかと考えていました。しかし、講演や研修などの機会を重ねるうち、いわゆる「教師目線」で限られた年齢層の前に立つことに慣れた教員では、多様な年齢層で構成された人たちの集まる美術館・博物館でのコミュニケーション (例えば、ギャラリートーク) がまったくできないことに気づき、愕然としました。従って、ここでいう「教育普及専門学芸員」として学校教員をそのまま人材としてスライドすることは反対です。
436		個人 (団体職員)	鑑賞機会 (舞台芸術)	学校における鑑賞教室についても重要であるが、学校 (体育館等) での鑑賞教室では感性豊かな子どもたちに答えることが難しい。舞台芸術の魅力を知って更なる感動とマナーを身につけてもらうためには、文化施設での質の高い鑑賞教室を行うことが求められる。文化施設での鑑賞教室の拡大により文化施設の利用アップ並びに活性化にもつながり、舞台芸術に関する人材育成も図ることが出来る。
437		個人 (団体職員)	鑑賞機会 (舞台芸術)	将来への可能性があふれている子どもの時期に、可能な限り舞台鑑賞の機会を提供していくことは非常に重要な事です。しかし、現状は教育委員会には「必要だ」との思いがあっても、実施する予算はなし。地方自治体も税収減を補うために、かろうじて細々と行っていた鑑賞教室を次々と削減。という有様で、文化庁が行っていた「本物の舞台芸術体験事業」でかろうじて一部地域 (学校) に機会があったのでした。大都市では子どもが舞台鑑賞を希望すれば、機会は沢山あります。が、地方では子どもが鑑賞出来る舞台どころか、一般の舞台すら行われる事がほとんどない現状です。継続的に子どもたちに優れた舞台芸術を鑑賞する事が出来るよう、一層の配慮をお願いします。
438		個人 (団体職員)	鑑賞機会 (舞台芸術)	○子供たちが舞台芸術に触れる機会を充実させるためには、教育委員会を中心となって、そこに文化施設、文化団体等が連携できるようなプログラムを企画することが必要ではないでしょうか。
439		個人 (芸術家)	鑑賞機会 (舞台芸術)	私は、小学校の演劇教室や青少年巡回劇場や児童館巡回公演等を行っている者です。文化庁、文部科学省、厚生省等、子ども舞台芸術へ鑑賞機会に関しては、以前から色々な形で取り組まれ、実施されてきました。しかし、各自治体も予算の削減や事業の廃止なども多く、現状ではすべての児童青少年にその機会が与えられてはいません。全国で実施されている演劇鑑賞は、多くの場合は各上演団体の営業やオルグによって実施されています。そこには、上演作品の質や内容で決まるものではなく、その団体の営業力によるところが強いのです。また、学校など作品を選定する側も、その教師たちに忙しい中で任されています。鑑賞側も専門知識や能力があるとは限らず、それによって実際に鑑賞する児童に適正な作品が上演されているとは思えません。現状の少子化では、生徒数の減少などにより予算が集まらず、鑑賞行事そのものが実現不可能なところも少なくないのです。結果そのような学校に通う児童青少年には、その機会すらもなくなってしまいます。そのような不公平を少しでも改善していく事は、健全な児童青少年教育の立場からも行政民間に関わらず必要不可欠です。今回の審議でもそういった問題に真摯に取り組まれているようで、実現される事を強く期待いたします。実現に際しては、その方法について慎重に検討して、補助を広く配布することも重要ですが、作品の選定方法や質の向上に対しての十分な配慮が必要です。それには選定側の専門知識と共に、実際の鑑賞状況の把握した児童の感想や反応も評価対象とする必要があります。机上で想像するものと、実際に鑑賞している児童の反応は食い違うことも多いのです。取り上げている原作やテーマが名作であるか脚本の善し悪しだけでなく、児童にどのように受け入れられるかが重要と思われまます。これは、実際に上演する側、つまり制作を含め演出、出演者等スタッフ側の責任も大きいのですが、出来上がった作品が本当に良いものであるかを判断する事が重要です。実現にはかなりの負担もあると思いますが、今回の改革の実施には必要だと思います。選定のための適正な組織作り、それにより、適確な情報収集と現状把握、そして実際に子供立場に立った作品の提供が大切です。今回の改革や劇場法の裁定等で広くすべての児童青少年に鑑賞の機会が与えられ、勉強だけでなく授業の一環として、コミュニケーションや自己表現、想像力の向上に役立つことを期待いたします。

通し番号	枝番	属性	keyword	意見
440		個人 (芸術家)	鑑賞機会 (舞台芸術)	この機会を生むためにも、まずは、子供をもつ親が、子供を預けて舞台芸術を鑑賞する機会をつくりださなければならない。各地域の代表的な劇場には、託児を義務付け、それにまつわる経費を国が助成してはどうか。
441		個人 (公務員)	鑑賞機会 (舞台芸術)	「(3) 子供達が優れた舞台芸術に触れる機会の拡充」の中で、「子供達が出来るだけ小さい頃から、優れた舞台芸術に触れる機会を拡充」しつつ、「教育委員会や文化施設、文化芸術団体が実施する取組を奨励する必要がある」とありますが、これは都市圏ならまだしも、舞台芸術の催し自体少ない田舎に住まう子供達へその地域の自治体単独で個々実現を図らせるのは、難しいのではないかと思います。そこで、『演劇等に興味ある、一定範囲に住む地方部の子供達へ定期的に、県庁所在地近辺で催される舞台をまとめて見せに行く』など、地方自治体の垣根を越えた取組を行うように努めておくべきではないでしょうか。そこで、「(3) 子供達が優れた舞台芸術に触れる機会の拡充」の末尾に付け足す形で、「またその取組は、地方部における機会拡充の困難さを鑑み、自治体の垣根を越えたものとなるのが望ましい」とすべきではないでしょうか。
442		個人 (公務員)	鑑賞機会 (舞台芸術)	「地方は大都市圏での公演と比較して・・・多彩な文化芸術に触れる機会が少ない」について。地方だけでなく「都市圏 (大阪や名古屋など)」であっても、日本では東京に比べると、どこも触れる機会は少ないと思います。東京に集中しすぎているくらいがあると思います。地方が少ないというよりは、東京に集中しているという認識も必要かと思っています。私の勤務する会館は大阪府内で「都市圏」であるかと思いますが、大都市圏の東京と比較しますと、多彩な文化芸術に触れる機会はかなり少ないと思います。それは名古屋でも北九州でも札幌でも同様かと思っています。そのくらい東京都との格差はあると思います。
443		個人 (会社員)	鑑賞機会 (舞台芸術)	大変優れた見解、施策だと思います。実施については全ての子供が義務教育の中で年に1回以上は鑑賞(必須)国費で諸経費の半額補助・ただし子ども一人あたり最大1,000円までとする。が最も適切だと思います。全額補助にしてしまうと「無料だからやる」というねじ曲りが生まれかえって足腰が弱くなります。また、半額出るということでジャンル別に年2回やるところが出てくるかもしれません。実際の鑑賞会では子ども一人あたり1,000円以下がほとんどですが、会場費、遠隔地でのバス代などが必要な地域では一人あたり2,000円ほどを負担している学校、自治体もありますのでMAX1,000円は妥当かと思われます。是非にと思います。
444		個人 (団体職員)	鑑賞機会 (舞台芸術)、法的基盤の整備	国全体の文化・芸術水準を向上させていくためには、優れた芸術作品を、わざわざ中央まで行かずに見ることが出来る機会をもっと増やすことが必要なのではないかと日々感じています。舞台の数が増えることは、出演者のレベルを向上させ、観る機会が増えることはその地域の文化レベルを向上させ、一人ひとりのセンスを磨くことにつながります。コストがかかる割にすぐに結果が出るものではありませんが、地道な努力も長い目で見れば、得がたい財産になると思います。地方の文化活動の充実のための支援と、その根拠となる法律の整備を早急に求めます。
445		個人 (団体職員)	鑑賞機会 (舞台芸術)、舞台芸術の魅力発見事業	3具体的施策(3)すべての子どもたちが舞台芸術に触れる機会を設けるには、国の学校鑑賞教室を倍増させてもまだ間に合いません。民間の取り組みを奨励するとありますが、その具体策はどのようなものでしょうか。昨年度まで3年間実施された「魅力発見事業」は九州沖縄のように劇団等の移動運搬費にお金が掛かる地域には大変的を得た施策だったと思います。どこに住んでいても子どもたちが舞台を観る機会が同じように保障されるには、国の施策として具体的な予算措置を伴う必要があると思います。
446		個人 (自営業)	鑑賞機会 (舞台芸術)、子ども (コミュニケーション教育)	【本文】3具体的施策 (3) 子どもたちが優れた舞台芸術に触れる機会の拡充 「子どもの時期に、できるだけ小さいころから、優れた舞台芸術を鑑賞する機会を可能な限り多く提供すべきである。」という考えに賛成する。書かれているとおり、優れた舞台芸術と触れ合うことは我が国の経済や社会の活力にもつながる。だから義務教育では演劇鑑賞のみならず、演劇を通じたコミュニケーション教育も行うべきだ。
447		団体 ((社)日本芸能実演家団体協議会)	子ども	子どもの発達段階に応じて、多彩な優れた芸術の鑑賞機会、伝統文化や文化財に親しむ機会を充実するとありますが、実演芸術に関しては、近隣の劇場・ホールで恒常的に鑑賞機会が得られる地域は大都市圏に限られています。また、家庭環境や経済的な条件などから、子どもの実演芸術鑑賞の機会の確保を家庭にのみ委ねることは格差を広げることになりかねません。義務教育期間においては、あらゆる地域に住む子どもたちが、少なくとも1回は鑑賞機会が得られるよう目標を確立し、実現のための実施方法と国と地方公共団体、専門芸術団体等の役割分担の検討など工程スケジュールの検討が望まれます。文化芸術を通じたコミュニケーション教育、芸術教育についても、地域間格差があることから、全国各地に専門家が配置されるような施策が望まれます。
448		団体 (NPO法人しまね子どもセンター)	子ども	他の先進国に比べ、文化予算の割合が低い中で、このような審議が行われること自体がまず大変喜ばしいことと感じております。私どもは子どもの権利が守られる社会の実現を目指して、子どもの育ちを支援する活動を行っております。したがって、子ども関係の部分で、子どもの発達する権利、及び文化にふれ文化活動に参加する権利の2点から意見を述べさせていただきます。(3)子どもや若者を対象とした文化芸術振興策の充実には大変重要で、必要な取り組みです。ぜひ実現させてください。子どもの発達保障、発達支援という観点から、国策として、一定枠の予算を取り、どの子どもも1回は年齢に応じた舞台芸術作品にふれる機会を保障することはできないのでしょうか。幼稚園以上の子どもは、それなりの受益者負担が必要ですが、貧困家庭の子どもたちももれなく平等に恩恵が受けられるようにすべきだと考えます。乳幼児に関しては、6ヶ月でも1歳でも、年齢にふさわしい作品と出会うことが発達の上で重要になると考えます。この場合は、赤ちゃんと合ったゆったりとした空間が必要なもので、受益者負担だけでは実現が困難です。何らかの施策が必要です。ただ、行政や学校など教育機関だけにこの実施を任せないで、子どもの育ちを見守り、子どもの活動をしている民間に任せるという選択枝も追加していただきたい。この民間団体については、審査等のハードルを設けることも必要と考えます。子どもをだしにするようなことは避けたいので。また、子ども向け作品はどれでもというのではなく、作品の質を確保すべきです。特に乳幼児作品は、しっかり内容を審査した上で、オススメ作品のリストに挙げる等のハードルが必要だと思います。審査・評価の仕組みの検討は賛成です。審査の透明性も確保してください。日本の子どもたちが豊かな文化体験をつんでおとなになれるように、ぜひいい政策を打ち出してください。
449		団体 (日本児童・青少年演劇劇団協同組合)	子ども	「出来るだけ幼い子どもから若者までを対象とし、子どもの発達段階に応じて、多彩な子どものための優れた舞台芸術体験事業芸術の鑑賞の機会を充実する」の「子どもの発達段階に応じて」の指摘は特に大切と考えています。私達は1985年来、北欧、特にスウェーデンとデンマークの児童青少年演劇に注目してきました。対象年齢を絞り込んだ、少人数の観客、「生」の舞台交流が出来る空間を要素とした、丁寧に配慮された作品上演に接してきました。この十年来、日本でも様々な形での実験の上での上演が始まっています。仮に「0才からのお芝居」ともいっております。この活動を支援するシステムの早期の立ち上げを要望いたします。

通し番号	枝番	属性	keyword	意見
450		団体 (劇団如月舎)	子ども	私共は、大阪在住の児演協加盟劇団、「劇団如月舎」と申します。数年前以上前から、私共の上演地域 (関西) 内に、文化庁公演「子どもの為の優れた舞台体験事業」が、どんどん侵入しています。先生方は「只の文化庁」と呼んでいます。学校側は、「只だから、毎年文化庁に申し込むので、お宅は来なくていい。」と言われます。「2年連続、只の文化庁公演」も決して、珍しくありません。私共のお願いなのですが、演劇教室が、成立していない、たとえば、田舎の地域に行ってほしいです。文化庁公演は、いわば、関西劇団の営業妨害になっています。私共の必死の努力の徒勞に帰します。何とぞ、2年連続、3年連続、文化庁公演は勘弁して頂きたいと思います。関西には、プロアマ問わず、劇団が密集しておりまして、その上、東京からも10劇団位、関西に進入してきており、もはや共存不能の状況です。「只の文化庁公演」は出来ましたら、せめて大阪府下だけでも、全面中止にして頂きたく、伏してお願い申し上げます。
451		個人 (団体職員)	子ども	長い歴史の中で生まれ育まれ、今日まで守り伝えてきた伝統文化。大切に保存し、次世代に継承するため、幼い頃から理解を深め、親しまれなくてはならない。まず、子ども達に興味を持たせる、夢中にさせる指導者を育成しなければならぬ。三つ子の魂百まで。幼い頃に体得した事は、決して忘れない。取り組みの強化をお願いしたい。
452		個人 (団体職員)	子ども	子供や若者を対象とした文化芸術振興策の充実」とあるが、2-1-1「文化芸術を創造し、支える人材の充実」の中にも学校教育における芸術教育に関する方針を加えてほしい。芸術系の学校への進学率や創造活動を行う (または理解を示す人材) を増やすには、現在の学校教育ではあまりに比重が低すぎると思われる。芸術家の創作活動すなわち生き方を知ることを通して得られる価値観は教育という、意味では大きな価値がある。また、子供たちに自国の文化を知ってもらうと共に、他国の文化も学び、比較することで自国の文化に興味と誇りを持って貰えるような取り組みも推進してほしい。
453		個人 (団体職員)	子ども	一番は、予算を大幅に獲得すること。 2番は、すべての子どもが主体的に楽しむ文化芸術にしていこうこと・・・ひいては、楽しむ生活ができる大人に育てること。 3番目は、地域の住民のネットワークにより長期計画をたてて、すべての子どもに保障出来るシステムと助成のあり方を検討すること。 できるだけ幼い子どもから若者までを対象とし、子どもの発達段階に応じて、多彩な優れた芸術の鑑賞機会、伝統文化や文化財に親しむ機会を充実する。これが、すべての子ども達に対して平等に最低年に1回できればいいのですが、実態は、予算の関係でとてもおよばないのではないのでしょうか？たとえば、鹿児島県では、約30万人の対象の子どもがいますが、年に1回どころか、地域によっては成長するまでに1回も出会えずにおとなになっています。私たちの会の努力で年間約2万人の子どもの中には行き渡りますが、地域で総合的な行政と専門家と教育関係者及び民間団体の具体的な政策が必要かと思われまふ。単純に国で無料で無作為に行うのではなく、地域主体で、総合的にすべての子どもに文化芸術が享受できるような環境を大人の責任で生み出す必要があるのではないのでしょうか？私たちの会ではわずかな助成金や協賛金、ひとりからの入場料をとってまかっていますが、小人口地域など、困難なところは、本当にむずかしいです。また、離島や過疎地に無料で国の公演が行われることも、地域で粘り強く文化を手作りで行っている私たちの会にとっては、助かるどころか、会がつぶれる原因にもつながっています。行政が予算をつけるのではなく、国の無料施策をまつつもりだからです。そして、民間の会はチケットが高いと非難されます。いま、子ども達もおとなも主体的に足を運んでお金を払ってでも、文化芸術を鑑賞しようという国民性は育っていません。それどころか、テレビや自宅で受け身の文化を享受する世代となっています。いくら、学校公演などをしたとしても無理矢理みせられて、感想を書かせられる一環としてしか文化芸術を感じていない国民が多数ではないのでしょうか？主体的に、創造し、観客を育て、文化芸術を育てる国民をフランスやイタリアのように日常に文化芸術を楽しむ暮らしができる人間を創造していくことに力を注いでほしいと思っています。
454		個人 (団体職員)	子ども	子どもの頃から生の芸術に触れることは、人生をより豊かに生きることにつながると思います。日本の芸術水準を高めながら、それらが享受できる環境を整備されるよう期待しております。子どもの健やかな成長を願って文化芸術を地域に招聘している「子ども劇場おやこ劇場」の組織の力も文化発展に寄与する可能性があると思います。国としても何かしら連携出来ることはないかを検討していただきたいです。
455		個人 (団体役員)	子ども	重点策の3番目に子どもと若者対象の文化芸術振興策が掲げられていることは、大変重要だと思います。また、子どもたちが豊かに育つために不可欠な『コミュニケーション能力』を文化芸術活動を通してと言う施策も時代認識の上に立った先見性のある方向性だと思います。この施策実現にあたっては、文章内にあります「地域の教育力や社会全体で子どもを心豊かにほぐむ環境が失われているなどの課題」に対応すべく、学校というフィールドだけでなく、地域 (子どもの生活圏、小中学校区) というフィールドでの展開も是非考えていくことが必要かと思えます。同世代だけでなく、異年齢での子どもと若者が一緒に参加できる場、地域に生きる大人たち (高齢者も含む) とも関わる場、そうした多様な人間との出会いの場が設定されることにより、その成果も大きくなるものと考えます。
456		個人 (団体役員)	子ども	「できるだけ幼い子供から若者まで」という範囲の指定の仕方は具体性を欠く。またもっぱら鑑賞の機会を提供するように読めるが、適切な年齢で鑑賞の機会があればいいし、また舞台でなければいけない理由が不明である。自ら舞台芸術の創造に関わるような機会を充実させるというのであればそれを具体的に示すべきである。
457		個人 (団体役員)	子ども	地域の教育力や社会全体で子どもを心豊かに育む環境への取り組みは、自治体や地域住民の自主性がまず重要であって、文化芸術の裾野の拡大にあたっては、自治体や地域では実現できない事を明確にし、国が関与すべき範囲を限定すべきではないか。
458	1	個人 (団体役員)	子ども	私は、子どもの文化芸術分野のNPOで38年働いてきましたが、この間の活動を通じて、出会ってきた子ども達の状況に対して、生活環境、文化環境、自然環境、教育環境などのあらゆる角度で、子どもの健全な発達に深刻な被害をもたらしてきていると考えます。その根本的な原因の一つは、子どもの生活の隅々まで、商品という名の似非文化が進出し、支配していることです。もっとも象徴的なものは、テレビや映像であり、コンピューターゲームなどにより、子ども達は孤立化し、実際の人間社会での生活の中で、真偽すら理解できず、お芝居など楽しめる素養がとぼしくなっているのではないのでしょうか。子どもの発達段階を無視した、商業主義の氾濫が子どもの成長を阻害し、社会問題になって久しいにもかかわらず、子どもの文化=生活=あそびが、発達段階に応じて提供されず、子ども達が文化の創造の主体として尊重される社会環境が欠如し、商品やサービスの消費者としてのみ見られているのではないのでしょうか。今後の日本の文化芸術の展望を語るためには、今後の文化芸術の主体として子ども達をとらえなおし、長期的な視点で日本文化の再構築をはかることが重要であると思えます。この点は、真の表現者であり、享受者として国民が主体であり、文化芸術の裾野を広げ高める上でも、子どもの権利条約第31条の内容を深化させることを、今回の文化芸術振興の方針に盛り込まれることは重要であると考えます。その上で、子どもの文化芸術振興策は、子ども達が住んでいる地域によって成し遂げられるために政策を構築することが大切であると考えます。文化芸術を上からつくる考えではなく、今後100年の大局をみて優先順位を決めて欲しいものです。したがって、子どもの文化芸術振興策の土台は、生命と人権の尊重、多様な表現の交流と相互作用を基調にさせていただきたいと思えます。自然との交流、あそび、多様な人と文化、そして優れた芸術との出会いを特に子ども時代に豊かに経験することが大切であると考えます。

通し番号	枝番	属性	keyword	意見
458	2	個人(団体役員)	子ども	<p>そのような考え方で、抜本的に見直すことが必要であると思うのです。学校中心での優れた舞台芸術体験は、その成果も一部認められますが、やはり大きく見直し、すべての地域の子どもの還元していくためには、地域の文化NPOや教育NPOなどの継続的なバックアップが必要であり、多彩な住民とともに舞台芸術の出会いがなくては、その効果も充分発揮できないのではないのでしょうか。地域には文化ホールのないところもあります。しかし、住民は暮らしているのです。現在の優れた舞台芸術を学校で提供するという事業が、学校区で、住民ぐるみでと変えるだけで、大きな変化が期待できます。また、文化庁が決めて、各地方に作品を配給するやり方はやめて、地域や学校が希望する作品が上演実現できるよう支援するのが文化庁(国)の仕事ではないのでしょうか。その観点から、地方ごとに、きめ細かに各地の要望を集約し、作品情報を提供し、財政支援をできる外部機関をつくる必要があるのではないかと思います。また、コミュニケーション能力を高める方法論は、演劇的手法によるものがその成果が大きいと思いますが、土台に幼児期の大人との生活環境やあそび体験などさらに重要な課題も多く、幼児教育や学校教師、地域のプレイリーダーの育成を本格的に進めることが重要で、教育課程に演劇表現教育を必須とするなど教育面でも緊急に充実させなければならないテーマだと思います。また、野外活動の分野で体験活動の指導者によりコーンという組織を立ち上げた経緯がありますが、この文化芸術表現教育の分野でもこのような手法も必要と思われる。これ以上多くを述べることはできませんが、これまでも文化庁にお願いしてきた下記のいくつかの点を新方針にもりこんでいただけるよう要望します。子どもの舞台芸術を地域で長年とりこんできた子ども劇場が地域の子どもの達を対象に行う文化芸術活動を支援すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域における子どもの舞台芸術鑑賞活動に財政支援を行う ・子どもの文化芸術活動に対する社会支援、寄付等が寄せられやすくなるための寄付税制控除などの施策を行う。 ・地方での子どもの舞台芸術の質の向上と普及発展のための地域フェスティバル等への財政支援を行う。 ・地方での公演が活発に行われるよう、離島、小人口地域等への旅費、運搬費、宿泊費等の財政支援を行う
459		個人(芸術家)	子ども	子どもや若者を対象にした鑑賞機会やコミュニケーション教育の充実は今すぐに拡充しなければなりません。子どもたちや引きこもりニートになった若者と実際現場で向き合ってみて痛感します。いじめ問題にしても演劇の持っているツール、力が役立ちます。指導者養成も必要です。宜しくお願いします。
460		個人(芸術家)	子ども	子どもや若者を対象とした文化芸術振興策の充実を重点施策としたことは、これまでにないすばらしいことです。
461		個人(芸術家)	子ども	「文化芸術を通じたコミュニケーション～芸術教育を充実する」ぜひ実現してほしい。小学校や中学校、高等学校の生徒に、「劇場」で舞台芸術を体感する機会をもっと多く設けてほしい。また授業に芸術家をもっと関わることで広がる可能性をもっと議論し、教育現場に芸術家が関わられるようにしてほしい。そのための芸術家の選定システムや登録制度なども必要。
462		個人(芸術家、大学教職員)	子ども	文化庁在外研修員として視察した際に、ロンドン・シンフォニエッタの現代音楽の演奏会などは、高校生たちが音楽授業の一環として聴きに来ることができ、また美術館やその他のイベント会場の入場料が、子供には無料でした。ヨーロッパの先進国に比べると、子供、若者を対象とした文化芸術振興の予算は、極めて乏しいように思えます
463		個人(研究者、大学教職員)	子ども	「文化芸術を通じたコミュニケーション教育をはじめ、学校教育における芸術教育を充実する。」とあるが、子どもや若者と文化芸術の出会いをコーディネートする専門的な人材(コーディネーター)の育成、活用、雇用機会の創出が必要。また、学校がこうした取り組みを受け入れやすくなるための、現職の教員に対するコミュニケーション教育の啓発や普及、大学での教員養成課程を対象としたコミュニケーション教育の実践などが求められる。
464		個人(大学教職員)	子ども	(2)文化振興の分野にとどまることなく、幼少年次の能力開発は極めて重要なことであります。我が国においては、全ての分野において、「親しむ機会の充実」の提供が重要な課題として捉えられています。この経過報告においても、1(3)の中に、「できるだけ幼い子どもから若者までを対象とし、子どもの発達段階に応じて、多才な優れた芸術の鑑賞機会、伝統文化や文化財に親しむ機会を充実する。」と、謳われていますが、そうした親しむ機会を超えた取組みが期待されると考えています。
465		個人(大学教職員)	子ども	(3)広く多くの方々に機会を提供するのは必要なことであり、その取組みの拡充を図ることを支持致しますが、そうしたことではなく、世の中にいる、傑出した可能性を有する幼少年次の発掘と支援に取り組んでいくことが必要であると考えています。幼少年次にあって、幾多の素晴らしい能力の開花が期待されそうになったにも関わらず、家庭の経済状況、周囲の種々の動き(敏感さの欠如、ねたみ等等)から、真に可能性のある幼少年次の方々の方が台頭し、世の中で素晴らしい文化を創造することなく、推移していくのは、国家として極めて大きな損失と考える必要があります。幼少年次の世代に、国家として、教育機会を提供することが、この文化活動分野であろうと考えていますが、これらについて、抜本的な取組みの可否について、他の政策とのバランスに拘ることなく、むしろ他の政策との違いの必要性を強調されて、取組まれるよう、期待しています。真に意味のある人材はそう多くいるわけではなく、海外諸国における取組みにも配慮され、そうした人材を積極的に発掘し育成することが政府の役割であろうと考えています。
466		個人(公務員)	子ども	<p>○伝統文化や文化財と同じく、「古典」は日本文化及び日本人のアイデンティティの基盤となるものである。</p> <p>○ここでの「古典」とは、風土と歴史に根ざしながら、時と所を越えて広く享受される人間の叡智の結晶であり、人間性洞察の力とその表現の美しさによって、心を豊かにし、今日においても人々の魂をゆさぶる文学、美術・工芸・演劇・音楽・芸能などの芸術文化、茶道・華道などの生活文化など先達の活動によって生み出された歴史と伝統を有する文化的遺産をいう。</p> <p>○特に感受性豊かな児童生徒に、洋の東西、ジャンルを問わず優れた古典文化に親しめる機会を学校、家庭、地域それぞれで創意工夫し、適切な環境を整備することが重要である。</p>
467		個人(会社員)	子ども	<p>「できるだけ幼い子どもから若者までを対象とし、子どもの発達段階に応じて、優れた芸術の鑑賞機会を充実する」大賛成。私が担当している音楽祭「ラ・フォル・ジュルネ・オ・ジャポン」では、発達段階に応じて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・0歳からのコンサート ・夕方6時までに開演の公演には3歳以上入場可能 ・小学校低学年以下を対象としたキッズ・プログラム ・小学校高学年を対象としたアウトリーチ活動 ・中学生を対象とした、公開リハーサル ・高校生を対象とし、中高生席を500円で販売 ・音大生を対象としたマスタークラス <p>のように、充実させている。引き続き実施していきたいし、他の音楽祭、芸術祭にも拡がってほしいと考えている。</p>

通し番号	枝番	属性	keyword	意見
468		個人（自営業）	子ども	子供や若者を対象とした文化芸術鑑賞機会の増加は望ましいことである。また、コミュニケーション能力が第一問われるようになった今、学校教育で実演芸術の授業を必修化し、子供の頃からコミュニケーション教育を受けることが肝要である。身近な家族とのより幸せな接し方を知り、日本人以外の人々とも円滑な交流ができるようになるだろう。
469		個人（自営業）	子ども	学校で行われる舞台演劇教室などの重要性を訴えると共に、「本物の舞台芸術体験事業」の継続、舞台演劇公演への助成金の充実を求めます。私は、生の舞台や演奏、そして多様性のある文化は、創造性や感受性を育む為には必要不可欠であると確信しています。家庭ではテレビやDVDやTVゲームに夢中になっている子供達。CDを借りてJ-ポップやロックを聴いている子供達。ゲームや動画などの二次元文化や、メディアが一方的に流すインスタント文化だけで、どのような人間が育つでしょうか。決してTVゲームやJ-ポップが悪いと言っている訳でもありません。この事は学校給食に例えると判りやすいかもしれません。子育て支援を支給する傍ら、子供のための文化予算を削る事は、「学校の給食を廃止して、その換わりにお金をあげるから各家庭でお昼ご飯を用意して下さい。」という事に近いのだと思います。給食は栄養が偏らないように工夫されていて、皆で同じモノを、同じ場所で食べる事に意味がある。家庭の食卓とは違う利点が沢山あると思います。「お金をあげるから家庭でやって下さい」では、その家庭環境に都合の良い物しか与えなくなる懸念が生じる。栄養と同じで「偏る」のは絶対に良くありません。子供は好奇心と感受性の固まりです。色々な種類の芸術を数多く体感させてあげる事が大切だと思います。それにより五感や想像力の幅は飛躍的に広がるはずであります。一般家庭で日本の民謡、クラシックや民族音楽、歌舞伎や生の演劇等をまんべんなく見聞きさせようとする家庭がどれだけあるでしょうか。子育て支援も結構ですが、この予算がTVゲーム代に回る可能性もあるのです。「お金を渡す」＝「子育て支援」この方程式は少し安易だと思われまます。また、生の舞台などに触れる事が難しい過疎地の公演も、学校公演であれば予算も少額で行えるメリットがあります。私は児童演劇の音楽制作に関わらせて頂いておりますので、学校公演の実態や、劇団の作品制作過程も見せております。少子化による児童数の激減、昨年のインフルエンザ騒動による公演キャンセルなどにより、各劇団も窮地に立たされております。それでもなお、子供達に少しでも良い舞台を提供しようと、夜遅くまで稽古を積んでいる姿を見かけます。「守る文化」同様「育てる文化」の重要性を訴えつつ、日本の文化がモノカルチャーにならない為に、文化庁の皆様、今後とも宜しくお願い致します。
470		個人（その他）	子ども	貧しい国の文化予算の中で、市民運動として芸術文化活動を支えてきた市民劇場や子ども劇場などの団体の功績をまず国は認めるべきだろう。その上で今後の国の施策を打ち出していくべきだろう。これまで公共の果たすべき役割を担ってきた市民運動や団体への礼儀ともいえるのではないかと。これと同様のことが小学校や中学校、高校などの演劇鑑賞を戦後の混乱した時代から始め今日に至っている演劇団体や芸術団体についても言えるのではないだろうか。現に学校において鑑賞教室を実施している民間の芸術団体があり、年鑑700万とも800万ともいえる鑑賞の場を作っているのだから。そこがこれまで果たしてきた役割を認めないまま、これからの時代についても理解が得られにくいのではないだろうか。コミュニケーションをツールとして考えるのではなく人間を理解しあうものとしておさえたい。合理性、経済性だけでこの重要な問題を考えないようにしたい。
471		個人（その他）	子ども	総論は全く賛成です。その現状認識に対する充実策について、少し不十分なものがあると思います。それは、子どもの文化芸術の発展の為に日々努力している創造団体やNPO団体、自主的な任意団体の事が一言もふれられていない事です。尾道子ども創造は、目的を「この会は、子どものための優れた芸術を鑑賞し、児童文化（古い言葉ですが）の創造発展に努力します。それをとおして、子どもたちの友情と自主性、創造性を育み、健全な成長をはかります」とし、1974年に発足し、36年間生の舞台鑑賞と自主活動を行ってきました。この間232回の生の舞台鑑賞を行い、約103人（延べ）が鑑賞しました。会員も1,000人を超えた年もありましたが、現在は200人弱の会員が楽しんでます。経済状況が悪くなると一番に削られるのが文化費です。しかし、文化は子どもにとって欠かせないものです。特に生の舞台芸術は、バーチャルな経験が多い子ども達にとっては、生身の人間が演じる舞台を観る事によって、より実体験に近い感動が有り、生きる勇気と創造性が育まれると思います。子どもの為に良質な生の芸術を創り続けている創造団体、そこと協力して子ども達に届けている子ども別功に対して、団体助成をしていただく様お願いします。団体助成がむずかしければ、創造団体が移動する際にかかる経費助成をお願いします。
472		個人（その他）	子ども	貧しい国の文化予算の中で、市民運動として芸術文化活動を支えてきた市民劇場や子ども劇場などの団体の功績をまず国は認めるべきだろう。その上で今後の国の施策を打ち出していくべきだろう。これまで公共の果たすべき役割を担ってきた市民運動や団体への礼儀ともいえるのではないかと。これと同様のことが小学校や中学校、高校などの演劇鑑賞を戦後の混乱した時代から始め今日に至っている演劇団体や芸術団体についても言えるのではないだろうか。現に学校において鑑賞教室を実施している民間の芸術団体があり、年鑑700万とも800万ともいえる鑑賞の場を作っているのだから。そこがこれまで果たしてきた役割を認めないまま、これからの時代についても理解が得られにくいのではないだろうか。コミュニケーションをツールとして考えるのではなく人間を理解しあうものとしておさえたい。合理性、経済性だけでこの重要な問題を考えないようにしたい。
473		個人（団体職員）	子ども、 支援の在り方	子どもや著者がおかれている現状を学校巡演等の現場から見ると、文化芸術振興策の充実を重点施策としたことを全面的に評価するものです。子どもたちが優れた舞台芸術に触れる機会の充実、それに伴う支援制度の抜本的見直し、特に原稿の赤字助成の仕組みを廃止することを是非ご検討いただきたい。
474		個人（その他）	子ども、 支援の在り方	子どもや若者を対象とした振興策を重点施策としたことを評価します。現在の小中だけでなく高校へも広がることを願います。すきんだ子ども、若者には、心を開く扉が必要です。私達は生の舞台や、ワークショップの現場で体験しております。〔1〕-②支援制度の見直しについて。現行の赤字助成の仕組みを廃止することを考えていただきたい。
475		個人（団体職員）	子ども、 指定管理者制度	第2次基本方針「5、子どもの文化芸術活動の充実」でも取り組みとして、「様々な学習機会を活用し、～優れた文化芸術の鑑賞機会の充実を図る」とされており、そのための「本物の舞台芸術活動体験事業」などいくつかの施策が示されて、予算もそれなりつついているが、費用対効果を含め検証がされているのか疑問がある。予算配分にしても総花的ではなく、「選択と集中」ではないが、効果が上がるものとしていただきたい。こうしたことから今回の取り組みで示している1でできるだけ～芸術の鑑賞機会、伝統文化や文化財に親しむ機会を充実する」とあるが、文化庁としてどのような支援をしていくのかが分からない。ほかの項目にもいえるが、“画に描いた餅”で終わってしまう恐れを危惧している。 <参考> 項目等はありませんが、平成15年の地方自治法改正による「指定管理者制度」は、地方の文化会館を疲弊させてしまっている。本来、文化会館は文化芸術の振興や市民文化の向上などをミッションに掲げ事業を推進してきたが、地方自治体の財政が厳しい中で、民間を活用した指定管理者制度への移行は、身分の不安定から人材の流出、利用料金の向上のために、貸館業務が多くなり、本来のミッションから大きく方向転換をしてしまっている。指定管理者制度が7年を迎えるなか、地域文化の中核を担う文化会館がこのままいいのか国としてもぜひ検証願いたい。（自治法の所管は総務省であることは認識していますが）

通し番号	枝番	属性	keyword	意見
476		個人（会社員）	子ども、指定管理者制度	6頁子どもたちが優れた舞台芸術に触れる機会の拡充 短期期間の成果を求めている、子どもたちへの文化の根付きにはならない。教育機関と連携して成果をあげるには小学校なら6年間一貫した育成・体験期間が必要である。現在、教育・文化施設にみられる3年から5年間の指定管理者制度では、文化の中心となる場所になれていない・させない傾向になっている。安定した管理システム制度を取り入れて教育関係・文化施設・団体の全体で長期で子どもたちの文化政策について取り組むべきである。
477		個人（団体職員）	子ども（鑑賞機会）	私が子どもの頃、学校での鑑賞会や学芸会など、文化芸術に触れる機会がありました。今、私が舞台芸術を好きなのも、母親の影響もありますが、学校でその機会があったことも大きいと感じています。最近の小中学校では、時間数の関係からそういった行事が削られているところも多いと聞きます。それは残念です。私には子どもはいませんが、4歳と2歳になる甥っ子がいます。彼らにそのようなチャンスが与えられないのだとしたら、大変悲しく感じます。個人的なことではありますが、小中学生の頃、私はあまりクラスで人気のある方ではありませんでした。どちらかと言えば、いじめられっこに属する方の立場でした。勉強は苦手ではありませんでしたが、積極的なタイプではなかった。でも、学芸会などの行事は好きで、それは私にとって、自分の得意分野を表現できる機会でした。子どもにとって、勉強だけでなく、スポーツでも文化芸術でも、何か認めてもらえるポイントがあるというのは、とても重要だから、その種類が一つでも多く存在する学校生活であれば、と思います。私は、京都に住んでいます。京都には大学も多く、伝統的な芸術文化も存在するので、比較的、文化芸術に触れる機会は多い方だろうと思います。大阪の大都市へも簡単に出て行けます。ですが、地方に住んでいる知人の話などを聞くと、文化芸術に触れる機会の数も種類も非常に差があるのを感じます。演劇など、大人数と大掛かりな舞台セットを必要とする芸術は、なかなか地方各地へまわるといことも難しいのが現実でしょう。少人数の小さなパフォーマンスは観る機会があっても、大掛かりな演目は一部の限られた地域の人しか観られない。それはあまりに不平等なことだと思います。全ての人が平等に（それは地域間の差だけではありませんが）、文化芸術を享受できるようになることを、祈る思いでいます。
478		個人（団体職員）	子ども（鑑賞機会）	昨今の経済情勢の中、集客率・収支率に重点を置く子ども（特に未就学児）を対象としたコンサートの実施が困難となっています。しかしながら、将来を担う子供達に対し、本物の文化芸術に触れる機会を提供し、感性や創造力を育む環境をつくることは、会館を運営する指定管理者としての使命でもあります。富士市文化会館（ロゼシアター）では、小中学生を対象とした招待コンサートを毎年実施しています。このコンサートは、市内小学6年生と中学2年生をバスで送迎し（費用は財団）、ホールにおいてオーケストラの演奏を鑑賞する機会を提供しています。各自治体の財政状況にもよりますが、予算がなくて実施ができないという現状は否めません。この類の事業は、継続してこそ意味があります。自治体毎の格差を打破するため、そして何よりも子供達の将来、日本の未来を考えるなら、鑑賞型の事業だけでなく、このような子供や若者を対象とした事業にこそ、率先して補助金制度を適用するべきだと考えます。
479		個人（団体職員）	子ども（鑑賞機会）	文化庁の学校巡回事業だけでは、圧倒的に実施数が足りません。文化庁事業に該当しない場合、民間の芸術団体への個別支援を検討してください。もしくは、文化庁事業を個別団体支援に変えて下さい。（芸術文化振興基金の巡回公演事業に対する支援の拡充）また、学校における芸術鑑賞事業を義務化するよう、文科省と連携してください。
480		個人（団体職員）	子ども（鑑賞機会）	確かに20代の私も文化とのふれあいは生活していく中で非常に少ないです。どうしても[文化]そのもののイメージが昔っぽいというか現代から少し離れているものという感じがしてしまい、あまり興味がわかないのが文化に対する正直な意見です。わたしのように文化に興味のない10代～20代がより身近に感じるような時代に沿った文化を常にリサーチし、提供してほしいと思います。
481		個人（団体職員）	子ども（鑑賞機会）	今まで実施している0歳児から入場可能と3歳児から入場可能な音楽のコンサートは、幼い子どもでも楽しめてチケット料金が低価格なので、今後子ども向けのコンサートを続けて実施して、鑑賞機会を充実すれば良いと思います。学生料金がある公演は、とてもお得なので学校や音楽関係者に宣伝をして勧め定期的に展示室では文化芸術の作品の展示や体験できるコーナーを活用すれば、芸術教育が充実できると思います。
482		個人（団体職員）	子ども（鑑賞機会）	子どもから若者までを対象とし、子どもの発達段階に応じて、多彩な優れた芸術の鑑賞機会、伝統文化や文化財に親しむ機会を充実することはとても良いことです。劇場まで行って、お金をかけてしなければならない環境ではなく、親に負担をかけない環境作りが大事だと思います。例えば、テレビの内容を充実すると同時に表現の自由かもしれませんが、教育上に悪影響を与える内容を制限する等の策を取組んで欲しいです。
483		個人（団体職員）	子ども（鑑賞機会）	私は平成5年11月に開館しました市の文化会館を運営する団体職員です。当会館では年間40本以上の自主事業を行なわせていただいておりますが、近年の厳しい財政状況から当会館の事業にあてられる予算も少しずつ減少傾向にあります。その中で開館当初より子どもを対象とした普及事業として市内の小中学生を招待してプロの交響楽団の音楽を聴いていただく事業や各小学校に出向いて様々な種類の音楽に触れていただく事業を続けています。また、育成事業として小学生から高校生を対象とした市民ミュージカルスクールも行なっております。これらの事業をきっかけにプロの俳優や演奏家、舞台技術者をめざす子どもも多くおり、実際に多くの子どもが職業として芸術の分野に就いています。職業としなくても趣味として大人になっても様々な芸術分野に携わっている方も多くいます。これからは、地域文化芸術の充実のためにこのような事業は続けていくべきで、子どもたちにさらに多くの分野の芸術に触れる機会をあえて、将来多くの芸術分野に関わっていただくきっかけをふやしていくべきだと考えます。現在も、これらの子ども向け事業にはそれぞれの趣旨にあった機関より助成金をいただいているものもありますが、これから益々厳しい財政状況が予想される中で子どもたちに安定して優れた芸術文化に触れていただく機会を減らさないための援助をしていただける機関を縮小せずにより充実していただきたいと願います。
484		個人（団体職員）	子ども（鑑賞機会）	人が生活をする上で、心のゆとりや潤いというのは不可欠なものだと思います。情報が多様化している現在、その手段は多数存在しており、舞台芸術や文化に触れるということもその一つです。どのようなものが感動できるのか、心に響くのか、安らげるのか。その手段を知っている人には容易なことでも、体験したことのない人にその素晴らしさを言葉だけで理解してもらうのは難しいでしょう。しかし、幸い私たちは文化会館の運営という団体に携わり、芸術文化に触れる機会を提供できる環境にいます。この機会を提供することで、少しでも多くの人に感動を得てもらいたいと感じています。子どもたちは大人に比べ経験値が少ない分、その感受性が形成される発達段階にあり、様々なものが吸収できる時期にあります。驚きや感動を体験を通して感じ取る、その感じる心を育むことにつながることはとても大切なことだと思います。その手助けとして、私たちは未就学児でも入場可能なコンサートや、学校招待コンサート、学校訪問コンサート等の事業を展開しています。これらは普及活動となるため、企業でいえば収益にはつながらない赤字事業で無駄と捉えられる事業でしょう。しかし、私たちは公益法人であるために補助金や助成金をいただくことができ、事業を継続することが可能となっています。直接の収益につながるものではなくては決してありえないかもしれませんが、そこら育つ心の豊かさは何物にも変えられない財産だと思います。家庭や学校単位では環境に差があるかもしれませんが、それを広く平等に少しでも多くの子どもたちに提供していくこと、私たち公益法人だからできることではないかと思っています。事業に参加した子どもたちの感想には、とても素直に驚きや感動、喜びが記されています。先にも述べたとおり、補助金や助成金等の補助を受けての運営ですが、このような機会を提供し続ける環境でありたいと願います。

通し番号	枝番	属性	keyword	意見
485		個人（団体職員）	子ども（鑑賞機会）	子どもや若者に文化に触れさせるためには、まず知ってもらうことから始める必要がある。子どもたちは、塾やその他の習い事がありその合間にポータブルゲームに興じ、若者はインターネット・カラオケ・漫画喫茶など時間を埋める材料はいくらでもある。その中で、子ども・若者に文化を提供するには、無料公演を多く実施する他ない。ただし、授業の一環としての芸術鑑賞会などは、「聴かされている」「観させられている」という様に感じる子どもが多く、あまり意味をなさないのではと思う。各々が自らの意思を持って公演を鑑賞してこそ、初めて真に芸術に触れたといえるのではなかろうか。ただ、学校行事としての芸術鑑賞を否定しているのではない。この鑑賞会によって興味を持つ子どもがいることも確かだと思ふ。そして、子ども・若者を対象とした無料公演を実施するにあたり、ある程度の審査は必要ではあるが、国から全額助成という形がとればそれが一番の理想である。現在の助成金のシステムは入場料金を徴収することが義務付けられているものも多く、そうすると助成対象から外れてしまう。これでは自己財源からその全てを捻出するしか方法はなく、無料公演を提供することは不可能に近い。子どもたちの『芸術文化』に対する理解と造詣を育む事こそ、全ての道に通じていくと思う。今の子どもたちが文化に接する機会が増えていけば、何年後・何年後かに文化人口は今よりも格段に増え、人材育成にもつながり、有形・無形の文化財の継承者も確実に増え、文化芸術による観光振興・地域振興にも繋がる。そして、文化人口が増えれば、国はその受け皿を用意する必要性が生じてくる故、必然的に国家予算に占める文化予算も増えてくるであろう。あくまでも、一つの考えに過ぎないが「子どもの育成」こそ、今後の日本における文化レベルの向上に絶対必要不可欠なことだと思う。
486		個人（団体職員）	子ども（鑑賞機会）	子どもの頃に本物の芸術文化に触れるという経験は心を豊かにし、大人になってからの生活を楽しいものにしてくれると思いますから、学校の芸術鑑賞教室などをふやしたりして、保護者などにも関心を持ってもらえるような環境をもっと充実させていってほしいと思います。
487		個人（団体職員）	子ども（鑑賞機会）	子供のころから多彩な舞台芸術にふれる事は大事なことで大賛成です。併せてご検討頂きたいのは我々文化芸術関係者が学校、教育関係者との連携を図るに当り、コーディネーション的役割を担当する方が必要です。数年前に「言葉について考える体験事業」で、参画させて頂きました。地元の小学生に自分の町の賛歌を即興で作って、曲を付けて一緒に歌う企画です。その時は国語課の方がコーディネーションして下さい、地元会館、教育委員会、小学生等の関連セクションとの調整をして頂けたので成立しました。子供たちが優れた舞台芸術に触れる機会はとても大事なことなので、実務作業、コーディネートを国語課を絡めて進めて頂けたらと思います。
488		個人（団体職員）	子ども（鑑賞機会）	小さいころから、舞台芸術に触れる機会はとても良い機会だと思います。私の小・中学校時代には、そのような機会が十分にできていなかったと思います。今、文化芸術といわれてもピンとくるものがありません。次代を担う子どもたちには、創造性・感受性を豊かにほぐんでいく良い機会だと思います。文化芸術をただ鑑賞・体験してもらっただけではなく、その時代の子どもの傾向など興味がわくことを伝える必要があります。ワークショップの開催においては、文化芸術を伝える大人と一緒に活動を行えば、印象に残り将来へのビジョンが抱けると思ふ
489		個人（団体職員）	子ども（鑑賞機会）	③子供たちが優れた舞台芸術に触れる機会の拡充 次代を担う子どもたちに豊かな創造性、感性等をはぐくむため、子どものうちに優れた舞台芸術に触れる機会を拡充することは賛成であり、是非とも願ひしたい。特に都市部でない地方に行くほどそうした機会は少なく、大人になったときに芸術に対する感性が磨かれていないため、グローバル化の中で日本人が世界に相手にされなくなる懸念がある。子どものうちに優れた芸術に触れる機会を増やすことは、日本人の文化的素養、世界に通用する人間を育てるうえで不可欠と思う。特に機会の少ない地方を拡充していただきたい。
490		個人（団体役員）	子ども（鑑賞機会）	子どもや若者までを対象とし優れた芸術の鑑賞機会や伝統文化等に親しむ機会を充実することは、非常に重要なことだと考えます。近年、子どものための優れた舞台芸術体験事業が拡充され、子どもたちが芸術に触れる機会が多くなってはいます。しかし、それは義務教育の場においてであって、高等教育機関におけるそれは非常に少ないと言わざるを得ません。したがって、小学校、中学校で確保されていた鑑賞の機会が途切れてしまいます。もちろん、成長の過程においていろいろな文化に触れる機会があることは重々理解しておりますが、意識を持って芸術文化に触れる機会を作ることが必要でしょう。こういった点も取り組みを進める上で考慮して頂きたいと考えます。
491		個人（団体役員）	子ども（鑑賞機会）	ワールドカップ・サッカーが、大きな盛り上がりの中、閉幕されました。サッカーが、これだけ人気が出て来たのは、『見ることでプレイすること』の機会が、それも子ども達に、『うーんと』広がってきたことが大きな要因だと思います。ぜひ、演劇も、そうやって欲しいと思います。地域のホールや学校で『見たり演じたり』する機会を拡充して下さい。そうすれば、『文化芸術立国』は実現します。
492		個人（芸術家）	子ども（鑑賞機会）	子供や若者を対象とした支援の充実を期待します。殊に若者高校生の芸術鑑賞が、学校の自主的な意識と、劇団の努力でこれまで持続されていたにもかかわらず、むしろ減少の傾向が強い、学校教育のなかで芸術鑑賞、ことに演劇を選択することは、冒険であり、生徒と、芸術家への信頼がなければ、成功しない。その選択と実行の過程のなかにも、文化芸術を育て土壌が養われる。国による助成とともに、年一回の芸術鑑賞の必修を全国高校に義務づける自信を文化国家としてもってほしい。
493		個人（芸術家）	子ども（鑑賞機会）	現代の子供たちは公園での遊び制限や公道の車両増加による危険などで、外で遊ぶことも少なく、テレビやゲームなどのバーチャルな世界にどっぷりと浸かっているように思ふ。また、塾や習い事で家にいる時間も少なく、生の芸術に触れる機会は家庭では与えるのがなかなか難しいと思ふ。是非学校教育の現場で、少なくとも年1回こうした文化芸術を鑑賞する機会を設けたり、芸術を通して他者とのコミュニケーションの能力を拡充する時間が増えていくことは、子供たちの豊かな創造力・想像力を育み、次世代を担う若者を育てるために必要と感じます。今回文化芸術振興策の充実を重点施策としたことは上記の意味において高く評価し、是非とも実現してほしいと思ふ。
494		個人（芸術家）	子ども（鑑賞機会）	60年前位から、劇団と学校現場の先生とが子どもたちに生の芸術との出会いを作り、今では小学校の場合は、学校行事の一つになっている所が多くなってきています。が反対に残念ながら、授業時間が足りないとかカットする学校がここ数年増えてきました。生の芸術に触れることの大切さは言うまでもないと思ふますが、心を鍛え、しなやかな感性を育てて感動を友達同士で共有し感動の気持ちを何倍にも広げていける。そのような体験を人生のもっとも短い1度しかない大事な子ども時代に、1回でも多く出会いが作れるように希望します。バンクーバーでは、1ヶ月に1度の割合で芸術鑑賞を学校・クラスでやっているのと聞いたことがあります。豊かな文化が育まれている国は、心豊かな人間が育まれていくのではないのでしょうか。それから、観劇料金が最高一人800円。低い所は300～400円しか出せないで、観劇会はできませんというところも少なくありません。提案です。劇団への助成をぜひ、おねがいします。もちろん、子どもたちへの助成もです。せめて、年に1回は、日本全国すべての子どもたちが、生の芸術に出会えること、児童・青少年の芸術活動している人たちも、心豊かに日々が送れる援助もお願いします。

通し番号	枝番	属性	keyword	意見
495		個人（芸術家）	子ども（鑑賞機会）	子どもたちが優れた舞台芸術に触れる機会の拡充について明記されていることは、特に素晴らしいことです。この施策を具体化するために、東京都の墨田区のやり方を参考にさせていただけたらと思います。墨田区立の小学校では、日本児童青少年演劇団協同組合・区の教育委員会・校長会・児童文化研究会が連携、協力し、大規模校も小規模校も学校の規模に関係なく、希望する作品を、廉価な料金の個人負担で鑑賞できるシステムで、生の舞台芸術鑑賞教室を実施しています。地方自治体では、様々な方法で、小中学校内での舞台芸術鑑賞活動を助成している所がありますが、学校ごと、個人ごとの平等感、作品選びの自由さ等において、墨田区のシステムはとても参考になると思います。
496		個人（芸術家、大学教授職員）	子ども（鑑賞機会）	現状でも、学校や地域に一流の芸術家が“出前”する企画は成果を上げているが、まだまだ数が少ない。また、創造教育の刺激を与えるという点ではまだまだ物足りない。オペラ・バレエからミュージカル・伝統芸術（能・歌舞伎など）は、資金不足で地域に行きづらい。多くの子どもたちが、鑑賞・体験できる文化の土壌開拓に資金を投入すべきであろう。また単なる鑑賞だけでなく、ワークショップ等の文化芸術の基礎的な活動への支援を強化すべきであろう。そういったワークショップを企画・運営できる人材の育成に対して、もっと予算を付けるべきであろう。特に若い演奏家・作曲家などの企画・制作・実演に支援して欲しい。また、創造者（詩・作曲・台本・演出など）にも、充実した支援をすべきである。とにかく日本の現状では、実演者の支援に目が奪われがちで、肝心の大元の根源＝作品や演出等を生み出す創造芸術家のことをおろそかにしがちである。先進国としては真に恥ずかしい民度の低さと言える。
497		個人（教職員）	子ども（鑑賞機会）	学校教育における芸術鑑賞教室の推奨と学校と地域の文化芸術振興出来るだけ若い時代に大きな喜びや感動を与えてあげることは教育の基本の一つです。その大きな喜びや感動が、心の豊かさや安らぎをもたらせば、それはその人の一生の財産となります。“美しいもの―芸術―”にあこがれることは万人に共通しています。子どもや若者を対象とした文化芸術振興策の充実のために取組みたいこととして第一に、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の各段階で学校行事として“芸術鑑賞教室”を取り入れ、伝統文化や文化財に接する機会をもっと増やしたい。その際、単に“芸術鑑賞”をするだけでなく、事前の準備を十分やって臨みたい。例えば高等学校等では、総合的学習の時間を活用し、文化芸術を通じたコミュニケーション教育をはじめ、学校教育における芸術教育を充実する。一例として芸術鑑賞教室として“オペラ鑑賞教室”を取り上げるならば、オペラとは何か。作者や作品の時代背景等できるだけ予備知識を持って鑑賞したい。こうした計画的な指導を通じ、優れた芸術作品を鑑賞し、“芸術の真髄”にふれさせ“芸術”と何かを学ばせたい。また、プロの芸術家の演技等（作品や演奏を含め）鑑賞することにより、大きな喜びや感動を与え、心の豊かさを育て文化芸術を大切にする精神を培いたい。こうした“芸術鑑賞教室”を希望する学校に対して国レベルで一定の予算を確保して、学校行事として取り組みやすい体制を整えたい。第二に地域社会に対して、子どもたちや若者を対象とした文化芸術振興策を策定させ取り組ませる。例えば、学校の長期休業期間等を活用し、主として小学校・中学校の子どもたちに対して“アートウィーク”の期間を設け、地域の美術館、博物館等を無料開放するなど、芸術に直接ふれさせる機会を積極的に作りたい。“アートウィーク”には原則として全員参加で、学校ごとに課題を設けるなど工夫をして、文化芸術に対する関心を子どもたちに培わせたい。東京都では、平成20年5月に東京都教育ビジョン（第2次）が策定されています。その中で重点施策として「日本の伝統・文化に対する理解の促進」があります。この推進計画は、子どもや若者を対象とした文化芸術振興策の充実と深く係ってきます。国はそれぞれの地方公共団体が文化芸術振興策にどのように取り組んでいるのかを正確に把握し、無駄のない合理的な重点施策を策定し、「文化芸術立国」の実現を目指していただきたい。
498		個人（公務員）	子ども（鑑賞機会）	子どもたちが優れた舞台芸術に触れる機会の拡充が、未来を担う子どもたちには必要であり、これまで同様、文化庁が実施していた「本物の舞台芸術体験事業」や「学校への芸術家派遣事業」を継続して実施いただくことが必要と考えております。
499		個人（会社員）	子ども（鑑賞機会）	0歳児からでも「音楽を聴く・舞台を観る・体験する」ことのように芸術文化に触れる機会を多くとっていききたいと思う。
500		個人（会社員）	子ども（鑑賞機会）	とても素晴らしい意見だと思います。親の関心や経済力で文化芸術に触れる機会がずいぶんかわります。私のように低所得者のところに生まれた子はチケット代の高い芸術文化に触れることは難しくなります。所得の高い家庭でも親の関心が薄ければ機会はなくなります。ぜひ幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校など学校教育の中でそのような機会が増えればどの子も文化芸術にふれることができると思います。また妊娠中、乳幼児の親子などにむけても検診時にそのような機会があれば親へむけて関心を引き出す機会になると思います。ぜひ、子どもの発達段階に応じた多彩な企画が実現されますようによろしく申し上げます。
501		個人（会社員）	子ども（鑑賞機会）	文化芸術が、衣食住と同じレベルで人間のこころの成長にとって欠かせないものだということは、文化芸術の乏しい日本の状況では、国が推進していく以外は、状況を変えることはできません。子どもや若者は、自分たちの力ではどうすることもできず、大人が責任持って、文化芸術に触れる機会を作る必要があります。そして、地域や環境によって、格差がでては意味がありません。早急にとりかかる必要のある政策です。子どもや若者を対象として文化芸術振興策の充実、必須です。
502		個人（会社員）	子ども（鑑賞機会）	子どもの舞台芸術鑑賞機会の拡充を求めます。幼児期はもちろんのこと小小学中学高校に至るまでの子どもの感性はすぐれたほんものに触れることで磨かれ豊かさを増やしてゆくものと考えます。とりわけ生の舞台芸術の鑑賞はバーチャル世界の映像文化とは趣きを異とし、目の前で演じる生身の役者から発せられる言葉は子どもたちに語りかける日常のコミュニケーション同様に子どもたちの心に届きます。近年、心の成長の必要性が叫ばれて久しいですが想像力の欠如は他社の想いに自分の想いを重ね合わせ共感あるいは対立し葛藤することの体験が乏しい事が心の成長を阻害している事に直結していると云っても過言ではありません。悲しい事故や事件を見聞きするにつけ子ども時代の豊かな体験の無い事に起因していると切実に感じます。すべての子どもたちに生の舞台に触れる機会を保障することがいま求められていると思います。子どもの舞台芸術鑑賞の機会の拡充のためには創造団体の支援並びに芸術教育の拡充の両面があって成立するものです。文化芸術の鑑賞・創造は人間だけがもつ豊かさなのです。その豊かさを継承していくためにも人が人として生きてゆくためにも決してないがしろにしてはいけないことと思います。こんな時代だからこそそ物質では決して満たされない心を育てるほんものの舞台を大切に考えていただきたいと心から思います。芸術立国に！
503		個人（自営業）	子ども（鑑賞機会）	子どもたちが多彩な優れた舞台芸術に触れる機会を拡充することに賛成する。「教育委員会や文化施設、文化芸術団体等が実施する取組を奨励する必要がある。」とあるが、教育委員会や文化施設、文化芸術団体等の立場をフラットな状態にしておいて欲しい。学校教育での行事だからといって、教育委員会が頂点に立ち、すべての決定権を持つようなことがあってはいけない。残念ながら私には、子供たちにとってどんな芸術鑑賞機会が必要かを、教育委員会の人々がわかっているとは思えない。芸術については、芸術の専門家の意見を聞くべきである。
504		個人（学生）	子ども（鑑賞機会）	人間の感性は若い内に育まれるため、子どもや若者が優れた芸術に親しめる機会を国が設け、芸術によって豊かな人間を育てていくことは非常に重要であり、それは結果的により良い国を築いていくことにつながるであろう。また、経済格差による、本物の芸術に触れるための経済的余裕のない家庭も多い。そのような家庭に生まれた子どもでも優れた芸術に触れられる機会を設ける必要がある。経済格差が芸術を左右する、すなわち芸術が資産家のみのものになってしまう日本社会にならないことを願う。

通し番号	枝番	属性	keyword	意見
505		個人（その他）	子ども（鑑賞機会）	子どもや若者にとって、～指摘されている。 ↓ 幼少期から文化芸術空間に出かける、触れ合うことが大切である。多くの生徒の場合初めて館に行く子供もいるだろう。その際に大人数で行動するため「静かに観ないといけません」などに注意するが、日本の美術館などでの静けさはヨーロッパと比較すると禁止事項ばかりが目立ち、異様だ。その場で生じた疑問を付属の図書館で調べたり、スタッフに聞くなどの自発的な学びを伝え、また感動を同級生と分かち合うことを重視するべき。鑑賞感想文を教員にだけ提出せず（そうすれば教員も負担減となる）皆で話し合うことを重視しなければ、創造的な活動を傍観したまま成人となり、手や頭を使ってものを考えることを軽視するようになり、創造的な活動を枯渇させる。
506		個人（その他）	子ども（鑑賞機会）	未来の観客を育成するために子供の鑑賞機会を確保することに賛成です。両親の経済力・文化との親和性いかに左右されない環境を作り、すべての子供を高水準の芸術に触れさせることで、芸術家や表現活動に偏見を持たない、むしろ進んで芸術を楽しむ支援しようという意欲を持った国民が育つことと思います。舞踊の例ですと、現在の体制では地域の子ども会で習う盆踊り・体育教師が体育館で実演してみせる学校ダンス・同級生の習うバレエ教室の発表会等がそのイメージとして固定化してしまっているのではないかと懸念します。これでは鑑賞しよう、まして国費を投じてまで支援しようという意欲は湧かないのではないのでしょうか。報告書に方針として掲げられていた文化予算の増大にも限界があると思いますので、将来の寄付行動につなげるためにも本当によいものを見せて納得させ、ファンにさせる方法が有用だと考えます。
507		個人（その他）	子ども（鑑賞機会）	芝居や音楽は生が一番心が動きます。一緒に体験するとその感動も深まりより心豊かな人間になるでしょう。子ども達に若者達に多くの芸術文化に触れる機会を作ってください。
508		個人（その他）	子ども（鑑賞機会）	こどもたちがすぐれた芸術文化にふれることに異論はない。現実に進んでいる演劇団体による鑑賞教室などに鑑賞費補助をすることはとても効果的である。同時に芸術団体が切磋琢磨する環境の整備も果たさなければならないであろう。これについては是非日本日本劇団協議会や日本児童・青少年演劇劇団協同組合の意見を求めてほしいものである。また一般教師が国語の教材として戯曲などを取り上げることで対話するということへの関心が深まると思う。
509		個人（その他）	子ども（鑑賞機会）	未来の観客を育成するために子供の鑑賞機会を確保することに賛成です。両親の経済力や文化との親和性に左右されずに高水準の芸術に触れさせることで、芸術家や表現活動に偏見を持たない・むしろ進んで芸術を楽しむ支援しようという意欲を持った国民が育つと思います。たとえば現在の仕組みのままで、地域の子ども会や体育教師が体育館で実演してみせる学校ダンス・同級生の習うバレエ教室の発表会等が「舞踊」のイメージになってしまっていると思います。これでは鑑賞しよう、まして国費を投じて支援しようという意欲はおそらく湧かないのではないのでしょうか。文化予算の増大にも限界があると思いますので、将来の寄付につなげるためにも本当によいものを見せて納得させる・ファンにさせるのが一番だと思います。
510		団体（日本児童・青少年演劇劇団協同組合）	子ども（鑑賞機会）、支援の在り方（舞台芸術）	③「子どもたちが優れた舞台芸術に触れる機会の拡充」につきましては「舞台芸術ワーキンググループ意見のまとめ」に、「優れた舞台芸術を鑑賞する機会を可能な限り多く提供するべき」とあります。現在行われている「子どものための優れた舞台芸術体験事業」のみならず、様々な形での鑑賞活動への支援を同時並行的に網の目のように様々な鑑賞機会を作るべきと考えます。旺盛な活動の妨げになっている事象は少子化、自治体予算の縮減、学校五日制実施による行事の精選等々が背景にあり、それを取り除くべくもしくは軽減を促す支援が必要と考えます。県や自治体と芸術団体などが共同で行なってきた鑑賞事業は、自治体の予算削減などで実施困難に追い込まれています。全額無料ということでなく、例えば保護者・地方自治体・国の三者が1/3ずつ負担するシステム。鑑賞活動を予定している学校に児童・生徒に一律〇〇円を支給する（名古屋市など）システム。児童・生徒がホールに集まる運送費を支援するシステム。これらは学校の先生方との連携が必須です。学校では「研究会」や「鑑賞会」を組織し実施している地域が中にはあります。こういった先生方のネットワークを強化することが一方では必要です。学校という場ではなく子どもたちの生活圏で実施するもの、例えば東京都の「ふれあいこどもまつり」のようなシステムを全国で展開する。地域の子どもに関わる諸組織・個人との協力による土・日での公演等は地域の文化拠点の充実を図る上でも大きな力を発揮するものと考えます。
511		個人（団体職員）	子ども（鑑賞機会）、支援の在り方（舞台芸術）	富士市文化会館（ロゼシアター）では、毎年、市内の全小6年生（H22年度27校2613名）と、市内全中2年生（H22年度16校2592名）を招待し、クラシックコンサートを開催しています。平成17年度から空席を利用して、保護者の方々に安価で鑑賞のご案内をしていますが、ほとんど収入のない事業です。コストの件は昨今の経済状況の中、骨身に染みる大きな懸念事項です。そんな中「ある生徒にとっては、これが人生最初で最後のクラシックコンサートかもしれない」「指揮者体験コーナーに参加した生徒が音楽先行の学校へ進学した」という、学校の先生からのご意見をいただき、正直うれしく思いました。チケットの売行き状況や、集客のような、目に見える結果が表れるものではありません。子どもたちがそれぞれどんな風に感じ、受け取ったのか、将来どんな影響を及ぼすのか、こんなことは結果として表ざたになることはほとんどないでしょう。でも、些細な結果でも期待しながら事業を継続しています。事業仕分けのニュースをみて、無駄をなくすことは必要だと思います。しかし文化政策については、短期的なコスト削減や効率重視は是非慎重に見極めて行うべきことと考えます。
512		団体（日本児童・青少年演劇劇団協同組合）	子ども（芸術教育）	学校現場では学力が優先されがちですが、アートの教育は、学校教育の周辺教育ではなく中心領域であることを、芸術団体と教育関係者、医学関係者の共同研究共同実践の場を作り、活動を継続する機関を立ち上げることが必要と考えます。
513		個人（団体職員）	子ども（芸術教育）	「学校教育における芸術教育を充実する」に対しての意見です。機会を増やすということが多く述べられているように感じますが、それと同じくらいに、その芸術を選択する立場の方々の知識向上が必要ではないでしょうか。今は、学校の先生が芸術鑑賞会などの作品を決めていること伺います。しかし、学校の先生が芸術に関心が低いと作品を適当に決めてしまったり値段のみで決めてしまったりということが起き、芸術教育の充実にはつながらないのではないのでしょうか。芸術鑑賞会の作品を決めるにあたってのサポート体制を充実させることが必要ではないのでしょうか。そのような観点も盛り込んでいただきたいです。
514		個人（団体役員）	子ども（芸術教育）	学校教育における芸術教育の充実のイメージとして、図工等の時間だけではなく、数学等の他の教科の教材の開発に芸術家が関与できる仕組みなど、教育政策へ踏み込んだ提言がされるべきではないか。
515		個人（芸術家、団体役員、大学教授職員）	子ども（芸術教育）	<芸術教育の充実> 具体的プランとしては段階的に小学校での専科制度導入（専任教師による芸術教科等の指導ができる制度）から教科担任制。また小中連携から小中融合（一貫）など6・3・3制の抜本的見直しなどで幼少からの芸術教育の専門性を高めたり、部活動などは地域のNPOなどにシフトし、そこに予算が付くようにするなど具体的ビジョンが必要だと考えます。子ども手当も満額現金支給ではなく、半額は子育てクーポン支給などとし、教育や芸術文化活動に使用できるようにすればNPO等の非営利セクターやアーティストなどの雇用も創出できます。

通し番号	枝番	属性	keyword	意見
516		個人（会社員）	子ども（芸術教育）	息子が中学3年のときに、転校をした。通っていた中学校の生徒の三分の一が万引きをしているのに、先生たちは見てみぬふりをしていて、そんな学校を許せなかった、というのが理由だった。そして、転校をした先の学校は、とても落ち着いていた。卒業式の日に、その学校では、校歌を4パートに分けて実に素晴らしいハーモニーで聴かせてくれた。式の前の在校生たちの練習で、音楽の先生が「自分の隣の隣の人の声に耳をすませて聴きながら歌いなさい」と指導していた。そういえば、前の学校では、パートに分けるところか、1パートでさえ、まともに暗譜して歌える子が少なかった。音楽教育を通じてつくりあげたハーモニーは、学校全体に影響を及ぼしていたようだ。ほんの一面だが、芸術教育が豊かな心を育むことは確実である。是非、具体的に推進していただきたい。
517		個人（その他）	子ども（芸術教育）	「舞台芸術は…人々が共に生きる絆と社会基盤を形成する」という点、および芸術教育がコミュニケーション教育にも資する点をもっと国民に知らしめるべきです。それによって、舞台鑑賞は道楽であるという偏見をなくしてほしいと思います。両国のシアターXの支配人の言によれば、ポーランドではごく一般の市民が「生きる指針を得るために」挙って劇場に詰めかけるそうです。Noismの金森穰さんが以前、劇場という小空間に何百人という人が集まってひとつの作品を見るときに感じる一体感やコミュニケーションの可能性について、公演後のアフタートークで語っていましたが、日本においても確かに、現代社会に不足しがちな経験を補う役割を劇場は果たしているものと考えます。
518		個人（会社員）	子ども（コミュニケーション教育）	コミュニケーション教育について大変優れた見解、施策だと思えます。実施については1単位90分につき講師30,000円、アシスタント15,000円、派遣元(劇場・NPO)15,000円が妥当だと思えます。時間あたりで見るとかなりの謝礼のように見えますが、実際はそのための打合せや準備、プログラム開発に実施時間の何倍も使っています。見えないコストを補償しなければ担当の育成、確保は出来ません。個人による受注ではなく劇場などが入ること、現場の経験を他の人へ伝えより質の高いプログラムが可能になります。ただ、比率については派遣元が講師陣を雇用し社会保険や交通費等を負担していれば中のバランスは動いて当然だと思えます。
519		団体（(社)日本児童演劇協会(子どもと舞台芸術推進会議)）	子ども（舞台芸術）	私ども「子どもと舞台芸術推進会議」では、長年にわたり「子どもと舞台芸術—出合いのフォーラム」などを通して、「子ども」「地域」「舞台芸術」の3つをキーワードに、子どもたちの豊かな成長を願って活動を続けてきました。その視点から意見を述べさせていただきますと、「地域の文化芸術拠点」は、巷間いわれているような劇場・音楽堂を中心にとは考えていません。「地域住民」があくまで主体であり、劇場・音楽堂は「地域住民」をサポートするものと考えます。したがって、「子どもたちが優れた舞台芸術に触れる機会の充実」は、地域住民を主体に、文化芸術関係者が学校や教育関係者、そして劇場・音楽堂が連携・協力しながら、その充実を図るべきと考えます。「地域住民」が主体となった、「子どもたちが優れた舞台芸術に触れる機会の充実」に格段のご配慮をお願い申し上げます。
520		団体（(社)日本児童演劇協会(子どもと舞台芸術推進会議)）	子ども（舞台芸術）	私ども「子どもと舞台芸術推進会議」では、長年にわたり「子どもと舞台芸術—出合いのフォーラム」などを通して、「子ども」「地域」「舞台芸術」の3つをキーワードに、子どもたちの豊かな成長を願って活動を続けてきました。その活動を通しての実感には、子どもたちは地域で育っていくということです。まさしく、今、地域コミュニティの崩壊から、共に生きる絆が失われ、社会基盤の喪失が喧伝されています。地域コミュニティの崩壊は、子どもたちの成長を阻害しています。子どもたちを中心に、地域の大人と共に文化芸術に触れ、創造にかかわることは重要です。学校教育の中だけでなく、こうした地域での企画にも格別のご配慮をいただければ幸いです。
521		個人（団体職員）	子ども（舞台芸術）	提案「音楽教育プログラム」 文化庁の学校を巡回する事業で、近年はワークショップ（WS）を取り入れるなど従来のようにオーケストラのコンサートを「鑑賞」し、それで終了ということではなく、事前のWSを行うことによりオーケストラとの共演を企画するなど「共演型」が普及してきたと思います。これにより子どもたちが一層オーケストラに親近感を感じ、子どもたちにとってオーケストラはより近い存在になりつつあります。ついでには新たな提案として、さらに子どもたちの豊かな創造性、感性を育むため国として英国で行っているようなオーケストラの「音楽教育プログラム」に将来取り組んでみてはどうでしょうか。英国では、アーツカウンシルが、オーケストラに助成をする理由として各オケに教育プログラムを作る事を求めています。このプログラムでは、子どもたちのために各オケが創意工夫をこらし毎年新しいプログラムを作成します。オケ楽団員が学校を訪問し作成したプログラムに沿った内容のWSを行いコンサートにのぞみます。これにより子どもたちにとってオーケストラの音楽がより身近になるとともに充実した情操教育になると考えます。
522		個人（団体役員）	子ども（舞台芸術）	既にされている施策の評価を欠いており、現状の施策の拡充か別の取組が必要なのか、提言が具体性を欠いている。また教育普及活動とアウトリーチ活動の区別が不明確である。むしろ、地域との具体的な連携・協力のイメージとそれぞれの目的を明確にすべきである。
523		個人（団体役員）	子ども（舞台芸術）	・子どもたちがすぐれた舞台芸術に触れる機会の拡充についてですが、子どもの成長発達に欠かせない・・というような、もう少しインパクトのある文言で表現してほしい。バーチャルな環境にどっぷりとつかっている子どもたちの育ちに危機感を感じています。また、健常児だけでなく、長期入院の病児や障害児にも当たり前のように芸術文化に触れる機会を創る施策が必要です。全ての子どもたちを視野にいれた施策を入れてください。子どもの権利条約の第31条の実現の立場から、すべての子どもが享受する権利として、堂々と施策への反映ができないでしょうか。 ・民間NPOへの支援とかNPOとの協働・連携という内容が鮮明に掲げられてないことに、失望しています。
524		個人（団体役員）	子ども（舞台芸術）	子どもたちが日常的に継続して文化芸術に触れる体験は、子どもの成長にとってとても重要なものです。このことは子どもの権利条約31条にも権利としてうたわれており、また子どもの成長に合わせたきめ細かで、具体的な施策が必要であると考えます。子どもたちの文化芸術体験の実施にあたっては、子どもたちへの文化の橋渡し役である子ども文化地域コーディネーターが必要だと私は考えてきました。その視点から、以下、年代別の具体的な施策を提案いたします。①乳幼児期は親子を中心とした子育て支援との関係も踏まえ、地域に暮らす親子の状況を周知している人材としての子ども文化地域コーディネーターと協力して、身近な場所での文化芸術体験を推進する。②小学生・中学生に向けては学校運営協議会のメンバーに子ども文化地域コーディネーターを配置し、演劇教室及び地域での芸術鑑賞の機会推進のための人材確保を行う。③高校生に対しては、舞台芸術団体と子ども文化地域コーディネーターとが協力して、鑑賞・表現の機会を推進する。
525		個人（団体役員）	子ども（舞台芸術）	子どもたちが優れた舞台芸術に触れるのがどうして必要かについて、子どもの権利条約第31条(休息・余暇・遊び・文化芸術への参加の権利)、いわゆる子どもの文化権の保障の視点を入れてほしいと思います。すべての子どもたちを視野に入れるなら、長期入院の、小児病棟から一步も出られない子どもたちこそ舞台芸術ならではの実演家とのコミュニケーションが生きる力になり、医療をサポートするものとして必要であり、具体的な施策に組み込んでほしいと思います。小学校・中学校における鑑賞教室の実施状況を調べたところ、記されているとおり、地域によってだけでなく、同じ地域でも学校による実施の機会および実施内容にかなり差が生じています。子どもの格差がひろがらないように、鑑賞教室の普及と質について強く言及してほしいと思います。地域の文化芸術拠点の充実を図る中で、地域の子どもの成長発達を視座をもつ子どもと文化のNPO団体とも連携・協力をお願いしたいと思います。

通し番号	枝番	属性	keyword	意見
526	1	個人（芸術家）	子ども（舞台芸術）	私は児童青少年を対象とした演劇の制作、普及を担当しているものです。児童青少年を対象とした演劇活動は、そのほとんどが学校で行われてきました。劇団制作部の人間が膨大な経費と時間をかけ直接学校を訪れ、一校一校成立させてきた歴史があります。それでも鑑賞する時間を作るようとする学校側に、鑑賞費が各家庭の負担によるものであることや、学力重視の方針のもと、授業時間を削って鑑賞の時間に当てることを躊躇し、その実施を取りやめる学校も多くあります。また、何とか実施したとしても近年の児童数の減少で、公演料が大幅に下がり、劇団の自助努力の範囲では、カバーしきれなくなっているのが実情です。そんな現状のなか、貴文化政策部会の方針として、子どもへの鑑賞機会の充実をしっかりとあげていただいたことは、とてもうれしいことです。どんな地域にすんでいてもすべての子どもに、機会均等に鑑賞の機会を「年一回」は保障するにはどうしたらいいでしょうか。文化庁による「優れた舞台芸術体験事業」も公演回数もふえ、劇団としてもその経費が保障されるのでたいへんうれしくことですし、なにより子どもの鑑賞費負担がないので、学校現場の先生方は大変喜んでます。しかしそれだけでは、義務教育の9年間に一度の割合なので、その機会はすくなくまだまだ自力（劇団も学校も）による開催を続けなければ、年一回を実施はできません。そのところをどうしたら良いか、具体的な手立てがあればとおもいます。
526	2	個人（芸術家）	子ども（舞台芸術）	一人に500円の鑑賞費補助を たとえば、自力で実施する学校の児童負担の半分の500円を国が負担し、500円を児童負担で1000円の鑑賞費をつくれれば、学校としてはかなり取り組みやすくなるのではないのでしょうか。これは学校か劇団の申告により劇団に支払われるというのはどうでしょうか。（現在、どこからの補助もなく学校と劇団での取り決めで行っている場合は、児童一人当たり700円ぐらいが平均でしょうか）この方法ですと、遠隔地に行くほど、一人当たりの負担額が、地域の経済事情により安くなり、500円ぐらいでないと成立しない地域もあります。そのような地域は児童数も少ないので、劇団は経費を差し引くと赤字の公演となってしまっているのが現状です。このままだとますます地域格差が広がって、審議会の目的が達成できません。全国の児童に一人500円の鑑賞費補助を行った場合1億5000万円です。可能だと言う試算をしたことがあります。宿泊を伴う公演に対する経費補助（運搬、交通、宿泊など）それぞれの劇団の普及活動により出来た公演コースに対する経費の一部でも何らかの形で補助があるだけでも、劇団が持続的に活動を続けていくための支えになります。学校五日制が施行されて以来、公演の旅先で土、日と毎週空き日となり、公演収入に対する経費の割合が増え、劇団経営を圧迫しています。
526	3	個人（芸術家）	子ども（舞台芸術）	中学校での鑑賞の時間の復活を中学生の鑑賞機会は、圧倒的に減少しています。受験に向かわなければならぬと言う事情からでしょうか。授業時間を鑑賞にあてる余裕がありません。思春期真っ只中にあり、さまざまな問題を抱える中学生にこそ、芸術鑑賞や、ドラマワークショップなどを通して生きること、社会の矛盾に目を向けて考えること機会を豊かに保障して行きたいものだと感じています。指導要領などの角度から、その実現の可能性を検討していただければと思います。地域の核となる文化芸術拠点の充実とそのための法的基盤の整備について地域の中に劇場があって、たくさんの市民がそこへ集う・・・夢のような情景です。いままではどんなにお金のかかったすばらしい舞台でも、客席はほとんど埋まっていなくてという現状もみえました。演劇・コンサートなどに興味を持ち、足を運ぶ観客を育てていくことも、同時に大切なことかと思えます。招待券をたくさんばらまいても観客はこないという事実もあります。観客組織を作ろうとしていて厳しい状況にある、民間の子どもおやこ劇場や、市民劇場への物心両面からの具体的な援助や、連携が生み出されることを希望します。まさに生の演劇などは、人間と人間が会ってともにエネルギーを出し合ってこそ芸術作品と客席は作られていくものだと思うからです。それには意図的な組織的な継続的な取り組みが必要かと思われます。以上大変生意気なことを申し上げましたが、大変厳しい経済の実情のなかで生きている一般の生活者にとつての「文化政策」であってほしいとねがっています。失礼いたしました。
527		個人（芸術家）	子ども（舞台芸術）	（3）子どもたちが優れた・・・の項に関して／全面的に支持する立場で意見を述べます。子どもの心豊かな発達、ひいては我が国の将来の発展のためには、優れた舞台芸術を充分に提供する必要があるかと思われる。しかも、それを保障する様々な施策が具体的に実行される必要がある。ここでは、具体案にまでは言及するべくもないだろうが、大まかな案を提示させていただく。学校を始めとする観劇活動の奨励は必要だが、その実施を担保する財政的裏づけを具体策として考えてほしい。とりわけ学校の演劇教室は、地方自治体にまかされる面が多く、自治体への財政面での指導、または財政面での補助が行われる必要がある。文化庁による「優れた舞台体験事業」などは一定の成果をあげていると思われるが、長期の実施をしてこそ本当の成果が上がるものです。一定長期の実施を前提に行うべきです。上演劇団・作品の選定については、在野の団体・個人も含め専門家による実のあるものにしていただきたい。実施校を増やすために、関連事務の簡素化も必要かと。なお、窓口が「芸団協」から企業に変わり、劇団側の内情に不案内なため、やり取りに行き違いも生じている。
528		個人（芸術家）	子ども（舞台芸術）	「子どもたちが舞台芸術に触れる機会の拡充」に賛成する。子どもが自由に遊べる原っぱが減少し、身体で人間関係を感じる機会が減っている。これに対し（作品鑑賞だけでなく）作品作りに触れることで、人に関わり、衝突したり合意したりするプロセスを経て、何らかのものを生み出し、育んでいく楽しみ喜びを感じる場を増やしてほしいし、増やしていきたいと考えている。
529		個人（芸術家、団体役員）	子ども（舞台芸術）	正しくこの通りだが、そのような活動に従事する専門性を持った人を育成する必要がある。その際に、少なくとも舞台芸術に関わる部分と教育に関する部分の2つを横断的に捉え、なおかつ活動を展開していきける技術を擁する人物が必要なのだが、現状そのような人材は多くはない。このような活動を活発に行なっている先行事例があるので、これまでの事例からの連続性を考慮してさらに発展させていっていただきたい。
530		個人（芸術家、団体役員）	子ども（舞台芸術）	このような活動を支援してするための機関を設置したらどうだろうか。学校や教育関係者と文化芸術関係者が連携・協力するのは難しく今は手探りで進められている。現状ではどのような活動が良いのか何が求められているのかの調査研究が十分に行われているとは言いがたい。他の項で「日本版アーツカウンシル」のような制度を導入する必要があると取り上げられていたが、市区町村レベルの行政組織と教育委員会、公立文化施設や文化芸術拠点などが連携していく必要のあるこのような活動にこそ「日本版アーツカウンシル」のようなものが必要なのではないか。地区や分野を限ってそのような組織を立ち上げてみたらどうだろうか。
531		個人（公務員）	子ども（舞台芸術）	子供たちを早いうちに、こうした文化活動に引き入れるためには、やはり小中高校の先生の影響が大きいと思う。先生たちにこうした事業への理解を深めてもらうことが、先決だと思う。教育委員会などの支援を受けられると、大きな効果があるのではないか。

通し番号	枝番	属性	keyword	意見
532		個人（公務員）	子ども（舞台芸術）	子どもたちが優れた舞台芸術にふれる機会の拡充の実現のため、現在実施している「子どものための優れた舞台芸術体験事業」のうち派遣事業については現場のニーズがありながら、申請の煩雑さや募集期間が短いなどの障壁があるため実施件数が少ない状況にあります。一方、この事業と同様に本物の文化体験を学校へ提供する事業は地方自治体レベルやNPO等で積極的に実施したいと考えています。（当県が実施している事業の事例：次世代文化体験活動推進事業 http://www.center-mie.or.jp/manabi/jisedai/index.html ） これら地方・団体等が実施する事業については地方財政事情の厳しい中、経費の継続的な確保が困難な状況です。そこで、派遣事業の実施を、地方（都道府県単位など）に委託していただきたく提案します。 ☆具体的な提案 プログラムの種類や実施校数などの目標設定をし、都道府県文化行政または教育委員会へ一括委託。契約の範囲で地域の実情に合致したフレキシブルな方法で実施可能、という内容にしていきたいと思います。また、その際には、実演家と学校をつなぐコーディネーター役となる人材についても明確に予算化していきたいと思います。 このしくみの実現によって ①地域性にあった学校・子どもたちのニーズに合ったプログラムを提供できる ②学校側の申請手続きの煩雑さを解消できる ③地域の芸術家をも活用することにより、地域の活性化へつながるなどのメリットが考えられます。
533		個人（経営者）	子ども（舞台芸術）	大変行き届いた施策の教々を拝見して、嬉しく思っています。私の関係しているお仕事から、2（1）③について意見を述べさせていただきます。子ども時代に触れた芸術作品、殊に演劇の感動はその人の人間形成に大きな役割を果たしていることは大人になった人々が強く感じているものだと思います。素直な子供たちの心は、人間如何に有るべきかを演劇を通してストレートに受け止め、事の善悪・他者への思いやり等を、そのまま学んで下さるようになっています。現在最も必要な事は、将来を担う子どもたちの道徳的教育だと思いますが、演劇の中に日本古来のよき風習を盛り込んで、子供さんたちの純な心に人間の基本的な生き方を受け止めて頂きたいものです。人間教育の一環としては非重点的に小・中学校の演劇鑑賞行事を推進していただきたいと思います。
534		個人（その他）	子ども（舞台芸術）	「できるだけ小さいころから、優れた舞台芸術を鑑賞する機会を可能な限り多く提供すべきである。」とあるが、子供の発達段階に応じてポップカルチャーを含め多様な芸術に触れる機会を提供すべきであり、あえて舞台芸術を鑑賞させることに合理性が無いのではないかと。
535		個人（その他）	子ども（舞台芸術）	（3）子どもたちが優れた舞台芸術に触れる機会の拡充 子どもたちが舞台芸術を鑑賞し触れる機会はますます減少しているのではないかとも思う。経済格差が大きいのではとも思う。音楽をするにも楽器が必要であり、稽古をするにもお金がかかる。舞台芸術をみるためにも高いチケットを購入し、交通費をかけて会場へ足を運ぶ。何をするにもお金であり、できる環境、できない環境とにわかれ、差が生じてしまう。ここに対する支援、打開策が必要となる。また、学校教育においても学校と先生の理解、やる気で全然差がでてしまう。野球、サッカー等のスポーツ。演劇、吹奏楽、軽音楽などの文化系と差があっというわけではない、学校教育において音楽が嫌いになる子どもが増えるもの事実だと思う。興味をひきながら、将来へつなげる授業の展開を期待したいです。芸術観賞会・校内合唱コンクールなど学校行事も率先して各地域の文化会館を利用し、学校の体育館だけではない世界、音の広がり、舞台芸術の素晴らしさを教えるべきだとも思う
536		個人（その他）	子ども（舞台芸術）	2-③こどもたちがすぐれた芸術文化にふれることに異論はない。現実に進んでいる演劇団体による鑑賞教室などに鑑賞費補助をすることはとても効果的である。同時に芸術団体が切磋琢磨する環境の整備も果たさなければならないであろう。これについては是非日本日本劇団協議会や日本児童・青少年演劇劇団協同組合の意見を求めてほしいものである。また一般教師が国語の教材として戯曲などを取り上げることで対話するということへの関心が深まると思う。
537		個人（団体職員）	子ども（美術）	「子どもたちが博物館に初めて出会える場を積極的に設定する観点から、「ミュージアム・スタート・キャンペーン(仮称)」を実施することも考えられる。」について「ミュージアム・スタート」に関して、審議会委員の佐々木秀彦氏と以前雑談の中で話した経緯があり、その背景と意図を少し詳しくお伝えします。「ミュージアム・スタート」のアイディアは、「ブック・スタート」というイギリスで生まれの、今では日本でも全国の自治体に広がっている制度から着想しました。ブックスタート(http://www.bookstart.net/)は、子育て支援と、読書文化の育成と図書館をつなげる運動です。その特徴は、ひとりひとりの利用者の立場に寄り添う、細やかなコミュニケーションをもった取り組みでありながら、且つ公共性の高い（地域行政と連携した）取り組みであることが特徴だと思います。具体的な個人々に届く子育て支援活動であるとともに、既に地域の社会教育施設である図書館の活用をすすめる素晴らしい制度です。「ミュージアム・スタート」は博物館と子ども達の出会いの機会を作るとともに、その子どもと保護者のミュージアムの活用力（ミュージアム・リテラシー）を継続的に育てるような運動にして行くことが大切ではないかと思えます。「ミュージアム・スタート」が単なる「人寄せパンダ」的な一過性のキャンペーンで終わってしまったら、その意味が変わってしまいます。継続的に行われ、ある一定の年齢の子ども達がすべてが対象となる、文化・福祉的な要素を持つものとして構想しました。また「ブック・スタート」と同じように、人々の間でコミュニケーションが生まれるきっかけとなるような形で行われることを意図しています。「ブック・スタート」は0歳児が対象ですが、「ミュージアム・スタート」は小学校入学と同時にぐらいいが理想的ではないかと思えます。神奈川県立近代美術館では「ミュージアム・スタート」の趣旨に近い活動として「わくわくゆったりセット」の配布を毎夏18歳以下の青少年を対象に行っています。（今年度は葉山館にて配布） http://www.moma.pref.kanagawa.jp/public/HallNewsDetail.do?no=1278737599673&h=h ミュージアムとの出会いをつくり、ミュージアム・リテラシーの向上を図る趣旨です。いくつかの美術館博物館でぜひ試験的に導入していただければと思います。
538		個人（団体役員）	子ども（美術）	昨年度より、東京都中央区立の泰明小学校の児童を対象に、銀座の画廊巡りを開催しています。ご父兄も含め好評を頂いております。本年度は中央区教育委員会からの協力も頂いて泰明小学校（7月13日）および有馬小学校（7月14日）の実施を予定しています。さらに中央区の”まるごとミュージアム”のイベントをきっかけに、”銀座の画廊”16軒が参加して（10月30日もしくは31日）子ども達の教育現場として画廊を解放いたします。具体的には子ども達に1日スタッフになっていただき、こられるお客様に画廊や絵の説明をしてもらおう予定です。美術の現場で働く体験を子ども達に経験させることで、多くの方と美術を通じたコミュニケーションをはかる予定にしています。また、日本橋中学校（9月9日、10日）、銀座中学校の生徒に対して、職業体験の授業で銀座柳画廊は参加企業として応募しています。生活の中から芸術・文化がないがしろにされている現実を深刻に受け止めている銀座の画廊は数多く存在し、子どもの美術教育に全力をかけていく所存です。
539		個人（その他）	子ども（くらしの文化）	修学旅行は、奈良井宿や漆工芸の実習が考えられるが、職人も高齢化しつつあり、藪原宿の「お六櫓」は、特にその傾向が強く、担い手づくりがポイントである。将来、職人になってもいい、と思える児童や生徒、学生の積極的な参加が求められている。木曾町福島地区の「村地忠太郎」さんの「へぎ師」の後継者も必要だと強く思う。

通し番号	枝番	属性	keyword	意見
540		個人（団体職員）	裾野の拡大	「(3) 子どもや若者を対象とした文化芸術振興策の充実」とあります。もちろん子どもや若者を対象としたものも重要ですが、裾野を広げるという意味合いでは、同じく文化芸術に触れる機会を持ちにくい、高齢者、障害者、失業者、在留外国人への振興もあわせて行うことが望ましいだろうと思います。
541		個人（団体職員）	裾野の拡大	文化芸術の教育普及活動、鑑賞機会の創出、コミュニケーション教育等については、子どもに限らず、高齢者、障害者、在留外国人、失業者など自発的に文化芸術に触れる機会をつくりにくい社会構成員すべてに開かれるべきだと思います。これは、文化芸術が、社会の接着剤となり、そのすべての構成員を包摂する契機となる場として機能し、社会全体の利益に寄与するのが望ましいと考えるからです。とかく、日本の日本人意識は画一的によりがちです。現に日本に在住し、日本社会を構成しているすべての人の存在を認める場として文化芸術が機能することをのぞみます。
542		個人（芸術家）	裾野の拡大	感性や想像力、コミュニケーション能力をはぐくむため、子どもや若者を対象にした取り組みは是非必要と考えますが、若い方だけでなく、大人に対しても裾野を広げることは大切なのではないかと思います。子どもや若者は大人の背中を見て育ちます。また、障がいを持つ人、生活が苦しい人など、誰もが芸術に触れられる機会が十分に持てるような取り組みをお願いしたいです。今の社会の中で生活をしていこうと思うと、視野は狭くなり身体は固くなっていきます。なにもかもにゆとりが無いのが今の世の中のように思えます。しかし、苦しい時にこそ芸術が必要であると思いますし、芸術に触れ個々の心身にゆとりを取り戻すことが、国家の成長につながるのだと思います。
543		個人（芸術家）	裾野の拡大	地方に住む住民や子どもへの取り組みはわかりませんが老人や障がい者、外国人などを含んだ範囲での取り組みがあって欲しいです。
544		個人（団体職員）	次世代への継承	「文化芸術の次世代への確実な継承」とあるが、「確実」としているわりには「総合的な保存・活用」や「アーカイブに関する事」のような事だけで、「継承」と言う事には至っていない様に見受けられる。文化財の保存、アーカイブの推進などはとても大切な事だが、「保存したものをどう活用するのか」という事をもっと明確にしてほしい。例えば・伝統芸能であれば文化会館での体験(子供から大人まで)、定期公演や創作段階からのバックアップ。美術・博物的なものであればワークショップはもちろんのこと、レジデンスの推進や学校のイベントなどへの派遣(これは伝統芸能も含む)など、館内外での体験的な活動を行う事によって知識だけでなく体験する事を重要と考える。その際には実際に活動しているアーティストの力は必要不可欠なので、芸術家活動支援としても良いと思う。それぞれの館の文化継承事業の支援も必要だが、様々な館が連携して動く活動も考える必要がある。また、次世代に何をどう伝えていくのか各館、地方自治団体、関係省庁の意見、サポートの充実を促していただきたい。
545		個人（団体職員）	次世代への継承	全国各地に伝承されてきた、おまつり等の無形文化財は、それぞれの地域住民によって守り伝えられてきているが、近年の過疎化、高齢化によって、おしなべて後継者不足に陥り、組織も脆弱化してきている。後継者の確保・育成は、各団体ごとに行うべきものであるが、何らかのインセンティブが与えられるような仕組みを行政、企業、大学などが用意することにより、活動への参加者が増加すると思われる(たとえば、おまつり参加のための特別休暇制度、大学のボランティア活動の単位としての認定など)。また、子どもたちが無形民俗文化財の主体や担い手になっているものが多数あることから、学校教育以外でそのような活動が円滑に行われるような配慮も必要である(学校行事との日程調整など)。さらに、資金の運用を含めての組織体制強化のためには、NPO法人等法律に基づく組織にすることが有効であると考えられる。当法人が実施したアンケートによると、認定要件が厳しいことや、法人化への準備態勢が整わないこと、法人化するための情報不足などがネックとなっていることが伺われる。NPO法人設定等にあって運用を実態に即したものとすることや、法人化のための相談体制を充実することなどが必要である。
546		個人（団体役員）	次世代への継承	無形文化財を支える人材の養成について 古典芸能、特に、日本舞踊・邦楽・演芸などのアートマネジメント人材の不足は、日本の伝統芸能を次世代につなげていくということに多大なる影響が及ぼされます。お稽古事として始まった経緯もあり、実演家の意識は、一部の方を除いて、現代の変化の流れに追いついておりません。従って、芸能実演家が公共劇場との連携や自主制作を考えた場合に公的資金を活用して行うことの意義や説明責任を果たすだけの力を持ち合わせていない現状が垣間見られます。優秀なレスプロは多く存在するものの、流派を超えて、伝統文化をアートマネジメントでできる高度な人材を今後、どのように増やしていけるのかは、喫緊の課題です。伝統芸能は時間がかかります。子どものころから伝統芸能に親しみ、その子どもらの中で実演を経験している者の中から、アートマネジメント人材の養成が必要です。本文に、無形文化財を支えるアートマネジメント人材の養成を加筆していただくよう指摘いたします。
547		個人（芸術家）	次世代への継承	「文化芸術の次世代への確実な継承」ぜひ実現してほしい。
548		個人（学生）	次世代への継承	「文化財の公開・活用を一層進める」とあるが、優先順位としては、アーカイブの整備が先決では。長期的視点に立った投資は、国家以外の主体には難しいという事を考慮して、優先順位を明らかにすべき。
549		団体（日本音楽芸術マネジメント学会）	アーカイブ	舞台芸術分野におけるアーカイブの構築について明記すべきである。 (理由) 本文の第2(4)及び他の分野では、作品・資料等のアーカイブの構築について言及しているが、舞台芸術分野では、これについて何ら触れられていない。舞台芸術分野においても、これまでその必要性が認識されながら、公演活動や劇場・ホールへの現実の支援が焦眉の急であったため、アーカイブについて後回しにされてきた経緯がある。今日、我が国の舞台芸術各分野の作品・資料等は膨大な量に達しているが、その収集・保存はもとより、所在情報さえ把握できていない分野もある。このまま推移すれば、遠からずしてこれらの作品・資料等は散逸ないし埋没してしまう危険がある。このため早急に対処する必要があり、舞台芸術分野についても、アーカイブの構築について独立した項目を設け、その整備の必要性を明確化すべきと考える。なお、これらの作品・資料等は、必ずしも一カ所に集中させる必要はなく、いくつかの機関が分散して収蔵することで差し支えなく、またそれが現実的でもある。現に、舞台芸術の分野では、複数の大学等が、それぞれの専門の立場から、部分的にこれを担ってきている。その意味で、当面の措置としては、これら各大学等に対し、関係の所在情報を取りまとめる情報センター的機能を持たせるとともに相互のネットワーク機能を強化すべきと提案することもあり得る。

通し番号	枝番	属性	keyword	意見
550	1	個人（団体職員）	アーカイブ	本意見は、文化審議会文化政策部会「審議経過報告」に掲げられた重点戦略の1つである「（4）文化芸術の次世代への確実な継承」の「文化芸術分野のアーカイブ」に関する取り組みについて、国立博物館に勤務する学芸部研究補佐員（非常勤職員）として日常業務に携わっている経験に基づき、博物館における実質的な改善に繋がる具体的な施策や制度の構築、そして明確な博物館政策の方向性の必要性を申し述べるものである。「（4）文化芸術の次世代への確実な継承」では、日本の歴史や文化の正しい理解や将来の文化の向上・発展の基礎となる文化財という国民的財産について、次代の文化芸術創造の基盤としての文化財の総合的な保存・活用と、計画的・体系的な収集・保存の欠如による劣化・散逸や海外流出の危機に鑑み、具体的な実行項目とともに文化財のアーカイブ（収集・保存）戦略が提示されている。しかしながら、博物館の現状をみると、博物館における収蔵品管理の現状と学芸員の労働状況、そして職員全体の文化資源に対する認識と理解の問題など博物館運営における複数の問題点が混在しており、その結果、文化財アーカイブの構築と運営が機能していないのが実情である。今回の戦略で示されたアーカイブに関する調査研究機能の充実と、所蔵作品の目録（資料台帳）整備、書誌情報やデジタル画像等のアーカイブ化とともに、各博物館の実情を徹底的に調査し、業務において早急に改善すべき問題を改善し、加えてデジタル・アーカイブや文化資源、博物館の公共性に関し、現職の職員の意識改革や実務研修、新たな専門職の雇用など、現況の改善を行うことが喫緊の課題である。業務における現状の改善が連動して実施されない限り、戦略自体が実施可能なものとはならず、机上の空論となるであろう。
550	2	個人（団体職員）	アーカイブ	例えば、九州国立博物館（以下、九博と記す）では、前年度の補正予算により「収蔵品デジタル・アーカイブ」事業が進められている。高精細画像や動画、3DCGなど高い技術により文化財を細部まで閲覧できるものの、公共機関としての博物館として、利用者がリピーターとなって継続的に繰り返し利用できるよう、手軽なアクセスを保証し、利用者が欲しいと思う情報を提供できるデジタル・アーカイブとはなり得ていない。例えば、九博の収蔵品に興味があり、文化財を見たいという人や、調べたいという人が、物理的に来館し、またはウェブサイトからアクセスしても、九博収蔵品の全貌に至る手段がないため、対象の文化財の情報にたどり着けない現状がある。また、博物館内においても、全職員が業務において収蔵品の必要な情報を検索する時に、検索ツール（紙ベースの目録や収蔵品管理システムも含めて）が十分に機能を果たしているとはいいがたく各課を越えた情報の共有化が望まれているものの、現状はその段階に至ってはいない。つまり画像鑑賞の高度な技術があっても、外部の研究者や、教育関係者および一般利用者へのアクセス手段の提供、そして内部の職員間での情報の共有化およびその運用体制の不十分さから、研究や業務の向上に繋がっていないという問題がある。この問題は、九博内部でのアーカイブ構築と、それに関連して博物館が有する公共性とは一体いかなるものであるのかという問題関心への理解不足、利用者の視点に立ったデジタル技術活用の欠如、そしてナショナルセンターとしての国立博物館およびナショナルコレクションとしての収蔵品における国策の欠如など、様々な複合的な要因によるところが大きい。
550	3	個人（団体職員）	アーカイブ	このような現状を克服するためには、以下の4点の改善が喫緊の課題である。 1) 博物館内部の職員の意識改革が必要である。人民から収蔵品を負託される公共的機関として、職員がどのような意識のもと、業務に励むべきであろうか。ここでは人民に奉仕する博物館という公共性の観点からの職業倫理、つまり専門家としての責任の保持が重要であり、その考え方を研修などにより職員に徹底させることが必要である。職員間での収蔵品情報の組織化と共有化、そして当該情報の周知が十分にされていない現状の中では、いったん所蔵品に関わる問題が起こったときに、説明責任や義務の遵守という観点から法的責任を問われかねないという認識が必要である。ICOMの「博物館のための倫理規定」（ICOMCodeofEthicsforMuseums）を行動規範とし、国内での博物館の倫理規定の早急な策定および普及に取り組むことが求められる。 2) 博物館収蔵品の収集と管理及び収蔵品情報のアーカイブ構築並びにその情報及び画像のデジタル化、そして情報の一般公開と運営管理という一連の過程において、博物館として明確なミッション、方向性及び具体的な行動目的を構築することである。欧米では、収蔵品のデジタル化及びデータベース化が進み、ネット上で公開に至っている。世界の博物館の中で保守的といわれる大英博物館でも「所蔵品オンライン公開のプロジェクト」が進められ、監査局の意向に基づき、博物館収蔵品の目録化が目指され、図録からのテキストと画像を含めた170万点の作品の記録（出版された）のデータベース化及びオンライン公開へと至っている。この背景には、近時活発化しているギリシャやエジプトなど原保有国からの文化財返還や、第二次大戦中にユダヤ人美術収集家からナチスが行った略奪など、文化財の所有権に関わる根深い問題がある。これは、所蔵する文化財の出所（provenance）を明示し、ネット上において情報公開する必要性と無関係ではないようである。日本においても、植民地時代の収蔵品に関して、韓国から文化財返還の要請を受けており、文化財の出所の明示について注意深く考慮する必要がある。
550	4	個人（団体職員）	アーカイブ	3) 長期展望や国際動向を見据えた博物館収蔵品情報のアーカイブ化、デジタル化および一般への公開における国家的な戦略が必要である。近時、グーグル（Google）に見られるように、全てのデジタル情報を収集して独占しようとする「知の独占化」の動きが世界的に影響を与えており、各国は博物館の文化財におけるデジタルアーカイブ事業の推進を強化している。欧州は、世界で最も活発な知識立脚型経済社会を目指し、EU加盟国での共通理解と結束を図りつつ、加盟国の共有財産として、博物館の文化財などの文化遺産情報を可能な限りEU市民へ文化遺産を公開するとともに、それらを世界に発信することを目指している。また、米国では全米芸術振興基金や教育省の助成のもと、教育や研究目的のデジタルアーカイブ利用を目指した事業が博物館・美術館において展開されている。日本においても、国家的なIT戦略の推進により、博物館での文化財の画像のデジタル化が積極的に進められてきた。しかしながら、デジタル化された文化財画像の利活用が公益に資するよう博物館内において組織的に運営され、一般の人々がその取組における成果を実感するまでには至っていない。デジタル技術の利活用において、技術開発側の技術優先志向に比重が置かれるのではなく、人文科学分野におけるデジタル技術の利用の研究と、公共施設として博物館が利用者の視点に立ったデジタル技術の活用の取り組みが、今後一層必要である。 4) ナショナルセンターとしての国立博物館は、今後のナショナルコレクションの形成という面において、収蔵品の収集のみを行っているのでは足りない。つまり、収蔵品に加え、そのデジタル画像やデジタル情報を含めた文化資源の利活用の在り方、及びその方向性と運営における具体的な戦略を構築することが必要不可欠である。そのためには、国立博物館4館のより一層の連携と、国立美術館、そして国立のMLAの連携を視野に入れた実施可能性および継続性を伴った博物館政策が必要である。ナショナルセンターの確固たる機能があつてこそ、多くの地方の博物館との実質的な連携と、業務上の技術などにおける効果的な支援等がなされるものと考えられる。 以上の4点を踏まえて、「（3）美術分野」において示された、ナショナルセンターとしての国立博物館に関しての施策、また博物館セクター全体において必要不可欠である施策とともに、より一層の議論が行われ、新たな「文化芸術立国」の実現を目指す実質的な施策の構築と、その実施がなされることを期待する。
551		個人（団体役員）	アーカイブ	国民的財産である文化財とあるが、文化財は地域のや他国、ひいては人類にとっての財産でもあり、「国民的」という呼称は適当ではない。民間がコレクションした工芸品等の海外への流出のおそれを強調するのであれば、優先的な保全政策をとるべきで、所在情報アーカイブの構築だけに留めるべきではない。
552		個人（芸術家、大学教授、教職員）	アーカイブ	アーカイブへの支援 音楽、特に作曲家の歴史的な「楽譜・資料」の保存や、歴史的作品の再演に関する支援は必要です。
553		個人（研究者、大学教授、教職員）	アーカイブ	「文化芸術分野のアーカイブ構築を着実に進めるとともに、その積極的な活用策を検討する。」とあり、賛同する。とくに貴重な作品や急を要する資料については、散逸や劣化を防ぐため、その所有者や管理者に対してデータベースの整備、保管の場の整備などを側面的に支援する仕組みが必要。

通し番号	枝番	属性	keyword	意見
554		個人（その他）	アーカイブ	どちらもアーカイブの重要性が述べられ、アーカイビングの必要性がうたわれている。ここでいうアーカイブとは何を意味するのであるか。デジタル・アーカイブと、アーカイブズとは別の概念であることをはっきりしておいてほしい。デジタル・アーカイブというとりあえず予算がつく時代があったらしい。そのおかげで技術も進歩したと思う。しかしこのようにすぐに陳腐化する技術の裏には数々の失敗例というものもあったと思う。先に話を進める前にこれまでの実施例、問題点を徹底的に調査すべきである。これは科学研究費等についても同様と考えてほしい。開発に伴う過去の無駄遣いを責めるつもりはない。しかしそれをうやむやにしてしまつては本当に無駄である。また、機関同士の連絡を密にし、同じようなことに同じようにお金をかけることなく、そちらでこれをするなら、うちはこれをやりましょ、と云つた連携を企てていただきたい。重ねて申し上げる。過去の失敗を明らかにし、そこから学ぶことを実践していただきたい。今後も学べるようにこれからのアーカイブ化をきちんと記録してほしい。
555		個人（団体役員）	アーカイブ（メディア芸術・映画）	マンガの原画等のメディア芸術に関する作品・資料のアーカイブも重要であるが、過去の日本映画保存についてはWG資料においてもデジタルリマスターについての議論のみで、答申として不十分である。現像所等に保管された非公式マスターフィルムの調査収集等にも踏み込むべきである。
556	1	個人（団体役員、教職員）	アーカイブ（メディア芸術・映画）	メディア芸術に関する貴重な作品・資料等のアーカイブの構築アーカイブの必要についてはまったくの同感です。既に話し合われているとは思いますが、自分の目から見たアーカイブの必要性について意見させてください。メディア芸術の創生＝ビデオアートを無視してきた日本の文化行政2006年1月に、世界的に著名なメディア芸術家：ナム・ジュン・パイク氏が亡くなりました。パイク氏は60年代より映像技術をアート表現と結びつけ、ビデオアートと呼ばれるジャンルの立ち上げに貢献し、更に通信技術を利用したネットワークアートや、ソウルオリンピックの演出など多岐に渡る活躍をし、文字通り「メディア芸術」の創生に立ち会ったアーティストと言えます。その後日本国内にも同時期に世界的に活動したアーティストが多くいますが、残念ながら彼らの活動は、欧米では知られているものの、国内やアジアへのアピールは乏しいと言えます。それどころか、アーティスト達がパイク氏同様に高齢に達しているため、現在までのビデオアートの歴史が消滅しようとしています。まさに現在映像における世代交代が起こっており、引継ぎ作業が必要なのです。ビデオアートを今日的なメディアへの移行し、少なくとも次世代への遺産として紹介してゆくことが急務と言えます。
556	2	個人（団体役員、教職員）	アーカイブ（メディア芸術・映画）	急務であるメディア芸術の歴史化作業VHSやminiDVといった磁気テープなどの映像メディアは、フィルムメディアに比べて耐久性に乏しいといった問題があります。海外では映像作品の収蔵・保管と言ったアーカイブ作業が行われている一方、日本では60年代より歴史があるにも関わらず、年季により過去の作品が損なわれつつあります。浮世絵などの日本独自の文化が保存されるのと同様、こうした映像文化の欠損を回避するべく、失われつつある芸術を未来に残す遺産としての歴史化作業が必要となります。こうしたアーカイブ作業には二つの方法が必要となります。一つには作品のデジタル化＝次世代メディアへの移行作業と、もう一つに作品そのものの修復作業＝映像上やテープ上のノイズや傷の修復です。前者には常に過去の映像メディアが再生可能な機材を常備しておくというハードウェアの問題が、また後者にはビデオ以降の映像修復という新技術が必要になってきます。日本だけが空白の状態にビデオアートセンター東京(VCT)はこれまでも独自の国際ネットワークを基盤に国際的な活動を行い、アジア、ヨーロッパなどのビデオアートのあり方や状況をリサーチしてきました。その活動を通じて見てきたのは、海外では90年代以降、ビデオアートをはじめメディア芸術のセンターやアーカイブが次々に設立されているにも関わらず、一方バブル経済がはじけた日本では、メディア芸術は一過性のブームとして忘れ去られ、商業化することで芸術性が薄れていったことでその魅力が喪失していったことが明らかになってきました。アジア各国では、独立したアーカイブが多く存在し、香港では85年くらいから「ビデオタージュ」というグループが中心となり作品の収集を行い、最近ではインドネシアのジャカルタで「ルアンルパ」が2003年に国内初のビデオアート展を行い、バンドゥンには「メディアセンター」と称してメディア芸術の中核を作り、またシンガポールやマレーシアなどもこれに続く形で何らかの形でビデオアートを推進するメディア芸術のセンターなどが立ち上がりつつあります。ナム・ジュン・パイクを生み出しその後ビデオや現代アートで躍進的な飛躍を遂げている韓国では、文化的な制約が無くなったのが90年代以降と極めて歴史が浅いにも関わらず、国立のビデオアートのアーカイブが設立されています。
556	3	個人（団体役員、教職員）	アーカイブ（メディア芸術・映画）	日本では現代美術館の下に、国立のフィルムセンターが設置されていますが、残念ながら商業映画の収集が優先されており、その他のCMや実験映画などはほとんど着手されていないことが懸念されます。フィルム以降の映像メディアにはその可能性も未定であるといった状況で、アジアにおいて日本だけがこの分野において空白状態となつてきつつあります。昨年、頓挫した国立メディア芸術センターの構想も蓋を開けてみれば時代遅れの「箱モノ行政」の極みともいえるプランでした。 関連書籍・資料の乏しさ 海外の学術機関で用いられているビデオアートを含むメディア芸術に関する書籍においては思想や歴史をテーマとしたものが多いのに対し、日本では具体的なビデオ機材や編集技術に関する本が多くあります。教育現場では技術を中心としたものが多く、メディアに関する書籍でビデオアートを学術的に読み解いている書籍はまだありません。日本国内でビデオアートをはじめとするメディア芸術をまとめた書籍がないことと、それを英語化した資料などがまったくない、ことが原因で日本のアーティストが国際的な活躍や海外のメディアアート史に登場することが多くありません。2005年に美術書籍で有名なTaschen社が刊行した「VIDEOART」誌には残念ながらほとんど日本人のアーティストの記載がありませんでした。日本のメディアアートシーンを国際化するにはこうした書籍による情報化なども同時に必要になってくるでしょう。それはSONYやPanasonicというビデオ映像機器＝ハードウェアが海を越えてゆき国際標準化していったのにも関わらず、アーティストや作品といったソフトウェアが支援されてこなかった所以でもあります。流行のものや産業との結びつきにおいてのみ価値が判断されてきた、日和見主義で長期計画性の無い日本の文化行政の功罪とも言えるのではないのでしょうか。
556	4	個人（団体役員、教職員）	アーカイブ（メディア芸術・映画）	対策として ここまで述べてきたことの多くの要因として、行政の役人が主体的に行つてこなかったこと（特に興味もないのに、そういう仕事をやらされている感じ）や、大学関係の研究者などを集めてきた有識者を中心にヒアリングを行つてきたことの背景があるのではないのでしょうか？実務者レベルの民間人を投入しての、実際的な動きにできないのでしょうか？コストも押さえられる上に、真に芸術文化やメディア芸術への献身性がある人が少なくとも加えられるべきではないかと思われまふ。 またどうしても理解できないのが、国民の声を聞くとして、昨年の国立メディア芸術センターへの意見や今回の文化政策部会への意見の応募期間がこうも短いのか、ということですが。またWEBサイトでひっそりと公募を掲示していることも気になります。（国民が毎日文化庁のWEBサイトを見ているでもお考えでしょうか？）こうしたことは、国民に広く意見を伺っているような単なるポーズとしか受け止められず、本当に行政が文化政策をしてゆくのか不自信ばかりが増し、非常に残念です。 メディア芸術への支援は、これまで放つておいていた期間が長いだけに、急務であるもの一朝一夕に解決するとは思いません。政治不信の現在では、政権が変わっても、長期的に検討し、実践してゆけるような指針と体制が必要だと考えます。まずは5か年、10か年の計画を建てて、小規模でもいいので、実務者のレベルで、そして直接産業と結びつかないものから、日本独自のメディア芸術の支援を行つてゆくことが重要だと考えます。バブル期に多くの名画などを買いあさつた日本が、自国の文化という足元がスカスカの状態で、単なる成金国家であったとなれば、世界各国から笑いのものになる日も近いでしょう。

通し番号	枝番	属性	keyword	意見
557		個人 (芸術家)	アーカイブ (メディア芸術・映画)	「メディア芸術に関する貴重な作品や関連資料等は、我が国が誇るべき文化遺産でありながら、計画的な収集・保存がなされておらず、劣化・散逸したり、廃棄されるなどの危機に瀕していることは大きな課題である。」この点では8ミリ/16ミリの小型映画はフィルムの生産停止、現像場の閉鎖など、特に危機に瀕しており、なかには優れた芸術映画が多く含まれる。アーカイブスの整備が急務です。以上望みたい。
558		個人 (芸術家)	アーカイブ (メディア芸術・映画)	メディア芸術に関する貴重な作品や関連資料等が劣化・散逸したり、廃棄されることがないよう、これらの計画的・体系的な収集・保存 (アーカイブ) に取り組む必要がある。とあるが、これは最近のメディア芸術のみではなく、その古典として、国際的に見た、アニメーション、実験映画、記録映画など、非劇映画の収集が必要だが、京橋のフィルムライブラリーは日本の劇映画偏重のため、新しくメディア芸術の上映/展示もある美術館が必要でしょう。NYのフィルムアーカイブスは収集・保存だけでなく、上映/展示もあります。
559		個人 (会社員)	アーカイブ (メディア芸術・映画)	マンガの原画だけでなく、海外でも評価の高い、日本のメディア芸術、実験映画、ビデオアート作品が、劣化・散逸し、取り返しのつかない事態を招くおそれがあります。映画、美術のジャンルを越境するこの領域のメディア芸術作品の保存ならびにアーカイブの早急な構築を要望します。1960年代に制作された16mm、8mmのフィルム作品はもちろんこと、1960年代半ばビデオの誕生とともに生まれたビデオ作品の劣化が危惧されています。ビデオというハードを生んだ日本は、同時に素晴らしい作品 (ソフト) も創出しているという歴史を鑑み、早急な対応を要望します。意見書に書かれている通り、「過ちを繰り返すことなく、これらの作品、関連資料等の計画的・体系的な収集・保存 (アーカイブ) を行う必要があり、そのためには、公的支援が不可欠である。」、マンガの原画の同様、実験映画、ビデオアート作品にも重ねて要望致します。
560	1	個人 (会社員)	アーカイブ (メディア芸術・映画)	私は、日常業務として映画の保存や復元に関わっております。映画復元技術の奥深さは、伝統的な職人による仕事と、最先端のテクノロジーが融合している点にあると日頃感じておりますが、前者の伝統技術の継承が年々難しくなっております。フィルム技術は、まさにノウハウの塊ですが、映像業界全体がデジタルシフトし、国内からはフィルム機材を扱う業者が姿を消しつつある中、民間企業がフィルム技術者を確保しつづけることが、困難となってきています。また先ごろ、映画フィルムが初めて国の重要文化財に指定され、その文化的価値が見直されておりますが、一方で、文化財修復学科などで、映画フィルムの修復をカリキュラムに入れている所は皆無であり、また映画保存自体を学べる場所もほとんど存在していません。海外では、映画保存学科を持つ大学や専門学校がいくつも存在し、日本の教育の面の遅れは、圧倒的な状況といえるかと思えます。映画保存を議論する際は、それを扱う人材の育成と継承も、セットで議論されることを期待しています。
560	2	個人 (会社員)	アーカイブ (メディア芸術・映画)	<国による映画保存のための助成> 次に、助成に対する意見です。映画において最も重要なフィルムは、大量に複製される上映用フィルムではなく、その複製の基となる「原版」フィルムであると考えられます。原版が正しい環境で保存・メンテナンスされていれば、様々な用途に対し、本来のクオリティで使用可能ですが、上映用プリントでは限られた用途にしか使用できません。この点が、本の場合と異なっているため、納本制度の映画版を議論する際にも重要なポイントになるのではと思います。原版はコンテンツホルダーにとって最も重要な資産であり、これを社外に納める事は現実的ではないため、納「フィルム」制度を考える際には上映用フィルムを収める形が現実的ですが、仮に制度によって上映用フィルムが保護されても、原版の管理がずさんであれば、その映画は本来の意味で失われたこととなってしまいます。またパブリックドメイン (以下PD) となった時点で、強制的に公的機関に原版を移動するような方法論を取った場合、おそらくコンテンツホルダーは、そのタイミングが近づくにつれ、その作品の資産的な価値を見限り、十分なケアが成されない可能性も考えられますし、また、もっと問題なのは、PDとなるまでの間に、保管環境やメンテナンスを怠った場合、フィルムには不可逆的な劣化が進行し、ビデオなどはフォーマットが陳腐化するなど、映像として取り出すことができなくなってしまう危険性が十分に考えられることです。(これはPD化されるまでの期間にも関わるわけですが、この点の他にも、権利者不在のフィルム (オーファンフィルム) の活用という点においても、現行の著作権法の改正は議論されるべきだと思います。)
560	3	個人 (会社員)	アーカイブ (メディア芸術・映画)	以上のことから考えると、コンテンツホルダーが原版を持ちながら、かつ、その保存に対しては、正当な保管環境やメンテナンスが与えられる状況を作り出す事が求められていると考えます。具体的には、申請のあったコンテンツホルダーに対し、原版に対する正しい保管環境・メンテナンスを行うために必要なコストに対し、助成を行うといった制度について、議論されることを期待しております。また、これから製作される映画に対しては別のアプローチも必要となってくるかと思えます。と言いますのも、デジタルジレンマとして知られるように、現在、映画の保存に最も適しているメディアはデジタルメディアではなく、フィルムであるとされていますが、現在の映画はデジタルデータやビデオとして完成される作品が多くあります。しかし、予算の都合上、フィルム化されることが無いものも多く、保存という観点からは、非常に危ない状況と考えられます。そのため、これから製作される映画については、製作時に、保存を目的としたフィルム化に対する助成を与えるようなことも議論されることを期待しております。さらに、保存と同時に考えるべきは、広く公開することによって、市場を、特に海外の市場を開拓するという点も重要になってくるかと思えます。これには、現在の新作映画への製作助成だけでなく、過去の名作の復元に対しても助成を行う事で、例えば、カンヌ映画祭の「カンヌクラシック」の中で紹介される機会が生まれ、映画大国として蓄積された日本映画のロングテールを、広く海外にアピールする事につながるのではと考えます。
560	4	個人 (会社員)	アーカイブ (メディア芸術・映画)	<東京国立近代美術館フィルムセンターに期待すること> 最後に、日本映画のアーカイビングの中心的な存在である、東京国立近代美術館フィルムセンター (以後、NFC) についてです。現在NFCは、映画の収集・保存・公開というミッションをこなす中で、新たな復元の方法や、映画史的な研究までを行っています。しかし一方で、映画保存については、これから議論されるべき課題が山積しており、今、最も求められているのは、それらの課題に対する方向付けであったり、ステークホルダー間の調整役となるべく、国内の関係者が一同に介するようなラウンドテーブルを開催するなどといった、日本における映画保存の「まとめ役」としての役割なのではないかと思えます。また公開という点では、東京近郊以外の国内外においても享受できるように、オンデマンドなどの方法、それはフランスのINAのように、ある種コンテンツビジネスとしての展開を可能とするような変革につなげる含みを持たせた形で検討されていくべきものと考えます。 以上のような点をクリアするために、なにより必要なのは、人員を増強することだと思います。 <まとめ> ・教育面の議論を期待しています ・上映用フィルムではなく、原版を正しく保存できるような制度に対する議論を期待しています ・復元に対する助成についての議論を期待しています ・NFCに、まとめ役としての役割を期待しています

通し番号	枝番	属性	keyword	意見
561		個人（学生）	アーカイブ（メディア芸術・映画）	web上のSNSの保存も検討していくべきではないか。たとえばイラストSNSのpixiv (http://http://www.pixiv.net/) は会員数220万人、1日に投稿されるイラストが1万枚を超えるなど、世界最大のイラストの交流のフィールドとなっており、仮にこれらのデータが消失すれば、それは世界的な損失であるとすら言える。データであることを考えれば、そのアーカイブ化は容易であり、コストパフォーマンスが高いアーカイブといえる。これが一私企業によって任されているという状況を、今後どのように国民共有の財産として保護していくべきかについて、議論を深めるべきではないか。同様に、ニコニコ動画 (http://www.nicovideo.jp/) など、日本発のウェブサービスのアーカイブも検討すべきである。
562		個人（学生）	アーカイブ（メディア芸術・映画）	ゲームに関しては、寄贈に頼るだけでなく、せめてハードの購入を検討したらどうか。また、ゲームに関しても、実際の完成品だけでなく、周辺資料や、オーラルヒストリーを早急にアーカイブすべきである。
563		個人（その他）	アーカイブ（メディア芸術・映画）	映画フィルム以外は計画的系統的収集保存は行われてこなかったというのが映画フィルムの収集保存が果たして十分なものであろうか。映画草創期、大正昭和初年、いや戦後に至っても映画フィルムの保存は所在調査がようやく、収集保存修復に至ってはとも十分とはいえない。日本映画振興とうたうなら、その歴史も重視し、フィルムばかりでなく資料についても十分な人員予算を用いてアーカイビングを果たすべきである。中国に保存されているフィルムもあるという、そのような海外調査も果たせる予算を与えていただきたい。どんどん失われていくばかり、今を逃したら二度と手に入らないものが多いことだろう。まったなしの施策が望まれる。そのことが他のアートのアーカイビングの手本となっていくことだろう。
564		団体（(財)日本博物館協会）	アーカイブ（美術）	美術関連資料のアーカイブ戦略について 「審議経過報告」においてご指摘のとおり、各博物館が所蔵する作品や資料の目録(資料台帳)を整備し、その書誌情報やデジタル画像のアーカイブ化、データベース化を進めることが急務であります。このことは、我が国の文化を発信する観点からも極めて重要ですが、国からの支援なくしては実現は困難な状況にあることから、速やかにアーカイブに係る財政支援措置についてご検討いただきますようお願いいたします。また、文化資源の有効活用という観点から、MLA(博物館、図書館、文書館)の連携も急務であり、情報化、国際化社会の中で、学芸員、司書、アーキビスト等専門職員の交流を図ることも求められています。国においても、他省庁との連携・交流を積極的に推進するなど、そのための機運の醸成につとめていただくことを要望します。
565		個人（団体役員）	アーカイブ（美術）	アーカイブの整備については、内容への関わりが少ないため、国が政策誘導を行っても自律性を害する問題が少ない分野であり、国がイニシアティブをとって強力に推進していくことが望まれる。例えば予算額一定規模以上の博物館や類似施設の運営予算、あるいは国の助成を受けている団体の助成対象予算に対して、一定率以上をアーカイブ関連支出として、評価関連支出等と共に取り組みを義務付けるといった施策を行うべきである。
566		個人（大学教職員）	アーカイブ（美術）	「所蔵作品の目録(資料台帳)を整備することが急務である」との指摘はまさにその通りで、日本の博物館の目録化率は50%前後です。先進国の博物館と比較すればまったく恥ずかしい話です。これがひいてはウェブサイトの博物館関連の情報が貧弱な理由です。国は目録化率を向上させることを、たとえば博物館の評価基準に織り込むとか、全国の博物館・美術館の目録化率の悉皆調査を行い、そのデータを公表し、刺激・推進していくような具体的な検討を進めていくべきではないでしょうか。
567		個人（大学教職員）	アーカイブ（美術）	美術関連資料のアーカイブ化について注目されて来ていることは、大変喜ばしいと思います。これまで重要性が現場では痛感されていたながら、粗上にならないう項目でもあったからです。しかし、「アーカイブ」ということが全体として、近年注目もされ、多岐に渡る分野で項目あげがされているにも関わらず、相変わらず携わっている人々の熱意や自己犠牲的な仕事ぶりに依拠している言わざるを得ない状況にあることは、大変問題だと感じています。予算的な処置も人間的な処置（それも当予算の問題に関わる訳ですが）も貧弱な現状を把握して、号令をかけるだけでなく、本当に推進していけるような方策をとって欲しいと思います。何より上記のような方策が採られることを前提とした上で、以下項目の内容についての意見を加えたいと思います。今回の報告において、データベース化や相互交流について論じられていますが、その際、統一的で大規模なデータベースをトップダウン的に作ることを想定するのではなく、現在各所蔵者のもっているデータの在り方を最大限に生かしながら、連携できる方途を見出す方が有効であると考えます。また、芸術資料に関するアーカイブの最大の問題として、資料の顕在化そのものが重要という現状をよく把握して取り組みが必要であると思います。今、既に公的に保有されている資料類をデータベース化し、交流させることだけに政策が向けられるのであれば、アーカイブ戦略としては、本質的な役割を果たせないということになるのではないかと思います。図書館や美術館と異なり、アーカイブは施設の確立しているものではないため、それをどの様に顕在化させ、より多く資料体を研究に有効活用できる状態にアーカイブ化するか大きな課題であると考えます。更に、資料体には個々の事情や状況があり、それが多岐に渡るため、ケース・バイ・ケースの対応が可能で、ある意味で「緩い」方策を試みる事ができるかが、ポイントになるのではないかと考えています。
568		個人（教職員）	アーカイブ（くらしの文化）	NP0でお茶箱や蚊帳、紙芝居など今の子どもたちが体験できていない日本文化を表すアイテムを活用して巡回展をつくっています。もし、くらしの文化に関するアーカイブができれば、地域での茶箱の違いやNP0だけでは網羅できないくらしの文化を知る機会が増え、今後の展示アイテムにも活かしていけそうです。また、学校でもつかえそうなデータベースになりそうだと思います。
569		個人（会社員）	アーカイブ（くらしの文化）	公的な投資に無駄は許されないということも理解できるが、p21「アーカイブの整備」などは現時点での評価をあえてせずに網羅的に行う必要があるだろう。その意味でp22「無差別に保存」という文言には賛成する。
570		団体（(財)北海道文化財団）	観光振興・地域振興、くらしの文化	世界の状況を見ても、成熟した社会においては文化芸術がその地域や国の産業を支えています。文化芸術を振興し、持続的に発展させるためには、経済的な基盤を充実させる必要があります。文化予算に頼るだけでは不十分であり、他の産業、本道にとってはとりわけ観光産業と連携して強い足腰を持つ必要があります。産業を刺激し、多様化を図る上でも、文化の果たす役割は大きいものがあります。特に、世界から観光客を呼び寄せることは本道の経済にとって必要なことでもあります。これまでの団体ツアー客に依存した観光業のあり方から、文化芸術を基軸とした滞在型観光への転換を図る必要があります。これまでのアートツーリズムなどよりも躍動的で質の高い創造芸術により付加価値を高めた舞台芸術のアートツーリズムに変わる可能性を持っています。例えば、札幌に集中する傾向が強い本道の舞台芸術ではありますが、目を転じると、地方においても富良野野塾や函館の住民参加型の野外劇等などが注目を浴びており、本道の広大な地域に点在する観光拠点を結びつけ、文化と連携した産業の振興が期待できます。このためには、文部科学省、文化庁だけではなく国土交通省なども連携を強化して、国策の観点から取組を一層強化することが必要だと考えます。次に、北海道は、「北の生活文化」を文化振興施策の柱として掲げています。今回の報告の中で、くらしに密着した文化振興と学校教育での活用が打ち出されたことは、当財団が文化事業を推進するに当たっても心強いことと思っております。

通し番号	枝番	属性	keyword	意見
571		個人（団体職員）	観光振興・地域振興	私は、文化会館の運営・管理する仕事に就いています。平成21年に『国民文化祭』が静岡県にて開催されました。当会館も会場となり、様々な催し物に携わる、観る機会がありました。私の住む静岡県富士市は、“かぐや姫”の由来がある地であることから、“かぐや姫”をモチーフにしたものが多かったです。普段、“かぐや姫”について知ってはいたものの、深く考えたり、気にしなかったものを、見直すきっかけになりました。また、『国民文化祭』を通じて様々な人と知り合うきっかけにもなりました。1つの機会によって、変わったり、拡がるのだと思います。(5)文化芸術の観光振興、地域振興への活用を読み、生かされていない文化資源を生かすことへの取組みが書かれていました。(国民文化祭など)このような機会、取組みが1つのきっかけとなり、拡がっていくことは多々あると思います。また、より大きな催し物で表に出ることのインパクトは大きく、より文化芸術資源が生きているのだと思います。地域における文化活動(様々な催し物)を見る機会が多いですが、いずれも10・11月といった“文化芸術の秋”の時期に重なることが多いです。今後、新たな取組みを実施する場合、是非、“地域文化芸術の春”や“文化開始の冬”といった感じで、時期を分散すると、取組みやすくなるのだと思います。新たな全国的な発信を期待します。取組みについては、1回きりとか、数十年度に1度ではなく、根付かせること、継続があることが大事だと取組みについて、その後まで含めた経年的な取組みとして考えていただけたらと思います。文化における地域振興の機会、取組みが増えることを期待します。
572		個人（団体職員）	観光振興・地域振興、国際文化交流	(5)(6)を進めるにあたり、舞台芸術とくに演劇分野においては、海外公演の際や外国人観光客など、日本語を理解出来ない観客に対するなんらかの支援を積極的に行う必要があるのではないかと、翻訳・字幕制作や、国内公演における字幕システムの開発などについての限定的な目的についての支援制度を、公演の支援とは別に設定することで、それを促進できる可能性があるのではないだろうか。特に、字幕を必要とする観客にだけ提供できる字幕システムの開発などは、外国人だけではなく、聴覚障害者や視覚障害者などに対しても有効なものになる可能性があるのではないかと。また、演劇分野に限らず、舞台芸術分野において外国人観光客を積極的に受け入れるためには、日本語以外でのオペレート可能なチケット販売システムや公演情報システム、劇場ナビゲーションシステムなどがもっと必要になるのではないかと。それを実現するためにも、そのような分野への積極的な支援も同時に考える必要があるのではないかと。
573		個人（団体役員）	観光振興・地域振興	東京銀座には200軒以上の画廊が集積している文化都市です。この地域には、日本の最新の文化を見たい、買いたいと多くのお客様が訪れています。中国人観光客にとって銀座は大きなブランドになっています。しかし、多くの観光客が訪れる銀座の画廊にどのようにアクセスしていいかわからず、そのようなガイドブックもなく、また英語、中国語、韓国語になったものも存在せず、それらを配付する場所もあります。銀座の画廊街を文化の観光資源として紹介するための、組織・予算が組まれば、日本人観光客のみならず、外国人観光客も銀座の画廊を目的に来日する方も増えると思います。日本全国の美術商が銀座の画廊に仕入れにきます。ですから、銀座の画廊を世界に発信することが日本の文化を世界に発信することにもつながると信じています。NY、ロンドンでは美術館と画廊とオークションが連携し世界中のコレクターを集めています。行政指導のもと、日本の画廊、美術館、オークションの連携ができなければ日本文化の情報発信が効率的にはできません。銀座は発信地になる可能性を秘めています。
574		個人（芸術家）	観光振興・地域振興	文化芸術による観光振興に賛成する。歌舞伎等の伝統芸術にとどまらず、ひろく文化芸術は観光資源としての可能性を秘めているが、その可能性を生かされていない状況である。海外からの観光客や在留外国人が文化芸術に触れやすい状況を作るとは、外貨獲得だけでなく、日本ファンを増やすことになり、国際環境における日本の地位向上につながると思われる。
575		個人（芸術家）	観光振興・地域振興	「文化芸術の観光振興、地域振興などへの活用」 ぜひ実現してほしい。創造活動やその作品は、その課程でさまざまな経済活動も生み、多くの人間が関わることで、その経済効果も大きい。そしてその作品が地域間で交流することで、その経済的な効果は別の視点でも働くことになる。現状多く見られるような観光振興と文化だけではなく、経済的な視点と文化振興の視点からのその有益さと効果を検証し、言及してほしい。
576		個人（公務員）	観光振興・地域振興	文化芸術の観光振興、地域振興等への活用として、文化芸術活動の成果を創造産業や観光関連産業に結び付ける取組を進めるとあるが、東京は、日本最大の人材と文化資源の集積地であり、伝統文化からポップカルチャーまで日々新たな文化芸術が生み出される、世界に対する日本の文化の顔、アジア、世界との交流の拠点として重要な役割を担っている。東京に集積する人材や文化資源を最大限に活用し、ソフトパワーの戦略的形成に集中投資を図るなど、東京の果たす役割の重要性についても、国の文化政策の中で明確にするべきである。
577		個人（会社員）	観光振興・地域振興	P5他、文化芸術と観光振興との連携について 基本的には賛成であるが、観光ソフトとして優れているかどうかと芸術的価値は別の評価軸で判断しなければならない。ゆえに芸術的に優れている／優れていない、観光ソフトとして優れている／優れていない、という四象限を設定することができよう。展示系と舞台芸術系の違い、ジャンルの違い、伝統的なものとコンテンポラリーなものとの違いなどで「観光」のありようが異なることも今後の考察の対象とすべきである。
578		個人（会社員）	観光振興・地域振興	地方芸術祭やアーティスト・イン・レジデンスはそれ自体が観光振興や地域振興に直結しているわけではない。目的にかなうような方法論に則ってプロデュースされなければならない。ただし個人的には目的があからさまなイベントにはあざとさを感じる(単なる好き嫌いの範疇だが)。また音楽のまち、写真のまち、など、地方自治体の定めたキャッチフレーズにも恥ずかしさと違和感を覚える。
579		団体（(財)北海道文化財団）	観光振興・地域振興、指定管理者制度	北海道には、北の大地に根ざした文化的、地理的、歴史的な資源が豊富にあり、今後の文化の進展を支える資源として十分なポテンシャルがあります。また、創造都市をめざす取組も進められており、北海道から文化を発信する意欲にあふれた気運が醸成されています。しかしながら、地方では少子高齢化と厳しい経済状況の中で若者の都会への流出が激しく、北海道全体の人口も減少に転じています。このため、かつてはどこでも盛んであったお祭りができなくなり、伝承芸能は消滅しつつあります。有志の手で営々と続けられた地方の芸術祭も、継続の断念を余儀なくされています。一方で、舞台芸術をめざす若者が東京に向かっていきます。こうした状況を打破するためには、伝統的なアイヌ文化や縄文文化を初め、本道開拓の歴史など未来に語り継がれる本道の文化芸術資源を掘り起こし、振興させる有効な手立てを講じることで、地域社会の活性化を図ることができます。また、国立の劇場には、創造型の舞台作品を制作する一方で、実演芸術家による地方でのアウトリーチやワークショップを積極的に行う必要があります。その際に、地方の劇場・ホールにレジデンス機能を付加させることは、地域への新たな刺激と交流が生まれることとなります。こうした創意、工夫は地域の方々、その地域の特性を活かして、自らが行う必要がありますが、大半の劇場・ホールは地域の方々のために多目的利用を目的としたものであり、レジデンス機能は最初から考慮されてもいないものであります。今後このような機能を整備するにしても、疲弊している地域の実情からは単独では実現可能性は乏しく、また、指定管理者制度の導入後の状況を見ると、地方の多くは経済的にも文化環境面での施策は後遺しているようです。したがって、国立の劇場の設置に当たっては、先駆的にレジデンス機能を併せて整備することが現実的であり、利用する芸術家がそこを拠点として地方でアウトリーチの実績を重ね、交流を深めて、レジデンス機能の必要性和有益性の理解を深めた上で、整備を進めてもらうことが必要です。
580		個人（団体役員）	観光振興、文化発信	観光や情報発信は、自治体および観光庁(国土交通省)外務省等と役割分担して民間との協力のもと効果的・効率的に行うことが不可欠であるが、ここでは文化施設の建設という形での受入れ設備の整備、文化発信のウェブサイトなどへの助成を開始する目的の「ためにする議論」と感じる。先行する取り組みへの補完的な役割なのか、文化庁としての主体的な取り組みが必要なのか明確にすべきである。

通し番号	枝番	属性	keyword	意見
581		個人（その他）	観光振興（くらしの文化）	マストツーリズムではなく、社会的観光、社会的ビジネスといった、CSRの強い観光が重要である。
582		個人（団体職員）	文化芸術資源の発掘・活用	文化施設の増加、雇用の創出に賛成です。 新設しなくとも、世田谷ものづくり学校のように、廃校を生まれ変わらせて文化・情報を発信したり、民家でもいいと思います。家族が出て行って空いている部屋。我が家も、この家を何かに使わないともったいないと感じます。留学生や観光客が多くなれば、受け入れるとか、何か活用法ができてくるでしょうか。とにかく、使われなくて死んでいるものをなくしたい。大型ショッピングセンターができ、町は個性を失い、地元の商店街は元気がありません。閉店が目立つ商店街を、商店街としては難しくとも、文化芸術空間として再生できたらと思いながら、商店街を日々歩いています。
583		個人（団体役員）	文化芸術資源の発掘・活用	地域単位での観光振興、地域振興、産業振興に活用する取り組みに国、とりわけ文化庁がどのように関与すべきかより具体的に示さなければ意味がないのではないかと。短期の不安定な助成金による政策誘導およびその打ち切りによりかえって混乱を引き起こしている現状への反省がみられない。
584		個人（研究者、大学教授職員）	文化芸術資源の発掘・活用	「地域の文化芸術資源の発掘・活用」において、過疎化や少子高齢化、地域コミュニティの希薄化による地域社会の衰退等の課題に取り組み、地域の文化芸術資源を活用している活動や、その地域拠点（既存のホール・劇場や美術館ではなく、廃校や商店街の空き店舗・倉庫等をリノベーションした文化拠点）の運営も奨励することが必要である。
585		個人（その他）	文化芸術資源の発掘・活用	文化財建造物～取組を進める。 ↓ この記述では具体策が見えないが、他項目でも挙げられたような日本版アーツカウンシルのような、文化芸術資源活用コンサルタント、シンクタンク的な機関が必要。テレビやインターネット、ゲームの刺激に慣れ、オンラインで何事も済ませられる世の中でなぜその会場に足を運ばなければならないのかを、通年で知らせるメディアやテレビ番組時間帯を作る。一点もの、瞬間的な文化芸術を観にくるかなどアイデアを、もっと頭を柔らかくして話し合い、実行するメディアムのような存在が必要であるべきだ。
586		個人（その他）	文化芸術拠点、創造都市	（2）専門家による審査・評価の仕組みの導入の検討と支援制度の抜本的見直し 日本では、自由に創作・製作・稽古（楽器演奏など含む）ができる場所が少ない、もしくは限られている。都市部においては、それなりに活動できる場所があったり、交通の便がよいので少しぐらいの移動で簡単にできる場所を探すことができる。しかし、地方においてはそれが難しく、そういった活動を行うにしても差が生じてしまう。活動ができないがために都市部へ流れ、いろいろな意味（文化レベル、経済、人口など）で都市部と地方での差がますますの広がりを生じてしまう。例えば、廃校になった学校、工場などの活用を率先して検討してみてもいいと思う。ヨーロッパなど世界においては（確かに日本にも横浜・金沢などある）クリエイティブシティとして成り立ち運営されている街がある。創作活動をする人々が集まり、街に活気があふれ、大げさに言えば24時間音楽、美術、演劇など町中どこもかしこも芸術が根につき、普通な状態となっている。芸術文化の振興が図れている。これにより、経済活性化され、新しい雇用の創出を生み出し、子どもたちも小さい頃から芸術文化に慣れ親しむことができ、理想の状態となっている。空き教室利用、廃工場の利用など、国、各自治体、それこそ指定管理者において検討し、文化を根付かせ、芸術文化の振興を図るべきだと思う。
587		個人（団体役員）	創造都市・創造産業	創造都市の推進と創造産業の振興において、国が側面支援に注力すべきという点に賛成する。しかし、経済的・文化的インセンティブを導入するという点については、その内容が不明であり、国がどのような面で関与できるのか、関与すべきでない点は何が、具体的に示すべきである。
588		個人（団体役員）	創造都市・創造産業	建築、ファッションデザイン、料理、工芸等の創造産業の振興については、従来他省庁や自治体、民間が主体的に取り組んで来た分野であり、ここでは文化振興として関与する積極的な理由が乏しい。文化振興としてであれば、他省庁等の取り組みと違い、国として平等性の原則に因わずに都市間競争に介入できるということであれば、その相互補完的な意義を明確にすべきである。
589		個人（自営業）	創造都市・創造産業	この考え方は、他の多くの項目においてもぜひ実施していただきたいと思います。各地方がよい意味での多様性を持つ環境が整備されると思います
590		個人（団体職員）	アーティスト・イン・レジデンス	地域の文化芸術拠点としての劇場に対する制度整備ということについては、さまざまな形で言及されている。しかし、そうした範疇にあてはまらないような、劇場に類する発表施設をもたない、稽古場やワークショップやアーティストが滞在できるような施設が、アート・イン・レジデンスということを積極的に推進できるような助成制度設計も必要だと考える。目に見えるような公演という形式にはつながらないような成果や、長期的な作業が行われることに関しても推進できるようなものが必要である。
591		個人（自営業）	アーティスト・イン・レジデンス	文化も経済も東京一極集中の現状では日本人が今と将来にわたって幸福でいられるのかどうか、こころもとなく感じている。各地域での地方芸術祭、アーティスト・イン・レジデンスを充実させることに賛成する。
592		個人（その他）	アーティスト・イン・レジデンス	アーティストインレジデンスによる地域文化振興の奨励に大賛成です。新潟のNoismのような例を早く日本中に増やしてほしいと思います。

通し番号	枝番	属性	keyword	意見
593		団体（NPO法人 アート多摩）	Percent for Art	<p>私たちNPOアート多摩は、多摩地域で市民のための様々なアート活動を行っています。目指しているのは、地域生活の中で主体的にアート活動に関わる市民である、「市民プロデューサー」を育成することです。様々な地域で「パブリックアート」として有名なアート作品を誘致し、アーティスト主体の大規模なアートイベントが開催されるようになりました。それらの活動も評価されるべきだと思いますが、私たちは、多く市民の主体性が、アートイベントのより中心で発揮される事を求めています。現在アートイベントにボランティアとして参加する機会がありますが、企画自体への参画や資金面を含めた運営への参加が市民に開かれているとは言えません。これまでのアートイベントでは、周辺部分が市民に開かれているだけで、核心部分への参加は閉ざされています。もちろんそこには、専門家に対して市民の知識や技術に不足があることは否めません。しかし、それが市民を周辺部分へと追いやる正当な理由とはなりません。今求められているのは、市民と専門家の関係を逆転させるための工夫と仕掛けを作り出すことです。そのために必要な支援を市民に提供すべきであり、これまでのようにアーティスト支援を中心とする考え方も転換すべきです。そしてその方向にこそ、市民主体の文化行政の未来があると確信しています。つまり、市民に不足する部分を専門家やアーティストがサポートすることで、市民による市民中心のアート活動の支援を行う事が、「くらし文化」の担い手育成のためのモデルと考え、私たちはそのような活動を行っています。しかし、このような人を育てる支援型の活動は、時間がかかり、成果が見えにくいという難点があり、それがそのまま資金調達に難しさに繋がっているのが現状です。そして現状は、様々な助成金に応募しながら、細々と活動を続けています。私の記憶では、80年代のバブルの時期に、建築の予算の1パーセントをアートに充てるという議論があったと思います。当時のバブルとアートの関係を清算するように、あの議論自体もいつの間にか消えてしまいました。当時と同じ文脈で、不動産に付加価値を付けるためのような「PercentforArt」では意味がありません。今回の「審議経過報告」で、「くらし文化」の担い手・団体の育成・支援として「PercentforArt」が言及されたことにこそ価値があると考えています。物から人への転換のなかで再び「PercentforArt」が活発に議論され定着される事を切に望みます。蛇足ながら、「PercentforArt」が英語表記に留まったことに不満を感じます。ぜひ市民ベースで親しく支持できるような日本語表記の検討を合わせてお願いいたします</p>
594		個人（団体職員）	Percent for Art、 くらし文化、 文化予算	<p>「くらし文化」の担い手・団体の育成・支援11頁 今回、文化審議会文化政策部会に於いて、「PercentforArt」の検討が掲げられた事は大いに喜ばしいことであると思います。ART活動の現場にいる者として日本の文化予算、また、その割り振り方には常に疑問を持っていました。他国、フランスや韓国などは世界を対象とした国家的なイメージ戦略として文化政策を掲げ、日本の数倍の予算を確保しています。街の文化的景観を構成する要素への配慮や都市計画は国の文化背景をもっとも可視化するものと考え、経済の変動に左右される事のない方策、そのひとつ「PercentforArt」などの仕組みをつくり、じっくりと取り組むべきかと考えます。仕組みなく文化を育むことはできません。不安定な情勢のなか仕組みづくりこそが検討されるべきだと思います。</p>
595		個人（団体役員）	Percent for Art	<p>わが国における「パーセント・フォー・アート」制度を検討する重要性について 「パーセント・フォー・アート」（芸術のためのパーセント政策）が欧米で開始されてから既に半世紀以上となり、近年では欧米諸国のみならず、カナダやオーストラリアや、中国、台湾、韓国といったアジア諸国においても実施されはじめています。この政策は、建築予算の1%前後を公共建築が新築及び増改築される際に、条例として強制的または半強制的に割り当てるものとして知られているが、現在までいく度もの検証がなされ、その内容も変化してきた。割り当てるパーセンテージや、対象となる建設事業（土木事業を含ませるかどうかなど）の決定、民間開発事業への対応、恒久的作品だけでなく仮設的なアート展示の対象とする、市民参加のあり方など、各国および実施自治体によって詳細に工夫がなされてきているのが現状だ。一方、わが国におけるこの政策は、1980年代バブル経済期にいくつかの自治体によって実施をみたが、バブル崩壊と共に崩壊的に無力化していった。以後、美術館の枠外で実施されるアート活動に関しては、公的支援が少なく、アーティストは活動を続けるために副業で収入を得て、生活を支え、制作活動費を得るという極めて苦しい立場におかれている。また今日、地方での地域再生や地域交流を目的にしたアートプロジェクトや、地域観光と連携したもの、教育機関と協働することも達の創造性を育むアート活動等、街なかでのアート活動は、屋外彫刻恒久設置型のあり方から多様化してきている。これらの活動は、芸術政策だけでなく、他政策に横断的に関わっていくアート活動として捉えることができ、地域社会へ与える公益性は少なからずのものがあると考えられる。「パーセント・フォー・アート」制度は、これまで想定されてきた便益である「都市の文化的景観づくり」や「アーティストへの支援」という側面だけでなく、今後はさらに、アーティストが過疎地の学校や病院・障害者養護施設・刑務所等、福祉や教育現場で活動することを支える政策となり、政策がもたらす社会的便益は高まっていく可能性は大きい。美術館外アート活動への公的支援がいかなる正当な根拠を持つのかという議論を今後さらに深めていしつつ、本制度からどのような社会的公益性が得られるのか、「パーセント・フォー・アート」が総合的な政策として実施されるスキームや、これらのアート活動を持続的に支える制度となるための調査を本格的に検討していく必要があるのではないだろうか。</p>
596		個人（会社員）	Percent for Art	<p>「PercentforArt」は90年代の一時期各自治体で盛んに行われたが、景気悪化に伴う事業費の縮小や、大規模プロジェクトに対する批判などにより、なし崩しの状況と見て取れる。重要な公共事業では、最初から予算を確保し、プロセスなど住民に情報開示しながら、制度化して進めるべきである。一方、時代の変化に伴い、NPOや市民発生的にアートの活動が広がってきている。役割や意味づけが多様化する中、ほとんど手弁当で行っているのが現状である。大多数が地域をベースに立ち上がっており、「芸術文化立国」を掲げるならば「PercentforArt」として、このような活動に対する助成を制度化し地域の民間力を生かしながら、文化政策として国がサポートするシステムが必要と考える。公共事業費では限界がある。省庁の枠を超えた制度化、予算化を望む。</p>
597		個人（経営者）	Percent for Art	<p>ここ20年近く、主に公共の場に於けるアートに注力してきた者として「PercentforArt」について意見を述べさせていただきます。近年、日本の街の景観はますます質相になってきています。高層ビルの乱立、シャッター通りの連続、入り乱れて建つプレハブ住宅、カタログ建築、大型量販店の拡大…。対費用効果、短納期、低コストなど、どこまでも経済効率優先の理論が進められた結果です。街の景観にどのようにして文化的要素を確保するかは、早急に、議論・検討していただきたい問題です。このままでは、美術館や博物館の箱の中だけに、日本の文化と呼べるものが残されるお粗末な国になってしまいます。「PercentforArt」は、欧米諸国の例から日本でも取り入れられた時代がありました。しかし、定着しませんでした。設置された作品が公共の場に馴染まなかったのか、システムそのものが日本で実現するのに問題があったのか、拍車がかかっている建築費削減で文化どころではなくなくなってきたのか。日本では土木も建築も、成立しているシステムそのものが欧米と異なっています。現下のような状況では、建築費に頼るのは危険です。問題点は見直して、持続的に実現可能な予算確保の方策にしていくことが必要と考えます。また、対象とする「文化的側面」も検討すべきと考えます。街の景観は私たちの生活の集積です。美術館の中とは違います。時代としても伝統的なものから現代のものまで。分野も土木、建築、アート、デザイン、工芸など。実現方法も恒久設置のものから一過性のものまで。調査や制作のプロセスも大切な文化的側面です。そして、関係省庁、特に国交省との連携はぜひ実現させて欲しいものです。公共の場に於ける、アートなどの文化的側面は、国としてのアイデンティティを形成しています。海外に誇れる日本の景観形成から、次世代を担う子どもたちが育っていく文化環境整備からも、行政の支援を強く望むものです。*ちなみに昨年文化庁海外研修で受入れていただいたオランダのSKORは、公共の場のお手本を示す役割を担う、国の予算で運営されている、アートと公共空間のための財団でした。公共を考える時、日本のように民間企業だけでは資金面でも、クオリティ面でも、システムとしても、限界があることを痛切に感じております。</p>

通し番号	枝番	属性	keyword	意見
598		個人（芸術家、団体役員、大学教職員）	Percent for Art、アーツカウンシル	<p><PercentforArt：パーセント・フォー・アーツに関して></p> <p>以前杉並区でも公共施設を造る際に建設費の1%を芸術文化に使うという条例ではないが芸術文化のための1%システムのようなものがあり、最初はモノ（立体作品等）だけでなくコト（芸術文化事業）にも使える予算であった。ただその予算を専門家としてディレクションする人や機関がなかったため、ガラスがステンドグラスになるなどありきたりのものになり、縮小消滅した。アーツカウンシル構想とも連動させ、各地域に各専門分野のディレクターや専門機関を置きモノ（立体作品等）だけでなくコト（芸術文化事業）にも使える予算にすべきと考えます。</p>
599		個人（学生）	くらしの文化、Percent for Art	<p>p.11「PercentforArt」等について</p> <p>現在日本では、パブリックアートやアート・プロジェクトなど公共空間におけるアート活動に対する支援は制度化されておらず、従ってそれに対する持続性のある予算措置もほとんどないのが現状である。これに対して欧米では公共建築の一定割合を芸術作品や活動に割り当てる「PercentforArt」制度や宝くじ基金の活用や民間開発なども含めて、盛んに実践されており、その社会的役割が広く認知されている。その役割は以下に挙げる通り多様な広がりを見せている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市の独自性を強調し、そのアイデンティティを表象し、都市格を高める。 ・土地の歴史、文化、自然環境、人々の生活などを反映し、地域独自の景観や環境形成に貢献する。 ・創造的な場所を提供し、地域独自の文化資源となり、まちづくりにおける観光や地域振興などに寄与する。 ・福祉や教育の分野などと結びついて、社会的弱者の包摂やコミュニティの活性化に貢献し、市民社会のエンパワーメントに供する。 ・アーティスト支援とともに、市民がその創造のプロセスに参加することによって、ひとりひとりの創造性を養う。 <p>以上のように、公共空間における芸術文化の役割は市民の文化芸術へのアクセスを保障し、創造的な環境を創出し、ひいては社会全体の持続可能な再生発展に貢献する重要な役割が期待されているといえる。従って、このような活動を持続可能な事業としていくことは公益性の高い取り組みである。一方で、欧米の制度を参照する場合、日本の現状分析を十分におこなったうえで、制度化すべきであると考えられる。実際、特にパーセント・フォー・アート制度において、その運営には専門知識をもったアドミニストレーターが不可欠であり、そうでなければ、建築に付随した安易な設置事業が繰り返されると事態も起こりうるからである。上述したとおり、公共空間におけるアート活動が都市や地域社会との密接な関係性を通じて、包括的な役割を果たしていることをみていると、ヨーロッパ、特にイギリスなどでの取り組みのように、分野横断的で多様な参加によるパートナーシップによって、統合的な都市政策に計画段階から組み込まれることを推進することが有効であるといえる。このような手法も含めて、多様な制度やその実践を参照しつつ、我が国に適する手法を幅広く議論し深化してゆくべきである。その際、国は、地方自治体における制度化を推進し側面支援する役割を担うべきであると考えられる。</p>
600		個人（団体職員）	くらしの文化	<p>日本の「くらしの文化」の美しさは、ヨーロッパ文化に対峙する日本文化の特徴だと考えます。「用いるの美」は、生活やくらしの中に溶け込んだ文化の美であり、文化財の中に、その多くを見出せるといえます。ヨーロッパやアメリカに流出した「くらしの文化」や、現代の衣食住や趣味、生活用具の中に見られる「くらしの文化」にも目を向けつつ、また他の芸術文化分野も考慮に入れつつ、一層議論を深め、具体的施策に反映させていただきたいと考えます。包括的な施策の実行が、国民を「クリエイティブ・クラス」にし、ひいては「創造都市」を發展させる原動力となっていくのではないのでしょうか。国宝である尾形光琳の屏風の前でたまたま外国人観光客を見ると、美しいものを共有したという実感を覚えます。日本文化の美が、相互交流するためのパワーとなっている一瞬だと思えます。是非、国のお宝は、守るだけではなく、現代社会を盛り上げる「くらしの文化」パワーとしてその美を抽出し、さらには日本文化資源やソフトパワーとして海外に発信する回路を開いていただきたく、大きなくくりで、目標を高く掲げ、検討、議論を深めていただきたいと思います。</p>
601		個人（団体職員）	くらしの文化	<p>24～25頁「（4）観光振興や文化発信に資する環境整備」において、日本の文化を、観光資源として国内外に向けてアピールしていくことの必要性について触れられている。しかし、いわゆる「日本文化」（ここでも例示されているような茶華道など）だけが日本にある文化ではない。北海道のアイヌ民族の文化、沖縄の琉球文化など、日本にも多様な文化の側面がある。これらの文化も現在風化しつつあり、保存・保護を検討していく必要があるのではないかと。</p>
602		個人（団体役員）	くらしの文化	<p>文化芸術振興基本法にいう「生活文化」及び「国民娯楽」から衣食住分野の文化を取り出し、伝統的なものの保護と現在・未来の創造活動によって形作られるという「くらしの文化」であるが、定義が非常に曖昧であって妥当な名称ではない。例えば「地域の自発的な文化的取組み」等の名称に改称すべきである。</p>
603	1	個人（団体役員）	くらしの文化	<p>私自身は、東京芸術大学美術学部油科を卒業後、公の場の場所性最も大切なテーマとして仕事をしてきました。一枚の絵から土木まで（JR駅前整備計画…中央環状線換気所景観計画等にたずさわる）を風景、景観、くらしの文化と考意識的に関わってきました。土木に関しては、期間も5年～10年と長期に渡り、また関係する団体も多く具体的には述べにくいですが、土木コンサルタント、設計、構築物のデザイン、ランドスケープデザイン、素材選定、に関わった。アートワークは代表的なモノとしては、四天王寺の曼荼羅（建築学会賞）、和歌山医大アートワーク、新羽田空港到着ロビーアートワーク、NHK広島エントランスアートワーク、成田国際空港第一ターミナルアートワーク等々他多数にありますが、一貫してそのワークするサイトに備わったサイトの歴史性、設計、施主をはじめとするサイトにたいする思いを形象発想プロセスの大切な要素として考えてきました。多くの仕事をしてきた中で良い風景を創るための大きな阻害要因を2点あげます。</p> <p>1. 芸術ARTの理念に対する信仰に近い信頼と思考の停止。</p> <p>芸術ARTは近代以降、個人的世界の表出がテーマであり、一枚の絵は殺人の絵でも芸術と言われる、また丹家氏、磯崎氏、安藤氏など日本を代表する建築家も個人の作品として公共建築を発表している。例として、寺院など大きな日本建築の造作に当たり、大工の棟梁を頂点に山師、木挽、左官、指物師などの親方が阿吽の呼吸の中で造られ、私も参加させていただいたと言っても、身銭も切らずに私の作品などと大それたことを言われるふとどきモノはいなかった。公共に表現されたサイトで子供が育ち、そして働き、人々が人生を終える場所です。当然場に求められる形象は根拠も形も技術も多様であります。その場の分母として・・・茶道のお道具、所作の分母には禅の思想があるように・・・すでに死んだひとびとの思いや形の継承、神道、儒教、仏教・・・八百万の日本文化の尊重、倫理観の尊重、などのなかで共思共創できる人材の育成が今最も求められていると思います。現在、日本の教育、おもに建築、美術などでは、私の世界、小さいな説の世界（小説）、に小中高教育、そして大学教育、美術館、学芸員、等に公的な援助をしている、公共に寄与する美、風景、景観、風土、年中行事とは何かという点を考察する大学はない。大きな説、大説を語る場もない。</p>

通し番号	枝番	属性	keyword	意見
603	2	個人（団体役員）	くらしの文化	2. 大学教授を主体とした委員会制度、及び市長などの独断による選定。大学の先生や学芸員の多くは民間の創造的な世界の後追いであり、情報の伝達者である。情報は最初に発信した人のみが創造者である。モノを構成する技術的背景やデザインの実際についての知識に乏しく、なおかつ実際の制作経験がない、またデザインなどの決定に対する創造性と責任感に欠けている。いまこの国では、くらしの文化、景観、に対しての多くの議論はおこなわれているが、具体的に価値観を共有し、文化的風景を創出する制度や、プロセスはない。提言に記されている「都市計画において公共事業費の一定割合を文化的側面に割り当てる「PercentforArt」等についても、関係省庁による連携の下、検討すべきである」は極めて重要である。しかし、私の今関わっているプロジェクトは国土交通省（観光庁）文部科学省（文化庁）農林水産省（林野庁）環境省（水・大気環境局）経済産業省（水資源機構）などが関連してくると思うが、役所と委員会と設計とさえ具体的な形の協働ではなく、共思共創をできない現在の現場では夢のまた夢、最後は全体の関係の中でしっかり位置を占められる部分が大切で、手で触れることのできる世間の深潭の文化的風景を創出可能とするProfessionalな系、公的な美の創造は個人ではなく職制と職制の間だ、個人と個人の間だ、本来の字義通り“人間”に創造の根がある。さまざまな系の結節点に思いがけない回答が潜んでいるモノです。近代は部分化の歴史でもあります、部分を100足しても部分に過ぎません、部分が全体を、全体が部分と溶けあい、全てが関係の交差から生成される、創造のプロセスを構築することが風景再生の最初に手をつけることだと考えています。
604		個人（会社員）	くらしの文化	私は現在、香道を嗜んでいます。先日経験した事例を基に意見を述べさせていただきます。 要旨：22頁「支援手法の検討」の最初の段、支援策の拡充に、ボランティアによる(仮称)文化普及推進アドバイザー制度の導入を追加提案します 提案の背景：地方公共団体に於ける文化推進担当者の生活文化に対する知識が不十分で、普及推進の妨げとなっていると思われるケースがある為。
605		個人（学生）	くらしの文化	「くらしの文化」というものが、「文化財」の概念とどのような距離感を持って語られているのかわからない。また、文化発信や観光振興がどの地域にもよいものであるのかを検討されたい。各地域、ケースバイケースで行うべき施策は異なるだろうので、その方針も示すべきではないだろうか。
606		個人（学生）	くらしの文化	「くらしの文化」の継承に当たって、きっかけづくりにおいて学校教育の場を活用とあるが、具体的に初等教育・中等教育において、芸術科目の一環或いは、新たな科目の選択必修科目として、全ての国民がこうした和の文化に触れ、またその初歩を体得出来る機会を設ける必要があるのではないかと。経済格差が広がる中で、民間に任せているのは深刻な文化格差が生じる事となる。グローバリゼーションとそれに伴う経済格差拡大が避けられない状況においては、文化が唯一の国民統合の方策である。
607		個人（学生）	くらしの文化	「欧州の原産地名保護制度のような仕組み」と意見のまとめにはあるにも関わらず、審議経過報告には盛り込まれていない。しかしながら、原産地名保護制度は、その地域の固有のブランド維持、また、消費者にとっては品質の保証という機能を持つ極めて重要性の高い制度である事からして、本体に盛り込むべき内容であった。フランス、スペイン、イタリア、ドイツ等においてはワインに対する規制や呼称等の認定制度が整備されている。また、イギリスではウイスキーの品質規制が行われている。我が国においても日本酒・焼酎を中心に品質や種類に応じた呼称制度を確立すべきではないかと。また、これらの規制が品質保証の役割も持つ点を鑑みれば、国産偽装等が横行した過去も踏まえ、そのような違反行為に対する厳罰とともに導入される必要がある。また、現在の制度においては、民間主体の制度となっているが、欧州においては文化・農業政策の一環として国家が責任を持って主体的に行っている。我が国においても、事業者の営利増進ではなく、食文化の保護という、広く国家目的のための制度である事を踏まえ、品質基準と呼称の策定等、国家が主体的に制度を運営すべきである。
608		個人（その他）	くらしの文化	昨年、池上惇京大名菅教授が主催の、「国際文化政策研究教育学会」年次大会が同志社大学で開かれた。このテーマが、「まつり」であった。高山市やねぶた祭り、だんじり祭りなどの報告が為されたようである。若者の活力は、少子化ではあるものの、外国人観光客や在日外国人の参加も得ながら、異文化交流の進展が期待できる、民間レベルの外交である。だから、社交の典型的な活動として、福澤諭吉も薦めたように、まつりに異質な人間こそ、参加してもらい、地域ににぎわいを取り戻していく必要がある。
609		個人（団体職員）	くらしの文化（方言）	「くらしの文化」において既に人知れず消失してしまったものがあるかと想起すれば…とあります。 方言がそうではないでしょうか？マスメディアの普及で全国同じ言葉話す子供が増えています。コミュニケーションとしての共通語を大事にしながら、アイデンティティとして地元の言葉を大切に、発信もしていくという姿勢を持つことは大事だと思います。世界規模で云うと共通語としての英語を大事にするあまり、日本語をしゃべる人がいなくなるようなことにもなりかねません。国語審議会が「方言は地域の文化を伝える」ものと示されています。5月に東京で奄美大島のアーティストが集まって方言でコンサートをするイベントがありました。大島紬や民芸品、地元名産品の紹介も兼ねて大変興味深いイベントでした。これは地元の奄美FMが主催して東京で発信していました。国語審議会が「方言は地域の文化を伝える」ものと示されている以上、国として国語課がこのようなイベントのコーディネート役をしていくべきではないでしょうか？文化活動支援のところで述べられているように、国がいつまでも主導するのではなく、民間で支援できていくべきでしょう。因みに先述の奄美イベントは全労済が協力して成立しています。是非、国語課中心に方言の保存と継承と発信のモデルとなるような仕組みをお作り頂くことを要望します。
610		個人（公務員）	くらしの文化（方言）	私の居住する八丈島の方言（島言葉）は、2009年2月19日、ユネスコ（国連教育文化機関）によって、アイヌ言語・南西諸島言語などとともに、世界消滅危機言語として発表された（八丈方言も含めて、日本全体で8言語）。アイヌ言語・南西諸島言語以外で挙げられているのは、八丈島の言語だけである。こうした結果を受けて、八丈町では、平成21年度から、島言葉を伝え普及していくための取り組みを行っている。しかし、財政基盤が弱い離島へき地の自治体であるために、その活動には制約がある。特に、農林・水産関係や建設関係などについては補助金制度が充実しているにもかかわらず、文化行政については、そうした施策が乏しい現実である。そうした観点からこの「審議経過報告」を読むと重要な文化政策として挙げられているのは、茶道・華道などの「生活文化」、囲碁・将棋などの「国民娯楽」、また、その中の、「とりわけ衣食住に係る文化」などであり、また、少し性格は違うが、有形・無形の文化財政策などが挙げられる。しかし、言語については全く触れられていない。言語も文化の一つと考えられる面もあるが、ただの文化と言えないのではなく生活の基盤・根底をなすものであって、その地域の歴史性・地域性をも反映したものである。従って、言語が失われるということは、その住民の歴史性・地域性を失う事に通じるものであると考えられる。世界的に見て、言語と民族は切っても切れない関係にあると言われているわけで、八丈島の島民が民族レベルの扱いになるとは考えにくい、日本においてもアイヌなどは先住民族という扱いを受け、法制的にも支援体制が取られている（「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（通称「アイヌ文化振興法）」の制定や「財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構」の設置、各種事業の実施など）。方言は、過去の教育政策・文化政策の中で疎んじられてきた時代があったが、近年その意義が取り上げられてきている面がある。そのため評価すべきだと考えられるものである。しかし、今年度採択の小学校新教科書などを見ると、古文や漢文などの古典は重視されているが、方言は以前の教科書よりも扱いが軽んじられているように見える。このようなことから、文化政策部会の議論やこの「審議経過報告」の中に次の点を取り上げていただくことを要請するものである。①方言について、その意義、普及の必要性について、新規に取り組んでいただきたい。②方言の伝承・普及のための方策と予算措置について、政策・指針示していただきたい。

通し番号	枝番	属性	keyword	意見
611		個人（公務員）	くらしの文化（方言）	私は38年前に都内から八丈島の小学校に教員として赴任したのですが、その当時は、島の人が話す言葉（八丈方言）がよく理解できなかったのを覚えています。子どもの言葉はまだ理解できるのですが、島の人どうしやお年寄りの会話には理解できない部分がたくさんありました。だから、子どもに通訳してもらったことも何度かありました。その当時は島の人の日常生活の中に島言葉（八丈方言）が空気のようにありました。それから37年たって昨年退職して現在に至っていますが、八丈方言が生活にあふれていたかつて島の人から八丈方言が、聞かれなくなっています。島の現在の子どもたちや大人の口から、八丈方言がでることが少なくなりました。かろうじて、お年寄り同士が話すような島になってしまいました。テレビやマスコミの影響も多かったと思いますが、八丈方言が島から消えつつあるような感じがしていました。そんな中、昨年エネスコの調査による「八丈方言は消滅の危機にある」という発表があり、島の人もびっくりしたのが事実です。このままでは、島の文化であり、生活であった八丈方言がなくなってしまうことに危機感を感じ始めました。町の教育委員会も今年度の教育目標に八丈方言を知り、伝えようという目標を掲げて取り組みを始めました。昨年度は、八丈方言の講演会、文化庁主催の事業への参加、島の教員への研修やなどいくつかの事業を取り組んでいました。その結果、島の人の関心が少しずつ高まってきました。その中の八丈方言の講演会の中では、研究者から八丈方言が日本の四大方言の一つであるということ、また万葉集にも同じ表現があり、歴史的には奈良時代以前の言葉もあり、日本でも歴史がとて古い貴重な言葉であるということを知りました。しかし、もっと島の人の意識を高め、島の子どもたちにも、島の誇れる文化のひとつである八丈方言を伝えるには、さまざまな取り組みが必要であると思います。その為には、予算の確保が大事ですが、人口8千人の島の教育予算では限られているため、いろいろな取り組みができません。そこで、文化庁にお願いしたいことは、地方の文化を大切にす施策を更に、進めていただくとともに、予算措置をお願いします。予算措置が実現すると、島の人の意識を高め、また、将来の島の文化の担い手である子どもたちにも方言の大切さを知ってもらえると思います。そのための事業も始めることができます。例えば、「八丈方言カルタ」の作成や「方言を語る会」の開催や「小学生とお年寄りによる方言交流会」などなど。その他にも、さまざまな事業ができると思います。それが、島を誇る文化のひとつである八丈方言を消滅の危機から救っていきける道のひとつであり、子どもたちが故郷である八丈島誇りに思えるきっかけになればと思っています。
612		個人（研究者）	生活文化	審議経過報告の「くらしの文化ワーキンググループ意見のまとめ」 茶道、華道等の「生活文化」については、国による保護育成には馴染まないと思料する。なぜならば、生活文化に対する考え方は、地域、ライフスタイル、個人、時代によって異なり、特定分野の生活文化への保護育成は国民的な合意が必要である。それよりも、茶道、華道等が今日まで継続してきた歴史や現状を調査・分析する必要がある。そうした調査・分析結果を踏まえて、国による保護育成が必要であるかどうかを議論すべき。一なぜならば茶道についてみると、各流派が普及活動で独自の取り組みを行っていることを踏まえれば、国による保護育成のツールは限定されるのではないかと。
613		個人（自営業）	文学	各分野における重点施策（具体的施策）について、文学分野に関すると思われる記述がありません。確かにハード的な支援は思いつきにくい分野ではありますが、若手の育成などに関しては舞台芸術等と同様に支援していくべきです。また、メディア芸術という側面においてもアニメ「等」の新しい領域として分類して扱うには異質であり裾野がより大きな分野です。文学は日本の文化芸術の屋台骨の一つと私は思っていますが、それについて深く議論が進んでいないのはとても残念です。日本の文学についても重点施策を議論して欲しいです。
614		個人（団体役員）	文化発信・国際文化交流	「日本文化に対する国際社会の関心が表層的な面にとどまっており、全体に対する深い理解に基づくものとはなっていない」とあるが、そもそも日本人がそれを自覚できていないのではないかと？また、そうした抽象的な「深い理解」を国際社会に求めるのは妥当であろうか。少なくとも、どのような理解を求めるのか、外務省や経産省等とともに明確にしていく必要があるのではないかと。
615		個人（団体役員）	文化発信・国際文化交流	文化庁の所管業務ではないが、例えばヴェネツィア・ビエンナーレへの出品についても日本人キュレーターが日本人作家を見せるに留まっているものの、現在まで一貫して自国民主義にこだわるのは日本・韓国など一部の国である。国際文化交流や国際社会へのアピールとしては他の可能性の検討も提言されるべきではないかと。
616		個人（芸術家）	文化発信・国際文化交流	総論に関してはほぼ賛成です。この方針ののっつって関係省庁や劇場スタッフ、アーティストが協働することで日本の文化芸術が発展していくことをのぞみます。日本文化に対する国際社会の関心についての見解に私は違和感を感じます。「深い」「浅い」の基準は客観性が低いと思います。誰がそのように感じたのかわかりにくいので、国外に対して閉じた印象のレポートに感じます。「一部」と「全体」はわかりやすいと思います。例えば「独自性」と「国際性」という基準を取りいれたらどうかと思えます。独自性と国際性のバランスを保った日本文化を理解してもらうという文脈はいかがでしょうか？
617		個人（芸術家）	文化発信・国際文化交流	「文化発信・国際文化交流の充実」 海外から日本へのコンタクトの窓口の一本化、日本から海外へのコンタクトや発信に対するサポートや支援の窓口の一本化もしくは明確化してほしい。
618		個人（大学教職員）	文化発信・国際文化交流	この分野においてはこれまで外務省外郭の独立行政法人国際交流基金が国としての国際展の実施や日本人作家の国際展への参加支援を担ってきた。外交戦略としての文化外交と位置づけられるからである。なぜ、今になってこれまでに何の実績も無い文化庁がこの分野に関わるのか理解できない。国際交流基金の予算や運営も充分ではないが、少なくとも日本においてはもっとも経験が豊富である。予算が限られているなかで複数の省庁が同分野に関わるにより無駄が増え、運営もより煩雑それだけでなくも全体的に不十分な文化関連予算なのであるから予算配分をある程度集中しないと効果も得られないのではないかと。実際、現在日本で実施されている国際展のいずれも、近隣アジア諸国と比べても見劣りするといわざる終えない。文化庁は内容について口を出さずあくまでも資金援助にとどめるべきではないかと。
619		個人（自営業）	文化発信・国際文化交流	【本文】3 具体的施策 (4) 舞台芸術の国際交流と海外発信の強化 舞台芸術の国際交流を推進することに賛成する。昨年東京で行われた「フェスティバル／トーキョー」は極めて上質で、評判も高い国際フェスティバルだった。日本の最新先鋭舞台作品を世界に示すことに成功した非常に意義のある事業だった。芸術面での最高責任者に若い女性を抜擢することで、主催組織の風通しの良さ、見通しの確かさも証明した。この催しが継続開催されることを望む。そのために国や東京都は支援を拡充すべきである。
620		個人（自営業）	文化発信・国際文化交流	【本文】3 具体的施策 (4) 舞台芸術の国際交流と海外発信の強化 海外との交流事業には時間がかかる。少なくとも3年程度の期間は必要だと認識に同意する。その実情に合った支援制度が必要。

通し番号	枝番	属性	keyword	意見
621		個人（その他）	文化発信・国際文化交流	文化発信・国際文化交流の充実に賛成です。国際共同制作への支援・海外フェスティバルへの参加支援を、ぜひ舞踊の芸術団体に対して行ってほしいと思います。誰もが普遍的に有する「身体」を媒介にするうえ、理解の障壁となりがちな「言語」を介しないため、国や文化を超えて共感を得るには大変有用な分野であると考えます。ポップカルチャー・メディア芸術に関しては、時代の趨勢に委ねるのが相応な分野であり、すでに外務省や経産省が戦略に用いていますので、文化庁が積極的に関与する必要はないのではないのでしょうか。
622		個人（その他）	文化発信・国際文化交流	（申請制ではなく）国が戦略的に選定する方法で海外公演を実施することに大賛成です。質が高く日本の独自性をアピールできるような作品の選定・上演を望みます。
623		個人（団体役員）	文化発信	我々美術商もさまざまな美術展を開催しています。その中で、東京美術倶楽部が開催している「21世紀展」という展示会は現存する一流の作家たちによる展覧会です。この展覧会は日本でも有数の画廊が市場で高値をつける選りすぐりの絵描きを一同に介して美術倶楽部で開催する販売のための展覧会で毎年おこなわれています。この市場性の高い、日本の一流作家たちを北京、上海、香港、シンガポール、ニューヨークで巡回することで日本の今の作家たちを世界に効率よく紹介することができるのではないのでしょうか。また、日本の美術市場に海外のコレクターを引き込む一歩になるのではないのでしょうか。
624		個人（研究者）	文化発信	他国政府の積極的な文化発信政策 例えばフランスは公的にフランス語を外国人に普及することによるフランス文化の普及を図っているといわれているが、我が国もそうした政策について検討する余地はある。但し、費用対効果を測りづらく、一度取り組んだら長期的に根気強く遂行されるべきである。その前提として、我が国が諸外国に対してどのような影響を齎（もたら）すべきなのかをきちんと議論すべきであろう。
625		個人（その他）	文化発信	しかしながら～ものとはなっていない。 ↓ NHKの番組「新日曜美術館」などで取り上げられれば会場に一時的にお客が殺到するが、美術史を体系的に学ぶことや日本の美術状況や政策に関する議論の場がないので、国際社会はおろか日本人ですら表層的な面に留まっている。文化国家を謳うのであれば、シリーズ化した番組を制作してもいいのでは。NHKの英語番組のラジオやテキストが好調なように、美術史を西洋、日本の両方ともに組むなどのメディア戦略が必須だ。
626		個人（その他）	文化発信	文化発信・交流～充実する。 東アジア～推進する。 ↓ 他国との交渉や会合で先導的な役割を担うために、共通語としての英語能力が問われる。文化芸術業務に着いた際に必要になってくる英語や交渉能力を高める講義やプログラムを国として開催するべき。もしくは、大学の講義に取入れる働きかけをするべきだ。現在、大学のカリキュラム等ではコミュニケーション程度の他国後履修しか見受けられず、専門的な知識や独特のビジネスで通用するとは思えない。最近、IT企業で英語を社内の公用語とする例が話題になったが、美術界でも六本木の森美術館などは早くからすべて文面に関しては英語と決めるなど、義務教育プラスαの英語活用場を用意しなければ、せっかく取得したコミュニケーションスキルが衰えていくばかりである。
627		個人（団体役員）	文化発信（メディア芸術・映画）	「海外では日本のポップカルチャー人気が高い」ことを理由として「メディア芸術分野の留学生や研修生等を積極的に受け入れる」ことが「日本文化の発信につながる」と述べているが、論理的でなく説得力が感じられない。海外での日本文化受容の実態を、外務省・国際交流基金や経産省・JETRO等と共有した上で、メディア芸術分野では具体的にどのような日本文化の発信を行うかを議論すべきではないか。
628		個人（学生）	文化発信（メディア芸術・映画）	「海外からメディア芸術の留学生や研修生を積極的に受け入れ、これらの留学生等による帰国後の日本文化の発信につなげるべきである」とあるが、マンガやアニメを研究したいと来日する留学生を十分に指導できる体制ができているかは疑問である。学問的な基盤を確立することが先決ではないか。
629		個人（その他）	文化発信（くらしの文化）	私は、今、国家資格の国土交通省主催の「通訳案内士」の学習中である。科目には、「日本歴史」や「日本地理」が試験科目があり、「英語」でも日本の事象はよく問われている。問題は、京都などのメジャーな地域には外国人観光客が行くのだが、私の住む地域に近い、重要伝統的建造物群保存地区の「妻籠宿」や「奈良井宿」が資格取得してからの仕事場となるのが、どうガイドしたらいいのか、と思う。実際、韓国人や台湾人や中国人が多く、欧米人の方が少ないのが実態である。だから、欧米人へのガイドの方法が問われねばなるまい。また、現地語にも精通しなければならないが、「すんき」は植物性発酵食品、無塩だが、これも発信していきたい。
630		個人（その他）	文化発信（くらしの文化）	発信という意味では、私のような通訳の卵がボランティアで活躍できる制度、しかけが必須である。
631		団体（日本児童・青少年演劇団協同組合）	国際文化交流	④「舞台芸術の国際交流と海外発信の強化」につきましては、私ども児童・青少年演劇分野では、今年発行されました「証言・児童演劇子どもと走ったおとなたちの歴史」に詳しく触れておりますが、40年にわたる長く深い交流が積み重ねられています。世界各地で開かれる地域フェスティバルでの交流や世界会議、ワークショップ開催による交流が進められています。特に日本、韓国、中国の東アジア3国による交流は、隣人同士の間でも深い交流を通して、お互いに刺激・触発され、創造の重要なモメントとなってきています。近年、国際児童演劇協会（アシテジ）を通じたこうした交流はまさに地球規模に広がり、アシテジ日本センターはその中で重要な役割を果たしています。3年ごとに開かれる総会と付随するフェスティバルは、世界の児童・青少年演劇界にとってもっとも刺激的なものとなっています。この世界大会を近い将来東京で開催できればと願っています。
632		個人（団体職員）	国際文化交流	他国の国際文化交流がどれほど進んでいるのか、日常生活では実感が湧かない部分もあり、メジャーな「クラシック音楽」や「絵画」の部分だけなのではないかと思ってしまう。国際交流は非常に良いことであると思いますので、ぜひ、世界的にフェスティバルの日本開催と、各国の文化の受け入れと日本人が理解を深める（各国の文化情勢を知る）ための良い方策を期待します。
633		個人（団体職員）	国際文化交流	「（6）文化発信、国際文化交流の充実」とあります。文化に対する公的支援を、「公認芸術家の形成」と揶揄する人もいますが、そのような事態を避けるのに重要な視点は、海外での評価という軸を、国として堅持することだと考えます。つまり、国内でとじた価値観によって、国の公的資金が投入されるとき、それはある特定のグループの利害によって代表されてしまう危険をはらみます。談合のような事態です。それを避けるためにも、日本国がそのとき有しているのではない価値観で評価される、国内の芸術家の国際的な活動を認めることにより、公的支援のバランスを保つ面でも、国際的活動の充実には望ましいものであろうと考えます。

通し 番号	枝 番	属性	keyword	意見
634		個人（芸術家）	国際文化交流	海外公演・出展、国際共同制作等への支援の充実は是非実現させて欲しいです。そして、出来るだけたくさんの芸術家がそこに参加する機会を得られるようにしていただきたいと思っています。芸術家はもっと世界で揉まれて成長するべき。
635		個人（芸術家）	国際文化交流	東アジアや海外との文化交流は今後さらに深めていくべき事だと思っており、大いに賛成です。それに対応する演出家の育成はもちろんの事、海外交流に対応できる制作スタッフの育成も急務だと考えます。ゆえに東アジアを中心とした海外留学をさらに推し進め、そこに対する支援、プログラムの充実を望みます。舞台芸術だけではなく、様々なジャンルにおいて国際交流は大きな課題だと思うので、そこの中でも第一線になり得るくらいの努力をしなければと思います。
636		個人（芸術家、大学教職員）	国際文化交流	現状では、日本で芸術家が「つくる」ことへの予算が少額過ぎる。社会全体の認識の中で、実演芸術家（再生芸術家）にばかり目が行きがちで、創造芸術家に対する認識が殆ど欠如しているといっても過言ではない。創造作品は上演することにより、演奏家等の実演芸術家の活躍の場を提供することになり、二重・三重の複合効果が期待できることを、社会全体がもっと認識すべきである。ドイツやフランスという文化先進国は、この考え方が徹底している。また、創られた作品は文化の海外への発信を意味する。同時に、日本人が海外で（或いは海外のアーティストと一緒に）作品を創ること、それを国内でも発表すること、等の活動への国の支援が無さ過ぎると思われる。優れた作品を、日本で、海外で、つくり・交流することこそ、真の「国際交流」と言えよう。特に「現代芸術」に対する国の支援は、ドイツやフランスのいった先進国に比べてあまりにも「お粗末過ぎる」のが現状で、何としても大幅な支援拡大が国策として急務である。人類の文化の歴史は、創造芸術（その時代時代の現代芸術）の発展の歴史そのものである。商業娯楽産業の論理を鵜呑みしたり資本主義的採算重視の影響に振り回されて、人類の存在の根源に関わる創造芸術（その時代時代の現代芸術）の重要性を忘却してしまうと、やがては人類そのものの崩壊・滅亡に繋がることは、自明の理である。
637		個人（芸術家、大学教職員）	国際文化交流	日本人の「ものづくり」が危うい！と言われて久しいですが、本当にそうでしょうか？地方の「ものづくり」には継承者が荒廃していることは事実ですが、若者の想像力「ものづくり力」を私は信じています。日本の地道な「ものづくり」がいきなり海外で発表されたり、注目されたりする機会が少なかったからではないでしょうか？今や、日本にアジア人が多く住み、国際交流は日常的な営みになっている現状において、文化面の交流こそ、まず国際交流の始まりであると思います。これから最も活発に展開されるであろう、文化の国際交流の予算が削減されることは、国策に反すると思います。「ものづくり」の国際交流を支援する予算を、しっかりと充実して欲しいです。
638		個人（大学教職員）	国際文化交流	国際文化交流の充実についての記述の中に文化多様性条約への取り組みが全く触れられていないのは疑問です。条約採択後5年近くになり既に110カ国以上が批准している本条約について日本の取り組み、今後の方向性を示すべきだと思います。
639		個人（公務員）	国際文化交流	アジア諸国との芸術文化交流の重視 アジア諸国との芸術文化交流は、まだまだ不足した状況である。過去の戦争による日本の立場を考慮し、日本としては、更に積極的に芸術文化交流を重層的に促進すべきである。そのためには、例えばプロ・オーケストラの相互交流などを重ねていく必要がある。

通し番号	枝番	属性	keyword	意見
640		個人（自営業）	国際文化交流	日本国内での芸術文化を通じた交流は大切だが、国外との交流も同様に大切だ。舞台芸術の海外公演や国際共同制作などへの支援を充実させて欲しい。中核的国際芸術フェスティバルの国内開催、海外フェスティバルへの参加は、日本語を話し、独自のすばらしい文化を所有する日本人が、世界に果たすべき役割である。日本人が自国に誇りを持ってようになる絶好の機会だと考える。戦略的に国が支援することが望まれる。
641		個人（自営業）	国際文化交流	「東アジアをはじめとした」とありますが、文化芸術が日々の生活に密接な関わりをもち、かつ興行として経済的にも成功している環境として、ヨーロッパの国々にも多く学ぶところがあるように思います。同じ理由で、「東アジア芸術創造都市（仮称）」についても、その意図するところ・意義についてより明確な説明の必要があるかと思われます。
642	1	個人（芸術家）	国際文化交流、国際芸術フェスティバル、国際共同制作	私どもは「国際児童青少年演劇フェスティバル大阪」というイベントを、沖縄のきじむなーフェスタ、アシテジ韓国、台北市文化局などと提携を結び、2007年より、毎年夏継続して大阪市内の各劇場を中心に開催して参りました。ご存じのように、大阪では経済状況の悪化から、文化の環境は年々悪化の一途をたどっております。私たちも、本当に少ない予算をやりくりしながら多くの行政、民間、NPOの方々、地域の皆様と手を取り合い、細々と毎年続けて参りました。参考URL http://www.tact-japan.net/
642	2	個人（芸術家）	国際文化交流、国際芸術フェスティバル、国際共同制作	今回、「また、国際共同制作の情報集積 や実践の場として、我が国で開催される核となるような国際フェスティバルの支援も充実させる必要がある。」との文言を受け、一言言わせていただきたくメールを差し上げました。最近、私の方にもこの情報が入ってきており、「5つぐらいのフェスティバルが中核として指定される」「すでにそれらはほぼ確定しており、きじむなーはあるが、大阪は入っていない」などとの言葉がまことしやかに噂として流れております。真偽はわかりませんが、大阪のフェスティバルは作品招聘の質の高さ、そのホスピタリティから、当初より多くの海外関係者に注目を集めております。国際共同製作も始まり、すでに国外へとツアーする作品も生まれてその評価は年々高まりを見せております。東アジアとの交流につきましても、今年アシテジ日本センターと提携し、アジア会議を10年ぶりに行うなど、アジア各国との関係性も深まりを見せています。その他、ドラマ教育、国際シンポジウムの開催なども毎年行ってきました。今回、国内の中核となるフェスティバルが策定されるにあたり、いままで、確たる行政支援もなく、民間レベルで努力を重ねてきた我々のはしごを外さないでいただきたいと切にお願いをする次第です。中核となるフェスティバルがどのような基準で選ばれるのか、その根拠が見えませんが、大阪のフェスティバルは若さゆえ、まだまだ認知度は低いかもしれませんが、確実に発展しております。2010年は東京芸術劇場、びわ湖ホール、まつもと市民芸術館などとの提携で日本全国を巡回するフェスティバルツアーもスタートしました。これはフランスの音楽芸術祭「ラ、フォル、ジュルネ」などに通じる、アジアにおける新たなフェスティバルブランドの創出です。2011年にはまた、さらなる日本を代表する劇場の参加が見込まれております。また、私どものフェスティバルネットワークは日本の中に世界中のツアーカンパニーに対する巨大なマーケットを作り出します。それにより、世界中から本当に優れた作品の集まる土壌が生まれ、それを各国の芸術監督やプロデューサーが見に来る現象が生まれます。現に、今年海外からの問い合わせは例年以上に多く来ています。子ども達に向けた舞台芸術は、少ない観客を想定しています。おとな達は移動することが出来ます。結果、フェスティバルは出来る限り身近な街で行われている必要があるのです。そのために、「持って行くフェスティバル」という考え方が生まれました。国内に子どものフェスティバルは一つでは不十分です。今後とも、大阪のフェスティバルに継続的ご支援を賜りますよう、切にお願い申し上げます。
643		個人（芸術家）	国際文化交流（舞台芸術）	国際交流の意義はその通りだと思う。準備のことを考えると、助成を3年間の継続助成にして欲しい。また、助成対象の幅も広げ、航空券代や、ミーティングに関わる旅費も、経費として欲しい。
644		個人（団体職員）	国際芸術フェスティバル	私の所属する日本演奏連盟では、かつて日本国際音楽コンクールを実施していましたが、スポンサーの資金援助打ち切りの結果、継続が不可能となり、1995年の6回を最後に中止するにいたしました。国際コンクールの実施には莫大な費用がかかりますので、会員の会費収入を主たる財源とする一社団法人が賄えるものではありません。しかし、その後も大都市東京における国際音楽コンクールの計画はなく、残念であります。昨今では、コンクールを経ずに、若くして世界的な演奏家となっている外国の音楽家もまれに存在しますが、ほとんどの場合、世界的な活動をする上で、著名コンクールでの優勝は絶対的条件といえます。また国際コンクールの実施は、それに付随する経済波及効果も抜群であります。国が主体となって取り組む国際音楽コンクールの実現を是非お考えいただきたいと思います。
645		個人（芸術家）	国際芸術フェスティバル	「メディア芸術祭については世界的フェスティバルとして一層充実する。」ためには、現在のアニメーションに偏重した内容から、実験映画、記録映画、ビデオアート、インスタレーション、パフォーマンスなど他の世界的メディアアートフェスティバルが当然入れているジャンルを加えること。また、それらについての国際的なカンファレンス開催すること。
646		個人（芸術家）	国際芸術フェスティバル	海外交流フェスティバル参加は2国間交流年にあたらぬ国になると、非常に困難である。フェスティバル参加の優遇と、2国間交流の相手国を3年以上前から告知してほしい。
647		個人（芸術家）	国際芸術フェスティバル	「文化発信・国際文化交流の充実」ぜひ実現してほしい。国際的に、日本を代表できる演劇祭、アジアと深く大きく連携できる演劇祭はぜひ実施実現してほしい。と同時に、国内各地域でのバラエティに富んだ演劇祭や、通底するテーマでの演劇祭の実施や支援など、対国際と同等に国内でのフェスティバルの充実を図ってほしい。
648		個人（研究者、大学教授職員）	国際芸術フェスティバル	「中核的国際芸術フェスティバルの国内開催や海外フェスティバルへの参加に対して戦略的に支援する」とあるが、とくに企画制作に複数年度を要する国際芸術フェスティバルの戦略的支援の一つとして、複数年度の助成や企画制作のための助成（フェスティバルのディレクターのリサーチにかかる渡航費助成など）の検討が求められる。
649		個人（公務員）	国際芸術フェスティバル	文化発信・国際文化交流を推進するために、中核的国際芸術フェスティバルの国内開催や海外フェスティバルへの参加に対して戦略的に支援するとあるが、東京は、様々な分野の文化芸術フェスティバルを開催し、地域とも連携を図りながら、世界に向けた文化の創造発信に取り組んでいる。これらのフェスティバルを世界水準の文化資源として育てていくことが、文化芸術や観光の振興、雇用の創出、地域の活性化をもたらすし、ひいては、国の成長につながる事となる。したがって、国際的な文化芸術フェスティバルを国、都などの大都市、民間が協働して取り組む仕組みを整えるべきである。
650		個人（会社員）	国際芸術フェスティバル	地道な活動に加え、海外へ発信するためには、目玉となる各分野ごとの国際フェスティバルの存在が重要である。日本の文化を発信するために、戦略的にアドバレンとなるフェスティバルを継続的に支援していただきたい。発信力を強化するためには、継続が必須である。
651		個人（自営業）	国際芸術フェスティバル	④についてはおおむね賛成である。国際フェスティバルといえば、東京で行われているフェスティバル・トーキョーは内容も素晴らしく観客からの評価も高い、非常に優れたフェスティバルである。同企画の支援の拡充を希望する。
652		個人（団体役員）	東アジア芸術創造都市	鳩山前首相が提言した「東アジア芸術創造都市」について提示しているが、その意義や戦略について具体的に検討すべきではないか。

通し番号	枝番	属性	keyword	意見
653		個人（研究者、大学教職員）	東アジア芸術創造都市	「東アジア芸術創造都市（仮称）」の趣旨に賛同する。また、その取り組みが国政府の主導ではなく、市民レベルの主導によるものであること、大学間の交流だけでなく、都市や地域間の交流、あるいは市民レベル（芸術家個人やアートNPO・NGO）での交流の活性化こそが必要だと考える。
654		個人（団体職員）	メディア芸術	メディア芸術は、質的にもマーケット的にも日本を誇る分野となってきたが、子どもたちへの悪影響も心配される。特にゲームや漫画など、安易に文化庁が推進する動きをすることには問題を感じる。しかし、クリエイターの育成や優れた作品のアーカイブなどは必要だと思う。質の充実とそれを見分ける人材の育成の必要がある。
655		個人（団体役員）	メディア芸術	2、メディア芸術・映画部門（7ページ） 「メディア芸術とはそもそも戦後のアメリカなどの実験映画に使われた言葉だった。それらの実験映画は、文字通り実験的で難解でコンセプチュアルなアートといえた。ところがいつの間にか、日本に於いてその言葉が「適当」に解釈され、いまではマンガ、コミックを指す言葉となってしまったことに今更ながら驚く。さらに、それが浮世絵などを例に保護の対象にしようといわれるのであるから更に更にあきれる他ない。確かに浮世絵は、19世紀末、その繊細さから欧米で高く評価され、様々の絵描きに大きな影響を与えた。しかし浮世絵の美人画にしても芸術というより、工芸の一種としてではやされたにすぎない。コミック全盛の現代は、むしろ戦前1930年代における不況を背景に生まれたエログロナンセンスなどの歪んだ享乐的な社会風俗の再来を感じさせる。今年、秋葉原のメイド喫茶を取材で訪れたアメリカ人監督マイケル・ムーアは、テレビ番組で「アメリカ国内であればここにただで刑罰により取り締まれる」と怯えた顔でコメントした。そんなアブノーマル、あるいは犯罪と紙一重の文化を、国費を使い、奨励しようとしているのである。この報告書を書いた文化庁の人は秋葉のメイド喫茶を訪ねるべきだ。そこには、白昼から異様な若者であふれている。さらに日本のアニメはその暴力礼讃ともいえる内容で、多くが規制の対象となっていることを識者は知らないのだろうか。（「アメリカで日本のアニメは、どうみられてきたか？」草薙聡志、徳間書店参照）そうしたアニメがゲーム化されたりして海外でもてはやされているからという極めて単純な理由で、それを日本の機関産業としようという動きは、まさに国と業界との癒着すら感じさせる悪夢だ。宮崎駿監督などの優れたアニメは存在するが、それは興行的に大成功しており、そのまま商業ベースに任せておけばよい。それを国が尻馬に乗ることは醜い事である。多くのアニメは駄作であり、保存すべき文化でもなんでもなく、国は関与せず民にまかせておけばいい。国がメディア芸術と称して、マンガ、コミックにいかなる名目であっても国費を使うことに対して大反対である。」
656		個人（団体役員）	メディア芸術	メディア芸術振興にあたっては、産業や観光振興、コンテンツ産業の競争力強化等の名目で国が関与したり、自律性を奪う政策誘導が行われることで却って表現の多様性や芸術性が低下しないよう、焦点を絞り、他の主体による代替手段が行われる見込みがない箇所には絞った施策を行うべきである。
657		個人（団体役員、大学教職員）	メディア芸術	舞台芸術や美術分野にくらべ、日本では、メディア芸術というとかく、コンテンツビジネスとしての側面ばかりに光が当てられて豊かなメディア芸術環境を育む視念に欠けていると感じている。今回の審議経過においても、舞台芸術や美術分野等々では、子どもの頃からのふれあいについて重視し、裾野を広げることやコミュニケーション能力を高めることに力を入れているのに対し、メディア芸術分野では、流通や若手人材の育成など、非常に短期的、かつ商業的に視念に偏っている。
658		個人（団体役員、大学教職員）	メディア芸術	私は、7年前から、子どもからお年寄りまで、様々な年代を対象に映像のワークショップを開催し、5年前からは、4つの大学で映像制作に関する授業を担当している。まず大学で感じるのは、韓国や中国などの学生と、日本の学生のメディア教育の差である。留学生は、高校までに映像の基礎を学んでいる学生も多く、映像編集が一人で出来る。一方で、日本の学生は、メディアやコミュニケーションに関してはほとんど学んでおらず、大きな差を感じる。また、テレビしか見ずに育った子どもは、映像の見方が一面的でハリウッド映画以外の映画を理解できないといった現象も聞いている。一方で、様々な映像メディアに接している子ども／大人の多くは、一度、映像制作のノウハウを学ぶと非常に高いクリエイティビティを発揮するといったこともよく見受けられる。また、私の開催しているワークショップには、映像業界にいったん就職したものの、あまりに過酷な就労環境によって夢をくじかれ独自に作品を作ろうと参加する人が、増えている。志の高い制作者ほど、夢と現実の落差に挫折感を味わうケースが多い。奴隷場のようになっている、クリエイティビティを発揮できないメディア業界の構造にも大きな課題を感じている。
659		個人（団体役員、大学教職員）	メディア芸術	（1）放送の多様性の確保 日本では、多様な映像を多くの人に見てもらえる「スペース」が存在していない。主要な先進諸国では、市民が番組制作に参加できるパブリックアクセス制度やパブリックアクセスチャンネル以外にも、公共放送やその他のチャンネルで、独立系の映像クリエイターが、映像を発表できるシステムが存在している。インターネット上の動画配信には期待できるものの、メディア芸術を育む上では、商業的で、非常に多様性に欠ける日本の放送のあり方に関しても、検討していくべきではないか。ちなみに、日本でマンガ文化が花開いた背景には、コミケという誰もが自由に作品を発表できる場所が存在したことが挙げられると思う。（私自身、高校時代は、同人誌にマンガを描き、アニメを作っていた）*米国の公共放送のPOVは、独立クリエイターの1回の放送で500万円くらいの制作費を支払っていますが、著作権や全ての権利は制作者が保持している。
660		個人（団体役員、大学教職員）	メディア芸術	（3）メディアセンターの設置 （2）と並び、裾野を広げるものとして、地域にメディアセンターの設置を求めたい。米国をはじめドイツや韓国などには、市民が活用できるメディアセンター（アクセスセンター）が地域に設置されている。ここでは、無料ないし、格安でワークショップを受講でき、機材を借り、そして、番組を制作してテレビで流すことができる。ドイツでは、放送局のスタッフがボランティアになり、地域の人とともに番組を作ったり、あるいは、小学校や中学校でのメディアリテラシー授業をサポートしている。また、韓国などでは、フリーの映画監督やクリエイターが講師となり、高い専門性を社会に還元している。米国では、少年院に入っている子どもや学校を中退した子どもなどに対して良質なワークショップを実施するセンターも多く、3年前には、ブルックリンの不良少年が作った作品がサンダンス映画祭の審査員賞を受賞したケースもある。
661		個人（団体役員、大学教職員）	メディア芸術	（4）メディア業界の調査実施と制度の改善 日本のメディア産業は今、崖っぷちにあると感じている。その最大の原因は就労環境の悪化である。総務省や文化庁で、コンテンツビジネスの振興として、人材育成策を実施しているが若い世代がこの世界に入っても、普通の暮らしが成り立つ環境がほとんどないのが現状だ。残業代が支払われず、長時間労働が当たり前となっている上、派遣化によってインハウスで人材を育てることが難しくなっているとも言われている。底辺にいる現場のクリエイターからヒヤリングをするなど実態調査をとるとともに、著作権をはじめとするあらゆる点で、現場の制作者そのものが、きちんとした権利とチャンスを受けられるシステムを構築する必要がある。*映画「おくりびと」の編集者が、芸大のレクチャーで「映画はヒットしたが、お金がどこにいったのか分からない。監督は編集などの現場には一円も来ない。昔は複数のアシスタントがついたのだから、技術継承ができたがいまは、予算がないため、交代で編集せざるを得ず、若い人に技術を継承できない」という趣旨の話をしていた。*「絵の中のぼくの村」でベルリン国際映画祭銀熊賞を受賞した東陽一監督は、今年1月お目にかかるときまったくお金がなく、2001年頃購入したPremiere6.5（編集ソフト）で編集していると言っていた。最新のPremiereProCS4を整備するには、新しいPCとソフトで30万円程度なのですが、その費用が全く捻出できないという。

通し 番号	枝 番	属性	keyword	意見
662		個人（公務員）	メディア芸術	「メディア芸術」という言葉は、その内容において海外で用いられている「メディア・アート」という用語の翻訳ととらえることも出来ず、理解を深めようにも極めて不適切な用語である。ダダイズムや未来派はもちろん、遠くはダ・ヴィンチやキルヒャー以来の伝統を持つ「メディア・アート」と、マンガやアニメを同じ範疇に含めることは無理である。「メディア・アート」は「美術分野」における特定の作品範疇とし、マンガ、アニメ、映画はそれぞれの分野で振興を図るものとするればよい。
663		個人（公務員）	メディア芸術	「②地域におけるメディア芸術の鑑賞機会の増加」における地域の映画館や空き店舗、廃校等を活用した「映像メディア・サテライト」の実施について、都道府県の文化行政所管課や財団等に委託することはできないか。単なる「映像メディア」の上映会の業務委託ではなく、「サテライト」事業をメディア芸術の普及と地域活性化の手段として捉え、都道府県とサテライト会場となる施設周辺の地域コミュニティや市町村、商工会などが協働することを条件とすれば、会期終了後も会場が地域の創造拠点として活用され、文化環境の向上と地域の活性化などが期待できる。また、都道府県内の地域事情に通じた都道府県行政や地域の文化振興財団が関わることで、会場として適切な地域の選定が可能になるほか、通常は民間事業者が流通を担い、地域格差と商業性重視の傾向が高いメディア芸術の分野において、官と地域の協働体が新しい担い手となり、地域格差や作品格差の是正につながるのではないかと。さらに通常、地域の伝統文化や文化財などに偏りがちな都道府県の文化行政や、指定管理者制度と相まって管理施設を拠点とした舞台芸術事業の多い文化振興財団にとっても、新しいジャンルに関わることで、長期的な視点で、地域住民への文化サービスの質も向上するのではないだろうか。
664		個人（会社員）	メディア芸術	メディア芸術、という言葉自体が曖昧すぎる。漫画に対して、もっと保護をすべき。使わなくなった中学校などを買い上げ、漫画美術館をつくり、海外から人を呼ぶ場所を作る。モーションピクチャ、動画、ウェブフラッシュ、フィルムなど；メディアには商業性が強く含まれており、その中で芸術性をどこまで評価し、芸術作品として国がサポートするしくみをどこまでできるか。
665		個人（団体職員）	メディア芸術祭	メディア芸術祭だけでなく、もっと他分野での芸術祭も企画、バックアップしてほしい。また、地方自治知団体への国際芸術フェスの企画例や知識の提供もしてほしい。
666		個人（団体役員）	メディア芸術祭	メディア芸術祭の賞としての価値を高めるためには賞金額の引き上げより、審査にあたってなされた批評を公開し、それによって受賞作の価値が確かめられるという構造が必要である。同様に、海外からの応募や推薦も適切に批評することで、賞としての水準を高めるべきである。
667		個人（団体役員）	メディア芸術祭	メディア芸術祭と同時期の企画への支援というが、例えば東京都や日本動画協会をはじめとするアニメーション事業者団体が主催する東京国際アニメフェアは予算・来場者ともメディア芸術祭を上回る規模である。自治体や民間の取り組みとの役割分担を先に議論すべきではないか。
668		個人（芸術家）	メディア芸術祭	「メディア芸術祭については『アニメーション、ゲーム、マンガ、メディアアート等のメディア芸術』とあって、現在のアニメーションに偏重した内容から、実験映画、記録映画、ビデオアート、インスタレーションアート、パフォーマンスアートなど他の世界的メディアアートフェスティバルが当然入れているジャンルを加えること。また、それらについての国際的なカンファレンス開催すること。以上望みたい。
669		個人（芸術家）	メディア芸術祭	「JAPANEXPOには、約17万人（2009年）もの人々が集まるなど、日本のメディア芸術は世界の人々を引きつけている。」として、人数のみを誇示する傾向が強いが、アートについては数よりも質の視点が必要であり、またJAPANEXPOのようなナショナリズムよりも国際的な（例えば、ドキュメンタのような）フェスティバルに参加するインターナショナルリズムが重要です。国際的に評価のある内容をもったメディア芸術祭が日本にも必要です。とくに産業として発展したビデオがアートとして忘却され、ビデオアートを発表する決まった美術館ひとつさえない。
670		個人（会社員）	メディア芸術祭	中核的国際芸術フェスティバル・・・メディア芸術祭については・・・ 「メディア芸術祭」の内容として、実験映画、ビデオアート、インスタレーション、パフォーマンス、サウンドアート、ドキュメンタリーなど多様なメディア作品が、世界的メディアフェスティバルと同様に網羅されることを期待します。また、時代の先端、新しさの追求のみではなく、歴史的な作品の上映／上演などを通じて、世代の異なるアーティスト／研究者／観客とのディスカッション、交流の場を望みます。
671		個人（団体役員）	メディア芸術（研究機能）	分野横断的な研究を振興し、メディア芸術学（批評）を確立する必要があることに同意する。研究機能の強化のためには提案された「インスティテュートの構築」も重要だが、それに先立ち、数名の有望な研究者を絞り込み、数年間、給与と研究費を与え研究に集中する時間を与えるところから始めるのが、現実的かつ効果的である。
672		個人（芸術家）	メディア芸術、アーカイブ（メディア芸術・映画）	この項目、全般にわたって、メディア芸術の言及でアニメやマンガ、ゲームについては述べられるも、ビデオアートや実験映画についての言及がないのはいかにも偏った視点です。そこから「メディアアートについては、作品自体を保存することは困難であるため、」という間違った見解が述べられるのはどうということか。ビデオやコンピュータによる様々な保存と「作品自体の保存」が現にあり、無視されている。まずはビデオアートの保存から考えたいかがか、現にNYのEAIは日本とアメリカの1960/70年代の初期ビデオアートの上映と保存をはじめました。あと20年たったら、日本の初期ビデオアートを見るには、NYに行かないと見られなくなるかもしれません。（私も現状では、NYでのアーカイブを考えざるをえません）
673		個人（団体職員）	映画	非商業的作品の上映については、地域による格差を感じる。製作費等の支援もさる事ながら、興行に対しても支援も必要あるのではないかと。テレビ・インターネットの普及により、往年のような映画の普及は望めないと思うが、劇場に足を運びたくなる作品が数多く製作されるような環境整備を望む。
674		個人（団体役員）	映画	非商業的作品の振興のためには、様々な手法があり、様々な資金調達の実策がとられている。放送局やインターネットプロバイダー等へ映画振興の投資を義務付けたり、特定目的課税として文化（映画）振興税を課すなど、財源面での工夫と合わせ、踏み込んだ検討を行うべきである。

通し番号	枝番	属性	keyword	意見
675		個人 (芸術家)	映画	日本映画の振興のための支援の充実 日本には聴覚障害、視覚障害を持っているがために、日本映画を楽しむ環境から遠ざけられているのが現状である。幸い、近年は一部の興行会社の好意により作品によっては「日本語字幕付与」したフィルムを期間限定で上映する機会があり、ありがたいことであるが、全作品に字幕、音声ガイドが付けられるよう、こうしたことを優先的に助成する制度を救っていただきたい。いつも新作が発表されるたびに「これは日本語字幕が付くのか」と焼きもちさせられるのである。また上映後はDVD販売されることが多いが、英語字幕はあっても日本語字幕がない場合がある。これらにも日本語字幕・音声ガイドを付与するための助成を行っていただきたい。英語字幕を付けることで海外に日本文化の発信が出来るが、同様に日本にいる聴覚障害者・視覚障害者にも文化の共有が出来るような環境を整えていただきたい。要望を出すすと予算がない、著作権うんぬんと回答があることがあり残念な思いをしているので、是非「助成」をすることで推進していただければ有り難い。なお、テレビ放送では目標数値が掲げられ、各局努力している模様であるので、是非「映画」分野にも適用していただきたい。
676		個人 (芸術家)	映画	シネカノンの倒産など、現在、独立系映画館の存続は、秒読みである。「若者が映画をスクリーンで観る習慣が減少している状況が憂慮される」などといっているうちに、映画館はなくなってしまうだろう。そのような長期的な取り組みも必要ではあるが、もっと、今、すぐに必要な支援があるはずだ。SNSで、平田オリザ氏が、映画館への免税措置などについて言及されたことを垣間見たが、とくに、賃借料が派生している映画館に対する援助を考えてほしい。
677		個人 (芸術家)	映画	「映画館の鑑賞体験には、難解でわかりにくい要素もいれるべきである」 今回最高賞のバルムドールを受賞したアピチャップン・ウィーラセタクン監督 (タイ) の「ブンミおじさん」は、難解という理由で、日本への配給が決まっていけないという。賞を競った出品作19本のうち、日本で公開が決まっているのは日本映画「アウトレイジ」だけというニュースはショックだった。娯楽性やわかりやすさばかりが、追求され、難しいもの、わかりにくいものが遠ざけられている。しかし、文化の多様性には、難しいもの、わかりにくいものこそが必要である。ただ、「映画館の鑑賞体験を持てるようにする」だけではなく、そこに、アメリカの大衆娯楽映画では見ることができない、「難解でわかりにくいのが考える」などの体験も加えることも重要である。
678		個人 (大学教職員)	映画	日本のマンガ、アニメ、さらにはTVドラマにいたるまで、世界で高い評価を得ているが、それが世界市場で十分に流通しているかというそうではない。筆者は、過去5年間、日本のマンガ、アニメ、TVドラマをハリウッドにリメイクのソースとして紹介してきたが、日本のコンテンツは、以下の理由から国際化を阻まれていると思われる。第一にハリウッドのように著作権の管理が一元化して、複数の団体が著作権を保持しているために、交渉がとて複雑であり、また、著作権の保持者が明確でないことも多いこと。第二に、日本の原作者とコンテンツのプロデューサーはクリエイターとしてすばらしい才能を持っているが、きわめてドメスティックな考え方であり、国際化されていない。あるいは国際市場での流通にそこまでの興味を持ってこなかった第三に、韓国などと比べてもリメイクに開く商談に大変慎重なので、交渉に恐ろしく時間がかかり、国際的なビジネスの交渉ペースに乗れないのでそのまま立ち消えたり、決裂してしまうことが多い。日本のコンテンツを政府と企業が一体となって海外に売り込んでいくことは重要だが、これは、文化庁の役割だろうか。むしろ、産業として経済産業省のようなところが既に関わっているのではないか。十分な政策が実施されているとはいえないが、予算も限られているのだから経済産業省と文化庁が同じことをすることがないようにしてもらいたい。この分野において国がもっとも力を入れるべきことはわが国の優れたコンテンツの著作権情報の整理である。日本の場合、出版社や映画製作会社に著作権が一元化していないので、著作権の所在が複雑で、それが海外進出の大きな障害となっている。
679		個人 (公務員)	映画	日本映画の振興のための支援の充実が必要であり、これまで同様、文化庁が実施していた「子どもの映画鑑賞普及事業」を継続して実施いただくことが必要と考えております。
680		個人 (公務員)	映画	「(5) 日本映画の——」内、若者に「映画館での鑑賞経験を持てるようにする必要がある」という部分ですが、これはいくらか具体案を文中に示しておく必要があるのではないかと思います。例えば、昨今小中学校の廃校が相次いでいることから、廃校舎の教室一つ一つを小型の映画館のようにし、古今の名画を流すことで映画館の雰囲気味わわせつつ、映画の良き観客としての素養を磨いてもらう方向での廃校利用を促進すとか、もしくは、各地の映画館と協力し、ある一定年齢の観客である証明をすれば半券にスタンプ等で目印を付けてもらえ、その半券を提出することで映画の料金の何割かが返金されるという映画観覧に対する補助を行うなど、「映画館での鑑賞経験」を持たせるために考えられる具体的施策を記しておくことで、より確実に各地方の現場における映画鑑賞促進策の実施率が上がると考えます。
681		個人 (会社員)	映画	映画は、観客に見られることによって生きるものです。制作費の支援に加え、配給・上映への支援も必要です。特に、芸術性の高い作品、ドキュメンタリー作品など非商業的インディペンデントな映画は、上映機会が限られているため、配給/上映活動は困難さを伴っています。海外の配給への支援例もあるように、インディペンデント映画、多様な視点の映像作品が制作され/流通するサイクル (制作→上映→観賞/批評→保存新しい作品の制作→) の継続が、日本の非商業的映画の振興には不可欠だと考えます。製作費の支援と同時に、配給・上映への支援を要望します。また、非商業的映画のテレビ放送、公共放送での上映の推進も併せ要望します。
682		個人 (学生)	映画	「映画の鑑賞環境に関しては、東京と地方との地域間格差とともに、若者が映画をスクリーンで観る習慣が減少している状況が憂慮される。ネット上での映像配信に慣れている若者には、映画館での鑑賞体験を持てるようにする必要がある。」とあるが、国家的に支援することの意義が不明確である。何故、スクリーンで見ることを行政が推奨するのかの合理的な説明が無い。
683		団体 ((財)日本博物館協会)	美術館・博物館	博物館法の早期の改正について 「審議経過報告」でご指摘のとおり、「博物館は、単に社会教育施設あるいは文化施設であるにとどまらず、地域の生涯学習活動、国際交流活動、ボランティア活動や観光等の拠点ともなる多くのポテンシャルを有した施設」です。これらの機能を強化するためには、国立や首長部局所管の博物館が除外されている博物館登録制度の見直しなどを中心に、博物館法を早期に改正し、これを軸に博物館政策を展開していくことが必要と考えます。
684		団体 ((財)日本博物館協会)	美術館・博物館	国政博物館の運営の充実について 独立行政法人が設置する国立博物館は、それぞれの使命・機能が与えられているとともに、広く博物館を先導する役割を担っています。今後とも我が国の博物館のナショナル・センターとして、国民・住民の期待に応えていくためには、厳しい財政事情にあっても、国立博物館が充実した運営を行うために必要な財源を確保することが必要であると考えます。

通し番号	枝番	属性	keyword	意見
685		団体（(財)日本博物館協会）	美術館・博物館	私立博物館に係る固定資産税等非課税措置の充実について 私立博物館は、国公立博物館とともに、我が国の文化を守り、育み、後世に継承していくという重要な役割を果たしています。新たな公益法人制度が平成20年12月1日から施行されていますが、特例民法法人から一般財団法人等に移行する法人が設置する博物館に係る固定資産税等については、経過措置終了後の平成26年度以降も引き続き非課税とされるよう、文化行政の立場からご支援いただきますようお願いいたします。なお、小規模な博物館に対する支援措置についても、ご検討下さるようお願いいたします。
686		団体（(財)日本博物館協会）	美術館・博物館	博物館施設の老朽化対策について 昭和40年代から平成にかけて多くの博物館が建設されましたが、これらの施設の老朽化が始まってきております。平成20年度に実施した博物館総合調査によれば、これに対する改築と耐震化がこれからの博物館の大きな課題となっております。特に、財政的に窮している公私立博物館では、存続の危機にさえるため、国として博物館の改築や耐震補強等に係る施設整備助成の復活等の支援策を早急に検討することを要望します。
687		個人（団体職員）	美術館・博物館	自己収入の増加についての記述があり、この中にはショップやレストランなどの売り上げだけでなく、資料貸出、写真撮影等の専門家対象の活動も含まれてゆくと考えられるが、これをすすめやすくするためには具体的なガイドラインを作成することが効果的だと考える。
688		個人（団体職員）	美術館・博物館	地域の生涯学習活動や多面的な機能を果たしているが、文化庁が扱う博物館は人文科学系、つまり歴史民俗や美術の博物館に限定されている。近年博物館の活動は多様化しており、連携もすすむ中で、他種、例えば自然系の博物館が文化芸術にかかる活動を行い優れた成果を出している例も多々みられる。そのような活動をすすめてゆくために、活動内容が文化に関わることであれば館種にこだわりすぎることなく、文化庁がその活動を推進、または支援してゆくように制度を変える必要がある。ひいてはあらゆる博物館の活動が文化的活動とも考えることが出来るため、文化庁は館主にこだわらず全ての博物館関係施設に関わる業務をするようになってほしい。
689	1	個人（団体職員）	美術館・博物館	本意見は、文化審議会文化政策部会「審議経過報告」に掲げられた「（3）美術分野」、特に「①博物館の管理運営方策の充実」について、国立博物館に勤務する学芸部研究補佐員（非常勤職員）として日常業務に携わっている経験に基づき、博物館における実質的な改善に繋がる具体的な施策や制度の構築、そして明確な博物館政策の方向性の必要性を申し述べるものである。 3）美術分野では、国立の博物館に関して、「各地域の博物館の学芸員等専門職員の資質向上や、作品の貸出し等ナショナルセンターとしての機能を一層果たしていくこと」と、そしてそれとともに「国民共有の貴重な財産を充実するために自己収入の増加と円滑な運営を可能にする仕組みの導入等、現在の制度の在り方や運用の見直しも検討する必要がある」とする。これは、「文化芸術立国」の実現を目指す、文化芸術振興のための六つの重点戦略に密接に関わる具体的な施策の1つとされている。しかしながら、ナショナルセンターとして国立博物館の現状・問題点と課題が把握され、現代の社会的・国際的に必要とされる役割を踏まえた上で、今後の方向性と具体的な施策が施されているとは言い難い。「文化芸術立国」を達成するために中心的な主体となるべき国立博物館の現状を改善せずに、どのように国家的規模の改善・改革がなされるのであるのか疑問である。「ナショナルセンター」という漠然とした言葉が意味する、本来あるべき国立博物館の機能と役割を再構築しつつ、今後の議論において、下記の4点についても留意されることを期待したい。
689	2	個人（団体職員）	美術館・博物館	1）ナショナルコレクションと安定した支援 国立博物館は、我が国の貴重な文化財を将来に継承するため、有形の文化財を収集し、適切に保管・展示するとともに、教育普及活動等を通じて、我が国の歴史、伝統文化を国内外へ広く発信する施設である。つまり、国立博物館は、国民共通の貴重な財産である文化財を保存・活用するため、文化財を収集・保存し、公開を行うことを使命としている。なかでも文化財の収集は、博物館の重要な使命の一つであり、博物館が行う最も創造的活動である研究に活力を与える博物館の根幹的機能である。継続的にコレクションを充実させることを通じ、既存の収蔵品へ新たな洞察を与え、新鮮さと驚きをもって学芸員の研究を刺激することが可能となるのである。そして、この過程から構築された学芸員の知識により収蔵品の多様な解釈を提供することが博物館として必要である。このような重要な文化財収集に対して、欧米の博物館では、受動的かつ性急に収集することは博物館収蔵品を歪め、不十分な収蔵品のみを社会に提供する博物館となる危険性があると認識されている。そのため概して公式な収集の政策を館として打ち立て、収集は確固たる計画のもと、十分配慮されながら行われているのが実状である。日本の国立博物館の収集は、日本の博物館のリーダーとしてのナショナルコレクション形成を行うに当たって重要な意味を持つものであり、他の公私博物館へ助言を与えるナショナルセンターとしてその役割を果たすべく、今後さらなる計画された収集が必要である。このような中で、国の行政がナショナルコレクションを構築するための美術品収集の予算を組むことがより一層必要である。計画性や戦略的な政策を持って実行されるべき文化財収集が、運営費交付金の削減を前提とした不安定な予算組みのなかで行われている現状についても検討の余地があるかと思われる。
689	3	個人（団体職員）	美術館・博物館	2）自己収入の増加を支援する制度構築 国立博物館は独立行政法人化以来、9年間にわたり、独立行政法人制度における業務の公共性と業務運営の自主性という、相反する2つの基本原理に直面しながら、博物館という文化機関特有の営利団体とは異なる特異な経営方法のなかで、効率化と市場原理を中心とするコスト削減と自己収入の増加などの難題に果敢に対応してきた。各年の業務実績の評価に提示される数値を見れば、改善の成果は一目瞭然である。国立博物館の独法化への根強い抵抗があったにもかかわらず、独法化への移行が断行されたわけだが、その後の国立博物館の経営改善への努力に反するように、独立行政法人が自立的かつ効率的な経営ができるような制度支援の構築は政府によって何らなされなかった。そのため、断腸の思いで実行に踏み切ったチケットの値上げや企画展の開催など、努力の末に増加させた収入についても、次期計画の繰越額を除いた額は国庫へ返納しなければならず、自館のものとして活用することができない。このように、国立博物館として行った改革に報いるインセンティブが用意されていない現状は、現在、職員やる気を削ぐ一要因となっている。このような状況を改善するために、そして国民共有の財産を充実するために、目的積立金制度など自己収入の拡大を可能とするような財政措置に関わる制度構築についての徹底した議論が望まれる。この問題は、文部科学省及び文化庁単独で改革するには難しい独立法人制度全体に関わる問題でもあるが、先日実施された独立行政法人の本事業仕分けの評価を受けた機を逃さず、国立博物館の運営が効果的に機能するように議論を開始いただきたい。また、博物館が組織的に自己収入を拡大するためには、マンパワーが不可欠である。例えば米国の世界有数の博物館では、資金調達を専門とするディベロップメント課があり、ファンディングやチャリティーなどの資金調達のプロフェッショナルや助成金の申請書の作成を担当するグラントライター、博物館が自己収入の拡大を促すに当たって生じる様々な法的諸問題を解決するインハウスの弁護士などが存在する。自己収入の増加のみを目指すのではなく、自己収入の拡大を実質的に機能させる目的積立金制度の構築や博物館の組織体系の議論を本格的に実施するなど、独立行政法人の制度や博物館運営が文化機関としてより良いものとなり、職員の努力が報われるよう、制度の構築を図っていただきたい。

通し番号	枝番	属性	keyword	意見
689	4	個人(団体職員)	美術館・博物館	3) 継続的な資金調達と制度構築 また、国民共有の貴重な財産を充実するためには、長期展望を踏まえた文化財収集が実施できるよう継続性のある資金調達が可能な制度を構築するのが、国の役割ではなからうか。基金の創設や、民間から寄付へのインセンティブを促す税制も含めて政府以外からの資金調達に関わる制度を早急に検討するべきである。例えば英国では、博物館の収蔵品の収集に関する法制度は、古くから成立する物納制度(1910年)や財宝法(1996年)の制度がある。また、輸出認可制度により、他国に比して強固に文化財の国外流出を防止しつつ、博物館での収集へと繋がる仕組みを持っている。また同国では、国立博物館であるヴィクトリア&アルバート美術館が地方の博物館を対象に美術品収集の助成事業(2009-10年度の助成額は900、000ポンド)を実施し、重要な国の仕事の一部分として専門的な助言及び支援を提供するなど、国と地方の連携を通じた地方分権におけるネットワークの構築が展開されている。また、近年、EUでは文化政策において欧州の博物館の収蔵品の貸借による「博物館収蔵品の流動性」を推し進める動向がみられ、博物館が直面する収蔵品の収集力の低下など収蔵品に関わる問題を解決しようと試みている例もある。ナショナルコレクションとして質の高い文化財収集が継続して行えるよう、税制、物納制度及び基金の創設など実質的に機能する制度を構築し、国立博物館と地方の公立博物館が収蔵品の収集や貸借、博物館運営において強固な連携体制を形成しながら、効果的にそれらの制度が活用されるための包括的なスキームの検討を期待したい。
689	5	個人(団体職員)	美術館・博物館	4) 最後に、昨今の厳しい財政状況下で全国の博物館の活動経費が減少しており、基金のような博物館を支援する機関も存在しない日本においては、より一層、国としての博物館の現状を踏まえた横断的かつ具体的な博物館政策を構築することが求められる。そのためには、国立博物館と地方の博物館の連携という博物館同士のネットワークのみならず、政府と博物館関係者など利害者との綿密な連携や度重なるコンサルテーションの実施、そしてそれを可能とする博物館セクターの強固なネットワーク、そして個々の機関や中間支援団体の積極的な主体性が必要であろう。例えば、英国では、博物館セクターの意見を取りまとめ、博物館運営の改善へと実質的に結びつける様々な支援の提供と仲介的役割を担う組織が複数存在する。政府の援助を受けずに運営されるチャリティー団体の英国博物館協会(MuseumsAssociation)や独立博物館協会(AssociationofIndependentMuseums)、コレクションズ・トラスト(CollectionsTrust)、国立芸術コレクションズ・ファンド(NationalArtCollectionsFund)、博物館ローン・ネットワーク(UKMuseumsLoansNetwork)、政府援助により運営される非政府機関の博物館・図書館・公文書館評議会(MuseumsLibrariesArchivesCouncil)や国立博物館長会議(NationalMuseumDirectorsConference)などである。これらはほんの一部であるが、この他、多くの中間支援団体と非政府機関により、博物館の運営は支援され、ネットワークが構築され、重層的な構造の博物館セクターが形成されている。また興味深いことに、近年、次のような政策作成過程が実施され、博物館セクターにおけるボトムアップの大改革的動きがみられた。それは英国博物館協会による死蔵化された博物館収蔵品の問題提起から、それまで軽視されていた収蔵品のあり方に光が当てられ、博物館セクターにおいて所蔵品をめぐる議論が再活性化したことに端を発する。これを受けて英国博物館協会と文化・メディア・スポーツ省(DepartmentforCulture,MediaandSport)は、少なくとも3度のコンサルテーションを実施しながら、博物館の新たな存在意義を再構築し、所蔵品をめぐる根本的問題を軸に据え、博物館が抱える運営の継続性や労働体制、協働活動など複数の問題を浮かび上がらせ網羅的な改善を目指した。そして最終的に博物館・図書館・公文書館評議会(MuseumsLibrariesArchivesCouncil)により博物館機能の国家的再構築を図る政策へと至っている。このように国際的には、魅力ある博物館のあり方に向け、公私を超えた活発な議論がなされているのが実情であり、日本として博物館の拡充に向けた施策を講じないことは、中長期的な観点から、博物館セクターの衰退をもたらすのではないかと危惧を覚える。以上、政府として、日本の国立博物館に関する長期的ビジョンを持つとともに、キメ細やかな配慮のもと、より時間をかけて成熟した議論を行い、そこから得られた最終的な結論と、より実質的な博物館政策を行うことを期待するものである。
690	1	個人(団体職員)	美術館・博物館	本意見は、文化審議会文化政策部会「審議経過報告」に掲げられた「(3)美術分野」、特に「①博物館の管理運営方策の充実」について、国立博物館に勤務する学芸部研究補佐員(非常勤職員)として日常業務に携わっている経験に基づき、博物館における実質的な改善に繋がる具体的な施策や制度の構築、そして明確な博物館政策の方向性の必要性を申し述べるものである。
690	2	個人(団体職員)	美術館・博物館	「(3)美術分野」では、国立の博物館に関して、「各地域の博物館の学芸員等専門職員の資質向上や、作品の貸出し等ナショナルセンターとしての機能を一層果たしていくこと」、そしてそれとともに「国民共有の貴重な財産を充実するために自己収入の増加と円滑な運営を可能にする仕組みの導入等、現在の制度の在り方や運用の見直しも検討する必要がある」とする。これは、「文化芸術立国」の実現を目指す、文化芸術振興のための六つの重点戦略に密接に関わる具体的施策の1つとされている。しかしながら、ナショナルセンターとして国立博物館の現状・問題点と課題が把握され、現代の社会的・国際的に必要とされる役割を踏まえた上で、今後の方向性と具体的な施策が施されているとは言い難い。「文化芸術立国」を達成するために中心的な主体となるべき国立博物館の現状を改善せずに、どのように国家的規模の改善・改革がなされるのであろうか疑問である。「ナショナルセンター」という漠然とした言葉が意味する、本来あるべき国立博物館の機能と役割そして方向性を再構築しつつ、今後の議論において、下記の点についても留意されることを期待したい。
690	3	個人(団体職員)	美術館・博物館	「(3)美術分野」では、博物館の管理運営を充実させるため、博物館における専門職(ミュージアム・アドミニストレーター、コンサバーター、レジストラー、エデュケーター、アーキビスト等)の人材育成や博物館での配置の促進が提示されている。しかしながら、これらの人材育成を育成後の博物館での勤務へと実質的に連動させるための具体的な施策がないことが問題である。国立博物館の現状を例に挙げれば、その職員の雇用や労働環境は、運営費交付金の削減など厳しい財政事情により館運営費などの経費節減が図られ、正規採用での新たな人材雇用の拡充は難しい状況である。現在、館内の4割近い職員が非正規雇用という不安定な雇用状況にあり(多くが30代前後の年齢である)、国立博物館における自身の将来的なキャリアパスを実現するどころか描くことが出来ない現状に直面している。博物館の労働面におけるこのような脆弱な雇用体系とそこからもたらされる博物館の組織力及び学芸以外の職種の専門性の分化と分業のなさは目に余るものがあり、早急な改善が必要不可欠である。仮にこのまま博物館での雇用において特段の政策的改善がなく断片的かつ場当たりの改善がなされるのであれば、例えば人材育成が高等教育機関等で促進されたとしても、当の博物館内での受け皿が創出されない限り、博物館において勤務することは難しく、無用の資格となることは必定である。それは学芸員制度を想起すれば、火を見るより明らかである。博物館と高等教育機関との間での負の連鎖は断ち切るべきであり、実質的な人材育成とその後のキャリアパスを踏まえ博物館の雇用問題を改善するべきである。

通し番号	枝番	属性	keyword	意見
690	4	個人（団体職員）	美術館・博物館	このような財政削減による不安定な博物館の雇用問題がある中で、これに追い打ちをかけるように、昨今の事業仕分けの評価にみられる国立博物館による自己収入の拡大が強要されるという、博物館政策の不在が起因と考えられるねじれた博物館運営の現状がある。自己収入拡大など新たな取り組みへの対応は、在職中の博物館職員、特に限られた人数の研究員の負担を重層的に増加させるだけでなく、彼らの本来あるべき業務である自身の専門性を向上させるところか、博物館経営の中で一層の疲弊を招く結果となっている。このような事態は、結果として博物館としての運営能力の低下に繋がっている。自己収入拡大を実現するためには、実質的に業務として管理運営する人材が必要であり、学芸以外のマンパワーと新たな専門性なしには実現し得ないことである。このような現状の博物館の雇用と労働問題、そして事業展開とその運営など博物館が抱える問題についても複合的に注目し、人材育成の促進とその雇用について博物館の管理運営がより充実するように戦略性をもって検討する必要がある。そのためには国立博物館と地方の公立博物館を多角的に捉えた博物館政策の構築が必要不可欠である。国立博物館は他の公私博物館へ助言を行うナショナルセンターとして、また日本の博物館のリーダーとして、博物館の労働形態という視点から博物館が抱える様々な問題とともに、博物館運営がより組織的に機能するように職種の専門性の分化と分業を試みるなど、現在の労働状況を踏まえ、職種の分化や分業を可能とする分野から新規雇用も含めて内部から変えて行くなど、先頭に立って館を変えてゆく必要があり、その変革を支援する制度の構築と、明確な博物館政策が早急に求められる。
691		個人（団体役員）	美術館・博物館	地域の博物館・美術館のあり方について、既に進んでいる取り組みとまだ手が付けられていない取り組みについて精査するところから議論を始めるべきである。専門職員の養成についても、今後どのような人材がどの程度必要となるのか合理的な計算の上で、既存の人材が十分に活用されているかどうかの検証から行うことが必要である。
692		個人（団体役員）	美術館・博物館	独立行政法人であるために自己収入を増やしても剰余金を次年度の運営に使うことができない国立の博物館について、柔軟かつ効果的な運営がなされるような見直しを行うことに賛成する。
693		個人（団体役員）	美術館・博物館	記載されている内容は、従来の基本的施策と代わり映えしない。地域別に教育現場と美術館の実態を把握して、PDCAのビジネスサイクルを回さないと、進展しない。施策の「実効性」が問われているのではないかと実践の鍵について、依頼されて『博物館研究』2010年1月号10～13ページに私の体験談を投稿したので参照いただきたい。ここにPlanのポイントは記載してあるし、地域の実態は学校長に聞けばわかる。難しいことではない。「実行力」が肝心だ。
694		個人（大学教職員）	美術館・博物館	○博物館法改正後、学芸員の上級資格等の検討がまだなされていない現状の中で、今回の文化政策審議経過報告に登場する「ミュージアムアドミニストレータ」「エデュケーター」等の（資格）配置については、博物館の専門職の人材養成総合政策のような更に上位の政策が必要であるように感じられました。 ○「国においては研修制度の充実を図ることが求められる」とは当然としても、すべて国が行う必要性はないように思います。むしろ、日本博物館協会のような専門組織や美術・科学等の博物館専門職集団が存在する以上、これらの組織をどのように活用・活性化し、国が行おうとする現行の研修制度と関連づけていくか…という点を考えるほうが現実的であると考えます。 ○「博物館のための倫理規程」について、我が国の「博物館の倫理規程」を策定する必要があると指摘されていますが、この指摘はすでに10年以上前から指摘されていることです。専門職の行動規範について直接的に国が関与する必要はありませんが、むしろ博物館界を束ねている日本博物館協会のような組織がリーダーシップをとって進めていくべきだと思います。 ○国際社会の中で、アジアにおける我が国のリーダーシップに関する記述がありますが、書きぶりが非常に弱いように感じられます。政策として推進していくためには、理念とともに、より具体的な推進プロジェクトへの刺激策を記述しておくべきかと思えます。
695		個人（大学教職員）	美術館・博物館、寄附税制	博物館活性化のために、アドミニストレーター、コンサベーター、レジストラーなどの専門職を置くことは理想的ではあるが、それが可能なのは、かなり規模の多い、国立の美術館、博物館に限ることである。予算が確保されている国立の博物館、美術館、一部の都会の美術館を除き、地域の美術館の運営は大変厳しい。個々に専門の職員を置くような予算は現状では想定外である。それよりも地域の美術館の広報、ファンドレーズ、コンサベーションなどを集中的にアウトソーシングとして請け負うプロフェッショナル集団が必要ではないか。日本の美術館は、企画展が中心になっている感があるが、ミュージアムの基本はあくまでもコレクションである。しかしながら、ここ10年近くもコレクションの購入予算がまったく無いミュージアムが多々ある。一過性の企画展だけでなく、地域の市民のそして国民の資産となるコレクションの充実ももっと力を入れるべきである。たとえば、地域の美術館が作品を購入するための予算を国が助成するような制度は作れないのだろうか。今のように購入もできず、企画展を実施する予算も減少し、入館者の数も減少しつつある美術館が決して少なく無い現状は放置していいものではない。たとえば、国立博物館のコレクションを地域の美術館にもっと積極的に貸し出しすべきではないだろうか。もっと、国のコレクションの巡回展を実施してほしい。たとえば、正倉院展も奈良でしか開催しないのは、広がる一方のミュージアムの地域格差を解消するために文化庁はなんらかの施策を実施するべきではないか。美術分野の施策の筆頭が博物館の管理運営方策の充実であることの意味がわからない。美術館は目的だけでなく、あくまでも手段ではないのか。美術分野の政策においては是非検討して欲しいのは、世界の主要都市にあるような芸術関係施設が集中する地区の創設である。たとえば、コンテンポラリーアートの画廊は数は増えたものの、規模が小さい、広範囲に点在している。NYのチェルシーのように画廊が集積した地区や、かつてのSOHOやブルックリンのDUMBO地区のようにアーティストのアトリエが集積した場所が日本には、無い。美術の振興を目指すのであれば、まずは、美術の力が結集する場を設定することが重要である。作家は、お互いの交流から新しい創造を生み出すし、ギャラリーが集積していればそれは観光地ともなりうるし、創造的な地域の創造につながると思われる。そのためには、ZONINGなどの施策が必要である。地域ごとに取り組む課題であるかもしれないが、芸術関連施設に対する税制の優遇などの検討も必要ではないか。文化庁として最優先に取り組んでいただきたい施策は、文化に対する寄付の所得税控除と美術品の購入と寄贈に対する税控除の実施です。海外のコレクターは、日本人が買わないものは買いません。海外のマーケットに頼るだけでなく、日本においてコンテンポラリーアートの市場が活性化するように美術品購入に対しての優遇税制を検討してもらいたい。
696		個人（会社員）	美術館・博物館	日本にある県立・市立美術館の収蔵品を見直し、美術史の体系的にまとめ、地方ごとに統合する。必要のないものはオークションなどで売却する。東北・関東・中部など、日本の地方ごとに、西洋古代専門館、西洋近代専門館のように分野ごとに専門性を持たせた美術館にする。ウェブサイトを充実させ、見に行く前から作品詳細などを理解できるようにしておく。作品写真も、精度の高いものとする。美術館の場所はあえて遠隔地を選ぶ。日本の市街地形態では、美術館に立ち寄る行為はほぼ不可能で、美術館に行くために半日以上の間をとられる。美術展を見るために1日かけて見に来るので、あえて遠隔地で交通や地域の活性化を図る。メインとなる美術館から、小規模コレクションを各県立・市立美術館へ貸し出し巡回させる
697		個人（会社員）	美術館・博物館	一部導入されている場所もあるかとは思いますが、すべての博物館（美術館）を「1日入退場自由」として頂きたいです。（企画展なども）素晴らしい作品を見るととてもパワーを使い、一度外に出てリフレッシュし、新たな気持ちで見たいと感じます。再入場をOKとした場合、何が不都合なのか疑問でなりません。（同様の意見を、周りでよく聞きます）そうすれば、館内にあるレストラン等でお昼を食べてまた見よう・・・となって、そこでの収入も増えると思います。（レストランや喫茶室の充実も重要です！）博物館を、ただ作品を見るための場所ではなく、憩いの場になればいいなと感じます。

通し番号	枝番	属性	keyword	意見
698		個人（学生）	美術館・博物館	美術館に関して、フランスを初めとする欧州諸国においては、EU加盟国の大学生以下は入館料無料としている場合が殆どである。芸術に触れなければ芸術に理解を持つ事も無い。わが国においても、日本国内の大学生及び25歳以下の日本国民は国内の国立・公立の博物館・美術館の入館料を無料とすべきではないか。
699		個人（学生）	美術館・博物館	「また、今日、家庭・職場に次ぐ第三の場、精神をリフレッシュし、明日への活力をもたらす場としても博物館は期待されている。」というのは、どのような資料に基づいているのか。また、「多面的な機能を備えた新たな博物館像を形成することが重要」とあるが、博物館に機能を次々と足していくのではなく、博物館が持つ、教育、研究、展示、保存、収集、修復など機能を分析し、理念に沿って適切に運用し、場合によっては機能を限定するべきではないか。市民の支持を得ようとするあまり、博物館の本義を見失っては本末転倒である。多面的な運用にはどういったコストが必要なのか、どのような役割分担を行えば適切な運用となるのか、といった、国家戦略的な視点が必要なのではないか。
700		個人（会社員）	美術館・博物館、新しい公共	NPOという言葉自体に（良きものという）価値判断が含まれてしまっている傾向を感じる。自発性がNPOの本質であれば、P18「一定のテーマに基づいた特色あるコレクション」などは、NPOに親和性が高い（得意である）と考えられる。しかしそれが「新しい公共」の「公共」とマッチするかは別問題である。ゆえにp18「小規模な博物館に対する支援」も結局活動内容や経営体制を個別に評価し、決定していくしかない。
701		個人（団体役員）	美術館・博物館（倫理規程）	ICOMに沿った博物館倫理規定を導入するにあたっては、行政問題への関心が希薄で、活動内容が内在的に行政の意味を問うという社会性に薄かった日本の博物館界のあり方を問い直し、多様な政治的メッセージや表現の持つ毒を忌避せず扱う役割を担うべき施設である事を同時に自覚すべきである。また、地域の美術館に関しては、所謂ICOMによる博物館定義から逸脱しても、例えばソーシャルキャピタル生成の場として機能するような仕組みを導入するために、改正条例モデル等の具体的方法を示されたい。
702		個人（団体職員）	美術館・博物館（専門職員）	教育担当職員についての記述が、学校教育担当者として受けとめられかねない記述となっている。教育担当職員の業務のうち学校教育にかかるとは一部分に過ぎず、館のアウトプット活動全体の中心的役割を担う専門職員と位置づけるべきだと考える。
703		個人（団体職員）	美術館・博物館（専門職員）	研修制度の充実について記述があるが、従来専門的な研修は東京のみで行われてきた。これでは職員数が多い大規模館や首都圏の館の職員が研修を受けやすく、研修を必要としている地方や小規模館の学芸員が参加できない。少なくとも関東と関西の2カ所、できれば各地方で研修を行うべきである。
704		個人（団体職員）	美術館・博物館（専門職員）	教育普及担当者やその他の専門職員は、学芸員（資料の専門家）と同じだけ重要である。それを明確にうたい、雇用条件や業務上の立場が同等である必要があることを明記して欲しい。
705		個人（団体職員）	美術館・博物館（専門職員）	管理部門の専門職員や保存・修復担当の専門職員等についての記述があるが、従来博物館は「学芸員」が専門的業務全てを「つかさどる」存在であった。各専門職員について記述する前提として、これからの博物館は学芸員だけで運営しているという考えは捨て去り、管理部門、教育担当、修復担当など、館に勤める全ての専門職員がチームとして一丸となり館の運営をすすめてゆかなければならないことを明記すべきである。
706		個人（団体職員）	美術館・博物館（専門職員）	教育普及担当学芸員（エデュケーター）の養成に賛成いたします。博物館教育について本質的な議論ができる場、また伝えていける環境が出来るよう願います。
707		個人（団体職員）	美術館・博物館（専門職員）	美術館、博物館のエデュケーター養成について賛成いたします。ミュージアムの教育普及機能が重要であることが、今後日本にも根付いていくべきだと考えます。
708		個人（団体職員）	美術館・博物館（専門職員）	エデュケーター養成について賛成いたします。特に学校教育とは異なる学習観を持つ、ミュージアムでの学びについて私も学んでいきたいと感じています。
709		個人（団体職員）	美術館・博物館（専門職員）	このたびの答申で、博物館の社会的重要性が述べられ、それを担う人材の問題についても触れられたのは大変重要である。博物館に多くのことを期待するのはよいが、しかしそれを担う人材がいなければ、絵に描いた餅である。我が国では、いわゆるハコモノ優先で、もともと博物館の専門職員の必要が十分認知されておらず、その上に昨今の財政難による財政悪化で、職員雇用が困難な館も少なくない。社会的な要請に応えるためには、なによりも専門職員である学芸員の充足が必要である。答申で例示されているいくつかの職種は、職種と言うよりも機能であり、専門職員の養成や配置は日本ではあまり現実的でない。役割分担が可能な学芸員数が確保されることが、それぞれの機能を果たす前提条件であり、むしろそのことを明記すべきであろう。その上で、はじめてさまざまな社会的役割がこなされていくわけだが、本来社会教育機関である博物館が社会において担うべき役割は、まず教育であろう。それを実現するためにエデュケーターの役割が重要であることは世界的に認識されつつあり、答申でも取り上げられているが、しかしそのあり方については博物館界でも議論があり、答申のように「教育担当専門職員」としてしまうことには違和感がある。答申では、博物館と学校との連携の問題としてエデュケーターを取り上げているが、教育は博物館本来の使命であり、学校対応に限らない問題である。従って、その役割は、博物館の専門職員である学芸員が担う、少なくとも学芸員と共にチームとして担うことが必要であり、学芸員とは別の専門職員ないし職種として最初から区別することは適当でない。エデュケーターの役割を担う職員がいることが重要なのである。そのような職員を確保するために国の支援が必要なのは、まず財政的な面であろう。教育普及活動の充実化のための職員雇用補助金を出し、その成果について報告・公表していく、といったことは考えられないだろうか。国立博物館にまずそのような職員を配置し、研修を実施するのもよいが、国の博物館と他の博物館は上下関係にあるわけではないので、むしろさまざまな博物館が職員を充足させ、その成果を共有していくことが望ましい。また、なんでも国が制度を作り実施するのは好ましくないもので、将来的には、博物館協会が担う役割も重要だと思われる。
710		個人（教職員）	美術館・博物館（専門職員）	エデュケーターはじめレジストラやアドミニストレーターなどのポジションが博物館の専門職としてみなされることは、今後日本が国際社会で博物館分野で同等の仕事をしていくためにも、まずは博物館のもつ人材・環境の必須要素として整えておくべきことで、今後も重要になってくると思います。大いに賛成です。

通し番号	枝番	属性	keyword	意見
711	1	個人（公務員）	美術館・博物館（専門職員）	教育担当専門職員（エデュケーター）の配置について 美術館における教育普及的活動の専門性が、学校との連携のみで語られている点に疑問を感じます。この名称は現実に即して「教育普及の専門性をもつ学芸員」に変更し、「教育普及の専門性をもつ学芸員」の常勤職の配置と教育普及担当学芸員になる人材の育成（職業人も学ぶことのできる大学院レベルでの博物館学、博物館教育学のコースの設置）を望みます。学校との連携は博物館活動において重要な活動ではありますが、教育普及担当学芸員の仕事の一面でしかありません。例えば、教育普及活動を進めていくには外部との連携のための渉外業務やアドボカシー的活動が多くあり、その背景がなければ本当の意味で「学校との連携」も続きません。つまり地域コミュニティとの連携や、生涯にわたる学びのあたらしい提案など博物館の社会の中での役割の可能性を探る、博物館学的な、もしくは公共文化政策的な視点の専門性が必然的に求められます。学校対応というのは、重要であります外部の方に説明するわかりやすい仕事例の一つでしかない、ということです。学校教育のフォーマルエデュケーションに対して、博物館が担う生涯教育つまりインフォーマルエデュケーションが学校連携とともに多様な活動を形成すること自体が、博物館の重要な使命であり、博物館の現場が必要としているのは、教育普及活動の専門性があり、そうした視点を持って職務が遂行できる「学芸員」ではないでしょうか。学校の対応専門の職員が来て、既存の業務とのコラボレートが難しく、博物館の可能性を十分に活用できないと感じます。この「教育担当専門職員」という名称で博物館での教育活動が学校対応の文脈のみで書かれたことによって、将来にわたって博物館における教育分野の専門性への認識が「博物館での教育の専門性＝学校対応のため」と固定化されてしまう恐れもあると思います。これは、もっと大きな「博物館の学びの場としての可能性」を狭めてしまうことにもつながりかねません。今、博物館・美術館に必要とされているのは、パブリックに対して、学びのデザインができる「学芸員」です。つまりそれは通常のオーソドックスな学芸員業務をするなかで博物館の学びのありかたを考えられる専門性を持ち、担当として積極的に対応できる人材です。今そうした機能を多くの非常勤学芸員になっています。なぜなら、学芸員の専門性は第一義的に美術史や歴史学や自然科学の専門性であると考えられ、その基礎となる専門性の上に博物館学や博物館教育の専門性を持っていても、教育的活動が博物館活動の中で下位におかれているため、非常勤程度でできる仕事とされているからです。
711	2	個人（公務員）	美術館・博物館（専門職員）	そうしたヒエラルキーが現状としてある中、多くの非常勤学芸員が常勤と同じ勤務時間数をサービス残業としてこなし、増え続ける学校の対応や外部からの要請にこたえています。こうした現状を変え、多くのそうした教育分野にも専門性を持つ非常勤の職員を常勤として配置するべきだと考えます。常勤の学芸員が教育分野の専門性を持って仕事を担うことで、博物館業務の中での教育活動の重要性が再確認されることにつながります。「教育担当専門職員」という名称の問題は、さらに具体的に指摘できます。「教育担当専門職員」を増員すべきという政策が示され、それを地方公共団体の行政官が耳にした場合、その対応として、退職後の先生を再任用で博物館に配置すればいいだろうという話にまざるのではないのでしょうか。「教育」という言葉を使った時点でまず「学校教育」が想定されるからです。そうすると近代学校教育観をもった退職後の先生が3年ごとに博物館に配置され、学校とはかなり文化の違う職場になかなか馴染めず他の学芸員とはコラボレートするようなプロジェクトは難しく、やっと慣れてきた3年目にはまた次の再任用の退職後の先生がやってくるということになる可能性が高いとも思います。ご存知のようにすでに、この「〇〇専門職員」という名称は、地方自治体の再任用の職名になっているケースがありますので「教育担当専門職員」という名称は、再任用の職名としてすなりと地方自治体の人事には理解されやすく、余計そうした人事配置がなされる可能性があります。しかしそうした人事では、従来の研究や展覧会を活かしつつ博物館ならではの学びをデザインしたり、長期的な視野を持って新しく地域コミュニティでつながりを構築したりといった未来の方向性を見据えて行くような仕事を求めるのは難しいのではないのでしょうか。あくまでも博物館を現場にした教育活動をデザインできなければ意味がありません。この報告の文章を読む限り、教育担当専門職員は欧米においては、エデュケーターでなくmuseumteacherにあたると思います。また、欧米では90年代には、ミュージアムでは「Education」より「Learning」が好んで使われるようになり、つまり、上から授ける「教育」から本人の主体的な「学び」へと考え方が変化しました。それは今フィンランド方式とよばれるような、学び手中心の教育観に変化してきたということが背景にあります。この21世紀になった今の時点で、新しく文化政策に盛り込むという状況を考えてみると「エデュケーター」や「教育担当専門職員」という名称は過去の近代学校教育観を漂わせてしまうような感じもしますし、新しい専門職名をつけて配置するよりも現在現場で働いている多くの非常勤の教育普及担当学芸を常勤職にする方向性や養成が望まれ、「教育普及の分野にも専門性を持つ学芸員」を増やすことが現場に即していると思います。
712		個人（その他）	美術館・博物館（専門職員）	博物館法においては館長と学芸員を置くことが定められているが実際に博物館美術館を運営していくにはミュージアム・プロフェッショナルとよばれるキュレータのほかにも、提案のレジストラ、エデュケーター、コンサバターをはじめ専門的職掌をもった人材を充てていかなければならない。私は米国でミュージアム・スタディーズを修めたが、その中心は館のマネジメントにあった。ハコモノではなく、生きていく活動の場であるという観点で丸投げの指定者管理ではなく設置者が自らが潤沢な運営予算をもち、すぐれた人材をおくことからはじめてほしい。国立博物館は博物館法には縛られないが、その立場は日本の旗艦にあたる。ベストプラクティスを実現し、見本を示してほしい。どの館も、ミュージアム・アーカイブズを設置すべきである。これは文化資源の利用のためのアーカイブ化と言う意味ではなく、館のアイデンティティのため、その歴史を尊重し、説明責任を果たすべくその運営記録を保存、公開すべきである、という意味である。そのためにミュージアム・アーキビストを養成し、配置することを提案する。
713		団体（(財)日本博物館協会）	国家補償制度	国公立博物館を対象とする美術品の国家補償制度の創設について 博物館の重要な事業である企画展・特別展は、経費削減の中で実施が厳しい状況にあります。特に、保険料が大きな割合を占める場合は実施不可能、あるいは規模の縮小を余儀なくされることになり、「審議経過報告」においても美術品の国家補償制度の「法制度化を実現することが急務」と述べているとおり、一日も早い創設を強く希望します。その際、適用対象が設置主体によって限定されることなく、国公立を問わず通用されるよう要望します。
714		個人（団体役員）	国家補償制度	美術品の国家補償制度の速やかな導入については、審議経過報告に示されている通り、一刻も早く実現すべきである。
715		個人（団体役員）	国家補償制度	一定の展覧会において、美術作品等への保険に代わる国家補償制度の導入を早期実現を目指して進めることに賛成する。どの程度の作品に対して適用を行うか、具体的に答申されたい。
716		個人（研究者）	国家補償制度	国家補償制度 基本的に同意する。文化芸術競争原理が働かない状況では、国による関与は必要であるとする。ただ、文化財を鑑賞する利用者も応分の負担をすべきであるとする。一海外からの文化財の展示会の入館料は高めに設定されているが、その際の入場者数のデータを分析する必要がある。
717		個人（大学教職員）	国家補償制度	「美術品の国家補償制度」を速やかに導入する これは是非あってもらいたいですが、その前に、上記の制度を使うような海外から主要作品を借用して開催される大規模な展覧会のほとんどは新聞社等のマスコミの事業部によって成立している現実を直視しなければならない。経済状況が厳しくなっている新聞社がこの先どのくらい、同様にこれらの大規模展覧会を実施する経済力を担保できるのか。また、昨今は、経済性を重視するあまり、大勢の観客を容易に集められる印象派などの特定のジャンルのアートの展覧会が乱立している。長期的には、経済的にも運営的にも新聞社等マスコミに頼りっきりの国立美術館での企画展のあり方についても再考するべきではないか。

通し番号	枝番	属性	keyword	意見
718	1	個人（大学教職員）	国家補償制度、子ども（芸術教育）	美術品等貸借の国の支援は大変に歓迎されることです。しかしその際、補償の社会的認知と活用が重要であると思います。具体的には、①美術品の国家補償制度の社会的告知②鑑賞教育への展開です。以下、①②について詳細に述べます。 ①美術品の国家補償制度の社会的告知 国家予算を使用して美術品を補償するのですから、その意義を国民に伝え理解してもらうことは必要不可欠です。そのために日本の展覧会の独特の事情を考慮に入れた方法を提案させていただきます。それはこの事業を文化庁の機関誌やHPのみならず、新聞社やテレビ局とタイアップして告知することです。日本において美術展は新聞社やテレビ局などのマスメディアが主催することによって発展してきました。このような展覧会マネジメントは戦前から存在し、戦後多様に展開され現在に至ります。現在でも多数の入場者数を獲得する多くの展覧会がマスメディア主催であることからわかるように、日本の主要な展覧会のマネジメントや経費は、マスメディアが担ってきたものが数多く存在します。美術品の国家補償の主要な対象になるのは、海外所蔵品を展示する海外展です。海外展は戦後新聞社によって数多く手がけられてきました。そのノウハウも新聞社の事業部に蓄積されてきました。そして、補償が行われるとすれば、補償対象の展覧会にマスメディアが関わっているということも多分に考えられます。そこで、国がなぜ展示品の補償をしたか、展覧会の意義はどのようなところにあるか、さらには出品作品の芸術的価値などを、マスメディアの協力を得て事実報道として扱うことを前提に報道してもらおうのです。
718	2	個人（大学教職員）	国家補償制度、子ども（芸術教育）	②鑑賞教育への展開 国家補償のもとで開催された展覧会は、日本で公開される意義が認められた展示であると考えられています。そのような展示を小中高の鑑賞教育に積極的に導入することを提案させていただきます。美術作品の鑑賞教育は近年芸術教育において重視されるようになってきた領域です。この事業の予算配分も含めた議論を期待します。オリジナル作品の展覧が難しい地方の学生には、展覧会に関連した視聴覚教材も活用します。そして、その展示について子どもたちの感想や教育効果を蓄積します。それは、芸術教育の事業評価の参考にもなります。このような教育のメソッドの構築にはさらなる吟味と予算も必要になってくると考えられます。 最後に上記①②を配慮することによって期待される効果を述べます。それは、国民に文化行政の意義を伝え、国家文化支援の具体的な事業評価として活用ができ、そして今後の文化予算にも反映し得るということです。文化庁から文化省への働きかけの一步になるかもしれません。
719		個人（団体職員）	文化財	文化財情報の集積は、文化財の防災体制の立案や設備のために不可欠である。指定の有無を問わず、日常的に文化財情報の収集を行うとともに更新し続けるためには、子どもを含めた住民参加による文化財調査や観察が有効である。当法人では、携帯電話とGPS機能を組み合わせた文化財ハザードマップ作成のノウハウを有しており、一部の地域で文化財ハザードマップを試作しているが、このような取組を全国的に広げてはどうか。「国民の文化財保護に関する理解の増進」のためにも、単なる鑑賞や親しむ活動よりも参画意識を高めるものとなると考えられる。
720		個人（団体役員）	文化財	民俗芸能に限って言えばその多くが地域共同体的なものですから様々な外的条件の変化の影響を受けます。限界集落になり共同体が崩れていく、加えて少子化により後継者がいなくなる。生活環境の変化などなど問題山積です。当然これまで国指定重要無形民俗文化財の指定を受けた貴重な民俗芸能もすでに存続の難しいものも出てきております。そういう現場をどうしたら良いのか。支えてきた共同体が崩れてしまったので自然淘汰でやむを得ない、せめて現在継承しているものだけでも調査し、記録に残しておく、あるいは学校と協力して子どもたちに取り組ませよう、いやもっと地域を拡げて周知させ地域振興の観光資源として活用しようなど様々な意見が出て既に多様な取り組みもされています。それはそれとして文化芸術立国を目指す国としての基本姿勢はどの様に考え、どういう支援が可能なのでしょうか。調査記録に関してアーカイブ構築の促進、積極活用策などが挙げられておりますが、無形の文化財を支える伝承者への支援とは具体的にどのようなものなのでしょうか。
721		個人（団体役員）	文化財	私が所属する協会では民俗芸能の後継者育成の必要性を痛感し、「全国子ども民俗芸能大会」を主催し、東京で毎年開催しております。今夏で12回目を迎えます。47都道府県の教育委員会を通して毎回全国から70団体前後の推薦（応募）がありますが、年1回の公演しか出来ませんのでその中から8団体を選出して発表してもらっています。尚、この応募には近年、国が文化政策として行っている「伝統文化こども教室」の成果として応募してくるグループが多くなりました。このことはこの助成が子ども達に民俗芸能を伝える好機となり、成果が上がっていることを喜ぶべきことだと思えます。そしてその成果を榎舞台で披露したいという思いが当然起きて多数の応募になるのですが、残念なことに私共協会が開催するこの公演には国の助成は全くないのです。この窮状は現在日本財団の助成金でかろうじて救われておりますと、当協会の役員、スタッフ共々最低賃金で志を持って大部分を協会内でやりあげますので続けられていますと自負しておりますが、限界も近づいているのも事実です。入場無料とあって観客はほぼ満員で全国の民俗芸能を担う子ども達を励ましたり、逆に元気をもらったりしています。願わくはこの公演を文化政策を語る方達や、所管である文化庁の方々に見ていただきたいと常に思っています。民俗芸能の関連団体である全国民俗芸能保存振興市町村連盟（全民連）も厳しい現状です。市町村の合併もあり加盟市町村が減ってしまいました。現在事務局が板橋区役所内にあり、区の職員の方々が携わって下さっている為、続いているのです。この様に民俗芸能のための歴史を有する団体も政策の上でもっと有効に活用すべきではないでしょうか。NPO法人など民間団体が主体となって実施する活動に対しても国として積極的な支援が必要であると書いてありますので、少しは期待できるのでしょうか？また、企業などのメセナも現状の日本では大変厳しく企業に利するものしか聞てもらえない状況です。最近読んだ井上ひさ氏の「ローニヤ紀行」で知ったのですが、イタリアの銀行法では最終利益の49%以上を地域の文化やスポーツに還元するように定めている。つまり純益の半分は銀行が取っているがあの半分は公共へ戻しなさいということになっているということでしょうか。地域の人たちからできるだけたくさんお金を預って出来るだけ儲ける。そして儲けの半分を公共へ還す。それを支持する地域の人たちがいっそうその銀行を最良にしてまたお金を預ける。ーそういう公共心の循環がコロッセオやダ・ヴィンチの絵やスポーツを支えているというのです。日本の企業はこの様に自分達が立つ地域を愛し育てることが出来るのでしょうか。
722		個人（公務員）	文化財、寄附税制	私は、山梨県甲州市の文化財審議委員をしております。市内には市の財政規模を上回るほどの多数の文化財があります。その維持・保存は市民にとって大きな負担になりつつあります。ある神社の隋神門の解体修理があり、宮もと各3万円、それ以外は各自判断、建設委員は10万円以上、建設委員長は100万円などです。県指定であります。が、県の財政状況の悪化に伴い、県の補助金の総額と補助率が下がって来ております。当然ながら市の補助金も県に連動して少なくなって来ております。全国的に見ても文化財に対する補助金を全面的になくしたところもあるほどです。そうした中、農業を中心とした地域の経済も低迷している状況では、これ以上地元住民に負担をかけるのは困難だと思われまます。負担が困難だから、氏子を抜けるという話も聞きました。これでは地域社会の崩壊につながるのではないかと危惧しております。財政豊かな寺社もありますが、多くは地域住民が守っている寺社が大多数だと思えます。そこで、「審議経過報告」の中にも書かれておりますが、今後は文化財の修理・修復に関する寄附に対する税制上の優遇措置の確立をお願いいたします。欧米では博物館等の運営が寄附で成り立っていると聞きます。国、県、市が税金から補助金を出すシステムから、個々の市民が社会を豊かにするために寄附し、国が税制上の優遇措置を設けるシステムに移行すべき時期に来ていると思います。

通し番号	枝番	属性	keyword	意見
723		個人（会社員）	文化財	伝統工芸に携わっているものとして今回の報告書は心強いものとして受け取りました。このようなことが国の予算として反映され実行に早急にうつされていくことが重要だと考えます。個別意見として無形の文化財又はその技術を継承することは、そのものに直接かかっている自分としては急務を要することと考えます。生活様式の変化がという言葉で、片づけられませんが、木と紙の文化である日本は西洋とは多少なりとも状況が違うのではないかと考えます。報告書の中でも記載されてました各省庁との連携を密にとつていただいて縦割り行政の壁を文化庁が先頭して取り払っていただきたいと考えます。特に思うのは農水省との連携です。技を継承したくても道具の調達ができなくなってきています。宅地開発等によって自然の育みの中から調達してきたものができなくなってきています。何とかこの現状を国の政策として取り組んでいただきたいものです。現在、伝統工芸と言われるものは急速に縮小しつつあります。われわれの業界でも技を継承する人間はここ数年でいなくなると考えています。何とかこの現状を打開しなければならぬのですが、しかしながら、それを止める有効な手立ては見つからず、ただ果然とその状況を眺めてるだけというのが現状だと思います。実のあるものになるよう、また早急に実行されていくことも合わせて切に望みます。
724		個人（その他）	文化財	文化財修復は戦火を超えて自国の文化の復興を支援する行為であり、その最末端において多くの労働者がかかわる。一部の専門的指導者だけでなく、なるべく多くの日本人が日本の国際貢献の現場と他国の文化財復興を共有して税の使途を未届け、かつ有益な国際交流と平和の構築に寄与するために途上国の言語学習の機会を図書館などに常備し、かつ、自治体図書館の国際化を図るべきである。書籍の電子化において、書物、特に活版印刷による時期の書籍は近年崩壊の危機にあり、これらの修復も一つの技術となっている。
725		個人（団体役員）	検討課題（第2次方針F U）	第2次基本方針の実施状況の評価を行うこと、とあるが、そもそもそれを行わずに第3次方針を議論しているということに大きな疑問を禁じ得ない。3月の文化政策部会で配布された吉本光宏委員の資料でも、第2次基本方針について数値的な検証ができるか難しいという指摘がされている。こうしたことを繰り返さないために何が必要なのか、専門の部会を作り、民間企業等からの人材により徹底的に取り組むべきである。
726		個人（学生）	検討課題（第2次方針F U）	・第二次基本方針の評価ははじめ、現時点での文化庁の文化政策が何を達成し何が課題なのか、現状分析と評価（自己評価および第三者評価）を明らかにすることを望みます。それを踏まえずに今後の重点課題等をきちんと議論できるのか疑問です。 ・各分野ごとに言葉の使い方や定義にずれがあるように読めるので、それについてもすり合わせるか、でなければ定義を明らかにして記載することを望みます。
727		個人（自営業）	検討課題（著作権）	今後の検討課題に関して、行き過ぎた著作権保護論に関して検討を深めて欲しいです。私は無償の創作活動をしていますが、何度も何度も著作権に関して意見を頂きます。少し有名な作品のパロディ要素を入れたら、著作権法違反だから削除せよなどといった具合のものです。酷い時だと「マツモトキヨシと書いたから著作権違反なので伏せ字にせよ」等といった著作権法を理解しているとは思えない抗議まであります。著作権保護を訴える活動や団体が多くあるのは存じておりますが、著作権というものがどういう権利かを広く「正しく」伝える活動や団体が皆無だと思えます。著作権所持者の財産権保護だけを訴えて表現の自由等のほかのより根本的な権利に対する配慮を訴えないことは日本の文化芸術活動の原動力となった自由さ、大らかさといったものを如実に失わせていると感じる所です。日本の文化政策を考える上で、表現の自由などを守る体制をつくりで自主的な新しい創造を活性化させていくことこそが財政などの支援よりもはるかに重要な根幹部分なのではとも思えます。ここまで花開いた日本の文化は財政の金額ではなく自主自由さで出来上がったものだからです。著作権関係に関する不周知や団体による偏った保護論に対しての説明に私が使わなければならない時間の浪費は、さしあたりの創作活動にとっての大きな損失となっています。私の故郷で地域に密着した盆踊り大会が10数年前までは盛んだったのですが、著作権保護団体の活動が酷くなってからは曲の数も減って閑散としたものになったのを思い出しました。「アラレちゃん音頭」の人氣が高くどんどん流れて多くの人が踊りの輪に参加していた頃は、「著作権意識」が浸透してきた今よりも暮らしの文化は盛んだったと明らかにいえます。このような私の身近な事例を踏まえて、今後の日本の文化芸術活動のあり方を悲慘なものにしかねない大問題が著作権だと主張します。著作権保護違反の恐れがあるといわれるだけで、その主張の正当性を問わずに多くの日本人は文化芸術活動を取り下げてしまいます。訴訟を起こす財力や法律知識のある権利者に偏った著作権保護論は排除すべきです。文化芸術活動がお金を生み出すこともあるというのではなくてお金のために文化が役に立つなどという本末転倒な方針が台頭しかねないからです。ぜひ、著作権について本格的な検討をお願いします。
728		団体（(社)日本芸能実演家団体協議会）	検討課題（芸術家の社会保障）	実演芸術の担い手である実演家等の就業実態は、雇用されているオーケストラなど一部を除き、その就業期間は不定期で断続的、時間は分単位から半日を超えるものまで不定形、かつ不特定多数の使用者のもとで活動するのがほとんどです。そのため仕事が無い場合は、臨時の仕事でつなぐか失業状態で、病気になったら収入を得ることが出来ません。また、仕事の怪我でも契約内容が曖昧で治療費が補償されたケースは少なく、所得補償に至ってはほとんどありません。このように固有の環境で就業する実演家等の社会的な地位を確かなものとするために、事業主体と実演家等と共通認識となる契約ガイドラインを作成するなど円滑な契約関係を醸成する取り組みや、実演家等に関わる仕事上の災害に対する補償など被雇用者の社会保障の適用などを含め独自の社会保障制度の可能性を2011年度から研究に着手することが必要と考えます。
729		団体（日本児童・青少年演劇劇団協同組合）	検討課題（芸術家の社会保障）	舞台芸術に関わる実演家の社会的保障の有り様を早急にご検討いただきたいです。昨年の新型インフルエンザの流行では多大な被害が生じました。現在も口蹄疫による演劇教室等の中止が相次いでいます。劇団、俳優には補償のすべがありません。一部、雇用関係を持つ劇団・団体において中小企業緊急雇用安定助成金が適用されたのみです。労災についても改善が急がれます。
730		団体（(社)日本芸能実演家団体協議会）	検討課題	文化芸術活動の実態把握について 第二次「基本方針」において「文化芸術の振興のための基本的な政策の形成や、各施策の企画立案及び評価等に資する基礎的なデータの収集や各種調査研究の充実を図る」と明記されました。さらに『文化活動に関する統計・データの現状に関する調査』（平成19年3月）がまとめられましたが、文化庁として具体的な取り組みはほとんど実施されていません。文化芸術活動の実態把握は、文化芸術政策の形成とその評価に不可欠であり、政府統計の活用、独自調査の実施、民間団体の調査研究の連携づけなど、文化庁として調査研究の方向性と枠組みを具体的に研究する必要があります。
731		団体（(社)日本芸能実演家団体協議会）	検討課題	基本方針はこれまで概ね5年を目途に定められてきましたが、今回の政権交代が行われましたので、第三次基本方針は新政権として速やかに策定されることを望みます。設定が可能な施策の達成目標や改革等の工程スケジュールの明示が必要と考えます。

通し 番号	枝 番	属性	keyword	意見
732		個人（団体職員）	検討課題	文化政策部会の審議は、劇場法の成立や、基本法の展開などを経て、行政が推進する‘日本の将来像’に大きな影響をきつと及ぼします。大きく広く深く長い視野と希望を持って、議論を重ねていただくよう期待します。数世紀の時間を経て、そのときに生きている人々の意識の中に残るのは、芸術作品で影響された人々の価値観であるし、美意識であるとおもいます。それを今流行の言葉で言えば、創造性なのだと考えています。前提となる価値観や意識が形付けられることで、日本の具体的な人、もの、金づくりが大きく影響をうけ、日本の将来像に結びついていく。芸術文化が発信され続けることで、世界の中での日本の位置づけを決定付けるものになるのではないのでしょうか。
733		個人（団体職員）	検討課題	情報社会の展開とともに欧米のIT先進諸国では、莫大な予算のもとで膨大な文化遺産のデジタル化が進み、同時にデジタルによる情報発信が展開されている。今後この趨勢はますます加速されるだろう。日本でも、情報社会と文化政策の関連性を考えるべきだと思う。
734		個人（芸術家）	検討課題	全く異論はございません。慎重かつ繊細な審議を期待いたします。
735		個人（芸術家）	検討課題	文化芸術は、いかに短い間でも、ひとたび途絶えれば大きな断絶を生み、取り返しのつかない打撃を受けることになります。文化予算を始めとする我が国の文化芸術状況は、予断を許さない脆弱な状態にあります。広く深い調査審議の、早急かつ具体的な実現、また十分な経過報告を、求めます。